

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、

墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究

令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 横田 睦

令和5(2023)年3月

目 次

1. 火葬場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査（森山）	1
1-1. アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況	2
1-2. 火葬場の遺体安置について	3
1-2-1. 遺体の安置の状況	3
1-2-2. 遺体安置の利用	11
1-2-3. 遺体安置の受け入れ条件	17
1-2-4. 遺体安置の管理上の基準（衛生基準）	17
1-2-5. 遺体安置設備の整備	21
1-3. 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の運用状況について	23
1-4. 火葬場の状況について	25
1-4-1. 本アンケートの対象とした火葬場の概要	25
1-4-2. 対象火葬場の火葬炉について	27
1-4-3. 動物炉、汚物炉について	31
1-4-4. 受け入れる棺の許容サイズ	32
1-4-5. 火葬炉の経過年数	35
1-4-6. 令和2年度の火葬件数、稼働日数等について	36
1-4-7. 火葬場の火葬処理状況について	42
1-5. まとめ	47
2. 施設見学・施設事業者_担当者へのヒアリング（横田・吉岡・小松・森山）	55
2-1. 「運営主体：あなたを忘れない 株式会社」「施設名：想送庵カノン」	57
2-2. 「運営主体：株式会社 ハース・ジャパン」「施設名：東京営業所（蒲田安置所）」	75
2-3. 「運営主体：株式会社 吉澤企画」「施設名：ステーション町田」	87
2-4. 「運営主体：株式会社 ニチリョク」「施設名：ラステル新横浜」	97
3. 葬儀場（遺体安置施設）アンケート分析結果（横田）	109
3-1. 「調査票記入者について（フェイスシート）」	109
3-2. 【設問1】御社全体における 直近3年間の葬儀施行件数	112
3-3. 【設問2・3】御社における 葬儀場の運営	113
3-4. 【設問4・5】葬儀場の所在地等・竣工年月日	117
3-5. 【設問6】葬儀場の付帯設備・機能等	118
3-6. 【設問7】葬儀場の（遺体の受け入れ）規模・体制	121
3-7. 【設問8・9】遺体の安置	124
3-8. 【設問10】遺体安置施設に安置される遺体について	129
3-9. 【設問11～15】遺体安置施設の概要	132
3-10. 【設問16】遺体安置施設の整備予定	136

3-11. 【設問 17】 業務上利用されている火葬場について	137
3-12. 【設問 18】 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、 搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の運用状況について	138
4. 葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究（小松）	149
4-1. はじめに	149
4-2. 条例による規制例	149
4-2-1. 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	149
4-2-2. 練馬区まちづくり条例	151
4-2-3. 地域力を生かした大田区まちづくり条例	153
4-2-4. 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例	158
4-3. 指導要綱等による規制例	160
4-3-1. 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱	161
4-3-2. 荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱	164
4-3-3. 新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱	168
4-3-4. 文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱	172
4-3-5. 千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱	177
4-3-6. 成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱	181
4-3-7. 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱	185
5. 海外の葬祭場等を規制する法令等の調査報告（横田）	191
5-1. はじめに	191
5-2. オーストラリア・南オーストラリア州「埋葬及び火葬に関する法（2013年）」に基づく「埋 葬及び火葬に関する規則（2014年）」	194
5-3. イギリス「埋葬法」	200
5-4. オランダ「埋葬法（BURIAL LAW NETHERLANDS 2018）」	204
5-5. アメリカ合衆国・オハイオ州「葬儀法」	208
5-6. 台湾「殯葬管理法」	216
6. 総括一まとめ	223

以 上

1. 火葬場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査

今回のアンケートでは、厚生労働省科学研究事業として、火葬場における遺体安置に関するお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにあつて、主に公衆衛生面で火葬場におけるご遺体の取扱いのあり方を考えるための基礎資料とすることを目的として施行した。

施行期間 2022年2月1日～3月4日

回答数 326通（発送数 501通、回答率 65.1%）。

本報告の構成は以下のとおりである。

（本報告の構成）

- 1 アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況
- 2 火葬場の遺体安置について
 - (1) 遺体の安置の状況
 - (2) 遺体安置の利用
 - (3) 遺体安置の受け入れ条件
 - (4) 遺体安置の管理上の基準（衛生基準）
 - (5) 遺体安置設備の整備
- 3 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚労省・経産省）の運用状況について
- 4 火葬場の状況について
 - (1) 本アンケートの対象とした火葬場の概要
 - (2) 対象火葬場の火葬炉について
 - (3) 動物炉、汚物炉について
 - (4) 受け入れる棺の許容サイズ
 - (5) 火葬炉の経過年数
 - (6) 令和2年度の火葬件数、稼働日数等について
 - (7) 火葬場の火葬処理状況について
- 5 まとめ

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、

墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究

令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 横田 睦

令和5(2023)年3月

厚生労働行政推進調査事業費補助金
厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究
令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 横田 睦
令和5（2023）年3月

1. 研究の目的

現在、我が国は超高齢社会であることから、死亡者が年々増加しており、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化する場合があるなど、遺体のままの形での管理が珍しいことではなくなりつつあり、結果、公衆衛生上の問題が生じる可能性が高まっている。

このことは、今後20年間、毎年15,000人も死亡者数が増加していくことが想定されている一方で、火葬場の老朽化が進み、新規整備には10年単位の長期間を要することが多いことから明らかである。

このような状況を受け、近年では遺体の増加に対応するために、火葬までの期間、遺体を衛生的かつ安全に管理するための「遺体安置施設」の運用・管理の重要性が増している。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症を機に、強い感染力を有する感染症により自宅等で不慮の最期を迎えた場合における遺体の取り扱いについては、二次感染のおそれがあることから、とりわけ配慮すべき課題があることが浮き彫りになった。

たとえば、東京都では、「都内の医療機関で、新型コロナウイルス感染症によって亡くなった方の遺体」又は「PCR検査待ちの方の遺体」専用の共有遺体安置施設を都内某所に緊急に用意し、医療機関から共有遺体安置施設まで迅速に遺体を移送できるような仕組みを構築することで、新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の遺体で病院の病床が埋まるリスクを回避したところである。

他方で、現行の墓地埋葬に関する法律では、人が死亡してから埋葬・火葬されるまでの間の遺体の取り扱いについては、基本的に国レベルで明確なルールがない状況である。

かかる状況下、大阪市住吉区の家屋を民泊に利用している業者が民泊施設で遺体を一時的に預かることを繰り返し、近隣住民とトラブルになり、市は現在、関連する指導要綱の策定を検討している状況である。この他、川崎市では、火葬前の遺体を預かる「遺体保管所」の開設計画をめぐる、事業者と近隣住民の論争が巻き起こっている。住環境の悪化を不安視する住民側は、開設反対を求めて署名活動を展開されている。

こうした背景から、幾つかの地方公共団体では、住民からの要望等を背景として、遺体を安置する施設に関して既存の「まちづくり条例」にて規制の対象となる施設に再定義を行ったり、新たな条例、規則・要

綱などを策定し、対応する、というような状況が顕われつつある。こうした現状について、本研究では、包括的に検証を行い、今後、検討をするべき課題などを抽出・整理をした。

そこで本研究では、公衆衛生上の観点から、国内外における遺体の取扱いの状況について明らかにするために、国内外の関連施設の運用事例及び関連ルール等の実態・現状を調査するとともに、関係者からの詳細な意見を聴取し、その実態・現状を踏まえた上で課題への対応に資する方策を検討することを目的とした。

なお、この報告書でいう「新型コロナ ウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」は「令和2年7月29日付 厚労省・経産省」のものであり、この調査施行以降、累次の改定がされていることはお断りしておく。

2. 研究者

研究代表者	公益社団法人 全日本墓園協会_理事・主管研究員	横田 睦
研究分担者	虎の門法律事務所_弁護士・法律事務所パートナー	小松 初男
	特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会_主任研究員	森山 雄嗣
研究協力者	総合ユニコム 株式会社「フューネラルビジネス」編集人	吉岡 真一

3. 研究の目的・方法

本研究において、人が死亡してから火葬されるまでの遺体の取扱いの現状、問題点を把握した上で、対応策を検討し、取りまとめる。自治体や葬祭事業者等、当事者に取りまとめた成果物を示すことより、その適切な対応が得られることが期待できる。

研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法 及び 分担者名

1 本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地埋葬に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者、公衆衛生・環境に関する専門家、墓地埋葬法・墓地埋葬制度の専門家及び法制度・判例研究の専門家の研究分担者2名、計3人をコアメンバーとする研究班を研究開始時に発足させ、火葬場関係者、葬祭関係者、自治体関係者、消費者団体等各方面の専門家の意見を踏まえ、検討を進めた。

2 本研究では、上記研究会の下で、以下のとおり地方自治体（火葬場）関係及び葬祭事業者関係の分野について調査を実施する。

(1) 地方自治体（火葬場）関係（担当：森山・横田）

ア 地方自治体（火葬場）に対するアンケート調査

「遺体安置施設」等遺体取扱いの関連施設の検討をすすめる上で、極めて深い関連性を有する火葬場について、火葬受入れ数、待機せざる得ない場合の日数、その「待機日数」改善のために考えられる方策の有無、当該火葬場について受入れ対応可能数（受入れ限界）の実態について調査を行った。

調査の対象とした火葬場については、衛生行政報告例で示されている「恒常的に使用されている」火葬場のうち、特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会における火葬場の実態調査実績を踏まえ、遺体安置施設を保有している割合が多い火葬炉 4 基以上の国内の約 500 箇所の火葬場について、その全てに書面によるアンケートを実施した。

(2) 葬祭事業関係（担当：小松・横田）

ア 「遺体安置施設」という歴史の新しい施設を含めた遺体取扱いの関連施設の現状を認識・把握するために、ヒアリング調査を実施する。その結果を踏まえ、その他「遺体安置施設」を運用している火葬場（＝地方自治体）、事業者などからヒアリングを行い、当該施設の遺体受入れ体制や運用に着目し、類型化を図り、課題・問題点などについて整理。

イ 関係者を交えたアンケート調査を通じた実態の把握

上記「ア」で行ったヒアリング調査を踏まえ、「アンケート」調査票を作成する。そして我が国での「遺体安置施設」の現状・全貌の把握するためにアンケート調査票を発送する。発送先・調査対象は、「遺体安置施設」等、遺体取扱いの関連施設関係者（例えば、葬祭事業者、施設運営事業者、医療従事者、地方自治体、消費者団体等）も交え詳細に検討し、実態を的確に把握する。調査対象とする数は前述の火葬場の調査数に合わせる抽出を行うことを目標とした。

業界団体等から調査協力依頼を通して 3 割程のより多い回収を目指す。調査項目には、施設の収容規模（収容可能遺体数）、保管期間、棺（遺体）の具体的な管理（安置）方法、新型コロナウイルス等感染症に感染した遺体の取り扱いについて留意している点などを挙げる事が出来た。

ウ 法令等調査

関連する条例や海外の法令を調査し、整理した。

(3) 成果物（担当：横田・森山・小松）

(1)及び(2)の結果の解析・取りまとめを通じて、人が死亡してから火葬されるまでの遺体の取扱いの現状等を把握した。もとより遺体の取扱いについては、地域の慣習や住民の宗教的感情等によって異なることから、こうした課題への対応自体は、各々の地方公共団体で地域の実情に応じ検討がなされるべきものであり、あるいは葬儀事業社における自律性ある対応が求められるが、そうした検討にあたって参考となるものを取りまとめた。

取りまとめた報告書を葬祭事業者や火葬場等、事業者に周知することにより、その適切な対応の促進に資することが期待できると考えている。

目 次

1. 火葬場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査（森山）	1
1-1. アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況	2
1-2. 火葬場の遺体安置について	3
1-2-1. 遺体の安置の状況	3
1-2-2. 遺体安置の利用	11
1-2-3. 遺体安置の受け入れ条件	17
1-2-4. 遺体安置の管理上の基準（衛生基準）	17
1-2-5. 遺体安置設備の整備	21
1-3. 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の運用状況について	23
1-4. 火葬場の状況について	25
1-4-1. 本アンケートの対象とした火葬場の概要	25
1-4-2. 対象火葬場の火葬炉について	27
1-4-3. 動物炉、汚物炉について	31
1-4-4. 受け入れる棺の許容サイズ	32
1-4-5. 火葬炉の経過年数	35
1-4-6. 令和2年度の火葬件数、稼働日数等について	36
1-4-7. 火葬場の火葬処理状況について	42
1-5. まとめ	47
2. 施設見学・施設事業者_担当者へのヒアリング（横田・吉岡・小松・森山）	55
2-1. 「運営主体：あなたを忘れない 株式会社」「施設名：想送庵カノン」	57
2-2. 「運営主体：株式会社 ハース・ジャパン」「施設名：東京営業所（蒲田安置所）」	75
2-3. 「運営主体：株式会社 吉澤企画」「施設名：ステーション町田」	87
2-4. 「運営主体：株式会社 ニチリョク」「施設名：ラステル新横浜」	97
3. 葬儀場（遺体安置施設）アンケート分析結果（横田）	109
3-1. 「調査票記入者について（フェイスシート）」	109
3-2. 【設問1】御社全体における 直近3年間の葬儀施行件数	112
3-3. 【設問2・3】御社における 葬儀場の運営	113
3-4. 【設問4・5】葬儀場の所在地等・竣工年月日	117
3-5. 【設問6】葬儀場の付帯設備・機能等	118
3-6. 【設問7】葬儀場の（遺体の受け入れ）規模・体制	121
3-7. 【設問8・9】遺体の安置	124
3-8. 【設問10】遺体安置施設に安置される遺体について	129
3-9. 【設問11～15】遺体安置施設の概要	132
3-10. 【設問16】遺体安置施設の整備予定	136

3-11. 【設問 17】 業務上利用されている火葬場について	137
3-12. 【設問 18】 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、 搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の運用状況について	138
4. 葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究（小松）	149
4-1. はじめに	149
4-2. 条例による規制例	149
4-2-1. 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	149
4-2-2. 練馬区まちづくり条例	151
4-2-3. 地域力を生かした大田区まちづくり条例	153
4-2-4. 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例	158
4-3. 指導要綱等による規制例	160
4-3-1. 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱	161
4-3-2. 荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱	164
4-3-3. 新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱	168
4-3-4. 文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱	172
4-3-5. 千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱	177
4-3-6. 成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱	181
4-3-7. 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱	185
5. 海外の葬祭場等を規制する法令等の調査報告（横田）	191
5-1. はじめに	191
5-2. オーストラリア・南オーストラリア州「埋葬及び火葬に関する法（2013年）」に基づく「埋 葬及び火葬に関する規則（2014年）」	194
5-3. イギリス「埋葬法」	200
5-4. オランダ「埋葬法（BURIAL LAW NETHERLANDS 2018）」	204
5-5. アメリカ合衆国・オハイオ州「葬儀法」	208
5-6. 台湾「殯葬管理法」	216
6. 総括一まとめ	223

1. 火葬場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査

今回のアンケートでは、厚生労働省科学研究事業として、火葬場における遺体安置に関するお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにあつて、主に公衆衛生面で火葬場におけるご遺体の取扱いのあり方を考えるための基礎資料とすることを目的として施行した。

施行期間 2022年2月1日～3月4日

回答数 326通（発送数 501通、回答率 65.1%）。

本報告の構成は以下のとおりである。

（本報告の構成）

- 1 アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況
- 2 火葬場の遺体安置について
 - (1) 遺体の安置の状況
 - (2) 遺体安置の利用
 - (3) 遺体安置の受け入れ条件
 - (4) 遺体安置の管理上の基準（衛生基準）
 - (5) 遺体安置設備の整備
- 3 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚労省・経産省）の運用状況について
- 4 火葬場の状況について
 - (1) 本アンケートの対象とした火葬場の概要
 - (2) 対象火葬場の火葬炉について
 - (3) 動物炉、汚物炉について
 - (4) 受け入れる棺の許容サイズ
 - (5) 火葬炉の経過年数
 - (6) 令和2年度の火葬件数、稼働日数等について
 - (7) 火葬場の火葬処理状況について
- 5 まとめ

1-1. アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況

(1) アンケート調査の対象施設は、現在の稼働している火葬場 1,393 箇所（厚生労働省 令和2年度衛生行政報告例）のうち、火葬炉数4基以上の火葬場 501 施設を対象とした（※）。

（※）NPO 法人日本環境斎苑協会が従来行ってきた調査によると、規模の非常に小さい火葬炉数3基以下の火葬場においては、遺体安置を行っている施設の割合が少ないと想定されたため。

(2) アンケートの回答状況は、回答票数 326 施設、アンケート回答率 65.1%（326/501×100）である。

(3) 地区別の回答状況は、中部地区 82 施設（回答率 25.2%）、近畿地区 61 施設（同 18.7%）、関東地区 59 施設（同 18.1%）から北海道・東北地区 39 施設（同 12.0%）と多少見られるが、ほぼ全国を平均的に検討できる調査であった。

(4) 全国を東日本（北海道、東北、関東、中部地方）と西日本（近畿、中国、四国、九州沖縄地方）に分けた場合の回答状況は、東日本 55.2%、西日本 44.8%であり、ほぼ同程度であった。

(5) 対象施設を規模別（火葬炉4基又は5基施設と6基以上施設）に分けた場合の回答状況は、4基又は5基施設 49.1%、6基以上施設 50.9%であり、ほぼ同程度であった。

表1-1 地区別対象施設数と回答状況

地区名	区分	対象施設数	割合%	回答数	回答率%
北海道・東北		57	11.4	39	68.4
関東		104	20.8	59	56.7
中部		105	21.0	82	78.1
近畿		100	20.0	61	61.0
中国・四国		67	13.4	41	61.2
九州沖縄		68	13.6	44	64.7
合計		501	100.0	326	65.1

図1-1 地区別回答状況

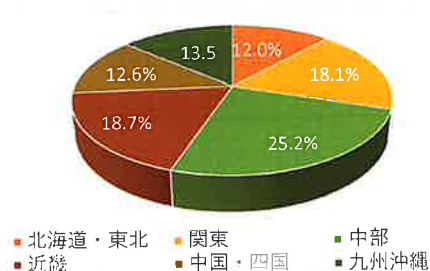


表1-2 地域別回答状況

地域名	区分	対象施設数	割合%	回答数	回答率%
東日本		266	53.1	180	55.2
西日本		235	46.9	146	44.8
合計		501	100.0	326	100.0

注：東日本：北海道・東北・関東・中部地方
西日本：近畿・中国・四国・九州沖縄地方

図1-2 地域別回答状況

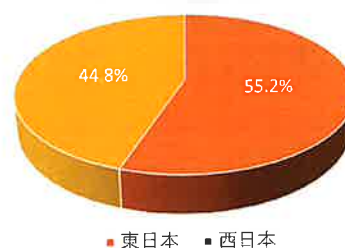
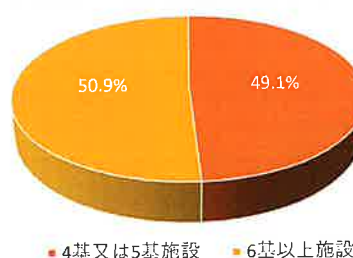


表1-3 規模別回答状況

規模名	区分	対象施設数	割合%	回答数	回答率%
4基又は5基施設		254	50.7	160	49.1
6基以上施設		247	49.3	166	50.9
合計		501	100.0	326	100.0

図1-3 規模別回答状況



1-2. 火葬場の遺体安置について

1-2-1. 遺体の安置の状況

- (1) 火葬場の遺体安置機能の有無については、回答数 324 に対して「あり」が 227 施設 (70.1%)、「なし」が 97 施設 (29.9%) である。地域別に見ると、東日本、西日本に顕著な差異は認められない。規模別に見ると、4 基又は 5 基施設の「あり」が 61.4%、6 基以上施設が 78.3%と、やや大規模な施設に多い傾向にある。
- (2) 遺体安置の機能については、上記で「あり」と回答した 227 施設のうち 226 施設の回答で、「遺体冷蔵庫」が 189 施設 (83.6%)、「遺体安置室が冷蔵機能持っている」が 12 施設 (5.3%)、「遺体安置室に冷蔵機能がない」が 25 施設 (11.1%) であり、多くが遺体冷蔵庫 (いわゆる保冷库) である。なお、「遺体安置室に冷蔵機能がない」場合は、棺内にドライアイス等の保冷剤を入れてご遺体を冷却するものと考えられる。地域別、規模別に見ると、あまり顕著な差異は見られないが、やや建設年代が古い施設が多い西日本に「遺体安置室に冷蔵機能がない」施設の割合が多いと思われる。
- (3) 遺体安置の収容能力については、平均 2.3 体 (範囲: 1~24 体) であり、1 体が 102 施設 (45.1%)、2 体が 73 施設 (32.3%) と多くを占めている。地域別に見ると、西日本の 1 体、2 体の割合が多くなっている。また、収容能力の高い火葬場が東日本、特に首都圏に集中しているとも言える。規模別に見ると、6 基以上施設の 1 体、2 体の割合が 66.9%と意外に高いと思われる。
- (4) 令和 2 年度の遺体の安置を行った実績については、平均 115.7 体 (範囲: 0~6,759 体) であり、0 体 (実績なし) と 1~50 体で 143 施設 (65.9%) と半数以上を占めている。地域別に見ると、東日本に収容能力の高い火葬場があるため、西日本に比べ実績が多くなっている。
- (5) 遺体の安置 (待機) を行った時間の令和 2 年度の平均日数の実績は、平均 1.71 日間 (範囲: 1 日以下~9.5 日間) であり、2 日以下が 124 施設 (79.5%) とかなり多くを占めている。令和 2 年度の最大日数は、平均 5.36 日間 (範囲: 2 日以下~60 日) であり、4 日以下が 96 施設 (66.7%) と比較的多くを占めている。
- (6) 遺体の安置 (待機) を行った時間の近年の変化については、「あまり変わらない」が 156 施設 (84.3%) と最も多いが、「増加している」が 19 施設 (10.3%) を占めている。増加の程度は、30~50%が 6 施設となっている。
- (7) 遺体の安置 (待機) を行った時間が長い場合のトラブルについては、「ある」が 3 施設 (1.6%)、臭気に関するトラブルであり、トラブルが非常に少ない程度と言える。

表 2-1-1 遺体安置の機能の有無（全国）【設問 11-1】

区分	項目	施設数	構成比%
あ	り	227	70.1
な	し	97	29.9
合	計	324	100.0

図 2-1-1 遺体安置の機能の有無（全国）【設問 11-1】

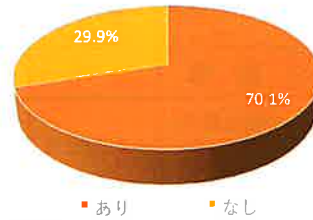


表 2-1-2 遺体安置の機能の有無（東日本）【設問 11-1】

区分	項目	施設数	構成比%
あ	り	126	70.0
な	し	54	30.0
合	計	180	100.0

図 2-1-2 遺体安置の機能の有無（東日本）【設問 11-1】

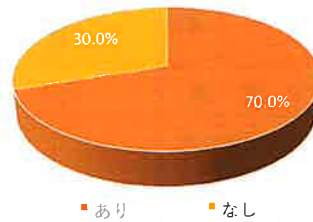


表 2-1-3 遺体安置の機能の有無（西日本）【設問 11-1】

区分	項目	施設数	構成比%
あ	り	101	70.1
な	し	43	29.9
合	計	144	100.0

図 2-1-3 遺体安置の機能の有無（西日本）【設問 11-1】

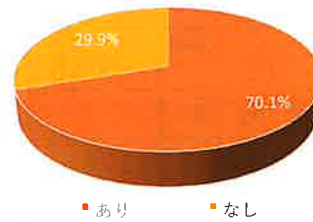


表 2-1-4 遺体安置の機能の有無（4基又は5基施設）【設問 11-1】

区分	項目	施設数	構成比%
あ	り	97	61.4
な	し	61	38.6
合	計	158	100.0

図 2-1-4 遺体安置の機能の有無（4基又は5基施設）【設問 11-1】

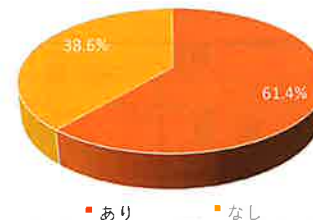


表 2-1-5 遺体安置の機能の有無（6基以上施設）【設問 11-1】

区分	項目	施設数	構成比%
あ	り	130	78.3
な	し	36	21.7
合	計	166	100.0

図 2-1-5 遺体安置の機能の有無（6基以上施設）【設問 11-1】

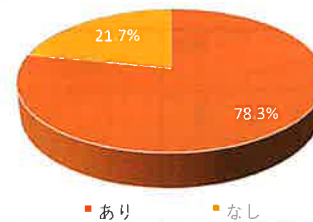


表 2-2-1 遺体安置の機能について (全国)【設問 11-2】

区分	項目	施設数	構成比%
	遺体冷蔵庫	189	83.6
	遺体安置室に冷蔵機能有	12	5.3
	遺体安置室に冷蔵機能無	25	11.1
合	計	226	100.0

図 2-2-1 遺体安置の機能について【設問 11-2】



表 2-2-2 遺体安置の機能について (東日本)【設問 11-2】

区分	項目	施設数	構成比%
	遺体冷蔵庫	111	88.1
	遺体安置室に冷蔵機能有	5	4.0
	遺体安置室に冷蔵機能無	10	7.9
合	計	126	100.0

図 2-2-2 遺体安置の機能について (東日本)【設問 11-2】



表 2-2-3 遺体安置の機能について (西日本)【設問 11-2】

区分	項目	施設数	構成比%
	遺体冷蔵庫	78	78.0
	遺体安置室に冷蔵機能有	7	7.0
	遺体安置室に冷蔵機能無	15	15.0
合	計	100	100.0

図 2-2-3 遺体安置の機能について (西日本)【設問 11-2】

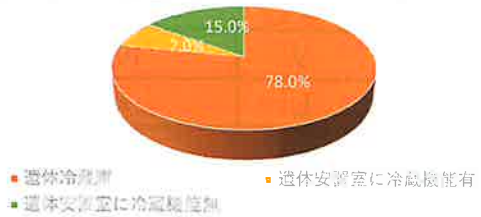


表 2-2-4 遺体安置の機能について (4基又は5基施設)【設問 11-2】

区分	項目	施設数	構成比%
	遺体冷蔵庫	80	92.0
	遺体安置室に冷蔵機能有	6	6.9
	遺体安置室に冷蔵機能無	1	1.1
合	計	87	100.0

図 2-2-4 遺体安置の機能について (4基又は5基施設)【設問 11-2】

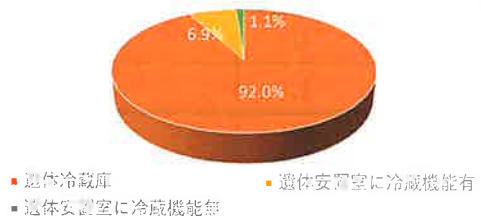


表 2-2-5 遺体安置の機能について (6基以上施設)【設問 11-2】

区分	項目	施設数	構成比%
	遺体冷蔵庫	109	84.5
	遺体安置室に冷蔵機能有	6	4.7
	遺体安置室に冷蔵機能無	14	10.9
合	計	129	100.0

図 2-2-5 遺体安置の機能について (6基以上施設)【設問 11-2】



表 2-3-1 遺体安置の収容能力（全国）【設問 11-3】

区分	項目	施設数	構成比%
1	体分	102	45.1
2	体分	73	32.3
3	～5体分	38	16.8
6	～10体分	10	4.4
11	体分以上	3	1.3
合計		226	100.0
平均 2.3 体、最大 24 体			

図 2-3-1 遺体安置の収容能力（全国）【設問 11-3】

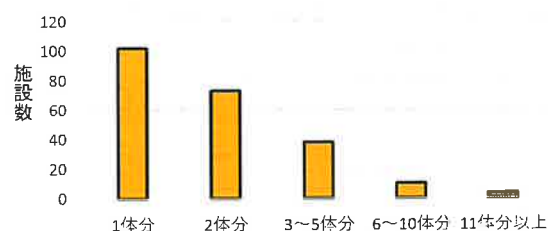


表 2-3-2 遺体安置の収容能力（東日本）【設問 11-3】

区分	項目	施設数	構成比%
1	体分	46	36.8
2	体分	41	32.8
3	～5体分	27	21.6
6	～10体分	8	6.4
11	体分以上	3	2.4
合計		125	100.0
平均 2.7 体、最大 24 体			

図 2-3-2 遺体安置の収容能力（東日本）【設問 11-3】

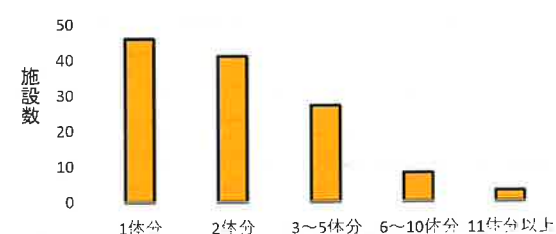


表 2-3-3 遺体安置の収容能力（西日本）【設問 11-3】

区分	項目	施設数	構成比%
1	体分	56	55.4
2	体分	32	31.7
3	～5体分	11	10.9
6	～10体分	2	2.0
11	体分以上	0	0.0
合計		101	100.0
平均 1.8 体、最大 10 体			

図 2-3-3 遺体安置の収容能力（西日本）【設問 11-3】

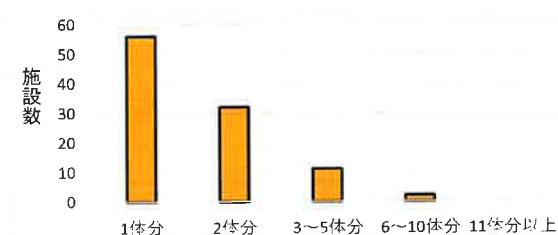


表 2-3-4 遺体安置の収容能力（4基又は5基施設）【設問 11-3】

区分	項目	施設数	構成比%
1	体分	61	63.5
2	体分	27	28.1
3	～5体分	8	8.3
6	～10体分	0	0.0
11	体分以上	0	0.0
合計		96	100.0
平均 1.5 体、最大 4 体			

図 2-3-4 遺体安置の収容能力（4基又は5基施設）【設問 11-3】

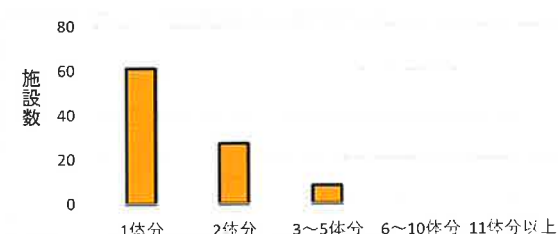


表 2-3-5 遺体安置の収容能力（6基以上施設）【設問 11-3】

区分	項目	施設数	構成比%
1	体分	41	31.5
2	体分	46	35.4
3	～5体分	30	23.1
6	～10体分	10	7.7
11	体分以上	3	2.3
合計		130	100.0
平均 2.9 体、最大 24 体			

図 2-3-5 遺体安置の収容能力（6基以上施設）【設問 11-3】

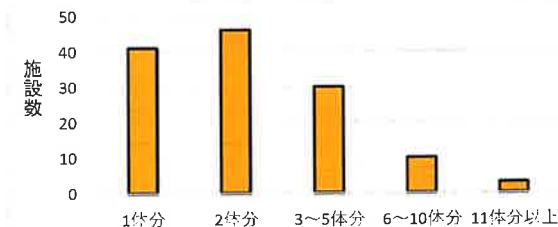


表2-4-1 令和2年度遺体安置を行った実績（全国）【設問11-4】

区分	項目	施設数	構成比%
0体（実績なし）		40	18.4
1～50体		103	47.5
51～100体		25	11.5
101～500体		40	18.4
501体以上		9	4.1
合計		217	100.0
平均 115.7 体、最大 6,759 体			

図2-4-1 令和2年度遺体安置を行った実績（全国）【設問11-4】

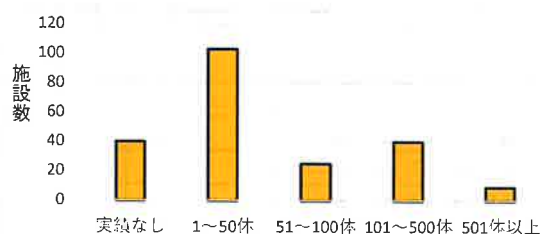


表2-4-2 令和2年度遺体安置を行った実績（東日本）【設問11-4】

区分	項目	施設数	構成比%
0体（実績なし）		24	19.8
1～50体		54	44.6
51～100体		14	11.6
101～500体		22	18.2
501体以上		7	5.8
合計		121	100.0
平均 153.6 体、最大 6,759 体			

図2-4-2 令和2年度遺体安置を行った実績（東日本）【設問11-4】

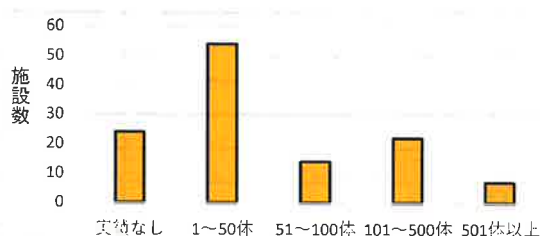


表2-4-3 令和2年度遺体安置を行った実績（西日本）【設問11-4】

区分	項目	施設数	構成比%
0体（実績なし）		16	16.7
1～50体		49	51.0
51～100体		11	11.5
101～500体		18	18.8
501体以上		2	2.1
合計		96	100.0
平均 67.8 体、最大 617 体			

図2-4-3 令和2年度遺体安置を行った実績（西日本）【設問11-4】

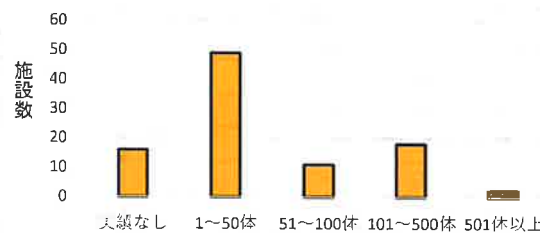


表2-4-4 令和2年度遺体安置を行った実績（4基又は5基施設）【設問11-4】

区分	項目	施設数	構成比%
0体（実績なし）		18	20.0
1～50体		56	62.2
51～100体		8	8.9
101～500体		7	7.8
501体以上		1	1.1
合計		90	100.0
平均 40.8 体、最大 1,139 体			

図2-4-4 令和2年度遺体安置を行った実績（4基又は5基施設）【設問11-4】

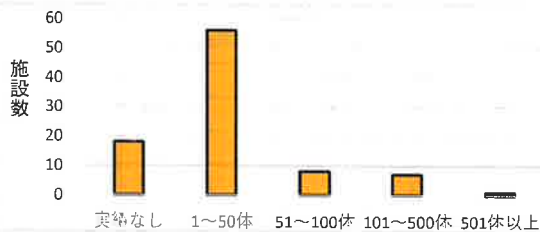


表2-4-5 令和2年度遺体安置を行った実績（6基以上施設）【設問11-4】

区分	項目	施設数	構成比%
0体（実績なし）		22	17.3
1～50体		47	37.0
51～100体		17	13.4
101～500体		33	26.0
501体以上		8	6.3
合計		127	100.0
平均 168.7 体、最大 6,759 体			

図2-4-5 令和2年度遺体安置を行った実績（6基以上施設）【設問11-4】

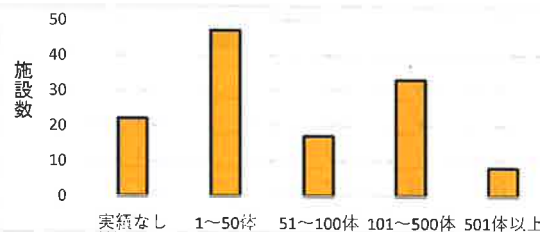


表 2-5-1 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（全国）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
	1 日間以下	78	50.0
	1.1～2 日間	46	29.5
	2.1～3 日間	18	11.5
	3.1～4 日間	9	5.8
	4.1 日間以上	5	3.2
合 計		156	100.0
平均 1.71 日間、最大 9.5 日間			

表 2-5-2 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（東日本）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
	1 日間以下	29	34.5
	1.1～2 日間	26	31.0
	2.1～3 日間	18	21.4
	3.1～4 日間	6	7.1
	4.1 日間以上	5	6.0
合 計		84	100.0
平均 2.11 日間、最大 9.5 日間			

表 2-5-3 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（西日本）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
	1 日間以下	49	68.1
	1.1～2 日間	20	27.8
	2.1～3 日間	0	0.0
	3.1～4 日間	3	4.2
	4.1 日間以上	0	0.0
合 計		72	100.0
平均 1.25 日間、最大 4.0 日間			

表 2-5-4 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（4 基又は 5 基施設）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
	1 日間以下	35	52.2
	1.1～2 日間	24	35.8
	2.1～3 日間	7	10.4
	3.1～4 日間	1	1.5
	4.1 日間以上	0	0.0
合 計		67	100.0
平均 1.48 日間、最大 4.0 日間			

表 2-5-5 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（6 基以上施設）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
	1 日間以下	43	48.3
	1.1～2 日間	22	24.7
	2.1～3 日間	11	12.4
	3.1～4 日間	8	9.0
	4.1 日間以上	5	5.6
合 計		89	100.0
平均 1.89 日間、最大 9.5 日間			

図 2-5-1 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（全国）【設問 11-5】

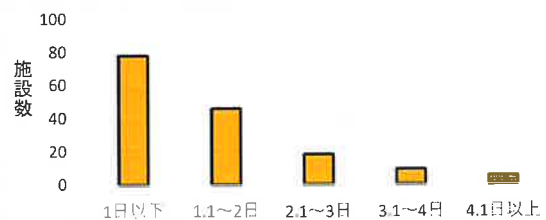


図 2-5-2 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（東日本）【設問 11-5】

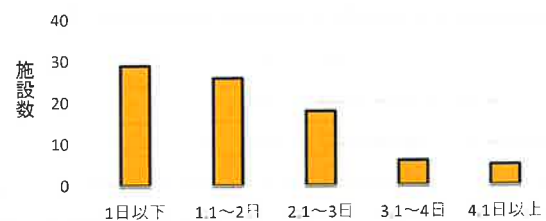


図 2-5-3 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（西日本）【設問 11-5】

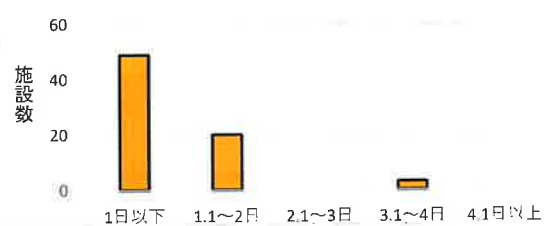


図 2-5-4 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（4 基又は 5 基施設）【設問 11-5】

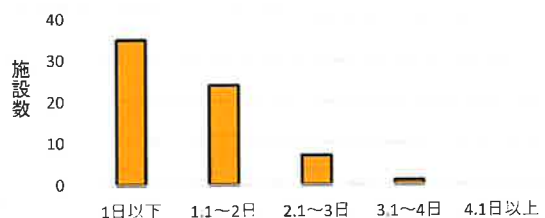


図 2-5-5 令和 2 年度遗体安置時間実績（平均）（6 基以上施設）【設問 11-5】

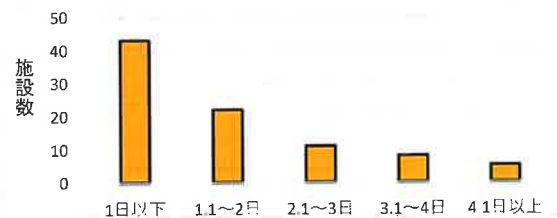


表 2-6-1 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（全国）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
2 日間以下		56	38.9
2.1～4 日間		40	27.8
4.1～6 日間		15	10.4
6.1～10 日間		25	17.4
10.1 日間以上		8	5.6
合計		144	100.0
平均 5.36 日間、最大 60 日間			

図 2-6-1 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（全国）【設問 11-5】

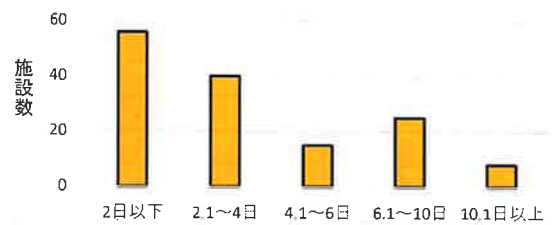


表 2-6-2 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（東日本）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
2 日間以下		23	29.5
2.1～4 日間		18	23.1
4.1～6 日間		10	12.8
6.1～10 日間		23	29.5
10.1 日間以上		4	5.1
合計		78	100.0
平均 6.14 日間、最大 60 日間			

図 2-6-2 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（東日本）【設問 11-5】

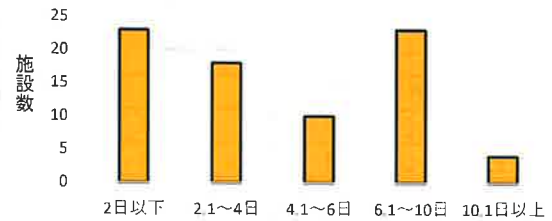


表 2-6-3 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（西日本）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
2 日間以下		33	50.0
2.1～4 日間		22	33.3
4.1～6 日間		5	7.6
6.1～10 日間		2	3.0
10.1 日間以上		4	6.1
合計		66	100.0
平均 4.44 日間、最大 60 日間			

図 2-6-3 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（西日本）【設問 11-5】

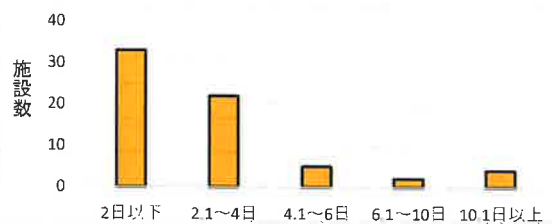


表 2-6-4 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（4 基又は 5 基施設）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
2 日間以下		25	41.0
2.1～4 日間		21	34.4
4.1～6 日間		6	9.8
6.1～10 日間		8	13.1
10.1 日間以上		1	1.6
合計		61	100.0
平均 4.32 日間、最大 60 日間			

図 2-6-4 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（4 基又は 5 基施設）【設問 11-5】

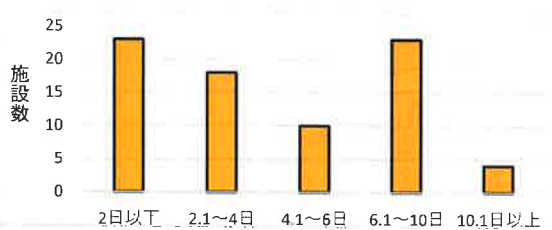


表 2-6-5 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（6 基以上施設）【設問 11-5】

区分	項目	施設数	構成比%
2 日間以下		31	37.3
2.1～4 日間		19	22.9
4.1～6 日間		9	10.8
6.1～10 日間		17	20.5
10.1 日間以上		7	8.4
合計		83	100.0
平均 6.10 日間、最大 60 日間			

図 2-6-5 令和 2 年度遗体安置時間実績（最大）（6 基以上施設）【設問 11-5】

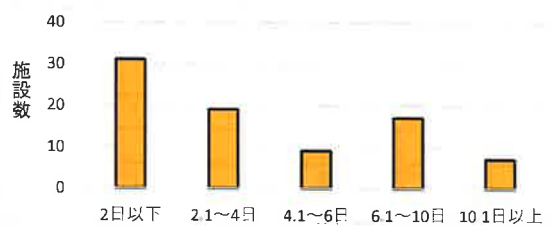


表2-7 安置（待機）時間の近年の変化【設問11-6】

区分	項目	施設数	構成比%
	増加している	19	10.3
	あまり変わらない	156	84.3
	減っている	10	5.4
合	計	185	100.0

図2-7 安置（待機）時間の近年の変化【設問11-6】



表2-8 遺体安置時間の増加の程度【設問11-6】

火葬場名	都道府県	設問11-6の増加の程度
仙台市葛岡斎場	宮城県	30%
水戸市斎場	茨城県	H28年度比5割増
岐阜市斎苑	岐阜県	H30平均6日
セレモニーホールとぼね	愛知県	1.5倍程度
尾張北部聖苑	愛知県	3~4割程度
知多斎場	愛知県	数十件程度
箕面市立聖苑	大阪府	前年から110%
河内長野市営斎場金剛霊殿	大阪府	直近では微増
西脇多可広域斎場	兵庫県	1日程度
東山霊園火葬場	奈良県	1体当たり平均半日程度
五色台聖苑	和歌山県	10年前より1.3倍増
防府市斎場（悠久苑）	山口県	3割増し

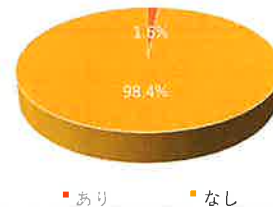
表2-9 遺体安置時間の減少の程度【設問11-6】

火葬場名	都道府県	設問11-6の減少の程度
入間東部広域斎場しののめの里	埼玉県	若干
東京都瑞江葬儀所	東京都	5分の1程度
相模原市営斎場	神奈川県	対H30比-0.6日、対R1比-0.4
しんしろ斎苑	愛知県	2年前の6割程度
福山市中央斎場、西部斎場	広島県	3件程度減
徳島市立葬斎場	徳島県	民間の葬斎場施設が充実したため、年々減少傾向にあり、5年前の1/5程度に減っている
香南斎場	高知県	前年度比13%減
水俣芦北広域火葬場「ななうら苑」	熊本県	10年間0件

表2-10 安置時間が長い場合のトラブル【設問11-7】

区分	項目	施設数	構成比%
	あり	3	1.6
	なし	190	98.4
合	計	193	100.0

図2-8 安置時間が長い場合のトラブル【設問11-7】



「ある」場合の頻度
臭が発生した場合
年に数回

1-2-2. 遺体安置の利用

- (1) 遺体安置の利用者は、通常の火葬待ち（火葬までの待機）が139施設（39.9%）、身寄りのないご遺体等の福祉関係が127施設（36.5%）、身元不明のご遺体等の警察関係が53施設（15.2%）となっている。
- (2) 遺体安置の目的は、「火葬の順番待ち」が128施設（44.1%）、「遺族が揃うまで」が68施設（23.4%）、「火葬の許可待ち」が64施設（22.1%）となっている。
- (3) 遺体安置の使用料は、「有料」が183施設（84.7%）、「無料」が33施設（15.3%）であり、有料がかなり多くを占めている。具体的な料金については、「1時間当たり」を記載したのが9施設（5.1%）と少ないので、1日当たりを対象とする。管内、1日当たりの料金は、平均3,108円（範囲0～11,000円）であり、1,001～3,000円が65施設（38.9%）、3,001～5,000円が42施設（25.1%）、0～1,000円が35施設（21.0%）とばらついている。管外、1日当たりを見ると、平均8,019円（範囲500～40,000円）であり、管内同様ばらついている。地域別、規模別に平均金額を見ると、西日本、4基又は5基施設がやや高い傾向にある。管外/管内比を見ると、平均2.86（範囲1.50～7.22）であり、2以下が36施設（48.6%）、2.1～3が15施設（20.3%）、3.1～4が13施設（17.6%）となっている。

表2-11 安置遺体の利用者【設問12-1】

区分	項目	施設数	構成比%
	通常の火葬	139	39.9
	福祉関係	127	36.5
	外国籍遺体	13	3.7
	警察関係	53	15.2
	その他	16	4.6
	合計	348	100.0

図2-9 安置遺体の利用者【設問12-1】



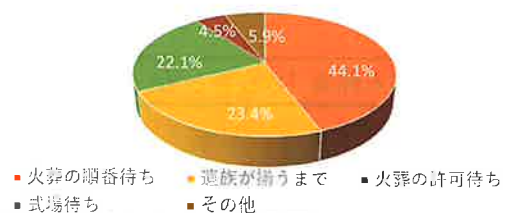
その他：安置場所がない4件、式場利用者3件、コロナ感染遺体3件

緊急時に市が一時的に保管するためのもの、やむを得ない理由により火葬が延期となる場合
遺族の希望による、葬儀業者ではなく市に直接依頼があった火葬
使用の事由があると市長が認めたもの、遺体の状態が宗家・葬祭会館での保管ができない状態

表2-12 遺体安置の目的【設問12-2】

区分	項目	施設数	構成比%
	火葬の順番待ち	128	44.1
	遺族が揃うまで	68	23.4
	火葬の許可待ち	64	22.1
	式場待ち	13	4.5
	その他	17	5.9
	合計	290	100.0

図2-10 遺体安置の目的【設問12-2】



その他：遺族が希望された場合2件

葬儀社の都合、遺族の料金節約、福祉関係、コロナ関係、遺族の希望
他施設での許容オーバーに対するもの、業者の安置場所がない時、非常時の対応用
困窮のため、身寄りのないご遺体の安置、民間よりも使用料が安い

表 2-13-1 遺体安置の保管料金（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
有	料	183	84.7
無	料	33	15.3
合	計	216	100.0

図 2-11-1 遺体安置の保管料金（全国）【設問 13】

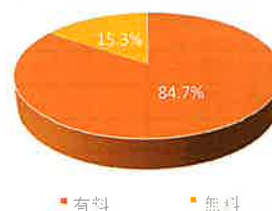


表 2-13-2 遺体安置の保管料金（東日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
有	料	99	84.6
無	料	18	15.4
合	計	117	100.0

図 2-11-2 遺体安置の保管料金（東日本）【設問 13】

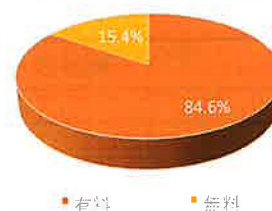


表 2-13-3 遺体安置の保管料金（西日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
有	料	84	84.8
無	料	15	15.2
合	計	99	100.0

図 2-11-3 遺体安置の保管料金（西日本）【設問 13】

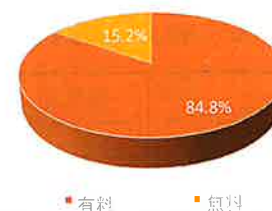


表 2-13-4 遺体安置の保管料金（4基又は5基施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
有	料	75	80.6
無	料	18	19.4
合	計	93	100.0

図 2-11-4 遺体安置の保管料金（4基又は5基施設）【設問 13】

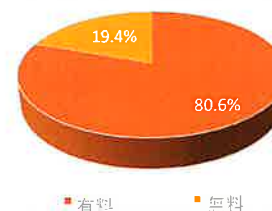


表 2-13-5 遺体安置の保管料金（6基以上施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
有	料	108	87.8
無	料	15	12.2
合	計	123	100.0

図 2-11-5 遺体安置の保管料金（6基以上施設）【設問 13】

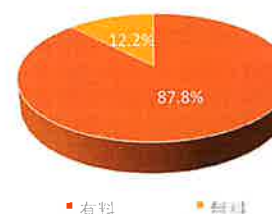


表 2-14-1 保管料金（管内、時間当たり）（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
50 円 以下		1	11.1
51 ~ 100 円		4	44.4
101 ~ 200 円		2	22.2
201 ~ 300 円		1	11.1
301 円 以上		1	11.1
合 計		9	100.0
平均 159 円、最大 330 円			

図 2-12-1 保管料金（管内、時間当たり）（全国）【設問 13】

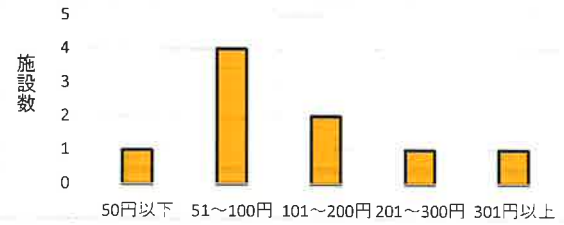


表 2-14-2 保管料金（管外、時間当たり）（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
200 円 以下		2	33.3
201 ~ 400 円		3	50.0
401 ~ 600 円		0	0.0
601 ~ 800 円		0	0.0
801 円 以上		1	16.7
合 計		6	100.0
平均 382 円、最大 830 円			

図 2-12-2 保管料金（管外、時間当たり）（全国）【設問 13】

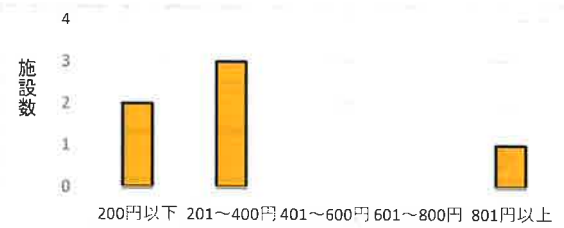


表 2-14-3 保管料金（管外/管内比、時間当たり）（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
1 以下		0	0.0
1.1 ~ 2		3	50.0
2.1 ~ 3		2	33.3
3.1 以上		1	16.7
合 計		6	100.0
平均 2.5、最大 4.0			

図 2-12-3 保管料金（管外/管内比、時間当たり）（全国）【設問 13】

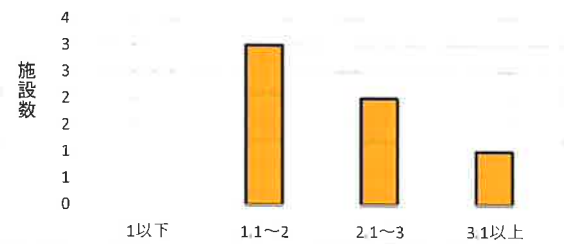


表 2-15-1 保管料金（管内、1日当たり）（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
1,000 円 以下		35	21.0
1,001 ~ 3,000 円		65	38.9
3,001 ~ 5,000 円		42	25.1
5,001 ~ 10,000 円		20	12.0
10,001 円 以上		5	3.0
合 計		167	100.0
平均 3,108 円、最大 11,000 円			

表 2-15-2 保管料金（管内、1日当たり）（東日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
1,000 円 以下		20	20.8
1,001 ~ 3,000 円		42	43.8
3,001 ~ 5,000 円		20	20.8
5,001 ~ 10,000 円		13	13.5
10,001 円 以上		1	1.0
合 計		96	100.0
平均 2,154 円、最大 11,000 円			

表 2-15-3 保管料金（管内、1日当たり）（西日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
1,000 円 以下		15	15.6
1,001 ~ 3,000 円		33	34.4
3,001 ~ 5,000 円		22	22.9
5,001 ~ 10,000 円		7	7.3
10,001 円 以上		4	4.2
合 計		81	84.4
平均 3,315 円、最大 11,000 円			

表 2-15-4 保管料金（管内、1日当たり）（4基又は5基施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
1,000 円 以下		8	12.3
1,001 ~ 3,000 円		21	32.3
3,001 ~ 5,000 円		22	33.8
5,001 ~ 10,000 円		10	15.4
10,001 円 以上		4	6.2
合 計		65	100.0
平均 3,868 円、最大 11,000 円			

表 2-15-5 保管料金（管内、1日当たり）（6基以上施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
1,000 円 以下		27	26.5
1,001 ~ 3,000 円		44	43.1
3,001 ~ 5,000 円		20	19.6
5,001 ~ 10,000 円		10	9.8
10,001 円 以上		1	1.0
合 計		102	100.0
平均 2,623 円、最大 10,470 円			

図 2-13-1 保管料金（管内、1日当たり）（全国）【設問 13】

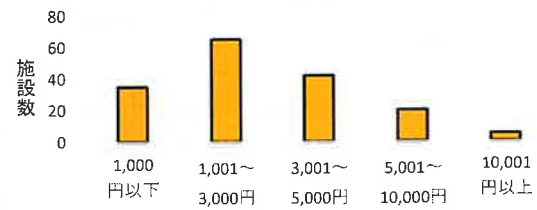


図 2-13-2 保管料金（管内、1日当たり）（東日本）【設問 13】

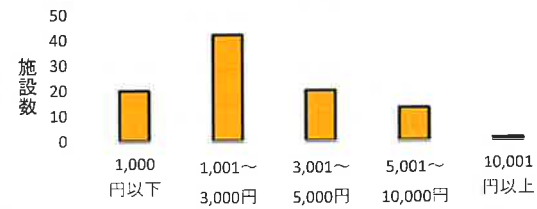


図 2-13-3 保管料金（管内、1日当たり）（西日本）【設問 13】

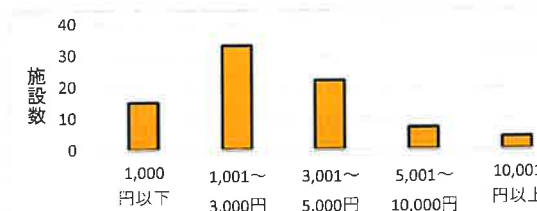


図 2-13-4 保管料金（管内、1日当たり）（4基又は5基施設）【設問 13】

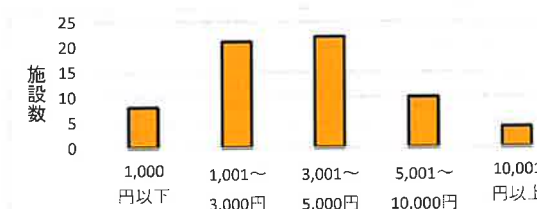


図 2-13-5 保管料金（管内、1日当たり）（6基以上施設）【設問 13】

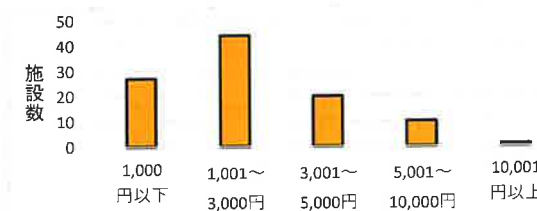


表 2-16-1 保管料金（管外、1日当たり）（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
5,000 円 以下		33	38.8
5,001 ~ 8,000 円		15	17.6
8,001 ~ 10,000 円		18	21.2
10,001~20,000円		14	16.5
20,001 円 以上		5	5.9
合 計		85	100.0
平均 8,019 円、最大 40,000 円			

図 2-14-1 保管料金（管外、1日当たり）（全国）【設問 13】

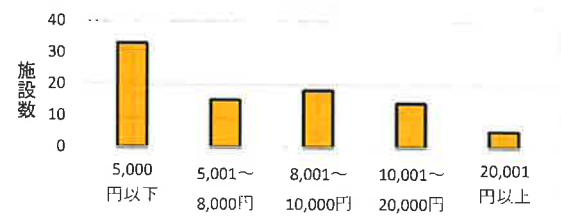


表 2-16-2 保管料金（管外、1日当たり）（東日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
5,000 円 以下		22	42.3
5,001 ~ 8,000 円		8	15.4
8,001 ~ 10,000 円		10	19.2
10,001~20,000円		11	21.2
20,001 円 以上		1	1.9
合 計		52	100.0
平均 7,194 円、最大 25,470 円			

図 2-14-2 保管料金（管外、1日当たり）（東日本）【設問 13】

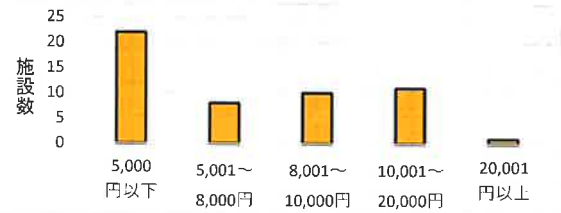


表 2-16-3 保管料金（管外、1日当たり）（西日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
5,000 円 以下		11	33.3
5,001 ~ 8,000 円		7	21.2
8,001 ~ 10,000 円		8	24.2
10,001~20,000円		3	9.1
20,001 円 以上		4	12.1
合 計		33	100.0
平均 9,320 円、最大 40,000 円			

図 2-14-3 保管料金（管外、1日当たり）（西日本）【設問 13】

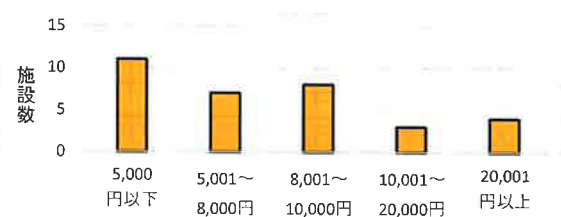


表 2-16-4 保管料金（管外、1日当たり）（4基又は5基施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
5,000 円 以下		8	25.0
5,001 ~ 8,000 円		8	25.0
8,001 ~ 10,000 円		9	28.1
10,001~20,000円		5	15.6
20,001 円 以上		2	6.3
合 計		32	100.0
平均 8,343 円、最大 25,000 円			

図 2-14-4 保管料金（管外、1日当たり）（4基又は5基施設）【設問 13】

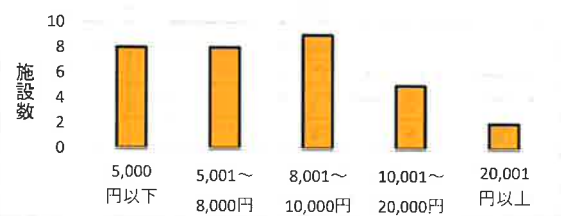


表 2-16-5 保管料金（管外、1日当たり）（6基以上施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
5,000 円 以下		25	47.2
5,001 ~ 8,000 円		7	13.2
8,001 ~ 10,000 円		9	17.0
10,001~20,000円		9	17.0
20,001 円 以上		3	5.7
合 計		53	100.0
平均 7,824 円、最大 40,000 円			

図 2-14-5 保管料金（管外、1日当たり）（6基以上施設）【設問 13】

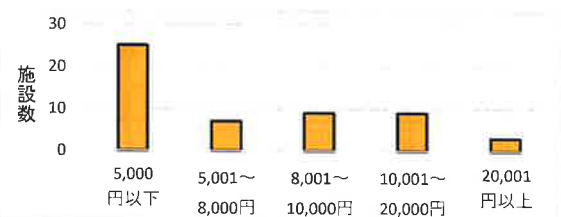


表 2-17-1 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（全国）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
	2 以下	36	48.6
	2.1～3	15	20.3
	3.1～4	13	17.6
	4.1～5	5	6.8
	5.1以上	5	6.8
	合計	74	100.0
平均 2.86、最大 7.22			

表 2-17-2 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（東日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
	2 以下	26	55.3
	2.1～3	11	23.4
	3.1～4	5	10.6
	4.1～5	3	6.4
	5.1以上	2	4.3
	合計	47	100.0
平均 2.58、最大 5.33			

表 2-17-3 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（西日本）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
	2 以下	10	37.0
	2.1～3	4	14.8
	3.1～4	8	29.6
	4.1～5	2	7.4
	5.1以上	3	11.1
	合計	27	100.0
平均 3.36、最大 7.22			

表 2-17-4 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（4基又は5基施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
	2 以下	15	60.0
	2.1～3	5	20.0
	3.1～4	4	16.0
	4.1～5	0	0.0
	5.1以上	1	4.0
	合計	25	100.0
平均 2.63、最大 7.22			

表 2-17-5 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（6基以上施設）【設問 13】

区分	項目	施設数	構成比%
	2 以下	21	42.9
	2.1～3	10	20.4
	3.1～4	9	18.4
	4.1～5	5	10.2
	5.1以上	4	8.2
	合計	49	100.0
平均 2.98、最大 7.22			

図 2-15-1 保管料金（管外、1日当たり）（全国）【設問 13】

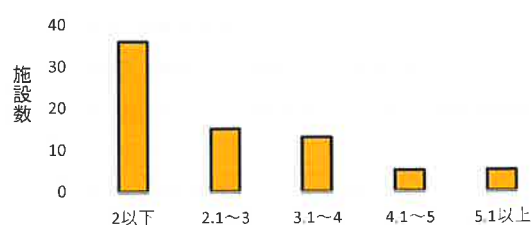


図 2-15-2 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（東日本）【設問 13】

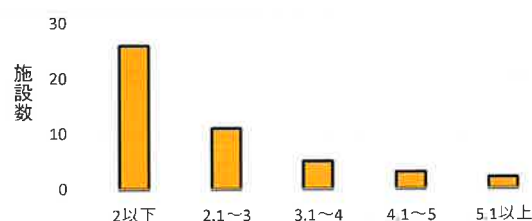


図 2-15-3 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（西日本）【設問 13】

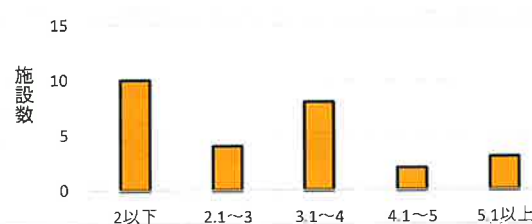


図 2-15-4 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（4基又は5基施設）【設問 13】

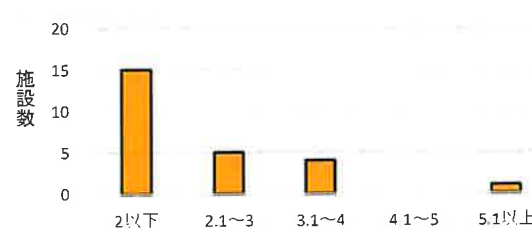
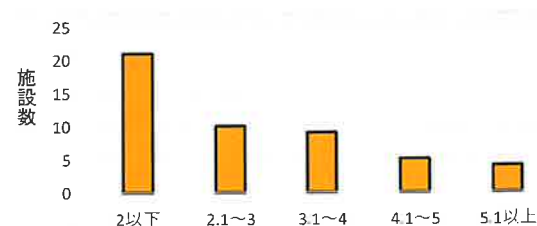


図 2-15-5 保管料金（管外/管内比、1日当たり）（6基以上施設）【設問 13】



1-2-3. 遺体安置の受け入れ条件

遺体安置を受け入れる際の条件については、「遺体を棺に収納」が174施設(53.4%)、「棺の大きさ」が140施設(42.9%)、「利用者制限の厳守」が112施設(34.4%)、「受入時間帯の厳守」が112施設(34.4%)「安置期間が明らか」が77施設(23.6%)となっている。

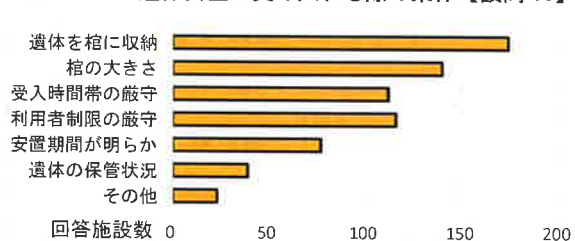
1-2-4. 遺体安置の管理上の基準(衛生基準)

遺体安置の管理上の基準については、「室(装置)内の温度」が112施設(34.4%)、「故人名の貼り付け」が83施設(25.5%)、「面会の制限の厳守」が66施設(20.2%)となっている。「室(装置)内の温度」については、平均が2.8℃(-15~28℃)であり、2.1~5℃が52施設(47.3%)と多くを占めている。「室(装置)内の消毒、清掃等の衛生基準」については、いずれも使用後で、清掃が16件、消毒が9件、アルコール消毒が7件、オゾン消毒が4件、他各2件で消臭剤使用、殺菌灯使用、換気となっている。

表2-18 遺体安置の受け入れる際の条件【設問16】

区分	項目	施設数	構成比%
	遺体を棺に収納	174	53.4
	棺の大きさ	140	42.9
	受入時間帯の厳守	112	34.4
	利用者制限の厳守	116	35.6
	安置期間が明らか	77	23.6
	遺体の保管状況	39	12.0
	その他	23	7.1
	回答施設数	326	100.0

図2-16 遺体安置の受け入れる際の条件【設問16】



その他：死後24時間未経過4件

特に条件なし3件

一般の受入は行っておらず、市の事業での利用のみ

緊急時に市が一時的に保管するものであり、貸し出しは行っていないため条件はない

あまり例がないため安置の必要があるときは火葬が円滑に行われるよう柔軟に対応している

友引の受入可、面会不可

保冷库への入庫は業者による

遺体の搬入・搬出は霊安室専用の出入り口からとすること

行政からの依頼であること

コロナ遺体は不可

市営葬儀(火葬のみ)の申込、かつ、安置場所がない時に受け入れている

葬儀社の申請、感染症の遺体でないこと、コロナに係るガイドラインに基づく

表 2-19 遺体安置の管理上の基準【設問 17】

区分	項目	施設数	構成比%
	室(装置)内の温度	112	34.4
	棺内の保冷剤除去	27	8.3
	保冷剤等で棺内冷却	14	4.3
	室(装置)内の衛生基準	42	12.9
	作業者の衛生基準	13	4.0
	故人名の貼り付け	83	25.5
	面会の制限の順守	66	20.2
	その他	24	7.4
	回答施設数	326	100.0

図 2-17 遺体安置の管理上の基準【設問 17】

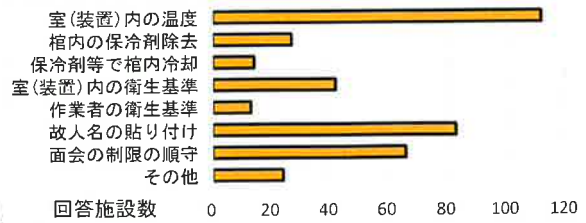


表 2-20 遺体安置室(装置)内の設定温度【設問 17-1】

区分	項目	施設数	構成比%
	0℃以下	32	29.1
	0.1～2℃	11	10.0
	2.1～5℃	52	47.3
	5.1～10℃	10	9.1
	10.1℃以上	5	4.5
	合計	110	100.0
平均 2.80℃、最高 28℃、最低 -15℃			

図 2-18 遺体安置室(装置)内の設定温度【設問 17-1】

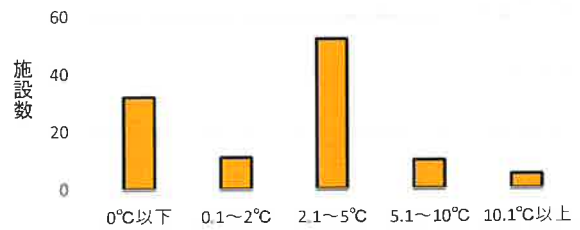


表2-21 遺体安置室（装置）内の消毒、清掃等衛生基準【設問17-4】

名 称	都道府県	具 体 的 な 方 法
伏古斎苑	北海道	アルコールを噴霧
仙台市葛岡斎場	宮城県	殺菌灯の使用及び使用後の清拭
石岡地斎場火葬場	茨城県	消臭剤及びアルコール等
佐野斎場	栃木県	モップで拭き掃除
しおや聖苑	栃木県	オゾン殺菌装置による殺菌
小山聖苑	栃木県	清掃
高崎市斎場	群馬県	ご利用後の清掃と内部消毒
川越市斎場	埼玉県	オゾン発生装置（日に8回）、月一回噴霧除菌・消臭
山桑メモリアルホール	千葉県	使用後の消毒、清掃
印西斎場	千葉県	清掃
小田原市斎場	神奈川県	オゾン洗浄
相模原市営斎場	神奈川県	コロナ遺体利用後の消毒、月1回程度の場内清掃
逗子市小坪誠行社火葬場	神奈川県	周期的に拭き掃除とアルコール消毒
東山梨行政事務組合東山聖苑	山梨県	使用後にアルコール消毒
可茂聖苑	岐阜県	アルコール消毒
富士宮聖苑	静岡県	消毒、換気
三島西南広域行政組合立みしま聖苑	静岡県	年3回消毒作業
西尾市斎場やすらぎ苑	愛知県	オゾン脱臭装置設置
名古屋市立第二斎場	愛知県	使用後に保冷庫の機能の殺菌灯を使用
豊田市古瀬間聖苑	愛知県	利用後に機械の除菌機能をつかう
四日市市北大谷斎場	三重県	使用後の換気と清掃等
桑名市斎場「おりづるの森」	三重県	水、アルコールにて拭き掃除
宇治市斎場	京都府	安置室内の清掃
箕面市立聖苑	大阪府	安置トレーを使用したときは消毒の実施
鳥取県西部広域行政管理組合桜の苑	鳥取県	水雑布による清拭のみ
総社市営斎場	岡山県	左記が不要なものに限る
福山市中央斎場、西部斎場	広島県	使用後の状態により清掃
岩国斎場	山口県	月に2回くらい
伊予地区広域火葬場聖浄苑	愛媛県	定期的な清掃の実施
大牟田市葬斎場	福岡県	アルコール消毒
鳥栖市斎場	佐賀県	受入ごとに消毒する
別杵速見地域広域市町村圏事務組合「秋草葬斎場」	大分県	庫内の定期清掃
都城市斎場	宮崎県	通常の消毒、清掃

表2-22 防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準【設問17-5】

名 称	都道府県	具 体 的 な 方 法
石岡地斎場火葬場	茨城県	手袋着用
佐野斎場	栃木県	白手袋着用
いせさき聖苑	群馬県	手袋着用
山桑メモリアルホール	千葉県	手袋着用
印西斎場	千葉県	手袋の着用
小田原市斎場	神奈川県	コロナ死亡者には手袋着用
可茂聖苑	岐阜県	手袋着用
豊田市古瀬間聖苑	愛知県	手袋
宇治市斎場	京都府	葬祭業者が基準を持っている
大牟田市葬斎場	福岡県	マスク、手袋の着用

表2-23 その他【設問17-8】

名 称	都道府県	具 体 的 な 方 法
釣山斎苑、千厩斎苑	岩手県	新型コロナウイルス感染により亡くなられた方でないこと
山武郡市広域行政組合	千葉県	液体等の漏出がないこと、検死等のため、遺体を棺から出さないこと、遺体の管理は申請市町で責任を持つこと
射水市斎場	富山県	面会は不可
松代斎場	長野県	利用証発行
大峰斎場	長野県	利用証発行
可茂聖苑	岐阜県	御遺体の受入時間（8:30～16:00）
亀山市斎場	三重県	非常時の対応用であり使用していない
稲美斎場ひじり苑	兵庫県	冷蔵機能の故障により保冷剤等で棺内を冷やしている
赤穂市斎場	兵庫県	コロナ感染で亡くなられた方の場合は使用不可
和歌山斎場	和歌山県	安置依頼者以外の遺体冷蔵庫の開庫不可
益田市斎場 松聖苑	島根県	面会時間は業務時間のみ
福山市中央斎場、西部斎場	広島県	温度設定ができないため、4月上旬～10月上旬に冷房運転をする
ひがしひろしま聖苑	広島県	その日のうちに消毒

1-2-5. 遺体安置設備の整備

- (1) 遺体安置の設置時期については、「稼働当初から」が 201 施設 (90.1%) とほとんどを占めている。
- (2) 現在遺体安置機能を持っている火葬場の今後の整備予定は、「整備予定なし」が 205 施設 (94.0%) とほとんどを占めているが、「増設を予定」が 6 施設 (2.8%)、「増設を検討中」が 7 施設 (3.2%) となっている。
- (3) 現在遺体安置機能を持っていない火葬場の今後の整備予定は、「整備予定なし」が 89 施設 (91.8%) とほとんどであり、「整備を検討中」が 3 施設 (3.1%) と少なく、「数年内に整備を予定」は 0 施設である。

表 2-24-1 遺体安置の設置時期【設問 14】

区分	項目	施設数	構成比%
	稼働当初から	201	90.1
	稼働後に設置	12	5.4
	その他	10	4.5
	合計	223	100.0

その他：特に記載なし

図 2-19 遺体安置の設置時期【設問 14】



表 2-24-2 設問 14 の 2 (稼働後に設置) に回答した火葬場

名 称	都道府県	稼働開始年	装置設置年	稼働後経過年数
太田市斎場	群馬県	1981	1983	2
行田市斎場	埼玉県	1978	2015	37
三郷市斎場	埼玉県	1978	2019	41
東京都瑞江葬儀所	東京都	1975	2022	47
小千谷市西山斎場	新潟県	1985	2021	36
多治見市火葬場華立やすらぎの杜	岐阜県	2016	2019	3
御殿場市小山町広域行政組合斎場	静岡県	1980	2010	30
福知山市斎場	京都府	1996	2007	11
豊中市立斎場	大阪府	1946	2007	61
総社市営斎場	岡山県	1986	1988	2
杵藤葬斎公園	福岡県	1975	1979	4
鳥栖市斎場	佐賀県	1990	1995	5
平均				23.3
最大				61
最小				2

表 2-25 遺体安置の今後の整備予定【設問 15】
(現在遺体安置機能を持っている火葬場)

区分	項目	施設数	構成比%
	増設を予定	6	2.8
	増設を検討中	7	3.2
	整備予定なし	205	94.0
	合計	218	100.0

増設予定：千葉県浦安斎場 6 体分

表 2-26 遺体安置の今後の整備予定【設問 18】
(現在遺体安置機能を持っていない火葬場)

区分	項目	施設数	構成比%
	数年内に整備を予定	0	0.0
	整備を検討中	3	3.1
	整備予定なし	89	91.8
	その他	5	5.2
	合計	97	100.0

図 2-20 遺体安置の今後の整備予定【設問 15】
(現在遺体安置機能を持っている火葬場)



図 2-21 遺体安置の今後の整備予定【設問 18】
(現在遺体安置機能を持っていない火葬場)



1-3. 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚労省・経産省）の運用状況について【設問10】

ガイドラインについては以下のとおりである。なお、本アンケートにおける設問10のガイドラインとは、累次の改定がされているが、改定前のものを前提としている点に留意されたい。

- (1) ガイドラインの「2-7 火葬」に基づいた処理については、全回答数316に対して「行われている」が234(74.1%)、「概ね行われている」が75(23.7%)、「行われていない」が7(2.2%)、「知らなかった」が0(0.0%)であり、「行われている」「概ね行われている」で309(97.8%)を占めている。
- (2) 「2-8 拾骨」に基づいた処理については、全回答数316に対して「行われている」が230(72.8%)、「概ね行われている」が71(22.5%)、「行われていない」が15(4.7%)、「知らなかった」が0(0.0%)であり、これも「行われている」「概ね行われている」で301(95.3%)を占めている。
- (3) ご遺体が棺に収納されずに火葬場に搬入された場合の納体袋の取扱いについて、ガイドラインに基づいた処理については、全回答数296に対して「行われている」が224(75.7%)、「概ね行われている」が47(15.9%)、「行われていない」が17(5.7%)、「知らなかった」が8(2.7%)であり、これも「行われている」「概ね行われている」で271(91.6%)を占めている。
- (4) 「情報共有シート」の利用については、「利用している」が71(22.5%)、「概ね利用している」が25(7.9%)、「利用していない」が208(66.0%)、「知らなかった」が11(3.5%)であり、「利用していない」が最も多く、「利用している」「概ね利用している」96(30.4%)を上回っている。
- (5) 今回の対象とした火葬場は、ほとんど市町村か一部事務組合による公的施設であり、厚労省・経産省が発出したガイドラインに対して入手、理解し、火葬作業に活かされていると判断する。しかし、情報共有シートについては、あまり利用されていないという印象である。

表3-1 ガイドラインの火葬について【設問10-1】

区分	項目	「2-7 火葬」に基づいた処理は？	
		回答数	構成比%
行われている		234	74.1
概ね行われている		75	23.7
行われていない		7	2.2
知らなかった		0	0.0
合計		316	100.0

図3-1 ガイドラインの火葬について【設問10-1】

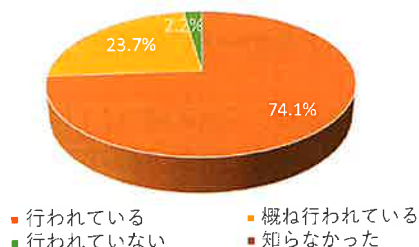


表3-2 ガイドラインの拾骨について【設問10-2】

区分	項目	「2-8 拾骨」に基づいた処理は？	
		回答数	構成比%
行われている		230	72.8
概ね行われている		71	22.5
行われていない		15	4.7
知らなかった		0	0.0
合計		316	100.0

図3-2 ガイドラインの拾骨について【設問10-2】

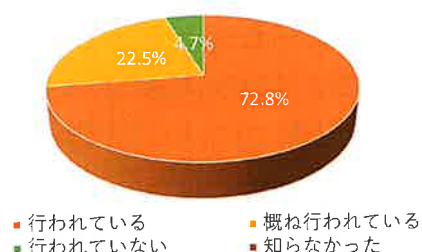


表3-3 ガイドラインの納体袋について【設問10-3】

区分	項目	納体袋の取扱いについて、ガイドラインに基づいた処理は？	
		回答数	構成比%
行われている		224	75.7
概ね行われている		47	15.9
行われていない		17	5.7
知らなかった		8	2.7
合計		296	100.0

図3-3 ガイドラインの納体袋について【設問10-3】

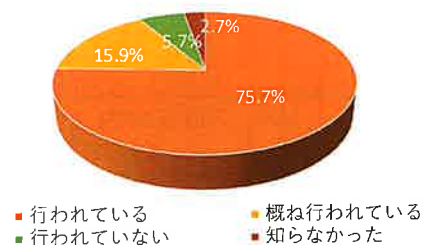
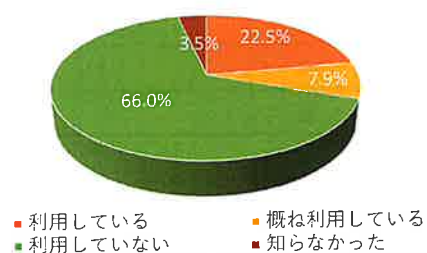


表3-4 情報共有シートについて【設問10-4】

区分	項目	「情報共有シート」についての利用は？	
		回答数	構成比%
利用している		71	22.5
概ね利用している		25	7.9
利用していない		208	66.0
知らなかった		11	3.5
合計		315	100.0

図3-4 情報共有シートについて【設問10-4】



1-4. 火葬場の状況について

1-4-1. 本アンケートの対象とした火葬場の概要

- (1) 対象火葬場は、行政区域内人口が平均 291,877 人（範囲 21,008～13,980,000 人）であり、死亡者数が平均 3,007 人（範囲 240～120,000 人）、死亡率が平均 1.22%（範囲 0.56～3.27%）、火葬率が平均 100.00%（範囲 99.88～100%）である。人口、死亡者数はかなりばらつきが大きく、死亡率が多少ばらついているが、火葬率はほぼ 100%である。

行政区域内人口は、20 万人以下が 199 施設（68.3%）と非常に多く、600,001 人以上は 19 施設（6.5%）と少ない。

- (2) 行政区域内の火葬場数は平均 1.29 施設（範囲 1～5 施設）である。火葬場で稼働する火葬炉基数は平均 7.15 基（範囲 4～46 基）であり、火葬炉 1 基当たりの人口を算出すると、平均 32,454 人（範囲 4,498～699,000 人）であり、ばらつきが大きい。

- (3) 対象施設の建設後の経過年数は平均 26.8 年（範囲 0～105 年）であり、21～40 年が 166 施設（50.9%）となっている。地域別に見ると、東日本が平均 24.8 年（範囲 0～60 年）、西日本が平均 29.3 年（範囲 0～105 年）であり、特に東日本の 10 年以下の比較的新しい施設が 35 施設と多く、対象施設の 19.4%を占めている。

規模別に見ると、4 基又は 5 基施設が平均 27.0 年（範囲 0～87 年）、6 基以上施設が平均 26.6 年（範囲 0～105 年）であり、特に 6 基以上施設の 10 年以下の比較的新しい施設が 31 施設と多く、対象施設の 18.7%を占めている。

表 4-1 対象施設の埋火葬の状況【設問 1～3】

項目 \ 区分	行政区域内人口	死亡者数	死亡率%	火葬数	火葬率%
データ数	291	254	253	254	254
平均	291,877	3,007	1.22	3,007	100.00
最大	13,980,000	120,000	3.27	120,000	100
最小	21,008	240	0.56	240	99.88
項目 \ 区分	埋葬数	施設数	火葬炉基数	火葬炉 1 基当たりの人口	
データ数	254	326	326	291	
平均	0.06	1.29	7.15	32,454	
最大	4	5	46	699,000	
最小	0	1	4	4,498	

表 4-2 行政区域内人口の分布【設問 1】

区分	項目	施設数	構成比%
	10万人以下	111	38.1
	100,001~20万人	88	30.2
	200,001~30万人	38	13.1
	300,001~40万人	19	6.5
	400,001~60万人	16	5.5
	600,001人以上	19	6.5
	合計	291	100.0

図 4-1 行政区域内人口の分布【設問 1】

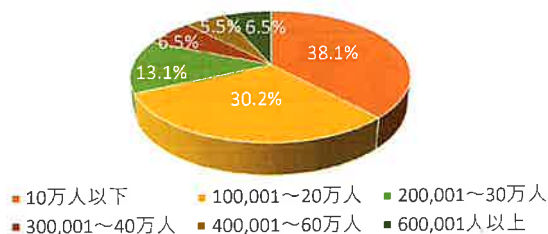


表 4-3-1 対象施設の建設後の経過年数（地域別）【設問 5】

項目	区分	全 国		東 日 本		西 日 本	
		施設数	構成比%	施設数	構成比%	施設数	構成比%
経過年数 (年)	データ数	326		180		146	
	平均	26.8		24.8		29.3	
	最大	105		60		105	
	最小	0		0		0	
経過年数 ごとの 施設数		施設数	構成比%	施設数	構成比%	施設数	構成比%
	10年以下	53	16.3	35	19.4	18	12.3
	11~20年	57	17.5	31	17.2	26	17.8
	21~30年	87	26.7	49	27.2	38	26.0
	31~40年	79	24.2	38	21.1	41	28.1
	41~50年	35	10.7	23	12.8	12	8.2
	51年以上	15	4.6	4	2.2	11	7.5
合計	326	100.0	180	100.0	146	100.0	

図 4-2-1 対象施設の建設後の経過年数の分布（地域別）【設問 5】

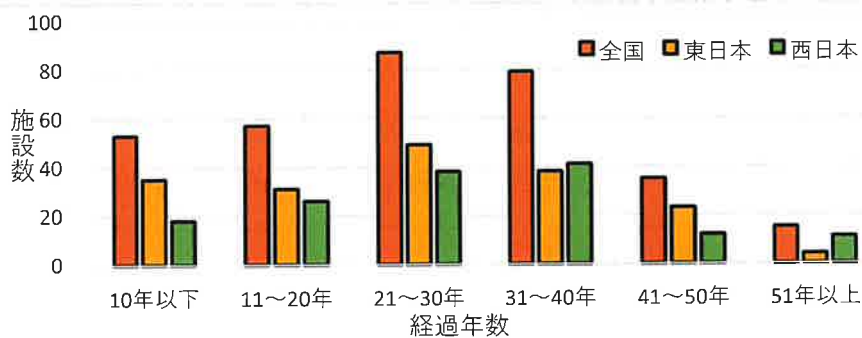
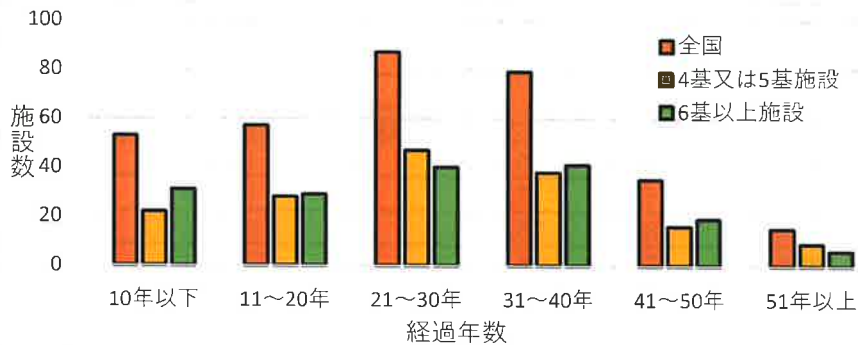


表 4-3-2 対象施設の建設後の経過年数（規模別）【設問 5】

項目	区分	全 国		4基又は5基施設		6 基 以 上 施 設	
		施設数	構成比%	施設数	構成比%	施設数	構成比%
経過年数 (年)	データ数	326		160		166	
	平均	26.8		27.0		26.6	
	最大	105		87		105	
	最小	0		0		0	
経過年数 ごとの 施設数		施設数	構成比%	施設数	構成比%	施設数	構成比%
	10年以下	53	16.3	22	13.8	31	18.7
	11～20年	57	17.5	28	17.5	29	17.5
	21～30年	87	26.7	47	29.4	40	24.1
	31～40年	79	24.2	38	23.8	41	24.7
	41～50年	35	10.7	16	10.0	19	11.4
	51年以上	15	4.6	9	5.6	6	3.6
	合計	326	100.0	160	100.0	166	100.0

図 4-2-2 対象施設の建設後の経過年数の分布（規模別）【設問 5】



1-4-2. 対象火葬場の火葬炉について

人体炉の基数は、平均 7.1 基（範囲 4～46 基）であり、4 基が最も多く、106 施設（全体の 32.5%）、次いで 5 基 54 施設（16.6%）である。4 基と 5 基施設で 160 施設（49.1%）。6 基以上の施設で 166 施設（50.9%）である。東日本と西日本を比較すると、大きな違いはない。

そのうち大型炉を設置した施設は 149 施設（全体の 45.7%）であり、大型炉の基数は平均 4.1 基（範囲 1～16 基）、1 基が最も多く 45 施設（大型炉設置施設の 30.2%）、1 基と 2 基施設で 70 施設（大型炉設置施設の 49.0%）である。東日本と西日本を比較すると、西日本に設置施設の割合が多い（西日本の 53.4%、東日本は 39.4%）。

表4-4-1 対象施設の人体炉、大型炉の基数（全国）【設問6】

項目	全			国			国		
	人体炉基数（基）			うち大型炉基数（基）			大型炉の基数割合（%）		
データ数	326			149			326		
平均	7.1			4.1			26.3		
最大	46			16			100		
最小	4			1			0		
基数の分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%
	4	106	32.5	1	45	30.2	0	177	54.3
	5	54	16.6	2	25	16.8	1~10	14	4.3
	6	47	14.4	3~4	26	17.4	11~20	27	8.3
	7~8	46	14.1	5~6	25	16.8	21~30	24	7.4
	9~12	51	15.6	7~8	11	7.4	31~50	14	4.3
	13以上	22	6.7	9以上	17	11.4	51以上	70	21.5
	合計	326	100.0	合計	149	100.0	合計	326	100.0

表4-4-2 対象施設の人体炉、大型炉の基数（東日本）【設問6】

項目	東			日			本		
	人体炉基数（基）			うち大型炉基数（基）			大型炉の基数割合（%）		
データ数	180			71			180		
平均	7.2			3.9			21.6		
最大	46			13			100		
最小	4			1			0		
基数の分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%
	4	58	32.2	1	20	28.2	0	109	60.6
	5	30	16.7	2	17	23.9	1~10	6	3.3
	6	30	16.7	3~4	12	16.9	11~20	14	7.8
	7~8	21	11.7	5~6	9	12.7	21~30	11	6.1
	9~12	28	15.6	7~8	5	7.0	31~50	11	6.1
	13以上	13	7.2	9以上	8	11.3	51以上	29	16.1
	合計	180	100.0	合計	71	100.0	合計	180	100.0

表4-4-3 対象施設の人体炉、大型炉の基数（西日本）【設問6】

項目	西			日			本		
	人体炉基数（基）			うち大型炉基数（基）			大型炉の基数割合（%）		
データ数	146			78			146		
平均	7.1			4.4			32.1		
最大	30			16			100		
最小	4			1			0		
基数の分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%
	4	48	32.9	1	25	32.1	0	68	46.6
	5	24	16.4	2	8	10.3	1~10	8	5.5
	6	17	11.6	3~4	14	17.9	11~20	13	8.9
	7~8	25	17.1	5~6	16	20.5	21~30	13	8.9
	9~12	23	15.8	7~8	6	7.7	31~50	3	2.1
	13以上	9	6.2	9以上	9	11.5	51以上	41	28.1
	合計	146	100.0	合計	78	100.0	合計	146	100.0

図4-3-1 人体炉基数の分布【設問6】

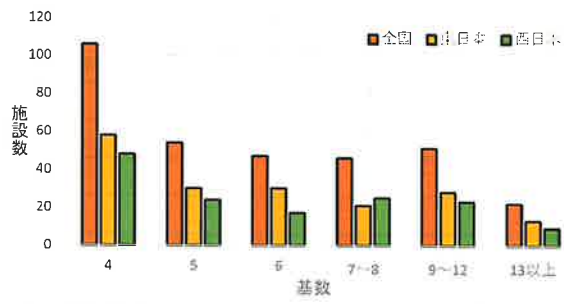


図4-3-2 人体炉大型炉基数の分布【設問6】

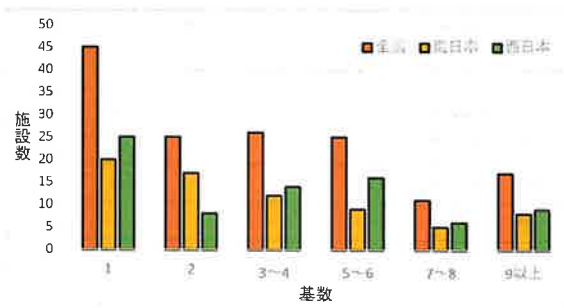


図4-3-3 大型炉基数割合の分布【設問6】

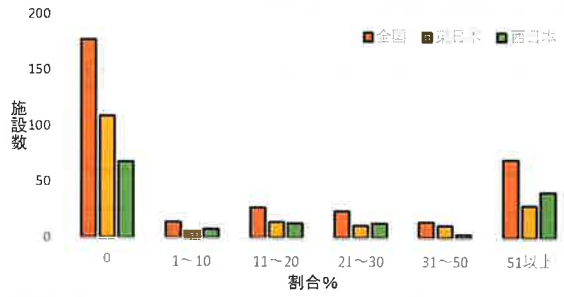


表4-4-4 対象施設の人体炉、大型炉の基数（4基又は5基施設）【設問6】

項目	人体炉4基又は5基施設								
	人体炉基数(基)			うち大型炉基数(基)			大型炉の基数割合(%)		
データ数	160			57			160		
平均	4.3			2.8			22.5		
最大	5			5			100		
最小	4			1			0		
基数の分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%
	4	106	66.3	1	22	38.6	0	103	64.4
	5	54	33.8	2	7	12.3	1~10	0	0.0
	6	0	0.0	3~4	19	33.3	11~20	3	1.9
	7~8	0	0.0	5	9	15.8	21~30	19	11.9
	9~12	0	0.0		0	0.0	31~50	7	4.4
	13以上	0	0.0		0	0.0	51以上	28	17.5
	合計	160	100.0	合計	57	100.0	合計	160	100.0

表4-4-5 対象施設の人体炉、大型炉の基数（6基以上施設）【設問6】

項目	人体炉6基以上施設								
	人体炉基数(基)			うち大型炉基数(基)			大型炉の基数割合(%)		
データ数	166			92			166		
平均	9.9			5.0			29.9		
最大	46			16			100		
最小	6			1			0		
基数の分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%
	4	0	0.0	1	23	25.0	0	74	44.6
	5	0	0.0	2	18	19.6	1~10	14	8.4
	6	47	28.3	3~4	7	7.6	11~20	24	14.5
	7~8	46	27.7	5~6	16	17.4	21~30	5	3.0
	9~12	51	30.7	7~8	11	12.0	31~50	7	4.2
	13以上	22	13.3	9以上	17	18.5	51以上	42	25.3
	合計	166	100.0	合計	92	100.0	合計	166	100.0

図4-4-4 規模別の大型炉の分布【設問6】

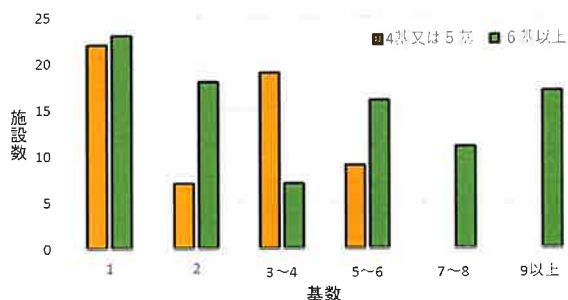
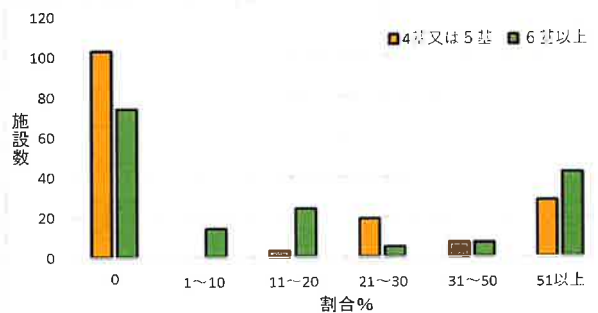


図4-4-5 規模別の大型炉基数割合の分布【設問6】



1-4-3. 動物炉、汚物炉について

対象施設で動物炉を設置した施設は 107 施設（全体の 32.8%）であり、動物炉の基数は平均 1.07 基（範囲 1～3 基）、1 基が 101 施設（動物炉設置施設の 94.4%）でほとんどである。

対象施設で汚物炉を設置した施設は 124 施設（全体の 38.0%）であり、汚物炉の基数は平均 1.03 基（範囲 1～2 基）、1 基が 124 施設（汚物炉設置施設の 96.8%）でほとんどである。汚物炉の用途は、産褥汚物が 100 施設（汚物炉設置施設の 80.6%）、身体の一部が 89 施設（同 71.8%）である。

表 4-5-1 対象施設の動物炉、汚物炉の基数（全国）【設問 6】

項目	全			国		
	動物炉基数			汚物炉基数		
データ数	107			124		
平均	1.07			1.03		
最大	3			2		
最小	1			1		
分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%
	1	101	94.4	1	120	96.8
	2	5	4.7	2	4	3.2
	3	1	0.9			
	合計	107	100.0	合計	124	100.0

表 4-5-2 対象施設の動物炉、汚物炉の基数（東日本）【設問 6】

項目	東			日			本		
	動物炉基数			汚物炉基数					
データ数	68			64					
平均	1.10			1.05					
最大	3			2					
最小	1			1					
分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%			
	1	62	91.2	1	61	95.3			
	2	5	7.4	2	3	4.7			
	3	1	1.5						
	合計	68	100.0	合計	64	100.0			

表 4-5-3 対象施設の動物炉、汚物炉の基数（西日本）【設問 6】

項目	西			日			本		
	動物炉基数			汚物炉基数					
データ数	39			60					
平均	1.00			1.02					
最大	1			2					
最小	1			1					
分布	区分	施設数	構成比%	区分	施設数	構成比%			
	1	39	100.0	1	59	98.3			
	2	0	0.0	2	1	1.7			
	3	0	0.0						
	合計	39	100.0	合計	60	100.0			

図 4-5-1 地域別の動物炉の分布【設問 6】

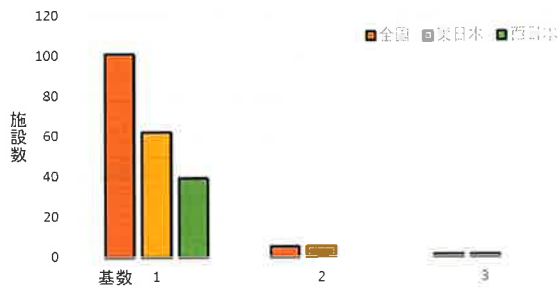


図 4-5-2 地域別の汚物炉の分布【設問 6】

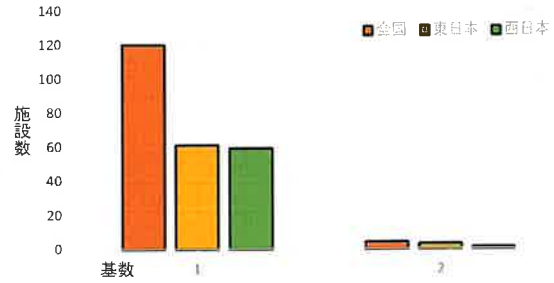


表 4-5-4 汚物炉の用途【設問 6】

汚 物 炉 の 用 途			
用 途	産褥汚物	身体の一部	その他
データ数	100	89	8
内 訳	動物炉で火葬 : 2件	/	改葬3件
			死胎2件
			動物1件

1-4-4. 受け入れる棺の許容サイズ

対象施設の棺の許容サイズは、長さが平均 2,048 mm (範囲 1,800~2,470 mm)、幅が平均 635 mm (範囲 480~851 mm)、高さが平均 541 mm (範囲 400~870 mm)、容量が平均 0.713m³ (範囲 0.380~1.732 m³) である。

大型炉を設置した施設の棺の許容サイズは、長さが平均 2,067 mm (範囲 1,800~2,470 mm)、幅が平均 645 mm (範囲 500~851 mm)、高さが平均 554 mm (範囲 400~870 mm)、容量が平均 0.748m³ (範囲 0.411~1.732m³) である。大型炉設置施設の方が長さ、幅、高さ及び容量のすべてでやや大きくなっている。

表 4-6-1 対象施設の棺の許容サイズ【設問 6】

区分 項目	棺長さmm			幅mm			高さmm			棺容量m ³		
	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
データ数	309			303			304			303		
平均	2,048			635			541			1		
最大	2,470			851			870			2		
最小	1,800			480			400			0		
分 布	1,900以下	31	10.0	500以下	4	1.3	450以下	36	11.8	0.55未満	18	5.9
	1,901~2,000	143	46.3	501~550	20	6.6	451~500	116	38.2	0.55~0.64	79	26.1
	2,001~2,100	80	25.9	551~600	81	26.7	501~550	44	14.5	0.65~0.74	75	24.8
	2,101~2,200	31	10.0	601~650	126	41.6	551~600	62	20.4	0.75~0.84	48	15.8
	2,201~2,300	18	5.8	651~700	60	19.8	601~650	38	12.5	0.85~0.94	40	13.2
	2,301以上	6	1.9	701以上	12	4.0	651以上	8	2.6	0.95以上	43	14.2
	合計	309	100.0	合計	303	100.0	合計	304	100.0	合計	303	100.0

表4-6-2 大型炉設置施設の棺の許容サイズ【設問6】

区分 項目	棺長さmm			幅mm			高さmm			棺容量m ³		
データ数	139			138			139			138		
平均	2,067			645			554			1		
最大	2,470			851			870			2		
最小	1,800			500			400			0		
分 布	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%
	1,900以下	14	10.1	500以下	2	1.4	450以下	12	8.6	0.55未満	5	3.6
	1,901~2,000	53	38.1	501~550	7	5.1	451~500	45	32.4	0.55~0.64	26	18.8
	2,001~2,100	40	28.8	551~600	29	21.0	501~550	21	15.1	0.65~0.74	35	25.4
	2,101~2,200	17	12.2	601~650	56	40.6	551~600	37	26.6	0.75~0.84	24	17.4
	2,201~2,300	10	7.2	651~700	37	26.8	601~650	19	13.7	0.85~0.94	21	15.2
	2,301以上	5	3.6	701以上	7	5.1	651以上	5	3.6	0.95以上	27	19.6
合 計	139	100.0	合 計	138	100.0	合 計	139	100.0	合 計	138	100.0	

表4-6-3 東日本の棺の許容サイズ【設問6】

区分 項目	棺長さmm			幅mm			高さmm			棺容量m ³		
データ数	171			167			167			167		
平均	2,069			645			544			1		
最大	2,470			800			800			1		
最小	1,800			500			400			0		
分 布	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%
	1,900以下	6	3.5	500以下	1	0.6	450以下	18	10.8	0.55未満	4	2.4
	1,901~2,000	81	47.4	501~550	4	2.4	451~500	60	35.9	0.55~0.64	35	21.0
	2,001~2,100	44	25.7	551~600	36	21.6	501~550	25	15.0	0.65~0.74	49	29.3
	2,101~2,200	24	14.0	601~650	79	47.3	551~600	38	22.8	0.75~0.84	25	15.0
	2,201~2,300	12	7.0	651~700	42	25.1	601~650	22	13.2	0.85~0.94	25	15.0
	2,301以上	4	2.3	701以上	5	3.0	651以上	4	2.4	0.95以上	29	17.4
合 計	171	100.0	合 計	167	100.0	合 計	167	100.0	合 計	167	100.0	

表4-6-4 西日本の棺の許容サイズ【設問6】

区分 項目	棺長さmm			幅mm			高さmm			棺容量m ³		
データ数	138			136			137			136		
平均	2,021			624			535			1		
最大	2,380			851			870			2		
最小	1,800			480			400			0		
分 布	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%	分 布	施設数	構成比%
	1,900以下	25	18.1	500以下	3	2.2	450以下	18	13.1	0.55未満	14	10.3
	1,901~2,000	62	44.9	501~550	16	11.8	451~500	56	40.9	0.55~0.64	44	32.4
	2,001~2,100	36	26.1	551~600	45	33.1	501~550	19	13.9	0.65~0.74	26	19.1
	2,101~2,200	7	5.1	601~650	47	34.6	551~600	24	17.5	0.75~0.84	23	16.9
	2,201~2,300	6	4.3	651~700	18	13.2	601~650	16	11.7	0.85~0.94	15	11.0
	2,301以上	2	1.4	701以上	7	5.1	651以上	4	2.9	0.95以上	14	10.3
合 計	138	100.0	合 計	136	100.0	合 計	137	100.0	合 計	136	100.0	

表 4-6-5 4基又は5基施設の棺の許容サイズ【設問6】

区分 項目	棺長さmm			幅mm			高さmm			棺容量m ³		
	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
データ数	150			147			147			147		
平均	2,032			625			531			1		
最大	2,470			800			860			1		
最小	1,800			480			400			0		
分布	1,900以下	16	10.7	500以下	3	2.0	450以下	21	14.3	0.55未満	11	7.5
	1,901~2,000	77	51.3	501~550	14	9.5	451~500	59	40.1	0.55~0.64	47	32.0
	2,001~2,100	38	25.3	551~600	48	32.7	501~550	20	13.6	0.65~0.74	35	23.8
	2,101~2,200	12	8.0	601~650	57	38.8	551~600	30	20.4	0.75~0.84	22	15.0
	2,201~2,300	4	2.7	651~700	21	14.3	601~650	14	9.5	0.85~0.94	17	11.6
	2,301以上	3	2.0	701以上	4	2.7	651以上	3	2.0	0.95以上	15	10.2
	合計	150	100.0	合計	147	100.0	合計	147	100.0	合計	147	100.0

表 4-6-6 6基以上施設の棺の許容サイズ【設問6】

区分 項目	棺長さmm			幅mm			高さmm			棺容量m ³		
	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
データ数	159			156			157			156		
平均	2,062			645			549			1		
最大	2,450			851			870			2		
最小	1,800			500			400			0		
分布	1,900以下	15	9.4	500以下	1	0.6	450以下	15	9.6	0.55未満	7	4.5
	1,901~2,000	66	41.5	501~550	6	3.8	451~500	57	36.3	0.55~0.64	32	20.5
	2,001~2,100	42	26.4	551~600	33	21.2	501~550	24	15.3	0.65~0.74	40	25.6
	2,101~2,200	19	11.9	601~650	69	44.2	551~600	32	20.4	0.75~0.84	26	16.7
	2,201~2,300	14	8.8	651~700	39	25.0	601~650	24	15.3	0.85~0.94	23	14.7
	2,301以上	3	1.9	701以上	8	5.1	651以上	5	3.2	0.95以上	28	17.9
	合計	159	100.0	合計	156	100.0	合計	157	100.0	合計	156	100.0

図 4-6-1 棺長さの許容サイズの分布【設問6】

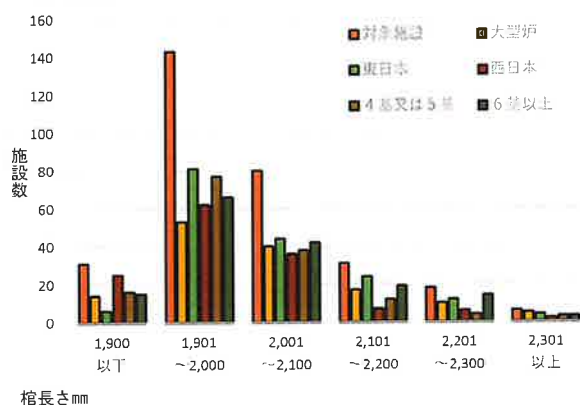
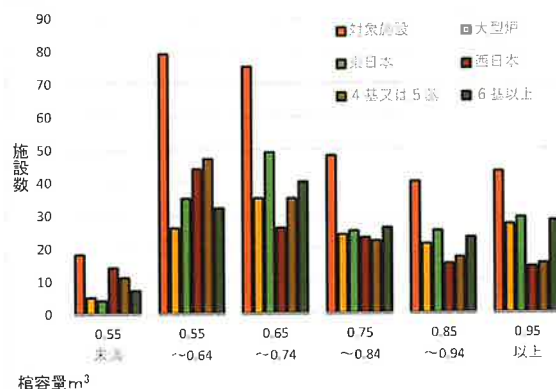


図 4-6-2 棺容量の許容サイズの分布【設問6】



1-4-5. 火葬炉の経過年数

現在稼働中の火葬炉の設置後の経過年数は平均 20.3 年（範囲 0～71 年）であり、20 年以下が 166 施設（51.4%）を占めている。「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策検討会、平成 12 年 3 月）に沿ってダイオキシン類削減対策が施された火葬炉が 50%以上になっていると評価できる。

地域別に経過年数を見ると、東日本と西日本に大きな差異は認められない。

規模別に見ると、4 基又は 5 基施設（平均 21.9 年）が 6 基以上施設（平均 18.8 年）より経過年数が長く、20 年以下を見ても 4 基又は 5 基施設が 72 施設（45.6%）、6 基以上施設が 94 施設（57.0%）とより大規模な施設の火葬炉の整備が進んでいると考えられる。

表 4-7-1 地域別の現在稼働中火葬炉の設置後の経過年数【設問 7】

項目		全 国		東 日 本		西 日 本	
経過年数 (年)	データ数	323		178		145	
	平均	20.3		20.0		20.7	
	最大	71		54		71	
	最小	0		0		0	
経過年数 ごとの 施設数		施設数	構成比%	施設数	構成比%	施設数	構成比%
	10年以下	96	29.7	54	30.3	42	29.0
	11～20年	70	21.7	37	20.8	33	22.8
	21～30年	85	26.3	50	28.1	35	24.1
	31～40年	53	16.4	26	14.6	27	18.6
	41～50年	15	4.6	9	5.1	6	4.1
	51年以上	4	1.2	2	1.1	2	1.4
	合計	323	100.0	178	100.0	145	100.0

表 4-7-2 規模別の現在稼働中火葬炉の設置後の経過年数【設問 7】

項目		全 国		4 基又は 5 基施設		6 基以上施設	
経過年数 (年)	データ数	323		158		165	
	平均	20.3		21.9		18.8	
	最大	71		55		71	
	最小	0		0		0	
経過年数 ごとの 施設数		施設数	構成比%	施設数	構成比%	施設数	構成比%
	10年以下	96	29.7	36	22.8	59	35.8
	11～20年	70	21.7	36	22.8	35	21.2
	21～30年	85	26.3	46	29.1	38	23.0
	31～40年	53	16.4	30	19.0	24	14.5
	41～50年	15	4.6	7	4.4	8	4.8
	51年以上	4	1.2	3	1.9	1	0.6
	合計	323	100.0	158	100.0	165	100.0

図 4-7-1 地域別の火葬炉経過年数の分布【設問 6】

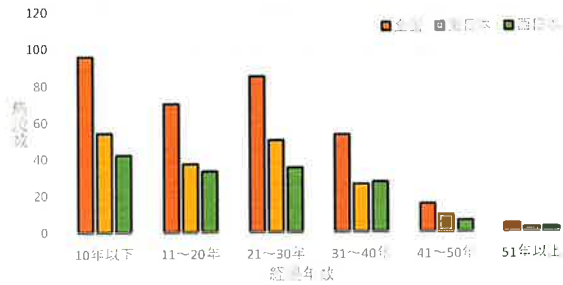
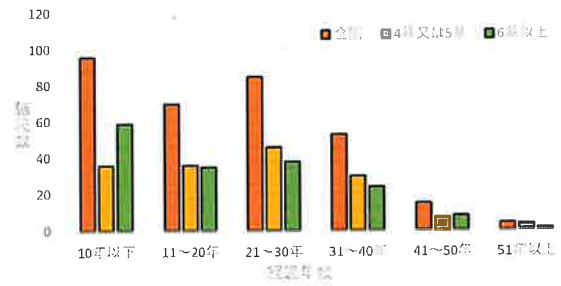


図 4-7-2 規模別の火葬炉経過年数の分布【設問 6】



1-4-6. 令和 2 年度の火葬件数、稼働日数等について

- (1) 令和 2 年度の火葬件数は、平均 2,334 件（範囲 285～16,269 件）、管外割合が平均 6.8%（範囲 0.0～51.1%）、年間稼働率が平均 94.9%（範囲 66.0～100.0%）、1 日最大受入件数が平均 13.6 件（範囲 2～75 件）、火葬炉 1 基 1 日最大件数が平均 2.3 件（範囲 1～4 件）である。
- (2) 地域別の火葬実施状況を見ると、火葬件数は東日本が平均 2,537 件（範囲 285～16,269 件）、西日本が平均 2,083 件（範囲 343～13,554 件）、1 日最大受入件数は東日本が平均 14.3 件（範囲 4～75 件）、西日本が平均 12.6 件（範囲 4～62 件）であり、東日本の受入件数がやや多くなっている。
- (3) 規模別の火葬実施状況を見ると、稼働率は 4 基又は 5 基施設が平均 91.3%（範囲 66.0～100.0%）、6 基以上施設が平均 98.2%（範囲 80.0～100.0%）と 6 基以上施設がやや高くなっている。

表4-8-1 対象施設の令和2年度における火葬実施状況（全国）【設問8】

項目	区分	火 葬 件 数					
		火葬件数	管内件数	管外件数	管 外 割 合 %		
データ数		323	323	323	323		
平均		2,334	2,168	166	6.8		
最大		16,269	14,254	2,747	51.1		
最小		285	233	0	0.0		
分 布				分布	施設数	構成比%	
				0%	15	4.6	
				0.1~5%	171	52.9	
				5.1~10%	72	22.3	
				10.1~15%	32	9.9	
				15.1~20%	13	4.0	
				20.1%以上	20	6.2	
			合計	323	100.0		
項目	区分	年間稼働日数	年間開場日数	稼働率（稼働／開場）%		1日最大受入件数	
				稼働率	稼働率		
データ数		315	320	315	324		
平均		318	336	94.9	13.6		
最大		365	365	100.0	75		
最小		168	169	66.0	2		
分 布				分布	施設数	構成比%	
				80%以下	16	5.1	
				80.1~85%	30	9.5	
				85.1~90%	27	8.6	
				90.1~95%	37	11.7	
				95.1~99.9%	75	23.8	
				100%	130	41.3	
			合計	315	100.0		
項目	区分	火葬炉1基1日最大件数			1基当たりの最大受入件数		
		最大件数	施設数	構成比%	最大件数	施設数	構成比%
データ数		324			324		
平均		2.3			1.9		
最大		4			4		
最小		1			1		
分 布		分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
		1件	15	4.6	1件	14	4.3
		2件	203	62.7	1.1~1.5件	76	23.5
		3件	95	29.3	1.6~2件	150	46.3
		4件	11	3.4	2.1~2.5件	50	15.4
		5件	0	0.0	2.6~3件	25	7.7
		6件以上	0	0.0	3.1件以上	9	2.8
		合計	324	100.0	合計	324	100.0

表4-8-2 対象施設の令和2年度における火葬実施状況（東日本）【設問8】

項目	火 葬 件 数						
	火葬件数	管内件数	管外件数	管 外 割 合 %			
データ数	178	174	174	178			
平均	2,537	2,359	181	7.0			
最大	16,269	14,254	2,015	51.1			
最小	285	233	0	0.0			
分 布				分布	施設数	構成比%	
				0%	10	5.6	
				0.1~5%	87	48.9	
				5.1~10%	44	24.7	
				10.1~15%	19	10.7	
				15.1~20%	9	5.1	
				20.1%以上	9	5.1	
				合計	178	100.0	
項目	区分	年間稼働日数	年間開場日数	稼働率（稼働／開場）%		1日最大受入件数	
データ数		174	176	174		179	
平均		308	326	95.0		14.3	
最大		364	365	100.0		75	
最小		229	262	69.0		4	
分 布				分布	施設数	構成比%	
				80%以下	8	4.6	
				80.1~85%	22	12.6	
				85.1~90%	12	6.9	
				90.1~95%	13	7.5	
				95.1~99.9%	38	21.8	
				100%	81	46.6	
				合計	174	100.0	
項目	区分	火葬炉1基1日最大件数		1基当たりの最大受入件数			
データ数		178		179			
平均		2.4		2.0			
最大		4		4			
最小		1		1			
分 布		分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
		1件	2	1.1	1件	3	1.7
		2件	103	57.9	1.1~1.5件	35	19.6
		3件	67	37.6	1.6~2件	84	46.9
		4件	6	3.4	2.1~2.5件	37	20.7
		5件	0	0.0	2.6~3件	16	8.9
		6件以上	0	0.0	3.1件以上	4	2.2
		合計	178	100.0	合計	179	100.0

表4-8-3 対象施設の令和2年度における火葬実施状況（西日本）【設問8】

項目	区分	火 葬 件 数					
		火葬件数	管内件数	管外件数	管 外 割 合 %		
データ数		145	141	141	145		
平均		2,083	1,963	139	6.4		
最大		13,554	11,929	1,625	48.9		
最小		343	341	0	0.0		
分 布					分布	施設数	構成比%
					0%	5	3.4
					0.1~5%	84	57.9
					5.1~10%	29	20.0
					10.1~15%	13	9.0
					15.1~20%	4	2.8
					20.1%以上	10	6.9
				合計	145	100.0	
項目	区分	年間稼働日数	年間開場日数	稼働率（稼働／開場）%		1日最大受入件数	
				稼働率	稼働率		
データ数		141	144	141	145		
平均		331	349	94.8	12.6		
最大		365	365	100.0	62		
最小		168	169	66.0	4		
分 布				分布	施設数	構成比%	
				80%以下	8	5.7	
				80.1~85%	8	5.7	
				85.1~90%	15	10.6	
				90.1~95%	24	17.0	
				95.1~99.9%	38	27.0	
				100%	48	34.0	
			合計	141	100.0		
項目	区分	火葬炉1基1日最大件数			1基当たりの最大受入件数		
		最大件数	施設数	構成比%	最大件数	施設数	構成比%
データ数		141			145		
平均		2.1			1.8		
最大		4			4		
最小		1			1		
分 布		分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
		1件	14	9.9	1件	15	10.3
		2件	97	68.8	1.1~1.5件	41	28.3
		3件	26	18.4	1.6~2件	65	44.8
		4件	4	2.8	2.1~2.5件	13	9.0
		5件	0	0.0	2.6~3件	8	5.5
		6件以上	0	0.0	3.1件以上	3	2.1
	合計	141	100.0	合計	145	100.0	

表4-8-4 対象施設の令和2年度における火葬実施状況（4基又は5基施設）【設問8】

区分 項目	火 葬 件 数					
	火葬件数	管内件数	管外件数	管 外 割 合 %		
データ数	159	155	155	159		
平均	1,029	954	73	6.5		
最大	3,340	3,055	764	51.1		
最小	285	233	0	0.0		
分 布				分布	施設数	構成比%
				0%	7	4.4
				0.1~5%	86	54.1
				5.1~10%	38	23.9
				10.1~15%	13	8.2
				15.1~20%	7	4.4
				20.1%以上	8	5.0
				合計	159	100.0
区分 項目	年間稼働 日数	年間開場 日数	稼働率（稼働／開場）%			1日最大受 入件数
			分布	施設数	構成比%	
データ数	151	156	151	160		
平均	310	340	91.3	8.1		
最大	364	365	100.0	20		
最小	200	276	66.0	4		
分 布			80%以下	15	9.9	
			80.1~85%	20	13.2	
			85.1~90%	27	17.9	
			90.1~95%	28	18.5	
			95.1~99.9%	38	25.2	
			100%	23	15.2	
			合計	151	100.0	
	区分 項目	火葬炉1基1日最大件数			1基当たりの最大受入件数	
データ数	157			160		
平均	2.2			1.9		
最大	4			4		
最小	1			1		
分 布	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
	1件	12	7.6	1件	13	8.1
	2件	105	66.9	1.1~1.5件	41	25.6
	3件	32	20.4	1.6~2件	75	46.9
	4件	8	5.1	2.1~2.5件	15	9.4
	5件	0	0.0	2.6~3件	12	7.5
	6件以上	0	0.0	3.1件以上	4	2.5
	合計	157	100.0	合計	160	100.0

表4-8-5 対象施設の令和2年度における火葬実施状況（6基以上施設）【設問8】

区分 項目	火 葬 件 数					
	火葬件数	管内件数	管外件数	管 外 割 合 %		
データ数	164	160	160	164		
平均	3,598	3,371	248	6.9		
最大	16,269	14,254	2,015	48.9		
最小	453	426	0	0.0		
分 布				分布	施設数	構成比%
				0%	8	4.9
				0.1~5%	85	51.8
				5.1~10%	35	21.3
				10.1~15%	19	11.6
				15.1~20%	6	3.7
				20.1%以上	11	6.7
			合計	164	100.0	
区分 項目	年間稼働 日数	年間開場 日数	稼働率（稼働／開場）%			1日最大受 入件数
データ数	164	164	164			164
平均	326	332	98.2			18.9
最大	365	365	100.0			75
最小	168	169	80.0			6
分 布			分布	施設数	構成比%	
			80%以下	1	0.6	
			80.1~85%	10	6.1	
			85.1~90%	0	0.0	
			90.1~95%	9	5.5	
			95.1~99.9%	38	23.2	
			100%	106	64.6	
		合計	164	100.0		
区分 項目	火葬炉1基1日最大件数			1基当たりの最大受入件数		
データ数	162			164		
平均	2.4			1.9		
最大	4			4		
最小	1			1		
分 布	分布	施設数	構成比%	分布	施設数	構成比%
	1件	4	2.5	1件	5	3.0
	2件	95	58.6	1.1~1.5件	35	21.3
	3件	61	37.7	1.6~2件	74	45.1
	4件	2	1.2	2.1~2.5件	35	21.3
	5件	0	0.0	2.6~3件	12	7.3
	6件以上	0	0.0	3.1件以上	3	1.8
	合計	162	100.0	合計	164	100.0

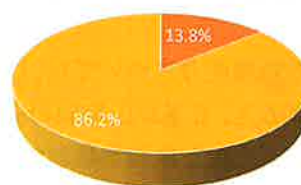
1-4-7. 火葬場の火葬処理状況について

- (1) 火葬場の処理能力については、「不足している」が13.8%、「不足していない」が86.2%であるが、規模別に見ると、6基以上施設の「不足している」が16.3%に対して4基又は5基施設が11.3%であり、より大規模な施設で処理能力の不足感が多い。
- (2) 能力不足の理由については、「死亡者数の増加」が50.7%、「施設の老朽化」が32.8%、「機能の劣化」が13.4%である。地域別、規模別に見ると、「死亡者数の増加」が東日本、6基以上施設でやや多く、「施設の劣化」が4基又は5基施設でやや多くなっている。
- (3) 能力不足への対応については、「新施設の検討」が37.5%、「増設の検討」が32.1%と多く、「稼働日の増加」が10.7%、「火葬炉稼働（火葬炉の火葬回数）の増加」が8.9%である。地域別、規模別に見ると、4基又は5基施設の「新施設の検討」が50.0%でやや多くなっている。
- (4) 火葬場でのご遺体に触れる機会については、「ない」が95.5%、「ある」が4.5%であり、あまり触れる機会はないと思われる。「ある」場合のご遺体の取扱いに係る基準・手順については、「ない」が100%である。
- (5) 火葬後の火葬炉内部にご遺体の体液等の付着については、「しばしばある」が2件（4.4%）、「まれにある」が10件（22.2%）である。「しばしばある」施設の使用火葬炉設置後年数は28年、12年であり、整備の徹底が望まれる。
- (6) 棺の取扱いについての基準の有無については、42件の回答すべてが「ない」である。

表 4-9-1 火葬場の能力の過不足（全国）【設問 9-1】

区分	項目	回答数	構成比%
	不足している	45	13.8
	不足していない	280	86.2
合	計	325	100.0

図 4-8-1 火葬場の能力の過不足（全国）【設問 9-1】



■ 不足している ■ 不足していない

表 4-9-2 火葬場の能力の過不足（東日本）【設問 9-1】

区分	項目	回答数	構成比%
	不足している	26	14.5
	不足していない	153	85.5
合	計	179	100.0

図 4-8-2 火葬場の能力の過不足（東日本）【設問 9-1】



■ 不足している ■ 不足していない

表 4-9-3 火葬場の能力の過不足（西日本）【設問 9-1】

区分	項目	回答数	構成比%
	不足している	19	13.0
	不足していない	127	87.0
合	計	146	100.0

図 4-8-3 火葬場の能力の過不足（西日本）【設問 9-1】



■ 不足している ■ 不足していない

表 4-9-4 火葬場の能力の過不足（4基又は5基施設）【設問 9-1】

区分	項目	回答数	構成比%
	不足している	18	11.3
	不足していない	141	88.7
合	計	159	100.0

図 4-8-4 火葬場の能力の過不足（4基又は5基施設）【設問 9-1】

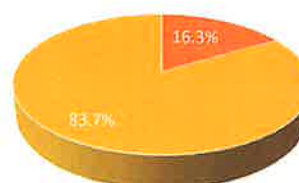


■ 不足している ■ 不足していない

表 4-9-5 火葬場の能力の過不足（6基以上施設）【設問 9-1】

区分	項目	回答数	構成比%
	不足している	27	16.3
	不足していない	139	83.7
合	計	166	100.0

図 4-8-5 火葬場の能力の過不足（6基以上施設）【設問 9-1】



■ 不足している ■ 不足していない

表 4-10-1 不足している理由(複数回答可)(全国)【設問 9-2】

区分	項目	回答数	構成比%
	死亡者数の増加	34	50.7
	施設の老朽化	22	32.8
	機能の劣化	9	13.4
	その他	2	3.0
	合計	67	100.0

その他：新型コロナ時間外対応、職員の不足

表 4-10-2 不足している理由(複数回答可)(東日本)【設問 9-2】

区分	項目	回答数	構成比%
	死亡者数の増加	21	55.3
	施設の老朽化	12	31.6
	機能の劣化	4	10.5
	その他	1	2.6
	合計	38	100.0

表 4-10-3 不足している理由(複数回答可)(西日本)【設問 9-2】

区分	項目	回答数	構成比%
	死亡者数の増加	13	44.8
	施設の老朽化	10	34.5
	機能の劣化	5	17.2
	その他	1	3.4
	合計	29	100.0

表 4-10-4 不足している理由(複数回答可)(4基又は5基施設)【設問 9-2】

区分	項目	回答数	構成比%
	死亡者数の増加	10	33.3
	施設の老朽化	14	46.7
	機能の劣化	5	16.7
	その他	1	3.3
	合計	30	100.0

表 4-10-5 不足している理由(複数回答可)(6基以上施設)【設問 9-2】

区分	項目	回答数	構成比%
	死亡者数の増加	24	64.9
	施設の老朽化	8	21.6
	機能の劣化	4	10.8
	その他	1	2.7
	合計	37	100.0

図 4-9-1 不足している理由(複数回答可)(全国)【設問 9-2】

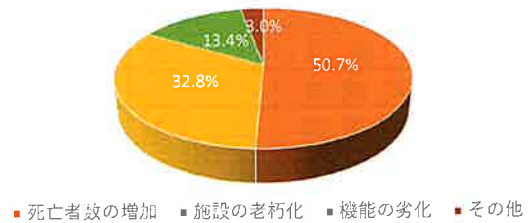


図 4-9-2 不足している理由(複数回答可)(東日本)【設問 9-2】

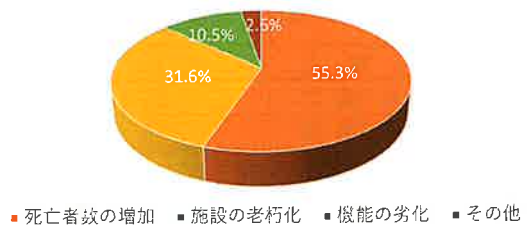


図 4-9-3 不足している理由(複数回答可)(西日本)【設問 9-2】

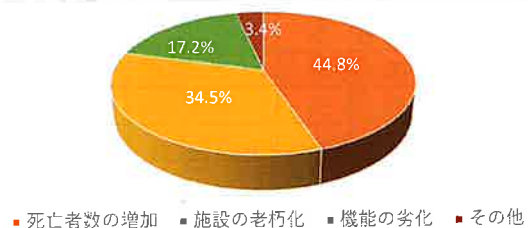


図 4-9-4 不足している理由(複数回答可)(4基又は5基施設)【設問 9-2】

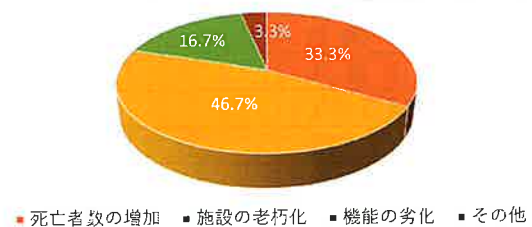


図 4-9-5 不足している理由(複数回答可)(6基以上施設)【設問 9-2】

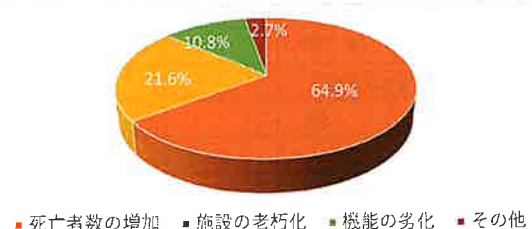


表 4-11-1 不足の場合の対応（複数回答可）（全国）【設問 9-3】

区分	項目	回答数	構成比%
	増設の検討	18	32.1
	新施設の検討	21	37.5
	稼働日の増加	6	10.7
	火葬炉稼働の増加	5	8.9
	その他	6	10.7
	合計	56	100.0

その他：葬儀業者との交渉により調整 2 件、
火葬受入数の制限、

表 4-11-2 不足の場合の対応（複数回答可）（東日本）【設問 9-3】

区分	項目	回答数	構成比%
	増設の検討	11	29.7
	新施設の検討	15	40.5
	稼働日の増加	6	16.2
	火葬炉稼働の増加	4	10.8
	その他	1	2.7
	合計	37	100.0

表 4-11-3 不足の場合の対応（複数回答可）（西日本）【設問 9-3】

区分	項目	回答数	構成比%
	増設の検討	7	36.8
	新施設の検討	6	31.6
	稼働日の増加	0	0.0
	火葬炉稼働の増加	1	5.3
	その他	5	26.3
	合計	19	100.0

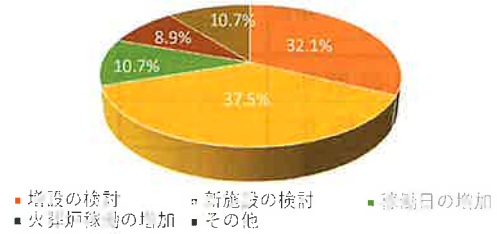
表 4-11-4 不足の場合の対応（複数回答可）（4 基又は 5 基施設）【設問 9-3】

区分	項目	回答数	構成比%
	増設の検討	6	30.0
	新施設の検討	10	50.0
	稼働日の増加	0	0.0
	火葬炉稼働の増加	1	5.0
	その他	3	15.0
	合計	20	100.0

表 4-11-5 不足の場合の対応（複数回答可）（6 基以上施設）【設問 9-3】

区分	項目	回答数	構成比%
	増設の検討	12	33.3
	新施設の検討	11	30.6
	稼働日の増加	6	16.7
	火葬炉稼働の増加	4	11.1
	その他	3	8.3
	合計	36	100.0

図 4-10-1 不足の場合の対応（複数回答可）（全国）【設問 9-3】



職員の確保、業務体制の検討
現状維持

図 4-10-2 不足の場合の対応（複数回答可）（東日本）【設問 9-3】

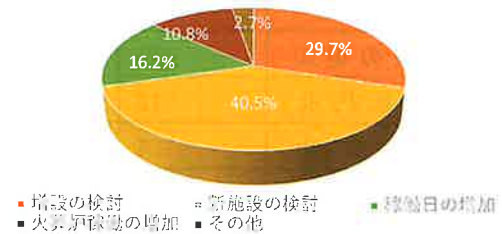


図 4-10-3 不足の場合の対応（複数回答可）（西日本）【設問 9-3】

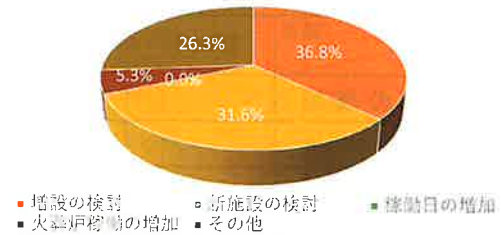


図 4-10-4 不足の場合の対応（複数回答可）（4 基又は 5 基施設）【設問 9-3】

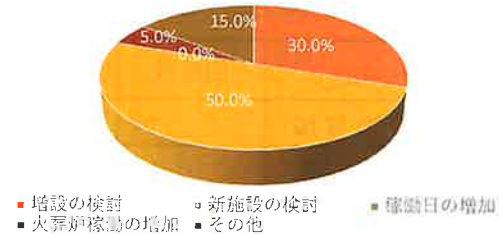


図 4-10-5 不足の場合の対応（複数回答可）（6 基以上施設）【設問 9-3】

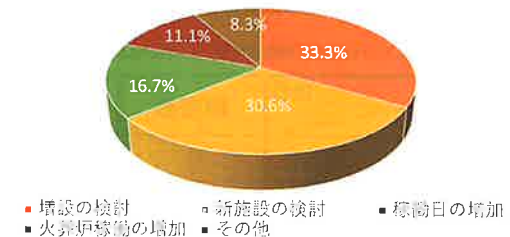


表 4-12 ご遺体に触れる機会【設問 9-4】

区分	項目	回答数	構成比%
	あ る	2	4.5
	な い	42	95.5
	合 計	44	100.0

「ある」の具体的な場面
 希望者には触れさせている
 告別式で最後のお別れの時

表 4-13 ご遺体の取扱いに係る基準・手順【設問 9-5】

区分	項目	回答数	構成比%
	あ る	0	0.0
	な い	2	100.0
	合 計	2	100.0

表 4-14 炉内にご遺体の体液等の付着【設問 9-6】

区分	項目	回答数	構成比%
	しばしばある	2	4.4
	まれにある	10	22.2
	な い	31	68.9
	そ の 他	2	4.4
	合 計	45	100.0

「しばしばある」施設とは
 礪波市斎場（富山県、H21 竣工）
 船井郡衛生管理組合火葬場（京都府、H5 竣工）

表 4-15 棺の取扱いについて基準【設問 9-7】

区分	項目	回答数	構成比%
	あ る	0	0.0
	な い	42	100.0
	合 計	42	100.0

図 4-11 ご遺体に触れる機会【設問 9-4】

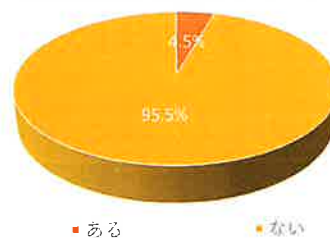
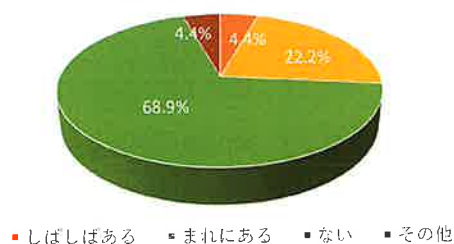


図 4-12 炉内にご遺体の体液等の付着【設問 9-6】



1-5. まとめ

火葬場における遺体安置の状況をまとめると以下のとおりである。

- (1) 今回の火葬場における遺体安置に関するアンケートは、火葬炉数4基以上の501施設を対象として実施し、回答票数326、回収率65.1%である。
- (2) 火葬場の処理能力については、全体的には「不足していない」が多くを占めているが、火葬炉を多く有する施設（火葬炉6基以上施設）で処理能力の不足感が多い。能力不足の理由は、「死亡者数の増加」、「施設の老朽化」が多くなっており、その対応は「新施設の検討」、「増設の検討」が主になっている。
- (3) 遺体安置機能を有する火葬場は約70%であり、より大規模な施設がやや多くなっている。収容能力は平均2.3体であるが、多くは1体又は2体である。各施設の遺体安置の収容能力では、能力が高い火葬場が東日本、特に首都圏に集中している。能力が高い施設は、東日本では東京都大田区臨海斎場24体分、千葉県船橋市馬込斎場16体分、千葉県習志野市しおかぜホール茜浜と神奈川県川崎市南部斎苑12体分であり、西日本では高知県高知市斎場、宮崎県延岡市斎場の10体分である。
- (4) 遺体安置の機能としては、遺体冷蔵庫が83%以上を占めているが、遺体安置室に冷蔵機能を持たせたものもある。ただし、施設の建設年代が古くなると遺体安置室に冷蔵機能の無い施設があり、西日本にやや多い傾向にある。
- (5) 遺体の安置を行った実績は、令和2年度で平均115.7体であるが、0体（実績なし）と1～50体で65%以上を占めている。安置（待機）時間の平均日数の実績は、令和2年度で平均1.71日間であり、2日以下が80%近くとかなり多くを占めている。最大日数は、平均5.36日間、4日以下が約67%と比較的多くを占めている。東日本と西日本を比べると、収容能力が多い東日本は実績が多く、安置時間が長くなっている。
- (6) 安置（待機）時間の近年の変化については、「あまり変わらない」が80%以上と最も多いが、「増加している」が10%を占めている。
- (7) 安置（待機）時間が長い場合のトラブルについては、「ある」が3施設（1.6%）、臭気に関するトラブルであり、トラブルが非常に少ない程度と言える。
- (8) 遺体安置の利用者は、通常の火葬待ち（火葬までの待機）が約40%、身寄りのないご遺体等の福祉関係が約37%、身元不明のご遺体等の警察関係が約15%となっている。
- (9) 遺体安置の目的は、「火葬の順番待ち」が約44%、「遺族が揃うまで」が約23%、「火葬の許可待ち」が約22%となっている。
- (10) 遺体安置の使用料は、「有料」が約85%であり、かなり多くを占めている。料金は、管内、1日当たりの料金で、平均約3,100円であるが、0～5,000円の範囲でばらついている。地域別、規模別に平均金額を見ると、西日本、小規模施設がやや高い傾向にある。
- (11) 遺体安置を受け入れる際の条件は、「遺体を棺に収納」が53%、「棺の大きさ」が43%、「利用者制限の厳守」が34%、「受入時間帯の厳守」が34%となっている。
- (12) 遺体安置の管理上の基準は、「室（装置）内の温度」が34%、「故人名の貼り付け」が26%、「面会の制限の厳守」が20%となっている。「室（装置）内の温度」は、平均2.8℃であり、2.1～5℃が47%と多くを占めている。「室（装置）内の消毒、清掃等の衛生基準」は、いずれも使用後で、清掃、消毒、アルコール消毒、オゾン消毒等となっている。
- (13) ガイドラインの「2-7 火葬」に基づいた処理は、「行われている」が74.1%、「概ね行われている」が

23.7%、「行われていない」が2.2%、「知らなかった」が0（0.0%）であり、「行われている」「概ね行われている」で97.8%を占めている。

- (14) 遺体安置の設置時期については、「稼働当初から」が90%以上を占めている。
- (15) 現在遺体安置機能を持っている火葬場の今後の整備予定は、「整備予定なし」が94%とほとんどを占めているが、6施設が「増設を予定」、7施設が「増設を検討中」である。
- (16) 現在遺体安置機能を持っていない火葬場の今後の整備予定は、「整備予定なし」が90%以上とほとんどであり、3施設が「整備を検討中」と少なく、「数年内に整備を予定」は全くない。

「火葬場における遺体安置に関するアンケート調査」ご協力のお願い

今回お送りさせていただきましたアンケートは、令和3年度厚労科学研究事業として、皆さまから広く火葬場における遺体安置に関するお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにあつての火葬場のあり方を考えてゆくための基礎資料として活用させていただくものです。

お伺いした内容は統計的に処理しますので、個別の火葬場名、回答者である個人名が出たり、特定されたりすることは一切ございませんので、率直なご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

令和4年2月

公益社団法人 全日本墓園協会
理事・主管研究員
令和3年度厚労科学研究事業
研究代表者 横田 睦

お問い合わせ先

このアンケートについてのお問い合わせは、次の担当までご連絡ください。

公益社団法人 全日本墓園協会 内「厚労科学研究事業」担当（大和・安孫子）
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル807
TEL:03-5298-3282 FAX:03-5298-0085

◆ アンケート調査の対象について

現在の稼働している火葬場 1,437 箇所（厚生労働省 衛生行政報告）のうち、既往の調査で遺体安置を行っておられることが想定される炉数 4 基以上の火葬場を対象に、実施させていただくものです。

◆ 調査回答書類の取扱いについて

- ・調査は無記名で、集計は統計的に処理します。
- ・集計した調査結果は、令和3年度厚労科学研究事業の報告書として取りまとめます。
- ・ご記入いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用しません。

【ご記入にあたって】

※：各設問について、最も適当と思われる番号に○印をつけてください。設問によっては複数の回答が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、「その他」などの項目を選択された場合には、後の（ ）内に具体的事項のご記入もお願いいたします。

※：設問選択肢の「具体的に」について。指定欄・枠に書き込めない場合、余白をご利用下さい。

なお、複数の火葬場を稼働なされておられる場合、お手数ですが、アンケート票をコピーし、該当火葬場分全てについて、ご回答下さい。お願い致します。

◆ 調査票の回収

ご記入いただいた調査票は **3月4日（金）** には、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函いただくか、FAX（03-5298-0085）、あるいは、メール（info@zenbokyo.or.jp）によって、ご返送下さい。

なお、アンケート調査票は表裏の両面にわたります。ご注意ください。

《お願い》！【設問3】で「2箇所以上」とご記入の方は、大変お手数をおかけしますが、このアンケート用紙を、各々の火葬場ごとにご回答下さい。必要部数をコピーして、それぞれご記入ください！

第1 始めに調査票記入者について伺います。

住所	〒 -
所属	
氏名	
フリガナ	
電話（内線）	- - () ,FAX - -
E-mail	

第2 行政区域内の埋火葬について伺います。

【設問1】行政区域内人口は（令和2年10月1日現在）

_____人

【設問2】令和2年度埋火葬実績（一部事務組合等の場合は構成市町村の合計でお答えください）

1 死亡者数		人
2 火葬数		人
3 埋葬数（火葬によらない方法）		人

【設問3】行政区域内で、火葬場の人体炉が4基以上の施設

_____箇所

第3 火葬場の概要について伺います。

【設問4】火葬場の名称と所在地

火葬場の名称			
〒		都道府県名	
市区町村		番地	
電話		FAX	
担当者氏名		フリガナ	

【設問5】火葬場の建物の竣工年月

昭和 ・ 平成 ・ 令和	_____年	_____月
--------------	--------	--------

【設問6】火葬炉数

1	人体炉	基	うち大型炉	基
	棺の許容サイズ	長さ mm	幅 mm	高さ mm
2	汚物（胞衣）炉	基	—	—
	//	主な用途（複数回答可） ⇒	<input type="checkbox"/> 産褥汚物	—
	//		<input type="checkbox"/> 身体の一部	—
	//		<input type="checkbox"/> その他・・・・⇒	
3	動物炉	基	—	—

【設問7】現在稼働中の火葬炉

1	設置（更新）された年月	昭和 ・ 平成 ・ 令和	年 月
2	設置（更新されてからの経過年数）	年	—

第4 火葬場の実績、能力について伺います。

【設問8】令和2年度の火葬件数、稼働日数等

1	火葬件数	件	（小人、死産児を含む）
	（上記の内訳 管内件数）	件	
	（同じく内訳 管外件数）	件	
2	年間稼働日数	日	（火葬を行った日数）
3	年間 開場 日数	日	（休場日を除いた日数）
4	稼働率（上記2÷3×100）	%	
5	1日当りの最大受入件数	件	
6	火葬炉1基1日当り最大体数	体	/基・日

【設問9】火葬処理の状況について

※設問9-1 火葬場としての火葬能力（受入能力）に過不足はありますか。

- 1.不足している 2.不足していない

（「2.不足していない」場合は【設問10】へお進みください。）

※設問9-2 「1.不足している」のはどのような理由ですか。（複数回答可）

- 1.死亡者数の増加 2.施設が老朽化している
3.機能が劣化している 4.その他（_____）

※設問9-3 「不足」の場合の対応はどのようにしていますか。（複数回答可）

- 1.増設を検討している 2.新施設を検討している
3.稼働日を増やす 4.その他（_____）

※設問9-4 火葬場でご遺体を受け入れてから焼却するまでの間、ご遺体に触れる機会がありますか。

- 1.ある（具体的な場面は_____） 2.ない

※設問9-5 設問9-4で「1.ある」場合、ご遺体の取扱いに係る基準・手順はありますか。

- 1.ある（具体的に_____） 2.ない

※設問 9-6 燃焼室下部等に明らかに火葬前のご遺体の体液等が付着していることがありますか。

- 1.しばしばある。 2.まれにある（年間に数回程度）
3.ない 4.その他（_____）

※設問 9-7 棺の取扱いについて基準（棺の消毒、作業員側の取扱い手順、体液が漏れた場合の対応、棺が壊れた場合の対応等）はありますか。

- 1.ある（具体的に_____） 2.ない

【設問 10】「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 29 日付け厚労省・経産省）（以下「ガイドライン」という。）についてお尋ねします。

※設問 10-1 ガイドラインの「2-7 火葬」に基づいた処理は行われていますか？

- 1.行われている 2.概ね行われている 3.行われていない 4.知らなかった

※設問 10-2 現在ガイドラインの「2-8 拾骨」に基づいた処理は行われていますか？

- 1.行われている 2.概ね行われている 3.行われていない 4.知らなかった

※設問 10-3 （ご遺体が棺に収納されずに火葬場に搬入された場合）納体袋の取扱いについて、ガイドラインに基づいた処理は行われていますか？（そのような場合がなければ「予定」でお答えください）

- 1.行われている 2.概ね行われている 3.行われていない 4.知らなかった

※設問 10-4 「情報共有シート」について、利用されていますか？

- 1.利用している 2.概ね利用している 3.利用していない 4.知らなかった

第 5 火葬場の遺体安置について伺います。（人体火葬についてのみお答えください。）

※設問 11-1 遺体安置の機能はありますか。

- 1.有り⇒（以下の設問にお答え下さい。） 2.無し⇒ **【設問 18】へお進みください。**

※設問 11-2 遺体安置の機能とは遺体冷蔵庫ですか。

- 1.遺体冷蔵庫である 2.遺体安置室であり、部屋全体が冷蔵機能を持っている
3.遺体安置室であり、部屋に冷蔵機能はない
4.その他（_____）

※設問 11-3 遺体安置の収容能力は ご遺体_____体分

※設問 11-4 令和 2 年度実績での安置ご遺体数は_____体

※設問 11-5 火葬場での安置（待機）時間は、平均_____時間、最大_____時間
または 平均_____日間、最大_____日間

※設問 11-6 設問 11-5 の安置（待機）時間について、近年変化は見られますか？

- 1.増加している⇒（どの程度伸びていますか_____） 2.あまり変化はない。
3.減っている⇒（どの程度減っていますか_____）

※設問 11-7 設問 11-5 の安置（待機）時間が長いと、トラブルになることはありますか。

- 1.ある⇒（どの程度の頻度でトラブルは起きていますか_____）
2.ない

【設問 12】遺体安置の利用者はどなたですか。（複数回答可）

※設問 12-1 安置されるご遺体は、どのような方のものですか。

- 1.通常の火葬 2.身寄りのないご遺体等、福祉関係
3.外国籍の方 4.警察関係 5.その他（_____）

※設問 12-2 遺体安置の目的は何ですか。(複数回答可)

- 1.火葬の順番が回ってくるまでの待機
- 2.遺族が揃うまでの待機
- 3.火葬の許可が出るまでの待機
- 4.その他 (_____)

【設問 13】 遺体安置の使用料について。遺体安置の保管料は有料ですか。

- 1.有料
1 時間当たり _____ 円
1 日当り _____ 円
その他 (_____)
- 2.無料

【設問 14】 遺体安置の設置はいつですか。

- 1.火葬場の稼働当初から設置されている。
- 2.稼働後に設置した。⇒稼働後 _____ 年
- 3.その他 (_____)

【設問 15】 現在使用中の遺体安置設備の今後の整備予定はありますか。

- 1.増設を予定している。⇒ 増設数はご遺体 _____ 体分
- 2.増設を検討中である
- 3.整備予定はない
- 4.その他 (_____)

【設問 16】 遺体安置を受け入れる際の条件がありますか。

- 1.ご遺体が棺に収納されていること
- 2.棺の大きさが許容範囲以内であること
- 3.受入時間帯を守ること
- 4.利用者制限(火葬利用、式場利用、福祉葬等)を守る
- 5.安置期間(「見込み」可)が明らか
- 6.ご遺体の保管状況が明らか
- 7.その他 (_____)

【設問 17】 遺体安置の管理上の基準がありますか。(複数回答可)

- 1.室(装置)内温度 ⇒ 温度 _____ °C
- 2.(遺体冷蔵庫での保管は) 棺内の保冷剤を取除く
- 3.(遺体冷蔵庫がない場合) 保冷剤等で棺内を冷す
- 4.室(装置)内の消毒、清掃等、衛生基準⇒(具体的に _____)
- 5.防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業者の衛生基準⇒(具体的に _____)
- 6.故人名を貼付ける(ご遺体の取違いの防止)
- 7.面会の制限(人数、時間等)の順守
- 8.その他 (_____)

※【設問 10-1】で「遺体安置の機能はありますか」という問いに「1.有り」とお答えくださった方はこれでアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。

【設問 18】 現在遺体安置機能を持っていない火葬場で、今後遺体安置機能を整備する予定はありますか。

- 1.数年中に整備する予定である
- 2.整備を検討中である
- 3.整備する予定はない
- 4.その他 (_____)

アンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。

施設見学・施設事業者_担当者へのヒアリング

遺体安置施設については、運用のなされ方などから捉えた場合、「遺体の安置設備と共に、葬儀、葬送が可能な空間も備えている」もの、あるいは「遺体の安置することのみとしている」ものに大別される。ただ、後者の場合でも葬「儀」には対応出来なくとも遺族の面会程度には対応している場合もある。殆どの地方公共団体では「遺体安置施設」について、許可や届出の規制の対象としていないことから、その抽出にあたっては、メディア等で取り上げられたものなから、主な施設を抽出したものである。見学を行ったのは以下の通り（見学順に列挙）。

運営主体：あなたを忘れない 株式会社

施設名：想送庵カノン

施設所在地：東京都葛飾区立石 8 丁目 41 番 8 号

見学：2022 年 5 月 17 日

運営主体：株式会社 ハース・ジャパン

施設名：東京営業所（蒲田安置所）

施設所在地：東京都大田区新蒲田 1 丁目 14 番 1 号

見学：2022 年 5 月 20 日

運営主体：株式会社 吉澤企画

施設名：ステーション町田

施設所在地：東京都町田市成瀬 6 丁目 13 番 40 番

見学：2022 年 5 月 20 日

運営主体：株式会社 ニチリョク

施設名：ラステル新横浜

施設所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 15 番 19 号

見学：2022 年 5 月 23 日

見学した施設を類型化すると、【「あなたを忘れない 株式会社」の「想送庵カノン】】と【「株式会社 ニチリョク」の「ラステル新横浜】】は、施設では遺体の安置設備と共に、葬儀、葬送が可能な空間も備えている。【「株式会社 ハース・ジャパン」の「東京営業所（蒲田安置所）】】と【「株式会社 吉澤企画」の「ステーション町田】】は、基本、遺体の安置することのみとしている（ただ、面会等の対応は可能）。

ただ、今般の新型コロナウイルス感染による死亡者の受入れについては、【「あなたを忘れない 株式会社」の「想送庵カノン】】と【「株式会社 吉澤企画」の「ステーション町田】】で受入れている。

但し、【「株式会社 吉澤企画」の「ステーション町田】】では、施設での受入れというより、今般の新型コロナウイルス感染による死亡者の受入れにも対応している遺体安置施設等を紹介している。（株）吉澤企画ではご遺体の搬送にも対応である。

受入れ事態にも対応しているのは、【「あなたを忘れない 株式会社」の「想送庵カノン】】。当該施設における新型コロナウイルス感染症死のご遺体の受け入れについて、以下の通り。

病院にて納体袋におさめ、棺に納棺したうえで移送されることが絶対条件。到着後、スタッフはグローブ、エプロン、マスク（いずれもディスポーザブル）にて棺をアルコールで拭きあげる。

コロナ感染のご遺体は安置室上部（冷蔵上部）にて安置する（同じ室内でも温度が低い）。コロナ感染で亡くなった方の面会は、そもそも、多くはないのだが、友引とその前後に指定している（⇒他の面会者と交わらないように）。死後72時間を経過しないと、面会は認めていない（面会希望の場合には72時間かけてウイルスの不活性化につとめる。）。正式な研究機関によるエビデンスはないが、次亜塩酸ナトリウムを利用した環境下において一定期間の経過の後には、ウイルスは不活性化すると考えている。

都内医療機関のコロナ死専門ご遺体安置施設としての稼働時は、今日よりコロナへの警戒心が強く、受入の戸口や動線も分けもしていたが、現在はそこまでしていない。経験が蓄積され、より効率的かつ合理的な対応を整理している。事実、従業員お客様を問わず、カノンではコロナ感染も発生していない。

火葬場によっては、処置を終えているご遺体であるのに、「納体袋を5重に」とか「ラップでくるめ」とか「棺を目張りして欲しい」など、ある種過剰なことを求められたりする。また、そこまでの条件を付けて、なお、火葬場の職員が防護服を着けているのは疑問。納体袋は破れないのに、（火葬場では）その懸念ばかり考えられているのは杞憂ではないか。問題がないこと、適切な処置については、火葬場を稼働させている現場と、火葬場の管理・運営している行政窓口との間で温度差があるように思う。

むしろ重装備にすることによるリスクが多いと思う（⇒着脱の際の手間、リスク。ご遺体の「処置」の最前線で作業をしている私たちは、エプロンとグローブで対応している）。

次ページより、見学順に「ヒアリング内容（要旨）」「施設写真（見学时撮影）」「施設にかかわるパンフレット」をまとめ、施設概要についてまとめてある。

運営主体：あなたを忘れない 株式会社

施設名：想送庵カノン

施設所在地：東京都葛飾区立石 8 丁目 41 番 8 号

見学：2022 年 5 月 17 日

新型コロナウイルス感染症死のご遺体の受け入れについて

病院にて納体袋におさめ、棺に納棺したうえで移送されることが絶対条件。到着後、スタッフはグローブ、エプロン、マスク（いずれもディスポーザブル）にて棺をアルコールで拭きあげる。

コロナ感染のご遺体は安置室上部（冷蔵上部）にて安置する（同じ室内でも温度が低い）。コロナ感染で亡くなった方の面会は、そもそも、多くはないのだが、友引とその前後に指定している（⇒他の面会者と交わらないように）。死後 72 時間を経過しないと、面会は認めていない（面会希望の場合には 72 時間かけてウイルスの不活性化につとめる。）。正式な研究機関によるエビデンスはないが、次亜塩酸ナトリウムを利用した環境下において一定期間の経過の後には、ウイルスは不活性化すると考えている。

都内医療機関のコロナ死専門ご遺体安置施設としての稼働時は、今日よりコロナへの警戒心が強く、受入の戸口や動線も分けもしていたが、現在はそこまでしていない。経験が蓄積され、より効率的かつ合理的な対応を整理している。事実、従業員お客様を問わず、カノンではコロナ感染も発生していない。

火葬場によっては、処置を終えているご遺体であるのに、「納体袋を 5 重に」とか「ラップでくるめ」とか「棺を目張りして欲しい」など、ある種過剰なことを求められたりする。また、そこまでの条件を付けて、なお、火葬場の職員が防護服を着けているのは疑問。納体袋は破れないのに、（火葬場では）その懸念ばかり考えられているのは杞憂ではないか。問題がないこと、適切な処置については、火葬場を稼働させている現場と、火葬場の管理・運営している行政窓口との間で温度差があるように思う。

むしろ重装備にすることによるリスクが多いと思う（⇒着脱の際の手間、リスク。ご遺体の「処置」の最前線で作業をしている私たちは、エプロンとグローブで対応している）。

インタビュー内容

① 遺体の管理について

遺族から依頼を受けた葬儀社が、まずは帰宅先の確認を行い「自宅に安置ができない」という段階で、葬儀社から安置依頼の連絡（電話にて）がくる。時には、葬儀社未定のまま安置場所を探している遺族から直接連絡が入る。カノンでは、遺体保全及び管理は冷却管理に尽きると考えている。受入れた場合、ドライアイスで腹部を速やかに冷却（消化酵素の働きを抑制し細菌の繁殖を防ぐ）。

亡くなる場所は病院や介護施設が多く、臨終から 4～5 時間後には搬送されてくる。冷却管理は速やかに行えるが、自宅死では、在宅医と未契約の場合、警察案件になることがあり、冷却処置が遅れるため特に配慮が必要。ご遺体を受入れると基本トリートメントルームにある保冷库（4℃以下）にて預かる。遺体の安置室の入室は指紋認証。一般の利用者（遺体の安置を委託した遺族）は出入りできない。

カノンに遺体が滞在中に遺体のケア（メイク、納棺等）を葬儀社スタッフか納棺師が行うが、消毒・防臭が必要な案件については受入の段階で可能な限り行う。全ての受入れ時にはスタッフは使い捨てグローブを使用している。感染遺体の場合には、棺表面を次亜塩素酸ナトリウム・アルコールなどの消毒薬で

消毒をし、保冷庫の棚に納めている。納棺師やその後の面会、弔問客への感染予防の為、臭い、体液や血液の流出には特に注意して対処する。新型コロナウイルスだけが注意すべき感染症ではない。エイズ・肝炎・結核菌・疥癬・バクテリアなど、ご遺体からの感染は事例の報告はないだけで、起こる可能性がある。

② 安置に関して現在感じている問題点

病院や施設から葬祭業へ遺体が引渡される時に、死亡原因が不明のまま引き渡されている。搬送時には遺体の情報が皆無で、死亡診断書を確認できないことから、ハイリスク遺体であるか不明。このように、遺体の引渡ルールが不在なのが大きな問題だと考えている。

エンゼルケア（医療機関で行われる死後処置）の状態も様々。中には、中心静脈栄養カテーテルのチューブの処置が不十分で、搬送時に出血しているケースもある。移送される前、清拭を含むエンゼルケアをうけてくる故人も多いが、清拭後に十分な保湿が行われていないことの方が多く、遺体保全の為にどのような処置が必要か考えられていないと感じる。保湿を充分に行わず、パウダーファンデーションが塗られるため、乾燥が進むケースもある。目が開いてしまう、唇の形が変形するなど、時間と共に保全上の問題が起きることもある。また、遺体からの感染防止という視点からも、切開あと、抜針痕、ドレーン抜去痕などは丁寧に止血し、何より医療機関からは清潔な状態で葬儀社に引き渡して欲しい。病院・介護施設と葬祭業者の間で、ご遺体のケアが統一されていない。この点広く周知、広報してほしい。

警察案件の場合、ハイリスク遺体は必然的に多くなる。死因が不明の中、裸で納体シートに包まれた状態で引き渡される。血液・体液・泥などの汚れがひどい場合、スペースや作業時間の確保が難しい場合など、状況によっては警察署で浴衣すら着せられない場合などもあり、裸で納体シートにくるまれた形で受け入れることもよくある。そうしたご遺体は様々な作業が必要とされる。ご遺体のすべてが五体満足とは限らず、白骨化していたり腐乱があったり虫害など、ご遺体によりさまざまである。病院や介護施設などから引き取る一般のご遺体とは異なり、対面出来る状態にするには時間や技術も必要になる。

腐敗臭については注意している。臭いがする≡危ない状況、危険な予兆と捉え、適切な処置を急ぐ。

処置のためトリートメントルーム（処置室）は作業の安全性の為、十分な広さを確保している。遺体からの感染を防ぎ、スタッフ・遺族の安全を守るために、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール、次亜塩素酸水、電解水などの活用で衛生管理をコロナ以前から徹底して行ってきた。そうした経験の蓄積があるので、コロナで亡くなられた方の対応にも充分に対応ができた。

③ 施設の特徴に関して

カノンの最大の特徴は、故人と同室で過ごせるということ。到着時から他施設とは大きく異なる。故人と一緒に到着する遺族はすぐに面会し、そのまま故人と同室で葬儀社と打ち合わせすることができる。他の施設では故人を傍らに葬儀の打ち合わせができることはあまりない。

安置状況も他施設とは異なり、1階トリートメントルームでの冷蔵安置もしくは2階・4階での個室安置が選べる。ドライアイスはどちらの場合も利用する。式場内および個室安置室では、日中の付き添いだけでなく、夜間も含め24時間一緒に滞在することもできる。付き添いで「泊まる」場合には、貸布団かリースの折りたたみベッドの利用が可能で、自宅で過ごすように付き添える。

冷蔵安置を利用する場合には、プライバシーが守られた個室面会室を無料で利用することができる。現

在は感染予防のため全て予約制。1回30分程度、6名迄、1日2回までとしているが、なかなか規則通りにはいかず、予約なしで突然訪れてきたり、10名ほどの大勢で来られたり、1日に何度も来られたりする。しかしこれは遺族感情としては当然のことと思うので、面会室に限らず人数が多くなる場合などは、空いている一回り大きな部屋に案内するなど、遺族心情にできるかぎり配慮している。

遺族が外国人の場合は、日本語が通じない場合もあり、意思の疎通が難しい。各々のコミュニテイの方が来るので、30名ほど、ということもあった。余談だが、トルコ、韓国、東南アジアの一部では、エンバーミングをせずとも、国外に送り出せるが、アメリカはエンバーミングをしていなくては受け入れない。

④ 施設のキャパシティーに関して

現在の所キャパシティー的には、充分対応ができています。しかしながら、繁忙期である冬場だけではなく、死者数が多くない夏場にも、冬場ほどではないもののピークがあり、暑さから自宅安置が難しいこともあり需要は高い。また、亡くなって日をおかず火葬できればよいが、火葬予約が4日以上先なることもよく起きてくる。当然その分安置する日数は増えるので、安置のべ件数としては増加する。また、希望式場と菩提寺の予定いかんでは、安置が10日を超えることもある。

カノンに滞在する故人は、病院や施設からだけ運び込まれるということではなく、在宅で看取られた故人も運び込まれることがある。在宅で看取っているということは自宅安置も可能な状況にあるはずだが、安置施設を利用するには、いくつかの理由がある。介護ベッドの返却を急ぐ場合、室温が低温に保てない場合、家族が看取りで疲労している場合、葬儀社に毎日来てほしくない場合、居住空間が狭いことなどが理由になっている。また、介護施設に入所する際、自宅が長期間空き家となっていてライフラインが止められている場合や自宅を売却している場合など、死後帰る場所がない場合には、安置施設の利用は必須となる。特に死亡者数が多い東京など都市部においては、超高齢化社会を迎えて、数年後には、死後帰宅難民化する恐れもある。求められているのは、介護施設が老後を過ごす自宅だとすると、安置施設は冷蔵倉庫ではなく、死後の自宅のような場所なのだと考える。

⑤ カノンの社会的な役割について

想送庵カノンに小規模の個室が多いのは、死後の自宅としての役割を果たしたいため。傍に付き添いたい人が付き添える場所が必要と考える。わけても、コロナ禍で、「会えない時間」が長かった家族が、最後の時を共にしたいであろう。事実、通夜の夜に泊まりの人数が10名を超えることはざらにある。家族葬が広まり、小さめの式場が必要になり、更にコロナ禍の影響で、入院・入所していた故人に生前充分に会えなかった家族が、気兼ねなく共に最後の時を過ごせることが「カノン」のコンセプトである。

昭和までは、遺体は自宅に安置できた故に、葬儀社は遺体を安置する期間の過ごし方について家族に任せ、安置期間の過ごし方に心を配る必要がなかった。ドライアイスの追加をしながら、メインイベントである葬儀の準備だけを考えればよかった。葬儀社にとっては、あくまで『葬儀』という『儀式』の2時間（通夜・葬儀・告別式）のことを考えればよかった。しかし、施設に長期間入所して看取られるケースでは、故人と十分な時間を共にできていない為、安置期間は家族にとって大切な時間になる。

また、コロナ禍故の問題もある。施設・病院での面会は制限され、入所している親や闘病している家族に臨終間近であっても自由に寄り添うことが許されないという問題である。

臨終も立会えず、安置期間も会えず、火葬の当日に1時間の儀式をこなす時短葬儀で、従来の儀式中心の形骸化した弔いを漫然と踏襲してしまうと、故人の死を受容し難くなっているのではないかと感じる。

安置施設が整っていないのは、都市部では大きな問題。現状の一般葬儀場や火葬場の死体安置室では家族が故人と過ごせる空間になっているだろうか。繰り返しになるが、死体安置室から引出されて葬儀が行われるが、その葬儀が本来の意味で故人と遺族の別れの場になっているか、という思いが『想送庵カノン』の出発点になっている。遺族は故人に単に『会いたい』、ではなく、『寄り添いたい』と考えていると思う。遺族は故人を『見たい』のではなく、『会いたい』≒『寄り添いたい』ではないのか。

事実、現状の葬儀場や火葬場の死体安置室を利用した遺族・家族が、無念な思いを抱えているということも珍しいことではない。いわゆる『グリーフ』という、喪失からの回復が難しい状況も生まれている。

これから団塊の世代が亡くなってゆく『多死時代』を迎える。遺体を安置するコトの本質と必要性について、何処まで行政などは考えているのか。終わりの見えない感染症、災害による大量死などを念頭に置いて、社会的な『リスクマネジメント』としての遺体安置を真剣に考える時が来ていると思う。

葬儀社が、もしも『儀式』だけを重視するのではなく、ご逝去から火葬までを弔い期間として考え、安置時間は故人に遺族が付き添える家族の弔いの時間として大切にしたい時、『共に過ごせる』空間の提供は付加価値として評価されることになるのではないかと考えている。そして、弔うということに真剣に向き合った遺族の若い世代には、命や人生といったことに向き合う最高の教育の場となるはずだ。

取引葬儀社に関して

カノンをご利用頂いている葬儀社約60社。当初月に2~30件程度だったが、安置だけの利用も入れると、月に約200件近くになってきた。一年にすると2,000件ぐらいになってきている。

それは一重に評判というか、時間軸で考えたときの弔いのプロセスを重要視し、故人と遺族を『会わせる』空間の提供と、遺体管理（故人の尊厳が保たれるということ。生前の面影がある遺体の状況に遺族が慰められるということを理解しているということ。）の適切な関与への信頼によるものだと考えている。

カノンでの受け入れ時間と年間稼働日数、出棺先（ご遺体の出てゆく先）と平均滞在日数

365日。休業日はなし。24時間受け入れられる体制で臨んでいる。従業員はシフトを組んで、休みを対応している。専属は3名。パート4名。火葬場に搬送する場合、葬儀場に搬送する場合に分れる。平均すると3泊程度の利用が多い。短ければ1泊。

トリートメントルーム（処置室・冷蔵安置室前室）についての衛生上の配慮に関して

床の素材は食品工場などで使われている防水素材（抗菌性有り）と同じ素材を採用。床の清掃・ウオッシャーは月に2回。備品などの清掃もこまめに行っている。それと、臭気には最速で対応している。臭気がしたら、衛生上の支障が生じていると考え、その原因の解消に努めている。

保冷库の温度は2℃設定（常に4℃以下になるように）が基準。前室は20℃以下になるよう、空調を利用し、24時間稼働。作業にあたる職員の装具は『ディスポーザブルグローブ（手袋）』『エプロン』『マスク』である。が、一応、防護服なども用意。特に『グローブ（手袋）』は衛生上問題の多いので、頻発に使い捨てている。感染予防の資材は災害時などの緊急時のことも想定して、段ボール買いして十分な

予備は確保している。消毒液も3種類を状況によって使い分け、業務用の缶で用意している。コロナのみならず、C型肝炎なども懸念される。これまで感染例（トラブル）はない。衛生管理をするには、それに見合った人員・コストが求められるのだが、そうした「コスト」を葬儀代金は考慮されていない。遺体管理費用は最優先させられるべき費用であるにもかかわらず、代金に反映することが出来ず、安価な葬儀が増えて葬儀社はかなり疲弊している。

アフターコロナの葬儀

葬儀はコロナ以前から、シンプルな形態（≒費用の掛からない形態）の「家族葬」という形が広まっていた。が、それでも従前からの葬儀のあり方との兼ね合いで、躊躇する空気もあった。しかし、コロナにより、会葬者を招かない親族のみの葬儀というのが容認されるきっかけになっていると思う。ただ、高齢者が増えると、会社などとの関係性は希薄になるので、家族だけの葬儀になる現実もあると思う。しかしながら、直葬（病院などから直接、火葬場にて火葬する場合）では、故人の親族から、「何故、葬儀をしなかった」と遺族が責められることもあるし、時短葬儀に後悔するケースも少なくない。対応に苦慮した遺族が相談もあるが、カノンからの提案は葬儀のやり直し。四十九日を単なる法要ではなく、葬儀の様にすることで、ご遺族の納得感が高まり、安堵する（カノンは単なる施設の提供をしているのではなく、グリーフケアの担い手と考える）、家族葬でも、弔いに求められる意義は変わらないであろう。

コロナ感染死の場合に関して

火葬場の受け入れ枠が決まっているため、安置期間は2週間を超えることもあった。火葬場の受入れ条件でも、待機日数は異なる。たとえば、遺族の立合いを認める火葬場は、待機日数が長くなる傾向にあった。遺族の立合いを認める火葬場と認めない火葬場が都内の中で存在しているのは違和感を覚える。遺族がそうした情報を有しているという訳ではないので、あくまでも葬儀社主導でコロナ遺体の火葬に対応している火葬場が案内される。遺族が故人に会えるか会えないかは葬儀社の対応にかかっている訳だ。現に、何とかして故人に会いたい遺族の中には、依頼した葬儀社の会えないという対応に疑問を感じ、自らネットから情報を探し出し、直接カノンに連絡をしてくることもある。

情報に辿り着けず、会えずに火葬せざるを得なかった遺族の無念は、いかばかりか。

しかしながら火葬場へ向かう途中の路上で、遺族の庭先で対面を果たした家族も多くいた。一部の葬儀社が、弔いをお手伝いする者としての矜持をかけて、家族の想いに誠心誠意対応していたためだ。このような火葬場の状況を生み出してしまった指導内容に疑問を感じる。

また、火葬場が予約できても、コロナ遺体の霊柩車の手配に苦慮した場面がたびたび起きた。これは、火葬時間が殆ど同時刻で、尚且つコロナ遺体の対応ができる車両・ドライバーに制限があったためである。

さらに、対応葬儀社も限られていたので、その時の葬儀社の状況、事情によっても様々左右された。

もちろん、感染遺体の安置場所も限られていた。中には冷蔵安置でなくドライアイスのみで2週間以上の安置を行っていた施設もあり遺体の状態は決して良いわけではなかった。

コロナで亡くなった方の葬儀についても、カノンでは2020年の秋から行ってきた。安置から72時間以上経過してからというルールを設けているが施行できる。消毒を含めてご遺体ケアを行えば、メイクも可能。もちろん納体袋を開けて花入れ・お別れすることもできる。付き添い安置もできる。

特にコロナで亡くなった方の場合、生前入院していた頃は隔離されていたことから、付き添いのニーズは高い。付き添い安置をされた遺族の喜びのお声は大きく、スタッフ一同の励みになっている。

今後の施設の展開について

弊社が開設するだけでなく、誰しものが利用できる公共性が高い（所有法人のみが利用できる施設ではなく）カノンのような滞在型の安置施設と小さなタイプの葬儀式場は都内（23区）で6箇所が必要と考えている。ひとつの施設で半径10kmをカバーすれば、安置への意識、弔いへの意識も変化すると思う。また、葬祭業が超過投資にならずに多死時代を乗り越えることが出来るのは、来たる死なない時代に負の遺産を（葬儀式場の乱立）作らない為にも良い方法だと思う。

また、災害時には直ぐに遺体安置施設にもなる。災害時遺体安置施設の設置を各地方自治体は求められているものの、示されている自治体は半数以下。いざ、どうしてもとなれば、何とか設置出来るのかも示れない。しかし、遺体安置の業務出来る人的リソースがなければ、運用面には不安が残る。

東京で災害が起きたとき、大量の死者が出たときには、安置場所の用意が充分にできるのか、遺体への対応ができるのか、納体袋、ディスプレイブルグローブ、ガウンの備蓄はあるのか。不安である。

カノンは葛飾区からの申し入れによる災害協定を交わしているの、災害時には全館が災害でお亡くなりになった葛飾区民の遺体安置施設として機能する予定なので、訓練などにも参加している。

他の区などでは、暫定的に既存の体育館が想定されているが、故人と遺族を『会わせる』空間として適切なかは疑問。また、そうした使われ方をした『体育館』は取り壊さざるを得ない（東日本大震災にみられたケース）。そもそも、体育館は生きている人の為の避難場所にすべきと思う。そういう意味でもカノンのような施設の整備は求められるのではないかと。しかし、多くの遺体安置施設や葬儀式場は周辺理解が得られないことが非常に多く、必要であると誰もが認識しながら新設の実現はしにくい。

カノンは地域に溶け込めるように、地域住民の（葬儀以外の）利用を受け入れている。地域コミュニティの会場としても（可能な範囲で）解放している。そうした工夫が施設整備のポイントになる」

カノンの存在意義について

故人・ご遺体に向き合う空間の提供とその家族の時間を見守ること

ご遺体となった冷たい体の故人にキッチンと向き合うことは非常に大事なことを考えている。向き合わずに火葬した場合、特に若い世代は『ああ、死んだらこう扱われるのか、どんなに真剣に生きても最後にこのように扱われて、弔われるのではなく肉体の処理をされるのか』と虚しさを感じ『命』を軽んじてしまうことに繋がることになるのではないかと。

『故人と遺族を『会わせる』空間』を提供し、その時間を見守るということは、遺体に直接触れる機会の提供であり、死が不可逆的なことであるという認識を持つに至り、自身や他人の命に思いを馳せさせ、肉体のはかなさに対する想像性を身に付けさせることに繋がると考えている。（ゲーム・アニメーションの中で、転生したりするテーマが溢れているが、死は確実に肉体を消滅させ、死んだ人との再会は叶わないということに実感を持つことが出来る＝死生観の形成に役立つ＝命について考えることが出来る）

こうした『想い』は関係者が皆、共有している想いでもある。

想送庵カノンの施設概要

施設の利用内容

利用の仕方は5パターンに分かれる

- ① 安置のみを目的とした利用
- ② 式場の使用を目的とした利用
- ③ 安置と式場の使用を目的とした利用
- ④ 納棺（湯灌含む）を目的とした利用
- ⑤ 法要会場としての利用

利用経路

- ① 病院からの搬送
- ② 高齢者介護施設からの搬送
- ③ 自宅からの搬送
- ④ 警察（大塚医務院・医科大学法医学教室を含む）からの搬送

取扱い件数

2019年 年間 400 件程度

2020年 年間 600 件程度（新型コロナウイルス感染遺体受け入れの影響を受けた）

2021年 年間 1000 件程度

2022年 年間 2000 件程度になる予測（1月～10月の利用平均 150 件/月）

安置受け入れの条件

- ① 通常遺体－安置受け入れの条件は無い。未納棺の受け入れが基本。棺の種類・大きさ・形に制限はない。
- ② 損傷遺体・腐乱遺体・感染遺体－ボディパウチ・納体袋を利用。納棺済み、又は到着時の納棺が条件。
腐乱遺体など、腐敗臭が強い場合には、除臭が条件。
蛆虫が多い場合、可能な限り取除き、殺虫剤を使用、ドライアイス
を多めに入れ、棺の蓋をガムテープ等でマスキングする場合も。

遺体安置の管理基準

- ① 安置用冷蔵庫内の設定温度 2℃（常時 4℃以下）
- ② 冷蔵庫前室の室温 20℃以下
- ③ 安置装置内・室内等の清掃及び消毒には、次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコール・電解水・を使用し、随時行っている。
- ④ 通常遺体でも、遺体に触れる可能性がある場合、ユニバーサルプレコーションを基準として対応。
- ⑤ 作業終了時には、衛生的な手洗いを行う
- ⑥ ハイリスク遺体（体液の流出が目視で確認できる場合や感染遺体）の取扱いには、ディスポーザブル
エプロン・ガウンを着用。
- ⑦ 遺体の取り違い対策（ア）受け入れ時に必ず故人名・取扱い葬儀社・安置日時を記載。安置用トレー
もしくは柩にガムテープで貼る。
（イ）出棺時には安置台帳と確認のうえ引き渡す。
（ウ）トリートメントルームの出入りには、スタッフが立ち会う。ドアの開錠
は指紋認証。
- ⑧ 面会の制限（ア）感染予防の為、予約制
（イ）1故人につき1日2回/1回30分程度/6名程度



1階。面会室(パブリックスペース)。受付。面会室もそうだが、その他にもエレベーターホールや喫煙室などにも、ソファを置いて、遺族が個々に思いをはせる空間の確保には留意している。アルコール消毒を導入しているが、適正に利用してもらえず苦勞している。



1階。上写真の左奥。遺体の安置室。部屋の出入りは指紋認証。

一般の利用者(遺体の安置を委託した遺族)は出入りできない。安置用冷蔵庫内の設定温度 2°C (常時 4°C 以下)。

コロナのご遺体は安置室上部・冷蔵上部にて安置している(同じ室内でも温度が低い)。コロナで亡くなった故人との面会は、そもそも、多くはないが、友引とその前後に指定させていただいている(⇒他の面会者と交わらないように)。

死後72時間を経過しないと、面会は認めていない(死後72時間を経過すると故人のコロナも死滅する、という目安)。



1階。トリートメントルーム（いわゆる『処置室』）。安置室同様、指紋認証。滞在中に遺体のケア（メイク、納棺など）を葬儀社スタッフか、納棺師が行うが、消毒・防臭が必要な案件は受入の段階で可能な限り行う。全ての受入れ時にはスタッフは使い捨てグローブを使用。感染遺体の場合、棺表面を次亜塩素酸ナトリウム・アルコールなどで消毒し、保冷庫の棚に納めている。



納棺師やその後の面会、弔問客への感染予防の為、臭い、体液や血液の流出については特に気をつけて丁寧に対処する。新型コロナウイルスだけが配慮の必要な感染症なのではない。エイズウイルス・肝炎ウイルス・結核菌・疥癬・バクテリアなど、ご遺体からの感染は表立っていないだけで、起こる可能性があるものと考えている。



安置装置内・室内等の清掃及び消毒には、次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコール・電解水を使用し、随時行っている。

死後72時間を経過しないと、面会は認めていない（面会希望の場合には72時間かけてウイルスの不活性化につとめる。）正式な研究機関によるエビデンスはないが、次亜塩素酸ナトリウムを利用した環境下において一定期間の経過の後には、ウイルスは不活性化すると考えている。



2階・4階での個室安置が選べる。ドライアイスはどちらの場合も利用する。式場内および個室安置室では、日中の付き添いだけでなく、夜間も含め24時間一緒に滞在することもできる。



大きなモノ（60㎡）。
「ジュニアスイート」「デラックスルーム」「スタジオ」。



付き添いで「泊まる」場合には、貸布団かリースの折りたたみベッドの利用が可能で、自宅で過ごすように付き添える。



4階。「カノンルーム」。全体のコンセプトとしては、故人と遺族が寄り添える空間の提供を目指している」150㎡。1部屋。





想送魔力ノジ

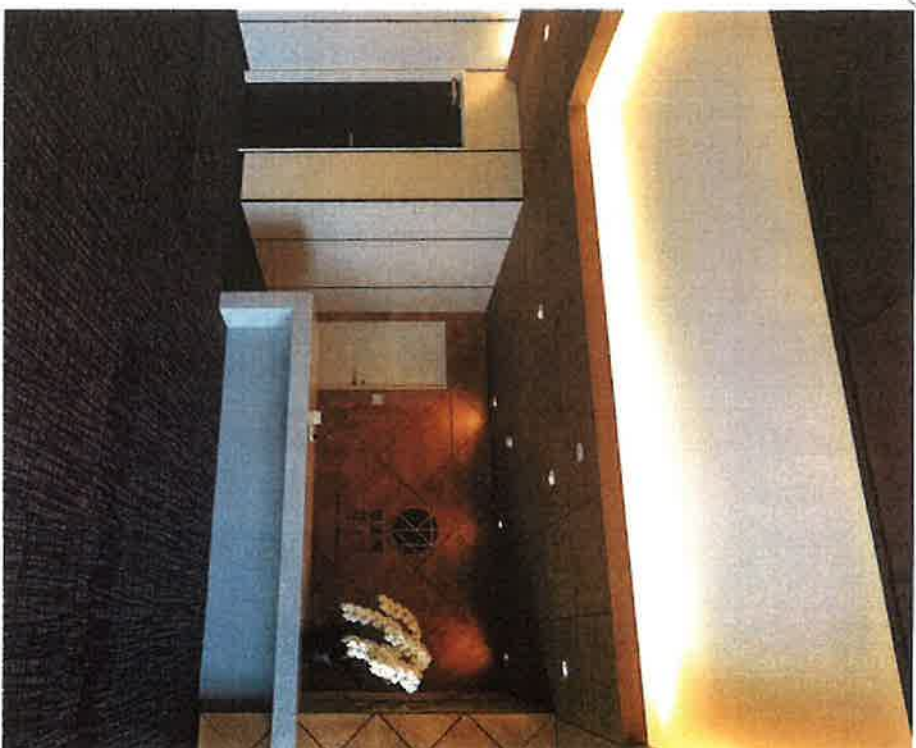
〒124-0012 東京都葛飾区立石8丁目41-8
TEL. 03-5875-7381 FAX. 03-5875-7382
<https://tokyo-kanon.com>



0120-717-372



想送魔力ノジ施設のご案内



想送魔力ノジ

カンパルーム

個室空間 舞臺 特別料金 法要

料金(税別)	広さ(m)	椅子の数	夜間付添
・260,000円(税込286,000円)/15:00~翌日14:00まで ・350,000円(税込385,000円)/4階貴賓ホール専用ホールまで	150㎡ 約97畳	40	可

カンパルームは150㎡の広大な広さのスイートルームです。
 フロアを閉めると、左側は40席の式場スペース、右側には36名が一席にお座敷ができるダイニングスペースと、カクチソファが揃ったりと配置されたリビングスペースが目の前に広がります。室内はカーテンで統一され、モダンで落ち着いた雰囲気です。40名様程度のお身内様はもちろんのこと、4席を貸し切りして100名様程度の宴會にもご利用いただけます。1階アネックスに数日で滞在の後に、送迎・告別式を執り行っていたいただけます。
 1階の知客では、通夜の夜に一晚お付き添いいただくこともできますので、ぜひ最後の一夜をご一緒にお願いいたします。



● 想送庵 カノコ

ジュニアスイート

個室空間 舞臺 特別料金 法要

料金(税別)	広さ(m)	椅子の数	夜間付添
・140,000円(税込154,000円)/15:00~翌日14:00まで	60㎡ 約39畳	24	可

60㎡のジュニアスイートルームは、ブラックと白を基調にした優しい雰囲気のお部屋です。
 リビングコーナーの真っ白なカクチソファでは、ご家族がご自宅のリビングのようについで過ごすことができます。式場スペースは20名様程度の宴會を執り行っていたくのに最適です。通夜の夜に一晚お付き添いいただけます。



● 想送庵 カノコ

テラツクス

個室空間 宴会 内別料金 法要

料金(税抜)	広さ(m)	椅子の数	夜間付添
・105,000円(税込115,500円)/15:00～翌日14:00まで	45㎡ 約29畳	16	可

45㎡のテラツクスを基調としたテラツクスルームは、少し小さめのお部屋ですが、15名様程度のアットホームな家族葬にぴったりの空間です。ご自宅のような温かな雰囲気の中で、愛しい方との大葬を時間をとお過ごしください。通夜の夜に一晚お付き添いいたします。



206



● 想定履カノコ

スタジオ

個室空間 宴会 お別れ会 法要

料金(税抜)	広さ(m)	椅子の数	夜間付添
・70,000円(税込77,000円)/15:00～翌日14:00まで ・別荘貸し(2時間30分)/45,000円(税込49,500円) ※お別れ会時、通夜などにご利用いただく場合は別荘料金を ・夜間利用(17:00～翌日9:00)/35,000円(税込38,500円) ※テラツクス以上の広さ/価格に、追加料金をいただく場合があります	30㎡ 約19畳	和室：10(標準) 洋室：8	可

30㎡のご自宅のリビングルームのようなスタジオは、全部で5部屋、5部屋とも故人様のお別れが出来ます。



201

写真は印刷等のため、実際の色と異なる場合があります。



208

テラツクスを基調としたお部屋には温かな雰囲気がございます。

● 想定履カノコ

スタンダード

個室安座

料金(税別)	広さ(m)	椅子の数	夜間付添
9:00~21:00まで *23,000円(税込25,300円)/15:00~翌日14:00まで	15㎡ 約10畳	4	不可

15㎡の9畳の小さなお部屋ですが、ソファ/バーが守られた中で、ご準備までのお時間を故人様に寄り添いながら過ごすことが出来ます。
スタンダードルームは6部屋全ての壁紙が異なりますので、お好きなお部屋をお選びください。お式にはお召ができませんが、お座などの短いお座をあげて頂くことは出来ますし、ゆづりとお花入れなどを取り行っていただくことが出来ます。夜間のお付き添いはご遠慮いただいておりますが、午前9時~午後9時までの12時間のお付き添い、滞在が出来ます。



想送度カノジ

フネックス

冷房安座 15名

料金(税別)	安座人数	面会	夜間付添
10,000円(税込11,000円)/24時間毎	15名	1階面会室利用	不可

何人かの故人様と一緒にお預かりさせていただく相談室・冷感タイプの個室です。金庫をくまなく冷やすることが出来ますので、ご準備までのお時間が長い場合や、お体の状態が心配な故人様に適しています。ご面会は午前9時から午後9時までの間、いつでもおいでください。個室のご面会室を1回30分程度無料でご利用いただけます。



面会室・お別れ

面会

お別れ

特席

個室不可

料金(税別)	広さ(m)	椅子の数	夜間付添
フネックス別席のみ *ご面会:無料(1回30分程度) *ご納付:お花入れ・出棺式:10,000円(税込11,000円)/45分	15㎡	4	不可

15㎡の個室で、ご面会やお花入れなどのお別れを行うことができます。ご家族様そろってのご納付式・お花入れなどの出棺式にご利用いただけます。



想送度カノジ

よくあるご質問

Q. お部屋など細かな指定はできますか？

A. できる限り対応させていただきますが、ほかの家族様がご利用中の場合にはご希望に添えないことがございます。ご了承ください。

Q. チェックイン、チェックアウト時間は何時ですか？

A. チェックインは15時、チェックアウトは翌14時を基準とさせていただきます。
 プリーチェックイン・ナイトチェックアウトについてはご相談ください。
 延長料金が必要となりますが、可能な限り対応いたします。

Q. 面会時間は何時から何時までですか？

A. 営業時間内(9時~21時)とさせていただきます。個室に滞在の方のご家族様は、上記営業時間内であれば、いつでも、何室でも、何時間でもご面会いただけます。
 ファネックスをご利用のご家族様は、30分程度を基準として面会室を無料にご利用いただけます。

Q. 法要はできますか？

A. はい、ご法要でもご利用いただけます。どうぞご相談ください。

Q. 家族も泊まることはできますか？

A. スタジオ・テラス・ジュニアスイート・カンパイルームをご利用時は夜間お付添が可能です。
 1部屋3名様程度でお願いいたします。1名様追加につき夜間お付添利用料として2,200円(税込)を頂戴いたします。
 乗員の手配は、1組3,300円(税込)にて承ります。

Q. 会わせたくない人がいるのですが、対応していただけますか？

A. はい、対応可能です。面会制限など特別な配慮が必要な場合は、チェックインの前にお申し出ください。
 その他、特別なご事情がある方は、どうぞお気軽にフロントまでお申し出ください。
 できる限り対応させていただきます。

Q. たばこは吸えますか？

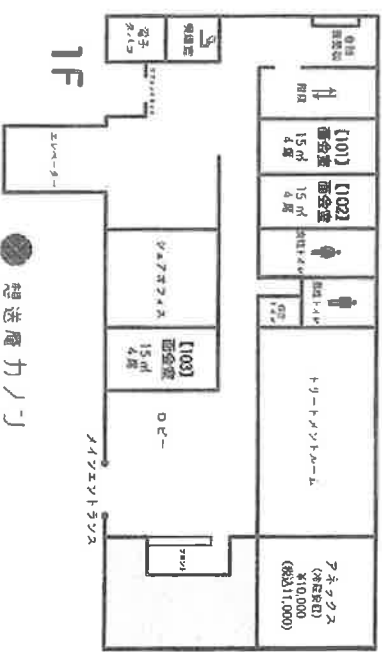
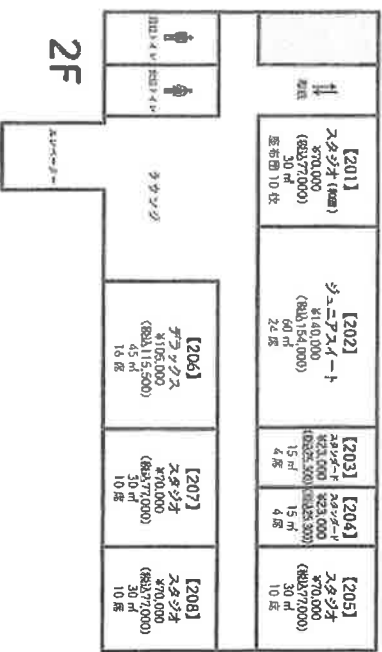
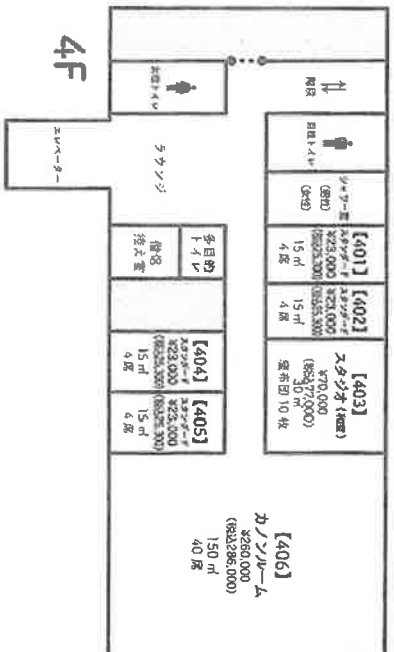
A. 1階の喫煙ルーム、電子タバコ専用ルームをご利用ください。



想送庵カノン

フロアマップ

※ 階数は図面している階子の数です。



想送庵カノン

部屋詳細

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

カノルーム (150㎡)	260,000円 (税込268,000円) 15:00~翌14:00	230,000円 (税込238,000円) 15:00~翌14:00	200,000円 (税込208,000円) 15:00~翌14:00	180,000円 (税込188,000円) 15:00~翌14:00	160,000円 (税込168,000円) 15:00~翌14:00	140,000円 (税込148,000円) 15:00~翌14:00	120,000円 (税込128,000円) 15:00~翌14:00	100,000円 (税込108,000円) 15:00~翌14:00	80,000円 (税込88,000円) 15:00~翌14:00
406	250,000円 (税込258,000円) 15:00~翌14:00	230,000円 (税込238,000円) 15:00~翌14:00	200,000円 (税込208,000円) 15:00~翌14:00	180,000円 (税込188,000円) 15:00~翌14:00	160,000円 (税込168,000円) 15:00~翌14:00	140,000円 (税込148,000円) 15:00~翌14:00	120,000円 (税込128,000円) 15:00~翌14:00	100,000円 (税込108,000円) 15:00~翌14:00	80,000円 (税込88,000円) 15:00~翌14:00
202	140,000円 (税込148,000円) 15:00~翌14:00	120,000円 (税込128,000円) 15:00~翌14:00	100,000円 (税込108,000円) 15:00~翌14:00	80,000円 (税込88,000円) 15:00~翌14:00	60,000円 (税込68,000円) 15:00~翌14:00	40,000円 (税込48,000円) 15:00~翌14:00	20,000円 (税込28,000円) 15:00~翌14:00	10,000円 (税込10,800円) 15:00~翌14:00	5,000円 (税込5,400円) 15:00~翌14:00

想送庵カノル

施設概要

住所	東京都葛飾区立石8丁目4番8号
電話番号	03-5875-7381
FAX	03-5875-7382
宗教・宗派	一切問わない
駐車場	15台 ※近隣に駐車場が少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください
予約	電話にて24時間 電話にて9時~21時
公共交通機関	筑波線「筑波」駅より徒歩約12分 筑波線「青砥」駅より徒歩約13分 筑波線「新小岩」駅「新小岩」駅より徒歩約8分 JR中央・総武線「小岩」駅「小岩」駅より徒歩約10分 各室の専用料金に別途(未納指可)
ご遺体の安置	24時間可能 ※7時~21時 ※3名程度安置可。1名別途追加(夜間施設利用料2,200円(税込)) 夜間引き落とし 寺務院入室 お清め 貸出し仏具 各室共通 仏具 生花 花輪 不可
アルコール・タバコ	喫煙可(8サービスタバコ)
シャワールーム	男女別のシャワールーム。フロントにて要予約。貸出しバスタオル有り(550円税込)。 メイク室とヒ・シヤンダー・リンズなどのアメニティ、ドライヤーあり。
トイレ	各室に男性トイレ、女性トイレ。 1階に洋トイレ。電子トイレ専用個室。
各種備品	クオーターサーバー(温水・冷水)、フワードリソクコーナー(コーヒー・紅茶・ココア・緑茶・チョコレート菓子)
貸出し備品	ステアムアイロン、ハンチングス、ワイシャツ、特製用茶器、学校用スリッパ、ソーイングセット、枕、ブランケット、簡易和室敷、爪切り、キーホルダー、スタンドミラー、スタートアップキット、加湿器、空気清浄機
その他	マウスウォッシュ、ハンドエイド、除菌液、コットン、綿棒、爪やすり、使い捨てコップ、トウモロコシ、スナック、スナック、スナック

想送庵カノル

運営主体：株式会社 ハース・ジャパン

施設名：東京営業所（蒲田安置所）

施設所在地：東京都大田区新蒲田1丁目14番1号

見学：2022年5月20日

「そもそもは寝台車・霊柩車の会社であった。この営業所は寝台車・霊柩車の運用の拠点として考えていた。2019年、2020年から、『より積極的に安置事業に組み込もう』ということで、遺体安置の運営を強化した。

当初、コロナには対応することは想定していなかったが、取引先の葬儀社から、『どうしても』と要請を受け、そもそもの使用（利用）料も低廉であったこともあり、受け入れることとなった。

その際には2階と3階に部屋を分け、いわゆる一般のご遺体と、コロナ関連でお亡くなりになったご遺体と分けています。」

ー「待機される状況は」

「利用者（ご遺体）を待たせている、というようなことはありません。基本、葬儀社を介してご遺体を預かっています。葬儀社からの照会についても『お断り』するようなことはありません。ただ、（ご遺体の受け入れについての）依頼を受けた際、コロナ陽性者・コロナでお亡くなりになったご遺体の場合、納体袋などにキチンと納められていることを確認しています。問い合わせについては、いま（5月）は閑散期。

1、2月はピーク時でしたが、それでもお断りするようなことにはなりませんでした。」

ー「ご遺体をお預かりしている期間（日数）は」

「1、2日という場合が多い。50%ぐらい。最も長かったのは1ヶ月になります。」

「ご遺体のままで、お預かりし（既に棺に納められている場合も有ります）、安置します。葬儀社からの要望があれば、ここ（営業所）で納棺した上で、（葬儀社に）引き渡し（お戻し）します（ご遺体のままで引き渡すことも有ります）。

葬儀社は葬儀場に搬送する場合と、そのまま（納棺した棺）で、この営業所周辺の火葬場に搬送します。搬送先の火葬場は約10キロ圏内にある火葬場が中心ですが、それ以外の火葬の場合もあります。

その他に、依頼があれば遠距離、たとえば愛知、九州などへの搬送の対応も行っています。

一般的に火葬場ではご遺体が棺に収められた状態でなければ、火葬できません。そのため必ずご遺体を納棺する必要があります。株式会社ハース・ジャパンではサービスの一貫として、納棺をパックにするサービスの提供を行っています。」

「ご遺体は病院、警察などから、葬儀社を介して、ここ（営業所）に運び込まれます。病院の場合には遺族からの依頼で故人、ご遺族の自宅まで搬送するということもあります。株式会社ハース・ジャパンは既にご説明しました通り、そもそもは寝台車・霊柩車の運行会社ですから。」

「ほぼ、現状のキャパシティで回っています。今後、もし依頼が増加するというのであれば、既存の今の営業所内の部屋を『遺体安置室』に切り替えることが現実的な対応になるかと考えています。」

— 「ご遺体をお預かりする際の条件は」

「原則、特にありません。ただ、腐敗の激しいご遺体は『遺体安置室』でお預かりしてしまうと、他のご遺体、特に納棺済みのものと、棺の表面は布張りですから、においが移ってしまうことが懸念されます。ここでいう『腐敗の激しいご遺体』というのは、ほぼほぼ警察を経由して葬儀社から照会を受ける場合になります。そうしたご遺体の場合には事前にご連絡・ご相談をしていただきたいと思いますとお知らせしています。が、どうしても事前の連絡もないまま、持ち込まれてしまう場合もあります。持ち込まれてしまったら、受け入れざるを得ません。ただ、(ご遺体の受け入れについての) コロナ陽性者・コロナでお亡くなりになったご遺体の場合、納体袋などにキチンと納められていることを確認しています。

これまでは、それなりの受け入れ体制を整えて、受け入れてきましたが、断る場合もあるかもしれません。損傷の激しいご遺体は、納体袋に入れた上で、棺に納棺、目張りしますが、それでもにおいは漏れてきますね。ですので、消臭剤等の利用は必須ともいえます。

先ほどの『事前の連絡もないまま、持ち込まれてしまう場合』なども、納棺されてあっても、においしますので、棺の蓋を開き、なかに消臭剤を振り掛けるというような『処置』をしています。」

「なので、先ほどお話しした株式会社ハース・ジャパンではサービスの一貫として、納棺をバックにするサービスの提供も、そうした背景があります。

東京だから、なのかは分かりませんが、特に個人営業の葬儀社も多いので、そういった納棺の業務についても株式会社ハース・ジャパンでの対応は、好意的に受け止められています。」

— 「(施設の案内) 一般保棺室」

「かつて、コロナ専用の安置室。ここに安置するご遺体は「棺」に納められた状態ですので、ドライアイスで対応しています。他社でも、空調(エアコン)は入れているものの、ドライアイスで対応するのがスタンダードなのでは、と考えております。」

— 「(施設の案内) 面会・打合室」

「ここでは湯灌、納棺、遺族のお別れ(時間予約を求めています。基本的には午前9時から午後6時。重複しそうな時には、その時点で時刻調整をします)の空間として利用しています。

お別れの時だけ、棺をこの部屋に動かし、準備します。泊まりには対応しておりません。ごくまれに、導師である宗教者の方を伴ってくる方もいますが、基本的にはそうした儀礼的な振る舞いについてはお断りしています。その他、湯灌の際に遺族・遺族が立ち会うということもあります。

お別れ(面会)が終わると、棺はまた元の場所(安置室)に戻します。」

(3階に移動)

「(エレベーター内で)棺は納まります」

— 「(施設の案内) 冷蔵保棺室」

「遺体安置室。全体が冷蔵庫のようなものです。室温は3～4℃に設定しております。ご遺体の受け入れは24時間対応しており、納棺されていても、されていなくても安置できます。」

— 「(施設の案内) 簡易面会室」

「(冷蔵保棺室前スペース) 2階と同じく湯灌、納棺、遺族のお別れに使用しています。照明などで雰囲気作りには気を付けています。」

— 「(施設の案内) 倉庫」

「在庫の保管庫。いまある荷物を片付ければ遺体安置室としても使えます。事実、当初はご遺体の安置をしていた時もありました。ニーズがあれば受け入れられるご遺体数を増やしたいとも思うのですが、その場合には、対応する職員を増やさねばならないので、悩ましいところです。」

— 「エンバーミングについて」

「エンバーミングについては、立地状況などを考えるとここにエンバーミング施設を併設する事は現実的ではないと考えている。

エンバーミングが必要な場合は、葬儀社の判断で、エンバーミングを行っている事業社に搬送されると思います。

腐敗が激しいご遺体を預かった場合ここ(営業所)で出来るのは消臭剤の活用になる(機能としては乾燥剤でもあるので、ある程度の体液には、処理している)。」

(その他)

「構造的な問題として、東京23区の場合、火葬場には安置室があるが、『棺におさめていないと受け入れられません』となる。火葬場内で納棺するスペースは借りられるが『お手伝いはしませんよ』と、指摘される(※令和4年5月時)。となると、葬儀社、とくに小規模の葬儀社の場合、たとえば、病院からご遺体を引き取った後、どのタイミングで納棺作業を行うのかは、切実な問題である。

そうした意味では、当社の営業所のような『ワンクッション受け止める施設』というのは求められていると思う。」

「日本で亡くなった外国人の場合。保険会社を介しての依頼であったりする場合が多い。搬送から出国まで対応できるが、エンバーミングはエンバーミングを行っている事業社に依頼することになる。」

「海外で亡くなった日本人の場合。入国から搬送まで対応できる。そうした故人は海外用の棺(かなり重厚な造りであることが一般なので、我が国の火葬炉の規格に合わない)に入っていることに加え、納められているご遺体もエンバーミング処置の状態が国によって差があるので、ここで開梱し、湯灌等の処置をして、我が国で使われている棺に移し替える。」



「(施設の案内) 簡易面会室」

「(冷蔵保棺室前スペース) 2階と同じく湯灌、納棺、遺族の『お別れ』に使用。照明などで雰囲気作りを醸成。」

「ここでは湯灌、納棺、遺族のお別れ(時間予約。基本的、午前9時から午後6時。重複しそうな時には、その時点で時刻調整)の空間として利用。

『お別れ』の時だけ、棺をこの部屋に動かし、準備。泊まりには対応していない。ごくまれに、導師である宗教者の方を伴ってくる方もいますが、基本的にはそうした儀礼的な振る舞いについてはお断り。

その他、湯灌の際に遺族・遺族が立ち会うということもあります。

お別れ(面会)が終わると、棺はまた元の場所(安置室)に戻す。」



「(施設の案内) 簡易面会室」

「(冷蔵保棺室前スペース) 2階と同じく湯灌、納棺、遺族の『お別れ』に使用。照明などで雰囲気作りを醸成。」



前出「(施設の案内) 簡易面会室」。

別角度から。



「(施設の案内) 冷蔵保棺室」(扉・表示)

「遺体安置室。全体が冷蔵庫のようなもの。室温は3～4℃に設定。ご遺体の受け入れは24時間対応。納棺されていても、されていなくても安置(但し、コロナ等感染ご遺体については、納体袋に入っていることは、電話受付時に確認)。」

「遺体安置室(冷蔵保棺室)」は全体が冷蔵庫のようなもの。室温は3～4℃に設定。ご遺体の受け入れは24時間対応。」

「遺体安置室(冷蔵保棺室)。納棺されていても、されていなくても安置。」



腐敗が激しいご遺体を預かった場合ここ（営業所）で出来るのは消臭剤の活用になる（機能としては乾燥剤でもあるので、ある程度の体液は対応出来る）。



納棺されていても、匂う場合、棺の蓋を開き、棺内に消臭剤を散布するような『処置』を行う。

「ご遺体安置施設」ご案内



株式会社ハース・ジャパン
ドライアイスボックス 1000型に社名を印刷しました

蒲田 施設ご案内：1階



施設外観



施設外観



エレベーター



ドライアイス

- ◆エレベーターを完備しておりますので、お身体の不自由なお客様も安心してお越し頂けます。
- ◆施設敷地内に駐車スペースがございますので、お客様がお車で お越しの場合も便利にご利用いただけます。
- ◆ドライアイス(有料)の用意がございます。必要の際は、お申し付け下さい。

株式会社ハース・ジャパン

蒲田 施設ご案内：2階



面会・打合室1(約8畳)



面会・打合室1・2
(湯灌の儀・納棺の儀 等、幅広くお使いいただけます)



一般遺体保管室(8体保管可能)



面会・打合室2(約8畳)

- ◆ご親族とのお打ち合わせ、ご面会、納棺、湯灌 等、幅広くご利用頂けます。
- ◆ご親族が多い場合は、2部屋をご利用頂く事が可能です。
- ◆一般遺体保管室は、お棺のご利用をお願いしております。

株式会社ハース・ジャパン

蒲田 施設ご案内：3階



簡易面会室



簡易面会室(ご焼香可能)



冷蔵保管室入口 (12体保管可能)



簡易面会室(納棺可能)

- ◆冷蔵保管室は、未納棺(お体のまま)のご遺体のお預かりが可能です。
- ◆簡易面会室は、無料でご利用頂けます。(15分以内)
- ◆簡易面会室でご納棺して頂く事が可能です。
- ◆ご遺体をお預かりしている期間中のドライアイスの交換(交換手数料無料)も承っております。

株式会社ハース・ジャパン

蒲田 地図・交通機関情報・近隣斎場情報



公共交通機関

JR京浜東北線	【蒲田駅】	より0.8km	徒歩約10分
東急池上線	【蒲田駅】	より0.8km	徒歩約10分
東急池上線	【蓮沼駅】	より0.4km	徒歩約5分
京浜急行	【京急蒲田駅】	より1.4km	徒歩約18分

近隣斎場

大田区/【臨海斎場】	まで 約6km
品川区/【桐ヶ谷斎場】	まで 約8km
川崎市/【かわさき南部斎場】	まで 約8km

環状八号線「新蒲田1丁目」交差点横に立地しておりますので、各斎場へのアクセスが大変便利です。

株式会社ハース・ジャパン

ご利用方法（蒲田・船橋共通）

- ①ご連絡（お時間によっては、弊社コールセンターに転送される場合があります）
- **東京営業所：03-6428-7440**
- 施設の空き状況をご確認願います。
- ②入庫
 - 搬送会社様の指定はございません。いずれの会社様のお車でもご入庫頂けます。
- ③「利用申込書」ご記入
-
- ④お預かり

株式会社ハース・ジャパン

その他

- ◆長期間のお預かりも承っております。
- ◆長期間のご利用時の料金は、別途ご相談させていただきます。
- ◆ご遺体の損傷(腐敗)が激しい場合は、ご利用をお断りする場合がございます。ご了承願います。
- ◆ご遺体の損傷(腐敗)の状況によって、消臭剤BFCC(オーストラリア製)、バイオシール(特殊密着式納体シート)等のご利用をお勧めしております(有料)。



(バイオシール)



株式会社ハース・ジャパン

ご注意頂きたい事

- ◆ご利用の際は、必ず、事前にご連絡をお願い致します

連絡先 東京営業所:03-6428-7440

※お時間によっては、ご遺族のご面会に対応できない場合がございますのでご注意願います。

- ◆ご遺体安置専用施設のため
「貸しホール」としての運用はいたしておりません。ご了承願います。

株式会社ハース・ジャパン

ご参考

【安置日数別 安置料金】

(税込)

安置場所	安置日数						
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
冷蔵保管室	¥5,500	¥9,900	¥14,300	¥18,700	¥23,100	¥27,500	¥31,900

◆2日目以降は12時間毎で計算しますので、実際には上記の料金より、さらにお安くご利用いただける場合がございます。

【近隣斎場への距離】

蒲田～大田区/[臨海斎場]	まで	約6km
蒲田～品川区/[桐ヶ谷斎場]	まで	約8km
蒲田～川崎市/[かわさき南部斎場]	まで	約8km

【ハース・ジャパン寝台車料金(昼間料金)】

臨海斎場

蒲田施設から 桐ヶ谷斎場 まで 14,960円(税込)

かわさき南部斎場

株式会社ハース・ジャパン

ご利用料金 (令和元年7月より 新料金)

品名		料金(税込)
冷蔵遺体保管室	入庫より24時間以内	¥5,500
冷蔵遺体保管室	以降12時間毎	¥2,200
一般遺体保管室	入庫より24時間以内	¥4,620
一般遺体保管室	以降12時間毎	¥1,650
面会・打合せ室	1時間以内	¥4,400
面会・打合せ室	以降30分毎	¥2,200
簡易面会室	15分以内	無料
簡易面会室	15分を超過後 1時間以内	¥4,400
ドライアイス	ドライバック込 10kg	¥4,400
バイオシール	(密閉式納体シート)	¥16,500
消臭剤		¥2,200

株式会社ハース・ジャパン

蒲田 施設概要

- 住 所 : 東京都大田区新蒲田1-14-1
環状八号線沿い 新蒲田1丁目交差点角
ご親族用駐車場スペース有り。近隣にコインパーキング有り。
- 保管室 : 冷蔵遺体保管 12体
一般遺体保管 8体
- 面会室 : 面会・打合せ室 2部屋(各8畳)(打合せ・納棺・湯灌 可)
- その他 : 簡易面会スペース(冷蔵庫前)(面会・納棺 可)
- トイレ : 洋式3室
- エレベーター : 有り

※いずれの搬送会社様のお車もお受けいたしております。

運営主体：株式会社 吉澤企画

施設名：ステーション町田

施設所在地：東京都町田市成瀬6丁目13番40番

見学：2022年5月20日

「この施設は葬儀社さんに利用していただいている、ご遺体の安置施設になります。特に葬儀場などを有しない、有してはいたとしても小規模、そういった葬儀社さんです。そうした場合、お亡くなりになった方が出ると、たとえば、深夜であったりすると一公営の火葬場などでも（遺体安置を）受け入れてくれている場合もあるのですが、直接は受け入れていただくのは難しかったりする場合もある、のでご遺体が葬儀されるまで、あるいは火葬場で火葬されるまでの期間を受け持つ施設です。

なので、個人の方から、というより、いわば業務用として、葬儀社さんなどからのご依頼を受け入れるという施設になっております。」

— 「ここにご遺体を搬入するには」

— 「車（寝台車）ということになります」

— 「ご遺体を棺におさめるのは」

— 「『儀式』という意味での納棺なのであれば、葬儀社さんで、いわゆる『処置』の意味での納棺ということであれば、こちら（ステーション町田）で、ということになります。ここ（ステーション町田）にはご遺族の方がくるようなことは、多くはありません。」

「ご遺体が納棺されていない状態—病院から、あるいは、警察から直接、運び込まれてくるというケースもありますので、ストレッチャーからご遺体用のベッド（板）に乗せ換えて、移動・運べる様に出来るようする（ことで、処置に臨む）ということになります。」

コロナで亡くなられた方の処置にあたっては防護服の着用を基本にしています。一時期、不足したこともあり、その確保に苦労しました。その衛生基準や作業基準については、医師やエンバーマーの講師を招いて指導を受けたりしております。ちなみにコロナでお亡くなりになった方の紹介・依頼を受けた場合、専用（対応している）遺体安置施設を紹介する。

ご遺体をおさめる『棚』は自社製。台車はイギリス製なのですが、基本、あちらでは身体が大きいですし、また、棺も我が国のものに比べて凝ったつくりで重たいものですので、そのあたりは日本様にカスタマイズしてもらっています。

台車は高さが電動で調整出来ます。バッテリーを利用したものです。ので、電源からのコードなどの場合には、移動の制約などがありますが、この台車ではそういうコトはありません。」

「保冷庫（21体収容可能—目一杯で22、23体。そこが限界になりますね。遺体安置室・収容スペース）の温度は3℃設定にしております。」

「安置するにあたっては納棺をしているのですが、いわゆる『一時処置』的なもの、具体的にはたとえば警察案件などで、事故・事件現場での状態で、それを警察が納体袋に入れたような状態で、こちら（ステーション町田）に運び込まれるといった場合、納体袋のままでの受け入れは可能ではありますが、（警察から遺体を引き渡された葬儀社から）『納棺して欲しい』ということであれば、ここで『処置』をした上で、納棺した、ご遺体の入った棺で安置するというようなこともあります。」

「稀に遺族の方が面会をしたいと来訪する場合がありますが、その場合には面会室などで、待機していただき、こちら（ステーション町田）では、いわば業務スペースともいえる遺体安置室からご遺体を取り出し、いわゆる面会室に移動。そこでご遺族とご遺体（をおさめた棺）が向き合うこととなります。」

—「ご遺体をこちら（ステーション町田）で管理・預かっている期間は？」

「大体、6日間程度が平均になります。長い場合としては福祉—生活保護の方などは1ヶ月。何故長くなるのかというと、身元の確認が出来ないなどが理由になっています。それ以外の場合では、お寺が決まらない（見つからない）、火葬場の待機が理由で、2週間程度でしょうか。特にコロナの時には顕著でした。」

—「開設されたのは何時頃ですか」

「2017年から、になります。他にも（株）吉澤企画では、登戸（12体収容可能）、磯子（12体収容可能）、三田（2体収容可能—三田は安置施設、というよりも式場的な性格が強い）の3箇所で開催しています。また、寝台車（霊柩車）は12台運用しています。」

—「ご遺体の預かり件数は」

「ここ（ステーション町田）では、月単位では、概ね30から40体です。季節的な変動はありません。」

—「ご遺体の預かり日数は」

「平均すると4日程度から、1週間といった処。多いのは4、5日。次第に長期間化する傾向にあるのかなあ、というのが現場の感覚になります。」

先ほど述べたように、他でも施設がありますが、地域差があるように思います。それは火葬場の受け入れのキャパシティと、その地域の人口動態、年齢構成などに関係があるように思います。

地域差、という意味でいえば、たとえば、長期の管理は磯子が長い。福祉—生活保護の方などがあります。こうしたのは、地域的な特性なのではないでしょうか。」

—「ここに運ばれてくるご遺体の『依頼者』は」

「葬儀社が99%。他は病院、老人ホーム、警察からといったところです。ただ、病院、老人ホーム、警察からであっても、葬儀社を介してという形になるのが一般的です。先ほど述べた寝台車（霊柩車）は、病院、老人ホーム、警察からの受け入れ時に、葬儀社などで手配出来ない場合にはご遺体の搬入手段として、利用している。」

個人からの依頼というのは年に1回、せいぜい数件程度。」

—「稼働しているのは、休日は。」

「一応、年始の3賀日間は受け入れしていません。ただ、保管をしているご遺体を管理しなくてはならないので、実質的には365日勤務です。預かっているご遺体は適切に管理をしても、時間・日数でどうしても変化してしまいます。そうした状況についても含め、定期的に依頼者（葬儀社）に報告しております。ので、職員は誰かが詰めていなくてはなりません。」

—「規制は」

「遺体安置所だから、というより、たとえば排水なら、排水の水質基準があるわけですし、あるいは作業環境測定など。廃棄物についても、特定管理産業廃棄物（の処理基準・規制）があります。そうした様々な基準、基準値がある訳ですので、適用対象となるのであれば、それら拠っています。

まとめると、ご遺体の処置などでは体液の処理が迫られる訳なので、そういう意味では、医療施設の延長線に遺体安置施設がある、というくらいの認識が必要になると。

加えて、施設を支障なく運営することを考えた場合、周辺住民との協調・ご理解をいただくことも必要なので、そのご理解をいただける『基準』というものも、法律、条令の有無の議論とは別義のものとして気を付けなくてはならないものだと考えています。」

—「(改めて) 施設の利用のなされかた。流れは」

「病院、警察などが葬儀社にご遺体を引き渡し。ご遺体を引き受けた葬儀社は、(株)吉澤企画に連絡した上で、自社の寝台車（霊柩車）で、こちら（ステーション町田）にご遺体を搬入。これが3割。

自社の寝台車が無い葬儀社から依頼を受けた場合には、(株)吉澤企画保有の寝台車で、直接の依頼主でもある葬儀社（の担当者）と、病院、警察に向かい、ご遺体を引き受け、こちら（ステーション町田）にご遺体を搬入。こちらが7割。

必要があれば処置を行い、棺に納棺（棺の状態でも搬入する場合も）。

以後、葬儀社にて、葬儀の施行や火葬場の手配（予約）が決まるまで安置（管理）⇒これが4、5日。葬儀社にて、葬儀の施行や火葬場の手配（予約）が決まると、指定の葬儀式場（等）に、(株)吉澤企画保有の寝台車で、ご遺体がおさめられた棺を搬出（葬儀社が自社の寝台車がある場合には、ここ（ステーション町田）で、葬儀社の寝台車に乗せ、送り出す）。

というのが基本的な『流れ』になる」

—「遺族への対応は」

「原則、面会までが限度。いわゆる『葬儀』は行うことは施設のキャパシティとしては難しい。面会を希望という場合には、葬儀社を介して予約をしていただく。こちら（ステーション町田）では遺体安置室（保冷室）からご遺体（棺）を取り出し、面会が出来るように準備・迎え入れる。」

—「コロナへの対応は」

「ステーション町田では受け入れてはいない。コロナでお亡くなりになった方の紹介・依頼を受けた場合、専用（対応している）遺体安置施設を使用、又は紹介する。(株)吉澤企画ではご遺体の搬送にも対応してはいるが、ご遺体を預ける側、搬送先が適切に対応していただいているのだと『考えている』」



ご遺体を引き受けた葬儀社は、(株)吉澤企画に連絡した上で、自社の寝台車(霊柩車)で、こちら(ステーション町田)にご遺体を搬入。ここは搬入、搬出スペース。右側ドア奥が遺体安置室。



搬入、搬出スペース。上写真の反対側から。右側の奥は、遺族の方が面会をしたいと来訪なされた場合の面会室。



前出写真にてコ
メした、「面会室」
全景。



遺体移動用台車。



遺体移動用台車
(稼働状況)。



遺体移動用台車
(稼働状況)。



遺体移動用台車
(稼働状況)。
高い遺体安置棚
への移動も可能。

一律 5,500円 / 1日

弊社の寝台車・寝台車のご利用時に限り
入庫出庫のどちらかでご搬送をご利用の場合 ... 2日間無料
入庫出庫で2回ご搬送をご利用の場合 ... 6日間無料

3,300円/1時間

延長 1,650円/30分
ご面会、ご納棺、打ち合わせ等ご利用の場合
一時利用でメイクやご納棺処置・作業にも利用可能です。
※ステーション三田で搬送利用の場合は16,500円/2時間

16,500円/2時間

火葬場へご出棺前に面会室をご利用の場合の利用料
準備からご出棺まで2時間ご利用可能です。
※ステーション三田では火葬式利用となります。

11,000円/1時間

延長 5,500円/1時間
式場や霊安室へご出棺前に面会室をご利用し、
搬送車に同行または同乗される場合の利用料

利用案内

- 利用時間は10～17時(祭日外利用お追加料金1時間2,200円)
- 送葬時間内に限り、持ち込み可。
- 送葬の人数は各部屋の広さの関係上、総名簿数でお預りします。
- お車庫でのお預りです。(ステーション三田は常温保管です。)
- お体のみ(保納期)でのお預りも、お体の搬送やご納棺作業も預ります。
- ご面会等の対応は担当者の立ち合いにて弊社スタッフでも対応可。
- 近隣の事情もございませ、お経やお題目の発声、焼物のご使用はご遠慮をお願いいたします。また、改道車や隣居のものとなるお車の出入りはお断りさせていただきます。
- 夜間の入庫をご希望の場合、原則として弊社の寝台車のご利用をお願いします。

貸し式場のご案内

家族葬ホールのみりと

全館利用 2日利用 13.2万円
全館利用 1日利用 8.8万円
小式場 1日利用 4.4万円

※式次第利用にお祭代花嫁衣装

弘法寺ホール

小ホール利用 2日利用 14.3万円
小ホール利用 1日利用 9.9万円
火葬式利用 4.95万円



費用に含まれている内容

- ①式場利用料
- ②お守り利用料の保証料(保証料)
- ③心付け料の保証料
- ④式場ドレスアップ料
- ⑤司会、式場設備のメンテナンス料



株式会社吉澤企画 ~ 葬儀業界へオールサポート ~
 電話予約は 044-911-8857
 本社営業所 神奈川県川崎市多摩区登戸新町391
 登戸営業所 神奈川県川崎市多摩区登戸新町302
 横浜営業所 神奈川県横浜市磯子区栗木1-29-13
 町田営業所 東京都町田市成瀬6-13-40
 三田営業所 東京都港区三田2-12-5 弘法寺内

業界初の無料安置施設

ご遺体安置施設
 ステーションシリーズ
 STATION series



ご安置・ご面会・ご納棺・火葬式・小さな家族葬
ご家族とのしめやかな告別のひと時
ご遺族、ご友人のための静かなスペース



- スティーションサービスの特徴
- ご納棺マイク
 - ご面会
 - 打ち合わせ
 - お別れ
 - 備品販売
 - 霊柩搬送

ご遺体安置からご出棺までのあらゆる場面でご利用できます。
その他、遺体処置や湯灌、マイク施術の場所として一時的に提供可能です。

- スティーションサービス店舗
- 川崎、多摩地区なら
スティーション登戸
ドライブイン無人販売可
 - 町田、相模原エリアなら
スティーション町田
ドライブイン無人販売可
 - 横浜、湘南エリアなら
スティーション磯子
ドライブイン無人販売可
 - 東京都心エリアなら
スティーション三田
ドライブイン無人販売可

その他サービス (営業所対応時間10時～17時)

遺影写真印刷のお届けサービス 8,800円～
 ・写真の加工、印刷、お届けまで承ります。
 ・四つ切額+手札額、額引ポスター、CD付き

火葬場予約代行サービス 2,200円
 ・東京、神奈川の主要火葬場の空き確認から予約まで代行致します。

マイクロバス手配 一律 41,250円税
 ・東京、神奈川の主要火葬場へのマイクロバスの手配可能。
 ※：秘葬地、行程によって料金は個別の場合があります。

販売備品

- ドライブイン10kg **無人販売** 2,200円
 - ドライブイン10kg ※1 3,850円
 - お棺6.25尺(白布・桐) ※2 16,500円
 - 収骨器(白)セット 6,600円
 - 納棺具一式(帷子・草履・編み笠) 4,950円
- ※1 弊社でのドライブイン交換、検台搬送に伴う郵送の料金を指す。
 ※2 納棺作業費込みの料金です。

各種サービス

- 納棺作業 3,850円
- ご遺体処置 2,750円
- 着せ替え作業 2,750円
- 女性ナチュラルメイク 5,500円
- 男性ナチュラルメイク 3,300円
- カバメイク 11,000円
- 修復メイク 33,000円
- 出張メイク※ 22,000円
- 湯灌サービス 44,000円
- 火葬場案内料 14,300円
- ※：施葬内容により変動、各営業所から20km以内(延長10km毎に+3,300円)

寝台車・霊柩車搬送

- 搬送距離料金 10kmまで 16,500円～
- 火葬場搬送料 10kmまで 19,800円～
- ・クワンノ霊柩車(1名乗車)
- ・バン型寝台車(2～3名乗車)



◇長距離搬送、警察検案にも対応しています。
(全て税込価格)

株式会社吉澤企画WEBSITE
 ～葬儀業界をトータルサポート～
 YOSHIZAWA KIKAKU
 https://kikaku-y.co.jp/totalsupport

吉澤企画 公式facebook
 https://www.facebook.com/yoshizawakaku/

運営主体：株式会社 ニチリョク

施設名：ラステル新横浜

施設所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 15 番 19 号

見学：2022 年 5 月 23 日

「『ラステル新横浜』は地下 1 階、地上 9 階建てになっています。9 階はオフィスと仏具などの販売用ギャラリーになっています。地下は葬儀式場、特に参列者の多い葬儀の場合に利用しています。

1 階は受付・フロント。ご出棺の最後のお別れ、見送ることもここで行われます。

2 階は会食会場、ご葬儀をされた方の会食会場になります。

3 階は家族葬のフロア。

4 階はリビング葬—内装は一般のご家庭のお宅のようにデザインしております。

5 階は控室、特に導師の方の着替え室となっております。

6 階は『自動搬送式のご遺体安置室』となっております、これはニチリョクのオリジナルとなっております。この 6 階では 24 時間、いつでもご遺族は故人と面会することが出来るようにしております。こうした点も『ラステル新横浜』ならではの、であると考えております。

7 階もご遺体のご安置をしておりますが、ここでは完全個室としておりまして、お部屋を借り上げていただいて、お時間を気にすることもなく、心ゆくまでのお別れが出来る、というコンセプトとなっております。最後に 8 階がブースとなっております、終活のセミナーなども、ここで開催しております。」

(ここから施設内見学)

「(まず 9 階) 仏具などの販売用ギャラリーにある商品をご覧いただければお分かりいただけるかと思いますが、近年はお仏壇もコンパクト・モダンになりました。お位牌も同様です。携帯型「お位牌」などというものもあります。

お位牌はいち故人にひとつではなく、ひとつのお位牌にご先祖様も反映されます。とくに嫁いだ方などは、ご実家のご先祖様やご親族に思いを馳せるのにお使いいただいております。

その他、いわゆる『手元供養』の商品など展示しております。『手元供養』については分骨壺、容器になります。ご遺骨についてはそのまま容器に入れる場合もありますし、容器に応じて細かくすることもあります。いわゆる本骨や、他のご遺骨はお墓におさめたり、散骨する一方で、手元に残して置きたいというニーズはあります。」

「そういう意味では『供養』のあり方が多様化しているのだと実感させられます。」

「8 階は先ほどもお話した通り、セミナールームになります。」

「葬儀社によって、宗教の比率が変わるようです。立地の条件や過去の事情実績から、なのだと思います。ニチリョクでは概ね 90%弱の方が在来仏教。残りの方は神道、無宗教、キリスト教になります。」

「7階です。先ほどもお話しさせていただいた通り、ご遺体のご安置をしておりますが、ここでは完全個室としておりまして、お部屋を借り上げていただいて、お時間を気にすることもなく、心ゆくまでのお別れが出来る、というコンセプトになっております。」

—「ご遺体の保管の仕方は」

「いわゆる保冷室、冷蔵室での管理ということは行っておりません。ただ、この7階には幾つかお部屋がありますが、特徴的な『お部屋』として、ご遺体とご遺族の間にガラスを設置し、ご遺体側では電源を入れればいわゆる保冷室、冷蔵室になります。『カプセル式』と申せましょう。

これは、ご遺体の管理を差別化するというより、こうした面会・お別れのあり方では、ご遺族の方がどういうお気持ちでお受けとめになれるか、ご心情はどうであろうかということで設けてみました。

(部屋が移って)こちらのお部屋では畳敷きとなっております、ここにご遺体を、そのまま、お布団に『お寝かせ』した状態で、ご安置するという形になります。

先のカプセル式もそうでしたが、(カプセル式ではなくとも)一度ご納棺されてしまうと、なかなか故人とご遺族が直接に触れあう、ということが難しくなります。特に、お亡くなりになられた場合には、ご遺族、ご家族は『故人の死』を心情的に受け止めきれないものだと思います。ですから(この畳の部屋では)少しでも長く寄り添えるよう、その『お時間』を大切なものと考えました。

一般的に葬儀のメイン・ピークは通夜・告別式、ご遺族とのお打ち合わせもそこがメインになりがちですが、実は、ご遺族にとっては、その儀礼が始まるまでの間こそ、大切な時間、グリーフケアの時間・プロセスなのではないのか、と我々は考えております。」

—「病院などからここ(ラステル新横浜)に運び込まれてから、ご遺体のまま、というのは、どのぐらいの期間ですか」

「基本、決めてはありません(ただ、ご遺体の状況によっては、早めの納棺をご提案せざるを得ない場合というのがありますし。エンバーミング処置が施されているご遺体などは、当然異なります)最終的には『お通夜』を迎える当日まで、となります。」

—「エンバーミングは？」

「専門の業者に委託しています(複数社)。施行の割合は現在(2022年5月現在で)全体の40%。これは増加基調にあります。ご遺体が損傷している場合は無論、そうではない場合もドライアイスなどでご遺体を『処置』していると、どうしても、ご遺体の状況が変わってゆかざるを得ません。そうしたことにならないようにする意味からもエンバーミングをおすすめしており、需要は高まってきています。

エンバーミング(のサービス・方法も)一律ではありません。エンバーミングは『遺体衛生処置』になりますが、湯灌や、死に化粧というようなものは、『美粧』あるいは、『儀式サービス』になります。

ご遺族とのかかわり、という点から申せば、エンバーミングは『遺体衛生処置』ですので、そこにご遺族が立ち会うことはありませんが、湯灌や、死に化粧・メイクは『儀式(サービス)』ですから、ご遺族は立ち会ったり、参加することもあります。

また、ご遺体の状況によつての違いもあります。どうしてもエンバーミングをなさった方が良い場合、湯

灌や死に化粧でも良い場合と様々です。ちなみに、ここ（ラステル横浜）での湯灌の処置は、職員ではなく、いわゆる『湯灌師』にお任せしております。

湯灌の作業も、バスタブの様なご遺体そのまま納まる大きさの湯船のようなものに、ネット（網）で遺体を受け止め、シャワーで洗い流すという方法になっています。」

—「エンバーミングで保全出来る期間は」

「保湿などのケアを適切にしていれば、大体2ヶ月程度といったところですが。ただ、実際にご遺体のままで寄り添われる、というのは長いご遺族で20日間。通常ですと5～7日、1週間弱になります。また、一度、ドライアイスを用いてしまうと、（エンバーミング処置が）難しくなりますので、もし、エンバーミングを行うのであれば、なるべく早い段階で、とご案内させていただいています。」

—「いや、それでも、お亡くなりになられたご遺族が、エンバーミングという施術を受け止められますか」

「ご案内・ご説明させていただいている間は、なるべくドライアイスの利用を控えるとか、先ほどの保冷室・冷蔵機能のある『カプセル式』で一旦はお預かりするようにしております。そうした上で（お亡くなりになってから）2、3日のうちまでにはお決めいただくようにしております。」

—「6階です。『自動搬送式のご遺体安置室』となっております、これはニチリョクのオリジナルとなっております。この6階では24時間、いつでもご遺族は故人と面会することが出来るようにしております。こうした点も『ラステル新横浜』ならではの、であると考えております。

フロアはご遺体の安置エリアと面会エリアに分けられています。『自動搬送式霊安室』と呼称しております。スタッフが立ち会ってなくとも、1階のフロントで故人、ご遺族様にお立ち寄りいただき、当該ご遺体の『番号』を確認していただき、それをボタンひとつで遺体は『安置エリア』から、『面会室』まで（ルールに乗って）運び出されてくるという仕組みになっています。」

—「7階の個別安置室との違いは」

「ここ（6階）では付き添いは出来ません。あくまでも、『面会』（30分程度。24時間対応はしてはいるものの、事前の訪問連絡をしていただくようにしております）するだけに留まります。6階では、面会室2部屋、ご遺体の安置は現在20体。ちなみに、ここでお預かりしているご遺体についても、先のフロアと同様に『エンバーミング』処置がなされています。

ただ、このご安置については、15から20体分増やそうと考えております。ただ、そのご安置するご遺体の受け入れ可能数を増やす場合には、『面会』あるいは『寄り添い』のあり方についても見直していかなくてはならないと考えています。」

—「ご遺体の衛生管理は」

「お亡くなりになられた故人の死因を確認しています。死因によって、以後の『変化』にも違いがあるものですから。」

「4階です。ここではリビング葬—内装は一般のご家庭のお宅のようにデザインしております。手前と

奥、2セットあります。(見学者コメ「広いなあ」)ここでの使われ方は通夜・告別式・初七日です。初七日は告別式の後、火葬場で火葬・拾骨した後、お戻りになられて初七日をする場合もありますが、告別式という式のなかで初七日も済ませ、火葬場に行かれて、お戻りになれないケースが多くなっています。」

ー「随分、葬儀に費やされる時間・日数が短くなっていますね。それはコロナの影響ですか。」

「コロナ以前からです。ただ、その部分のご遺族が何を希望なされるのか、あるいは火葬場の状況次第という部分もあります(たとえば火葬時間が長いので、待ち時間の間に『告別』式が出来る場合もあるが、短い場合、あるいはご遺族用のそうした空間が(火葬場に)無い場合など)。」

「3階です。こちらも4階と機能的には変わらないのですが、シンプルな造りになっています。家族葬の人数はほぼ20名を超えることはありません。『家族葬』の定義ですが、厳密な言い方をするのは難しいですね。ご家族、親族、あとはごく近い知人、といったところでしょうか。

これはあくまで個人的な意見になりますが、訃報はまず、お伝えして下さい。と。そして、まさしく家族葬—お身内だけの葬儀、とする場合、訃報を聞き及んだ方から、香典や供花、これについてもご辞退するというご遺族もおられます。(「わたくしの個人的な意見なのですが」という断りが入りつつ)香典はご遺族宛のものですから、お断りされるのはご遺族のお考えとなりましょう。ですが、供花はお亡くなりになられた方への手向けですので、それはお受けになられた方が、と考えます。」

「2階です。ここは会食会場、ご葬儀をされた方の会食会場になります。3階の家族葬に参列された方や地下1階の葬儀場で参列された方がご利用なされることを想定しています。

家族葬については、必ずしもお身内、のみではなく、知人の方の参列も想定しています。故人との関係性というよりも参加される方が20名以下の場合には『家族葬』。告別式1日だけの場合には『1日葬』と呼称させていただいております。

(地下1階に移動)

この式場では3階のお部屋・家族葬の稼働率とあまり変わりありません。何故なら、コロナのソーシャルディスタンスで距離をとりますので、家族『葬儀』なら、この地下1階の式場を使っても、違和感はありません。

ちなみに弊社では花祭壇を採用しておりまして、いわゆる白木の祭壇がありません。」

統括説明会(8階にて)

「ここはセミナールームになります。セミナー(スクール)のみに利用するのではなく、お葬儀のご相談なども、実際に9階にある棺などを実際にご覧いただきながら、お話をさせていただいたりします。」

ー「遺体安置ホールと、葬儀を行うホール、ご遺体の移動は。」

「タンカ(ストレッチャー)で移動させています。その場合には利用者が利用するエレベーターではなく、別途、専用のエレベーターがありますので、動線が交わることはありません。」

また、ご安置しているご遺体は、必ずしもここ（ラステル横浜）で葬儀をする、という訳ではなく、そのまま火葬場にご遺体を運ぶ『直葬』という場合もありますし、他社の葬儀場に移動なされる方もおられます。」

— 「他社との協業は。」

「基本的にはありません。式場はほぼ自社（ニチリョク）にご依頼受けたもので、いっぱいですから。ただ、ご遺体の安置については、これからご遺体の収容数を増やすことも検討されているので、そうした点については、他社との協業についての検討も視野に入ってくるのかもしれませんが。」

そもそも、ご遺体の安置施設はここ（ラステル横浜）ではフル稼働ですし、業界全体としては足りないと感じます。」

— 「コロナの感染死亡者は。」

「受け入れてはおりません。陽性と分かった場合、別途、コロナのご遺体も受け入れておられる『処』にご案内させていただいております。ただ、火葬され納骨された骨壺の形で、『地下は葬儀式場』『3階は家族葬のフロア』『4階はリビング葬』で対応させていただく、ということはありません。」

— 「ご遺体は何処から運ばれてきますか。」

「80%は病院から20%は老人ホームなどの施設、ご自宅、警察、などからです。この比率、あまり変わりはありません。」

ただ、内訳、実態が変わってきているのではないのでしょうか。たとえば、ご自宅でお亡くなりになられた場合、『看取り』と『孤独死』の大きな違いがあります。孤独死の場合は自宅で亡くなったにもかかわらず、警察での監察が必要になるので、『警察から』となります。」

— 「家族葬、1日葬、直葬 …… の違いは。」

「先ほどもご説明しましたが、わたしは『商品名』だと考えています。」

ご遺族の方との相談や、終活のセミナーでは、家族葬、1日葬、直葬という言葉の使い方は葬儀社で異なります。是非、各々のサービスの内容と費用をよくご確認下さい、とご説明させていただいております。」



7階。完全個室。
部屋は借り上げ。
「お時間を気にせず、心ゆくお別れが出来る」がコンセプト。特徴的な『お部屋』として、ご遺体とご遺族の間にガラスを設置し、ご遺体側は保冷室、冷蔵室。『カプセル式』。こうした面会・お別れのあり方は、ご遺族のお気持ち、ご心情に配慮した。



4階。ここはリビング葬。内装は一般のご家庭のお宅のようにデザイン。手前と奥、2セット。ここの使われ方は通夜・告別式・初七日です。初七日は告別式の後、火葬場で火葬・拾骨した後、戻って初七日する場合も。告別式のなかで初七日も済ませ、火葬場に行き、戻らないケース多い。



4階。ここはリビング葬—内装は一般のご家庭のお宅のようにデザイン。



4階。ここはリビング葬—内装は一般のご家庭のお宅のようにデザイン。家族葬の人数はほぼ20名を超えることはない。『家族葬』の定義ですが、厳密な言い方をするのは難しい。ご家族、親族、あとはごく近い知人、といったところ。



3階。ここは会食会場、ご葬儀した方の会食会場になります。3階の家族葬に参列された方や地下1階の葬儀場で参列された方の利用を想定。



地下1階。この式場では3階の「家族葬」の稼働率とあまり変わらない。(何故なら)コロナのソーシャルディスタンスで距離をとるので、家族『葬儀』なら、この地下1階の式場を使用しても、違和感はない。花祭壇を採用。白木の祭壇はない。

感染予防対策 —— 新型コロナウイルスからお客様を守るために。

ナステルでは、すべての方に安心してご利用いただくため、下記の対策を講じています。

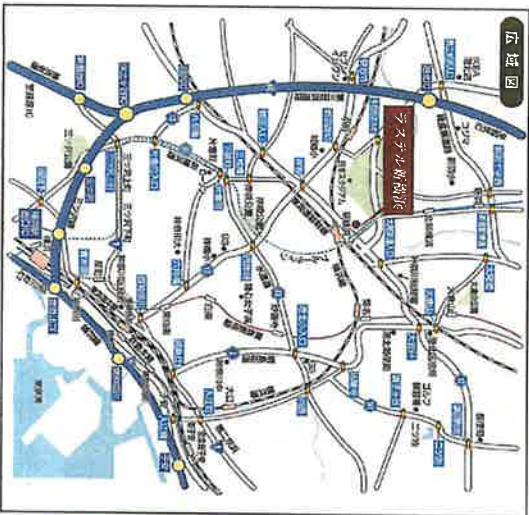


- ☑ ご来館の方へ検温のご協力をお願い
- ☑ スタッフにマスク着用、検温、手指の消毒を徹底
- ☑ ご遺族様およびご参列者様のマスク着用を徹底
- ☑ お食事は折詰を推奨
- ☑ ゆったりとした座席の配置
- ☑ 入口にアルコール消毒液を配備
- ☑ エレベーターのボタン、テーブル等の消毒
- ☑ ご参列になれない方への葬儀の動画配信

ご協力をお願いいたします。

交通のご案内

新横浜駅北口18番出口すぐ。どこからでも集まりやすいのが、地。



お車でお願いの際は、周辺のコインパーキングをご利用ください。
(施設には駐車場がありません。)

ナステル 新横浜

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-15-19



24時間受付 年中無休
<http://004400.jp>
0120-00-44-00



24時間 いつでも
ご安置ご面会

保存版
ご相談・お見取り無料
見学随時受付



<http://004400.jp>



ナステル 新横浜

上場企業ニチリヨクが運営する総合葬儀式場

年中無休
お迎えにまいります
0120-00-44-00

無料
『事前相談』『事前見積り』

- ☑ 事前見積りをすることで、費用を知ることができて安心
 - ☑ 具体的な式場の様子が見れて、比較検討できるので安心
 - ☑ 疑問や不安なことが事前に解消できて安心
- ※事前相談をご希望の方は、お気軽にフリーダイヤルまでお問い合わせください。



プライベートの守られた
専用のご面会室

7人個室面会室

お別れまでの大切な時間を ラステルで

ラステルには安心の環境と設備が整っています。
病院や老人福祉施設、またご自宅などで
おじくなりになられた後、様々な理由から、
マンション等のご自宅でのご安寝が難しい場合などに、
ぜひラステルをご利用ください。
心安らかに、最期のお別れの時間を
お過ごしください。

最後のお風呂「湯灌」



▲湯灌前か丁寧に洗います
(モビールを使ったメニューです。)

ご葬儀の前に故人様のお身体を清め、お化粧する
「湯灌 (ゆかん)」。人生最後のセシモニーを
飾り、ご家族の想い出を彩りながら旅立ちの準備を
します (オプション)。

お見送りはパイプオルガンの 音色に包まれて

葬儀広場▶



新幹線も停まる「新横浜駅」8番出口▼

11歳浜線に加え、東海道新幹線、市営地下鉄ブルーライン
が乗り入れるターミナル、新横浜駅。ラステル新横
は、新幹線改札にも近い北口から徒歩5分という抜群
の立地を誇ります。

充実した設備でご家族の想いを形にするーラステル新横浜

ご会葬者の多いご葬儀に



地下階・大ホール「集 (つどい)」は、100名様までゆつくりと
ご着席いただける式場です。家族葬でも、たくさんのご友人
かご参列になる場合や、会社関係などにもお声掛けする
一般葬など、ご会葬者の多いご葬儀に最適です。

オーダーメイドのご葬儀も



ラステルでは、故人様らしいお見送りとなるよう、お花のデザ
インや椅子の配置などを、ご家族のご希望通りにコーディネート
いたします。また、仏式をはじめとする宗教葬はもと
より、お坊様をお呼びしない無宗教葬にも対応いたします。

精進落としやお別れ会も



2階のバンケットルームは、ホテルの会食を彷彿とさせる
上質な時間と空間を提供します。ラステルの厨房で
ご用意する選りすぐりの和・洋・中華料理を、ビュッフェ
スタイルでお召し上がりください。

仏壇・仏具は「ギヤラリー」で



供養に関わる品から何でも揃う、8階「仏壇ギヤラリー」が
りニューラルオープンしました。ご家族の心に寄り添う
仏壇・仏具を豊富に取り揃え、皆様のご来店をお待ちして
おります。

万全のアフターサポート



「葬儀後のこと」もラステルにお任せください。
ラステルでは、お墓や仏壇などご供養に関わるご相談だけ
でなく、運営全体である上場企業ニチヨウの強固な事業
ネットワークも活用し、相談や行政手続きなどもしっかりと対応
できるサポート体制を整えています。
ご葬儀のあとも、どんなことでも私たちに相談ください。

- 葬儀の手続き** 探親先の前夜葬士法人等をご依頼した、高品質のサービスが実現いたします。
- 遺品整理** 故人様がお住まいになつておられたお部屋も、専門業者が整理いたします。
- お墓** 人気の樹林寺圓形墓 (緑歌り) をはじめ、墓地・納骨堂をご提案させていただきます。
- 仏壇** どんなお墓にもマッチするモダン仏壇は、いし祭壇仏具も豊富に取り揃えました。
- 法事・法要** 初七日、四十九日法要、回忌法要などご葬儀後のご供養もお手伝いいたします。



プライベートの守られた
専用のご面会室

7個室面会室



▲6Fご面会室入口 (お別れのため、ドアを閉めています)

お別れまでの大切な時間を ラステルで

ラステルには安心の環境と設備が整っています。病院や老人福祉施設、またご自宅などでお亡くなりになられた後、様々な理由から、マンション等のご自宅でのご安置が難しい場合などにも、ぜひラステルをご利用ください。心安らかに、最期のお別れの時間をお過ごしください。

最後のお風呂「湯灌」



▲湯灌師が丁寧に湯を注ぎます。
(電子湯を使った「メーター式」です)

お見送りはパイプオルガンの 音色に包まれて

※楽団編成▶



▶お別れ室(祭壇広場隣り)

ご葬儀の前に故人様のお身体を清め、お化粧する「湯灌(ゆかん)」。人生最後のセレモニーを飾り、ご家族の想い出を彩りながら旅立ちの準備をします(オアション)。

新幹線も停まる「新横浜駅」8番出口すぐ

旧横浜線に加え、東海道新幹線、市営地下鉄ブルーラインが乗り入れるターミナル。新横浜駅、ラステル新横浜は、新幹線改札にも近い北口から徒歩5分という抜群の好立地を誇ります。



▲地方からのご親戚が多くても安心です。

24時間いつでもお迎えにあがり、故人様をご安置。
ラステルなら、専用のご面会室で心ゆくまで寄り添えます。

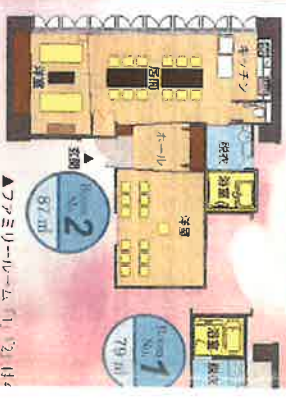
心に残るお見送りの 故人様にふさわしい

ラステル新横浜には、3階の家族葬ホ
ールをご用意しています。



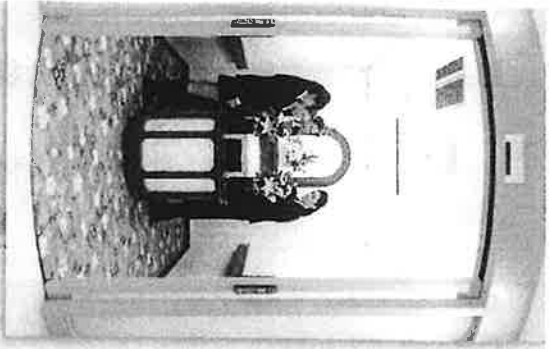
寛ぎの空間『ご家族

広いリビングルームで家族葬を執り行い
できるソファアットも完備しております。
ゆっくりとお過ごしいただけます。



▲ソファリビングルーム(2) 11,000円





3F ご面会室入口 (撮影のため、ドアが開かれています)



◀お別れ室 (後述広場隣り)



すぐ
ハイン
：横浜
：駅の

▲何方からのご到着が多くても安心です。

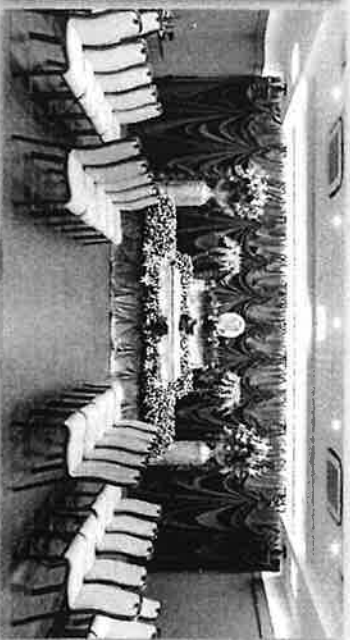
24時間いつでもお迎えにあがり、故人様をご安置。
ラズテルなら、専用のご面会室で心ゆくまで寄り添えます。

心に残るお見送りのために
故人様にあふさわしい式場をお選びいただけます

ラズテル新横浜には、3階の家族葬ホール、地下1階の式場「集(つどい)」、ご家族貸切でご利用いただけるファミリールームがございます。ご参列者様の数、ご葬儀の形式によりお選びください。



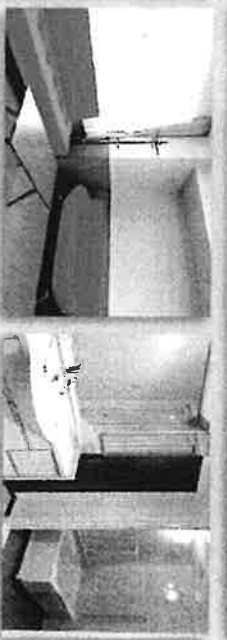
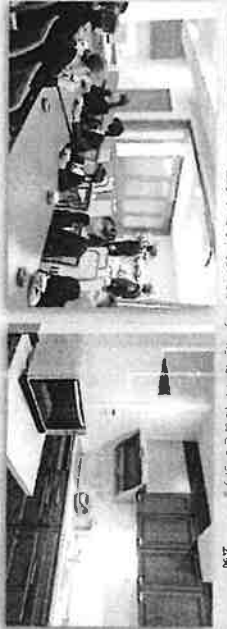
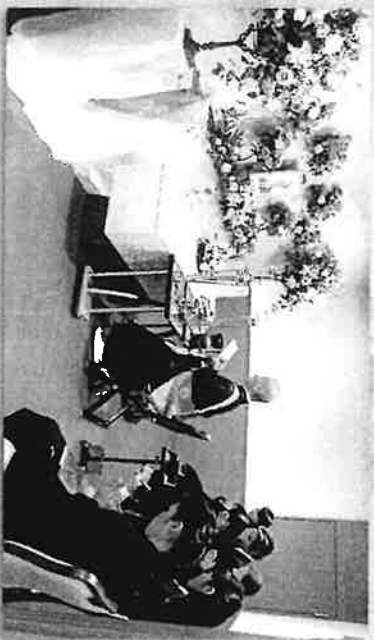
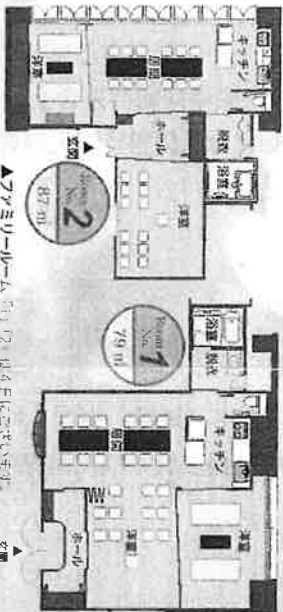
▲3F 家族葬ホール



▲B1F 式場「集」

寛ぎの空間『ご家族専用ルーム』でリビング葬家族葬を

広いリビングルームで家族葬を執り行います。バスルームや仮眠のできるソファベッドも完備しておりますので、24時間ご家族だけでゆっくりとお過ごしいただけます。



葬儀場(遺体安置施設)アンケート 分析結果

今回のアンケートでは、厚生労働省科学研究事業として、葬儀場における遺体安置に関するお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなか、主に公衆衛生面で葬儀場におけるご遺体の取扱いのあり方を考えるための基礎資料とするものである。

なお、本アンケートの実施については、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会（五十音順）のほか、経済産業省にも協力・配慮をいただいた。

なお、本アンケート設問18の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」は「令和2年7月29日付 厚労省・経産省」のものであり、この調査施行以降、累次の改定がされている点に留意されたい。

（調査の概要）

施行期間 2022年8月4日～9月6日

調査手法：一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 及び 全日本葬祭業協同組合連合会の各々の会員・組合員を対象にして、郵送により調査を依頼。回答については、調査票記入回答の返送（郵送）及びインターネットを通じた形を併用して回答を得た。

回答数：計771通（発送数1,447通：53.3%）。

第1 調査票記入者について

「[第1-1] 主たる事業所のある都道府県」

本アンケートでは、東日本（北海道、東北、関東、中部地方）、西日本（近畿、中国、四国、九州沖縄地方）及び全国に分けて集計を行っている。東日本と西日本を構成する都道府県は下記表のとおり（以下同じ）。

東日本	北海道	74	西日本	三重県	7
	青森県	20		滋賀県	5
	岩手県	24		京都府	10
	宮城県	25		大阪府	39
	秋田県	16		兵庫県	13
	山形県	8		奈良県	12
	福島県	15		和歌山県	7
	茨城県	4		鳥取県	6
	栃木県	15		島根県	5
	群馬県	2		岡山県	6
	埼玉県	15		広島県	10
	千葉県	12		山口県	14
	東京都	131		徳島県	6
	神奈川県	48		香川県	10
	新潟県	12		愛媛県	10
	富山県	3		高知県	9
	石川県	9		福岡県	26
	福井県	5		佐賀県	4
	山梨県	4		長崎県	3
	長野県	6		熊本県	29
岐阜県	14	大分県	8		
静岡県	10	宮崎県	7		
愛知県	25	鹿児島県	21		
			沖縄県	7	
			合計	771	

東日本	497	64.5%
西日本	274	35.5%
合計	771	100.0%

【第1-1】では、「東京都」が131件であり、回答のあった「全国」のうち、17%を占める。次いで「北海道」は74件、「神奈川県」は48件、「大阪府」は39件などが目立った。

ただ、後述する「[設問4-1] 主たる葬儀場のある都道府県は」では、9都道府県合計で50%（各々個別には13~3%範囲）に分散する。このことから、葬儀場（遺体安置施設）について考えるのは、全国的な視座で捉える必要性があることを示唆している。

【第1-1-2】 従たる事務所の設置状況

下表の通りである。5箇所以下が40%をこえた。

第1-1-2 主たる事業所以外、従たる事業所がある場合、何箇所か

従たる事務所数	全国	東日本	西日本
1~5	338	191	147
6~10	25	13	12
11~15	6	3	3
40~60	5	2	3
80~	2	0	2
不明	395	288	107
合計	771	497	274

従たる事務所数	全国	東日本	西日本
1~5	43.8%	38.4%	53.6%
6~10	3.2%	2.6%	4.4%
11~15	0.8%	0.6%	1.1%
40~60	0.6%	0.4%	1.1%
80~	0.3%	0.0%	0.7%
不明	51.2%	57.9%	39.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

【第1-2】事業形態

「株式会社」が422件で55%。「有限会社」が307件で40%であった。

設問1-2 事業形態

	全国	東日本	西日本
株式会社	422	266	156
有限会社	307	199	108
個人（事業）	25	18	7
その他	9	9	0
不明	8	5	3
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
株式会社	54.7%	53.5%	56.9%
有限会社	39.8%	40.0%	39.4%
個人（事業）	3.2%	3.6%	2.6%
その他	1.2%	1.8%	0.0%
不明	1.0%	1.0%	1.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

法人化している葬儀事業者は95%を超える。ちなみに「その他」の内訳は「合資・合同会社」「宗教法人」「一般社団法人」「社会福祉法人」というような回答であった。

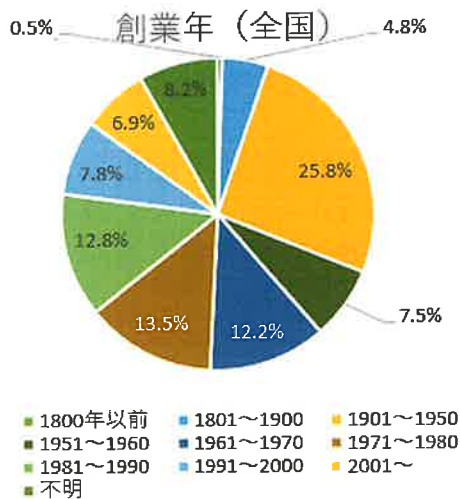
ただし、これは我が国における葬儀場（遺体安置施設）の総体の傾向を示したのではなく、今回の調査に協力いただいた全葬連、全互協加盟事業者による、葬儀場（遺体安置施設）の傾向であることは留意されたい。

【第1-3】創業年

回答した葬儀事業者の創業年は、「1951～2000年」が415件（54%）と、最も多い。

創業年	全国	東日本	西日本
1800年以前	4	3	1
1801～1900	37	27	10
1901～1950	199	140	59
1951～1960	58	33	25
1961～1970	94	61	33
1971～1980	104	63	41
1981～1990	99	52	47
1991～2000	60	39	21
2001～	53	43	10
不明	63	36	27
合計	771	497	274

創業年	全国	東日本	西日本
1800年以前	0.5%	0.6%	0.4%
1801～1900	4.8%	5.4%	3.6%
1901～1950	25.8%	28.2%	21.5%
1951～1960	7.5%	6.6%	9.1%
1961～1970	12.2%	12.3%	12.0%
1971～1980	13.5%	12.7%	15.0%
1981～1990	12.8%	10.5%	17.2%
1991～2000	7.8%	7.8%	7.7%
2001～	6.9%	8.7%	3.6%
不明	8.2%	7.2%	9.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%



戦後の高度成長期時に起業されたケースが多いと想定される。

『遺体安置施設』を設けた年は

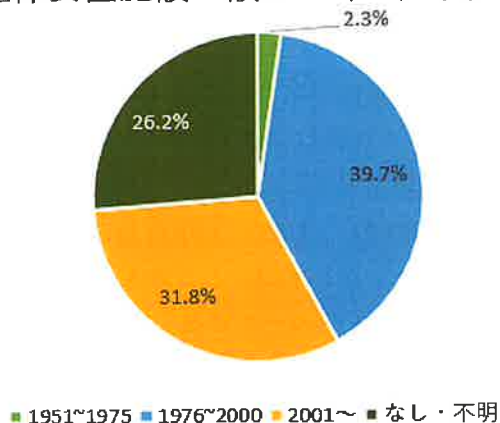
また、これに付随して『遺体安置施設』を設けた年」に回答があったのは 569 件（74%）。

遺体安置施設を設けたのは

遺体安置開設年	全国	東日本	西日本
1951~1975	18	10	8
1976~2000	306	174	132
2001~	245	173	72
なし・不明	202	140	62
合計	771	497	274

遺体安置開設年	全国	東日本	西日本
1951~1975	2.3%	2.0%	2.9%
1976~2000	39.7%	35.0%	48.2%
2001~	31.8%	34.8%	26.3%
なし・不明	26.2%	28.2%	22.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

遺体安置施設を設けた年（全国）



このうち「1976~2000年」に設けられたのは 306 件（39.7%）。「2001年以降」は 245 件（31.8%）。単年毎に割った比較では、「遺体安置施設」が設けられるペースは、毎年、ほぼ 10~15 件程度、設けられていることが分る。

このことは、「遺体安置施設」は、近年、俄に注目された施設ではなく、かねてから葬儀場の施設の機能として、認識されていたのではないかとすることが出来る。

第2 御社における葬儀施行件数について

〔設問1〕御社全体における直近3年間の葬儀施行件数について

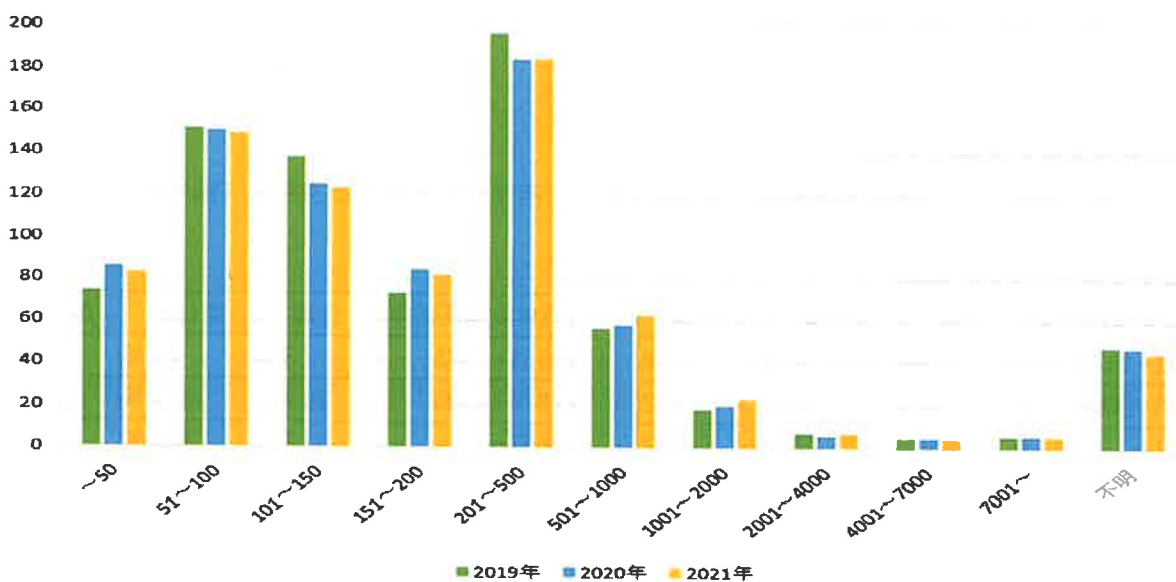
葬儀施行件数についても尋ねた（次ページ・頻度グラフ）。

質問の意図・目的は、いわゆるコロナ禍前（2019年）と、コロナ禍の影響について把握することを目的として、この「問」を設けた。結論から言うと、やや減少しているかのような傾向が見られなくもない。が、大きな変化は無い（ちなみに、今回、調査の対象とした事業社の葬儀施行件数の規模についても、この回答からうかがうコトが出来る）。

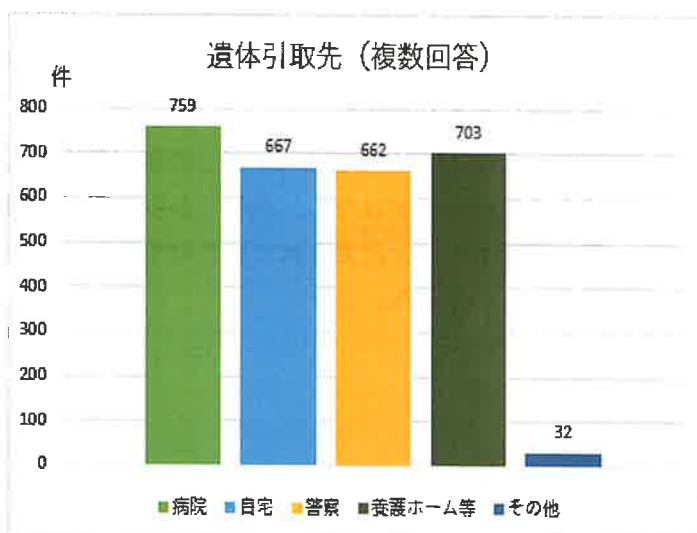
3年間を通してみた場合、「施行件数が51～101件だった」というのは150事業社程度。ほぼ19%強。

「101～150件だった」というのは125事業者程度。ほぼ16%強。「151～200件だった」というのは80事業者程度。10%程度。「201～500件だった」というのは185事業者程度。24%強。「501～1000件だった」のは、60事業者程度。8%強の5つで、全体の77%を占める（下グラフ）。

直近3年間の施行件数（全国）



【設問2】ご遺体の引き取り先について



「ご遺体をどこから引き取っているのか」という設問（複数回答可）に対する回答は、遺体を引き取る先としては「病院」（759件[98%]）。「自宅」（667件[87%]）。「警察」（662件[86%]）。「養護ホーム」（703件[91%]）となっている。

但し、これらは「引き取り先」について尋ねたものである。

別途、各々から引き取った遺体の件数、即ち、葬儀の施行件数の割合を各々の引き取り先別の回答も得ている。

引き取った遺体で葬儀の施行を行う比率（葬儀施行の引き取り先内訳）

病院	全国	東日本	西日本
～30%	19	15	4
～60%	269	190	79
～90%	459	274	185
～100%	11	8	3
不明	13	10	3
合計	771	497	274

自宅	全国	東日本	西日本
(「無し」)	5	4	1
～30%	653	413	240
～60%	5	4	1
～90%	2	2	0
～100%	1	0	1
不明	105	74	31
合計	771	497	274

警察	全国	東日本	西日本
(「無し」)	3	2	1
～5%	285	157	128
～10%	302	213	89
～20%	58	43	15
～40%	10	6	4
～60%	2	2	0
不明	111	74	37
合計	771	497	274

養護ホーム等	全国	東日本	西日本
(「無し」)	1	1	0
～5%	71	37	34
～10%	251	166	85
～20%	236	136	100
～40%	139	104	35
～60%	4	4	0
不明	69	49	20
合計	771	497	274

病院	全国	東日本	西日本
～30%	2.5%	3.0%	1.5%
～60%	34.9%	38.2%	28.8%
～90%	59.5%	55.1%	67.5%
～100%	1.4%	1.6%	1.1%
不明	1.7%	2.0%	1.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

自宅	全国	東日本	西日本
(「無し」)	0.6%	0.8%	0.4%
～30%	84.7%	83.1%	87.6%
～60%	0.6%	0.8%	0.4%
～90%	0.3%	0.4%	0.0%
～100%	0.1%	0.0%	0.4%
不明	13.6%	14.9%	11.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

警察	全国	東日本	西日本
(「無し」)	0.4%	0.4%	0.4%
～5%	37.0%	31.6%	46.7%
～10%	39.2%	42.9%	32.5%
～20%	7.5%	8.7%	5.5%
～40%	1.3%	1.2%	1.5%
～60%	0.3%	0.4%	0.0%
不明	14.4%	14.9%	13.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

養護ホーム等	全国	東日本	西日本
(「無し」)	0.1%	0.2%	0.0%
～5%	9.2%	7.4%	12.4%
～10%	32.6%	33.4%	31.0%
～20%	30.6%	27.4%	36.5%
～40%	18.0%	20.9%	12.8%
～60%	0.5%	0.8%	0.0%
不明	8.9%	9.9%	7.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

前述した通り、遺体を引き取る先としては「病院」「自宅」「警察」「養護ホーム」が主要なものとなっている。

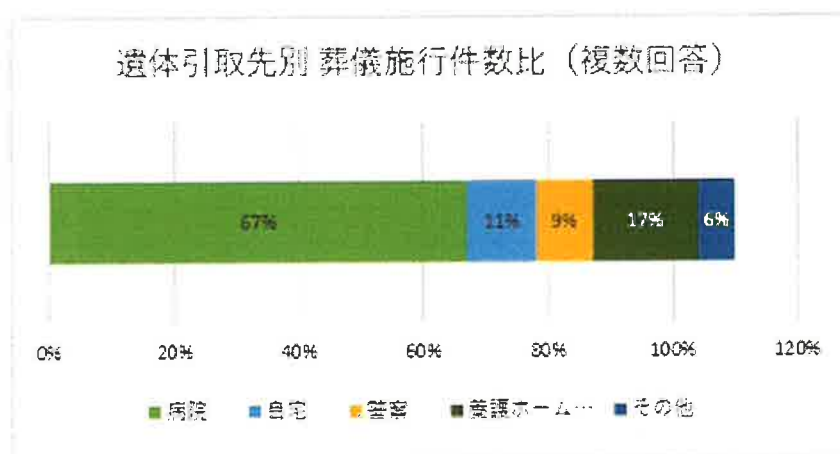
ただし、「病院」をはじめ、「自宅」「警察」「養護ホーム」各々から引き取る遺体を葬儀する件数、各々の総葬儀施行件数に占める割合は、各々で大きく異なる（左4つの表参照）。

たとえば、「病院」から引き取る遺体を葬儀する件数（総葬儀施行件数に占める割合）は「～90%」が60%。「～60%」も合わせると90%を超える。

つまり、いま葬儀を行っている（行われている）遺体の殆どは病院から引き取った遺体であることが分かった。

これら4つの表（回答）をまとめたのが左下図「遺体引取先別葬儀施行件数比」である。本来なら、引き受け先別の割合を合計すると総葬儀施行件数、100%となる。しかし、実際に寄せられた回答では、合計しても100%に足りない回答や、逆に100%を超える回答もあったため、左上から順に並べた4つの表（回答）をまとめた左下グラフ「遺体引取先別葬儀施行件数比」は100%を超えることとなった。

繰り返すが、この結果は、本調査協力団体に加盟している葬儀事業者を対象としたもの



である。多くの葬儀事業者は、こうした団体に加盟していない蓋然性が高いと思料されることから、葬儀事業者の総体から俯瞰すると、この割合は異なると考えるべきであろう。

【設問3-1】 自社で葬儀場を運営していますか

	全国	東日本	西日本
運営している	636	376	260
運営していない	131	118	13
不明	4	3	1
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
運営している	82.5%	75.7%	94.9%
運営していない	17.0%	23.7%	4.7%
不明	0.5%	0.6%	0.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

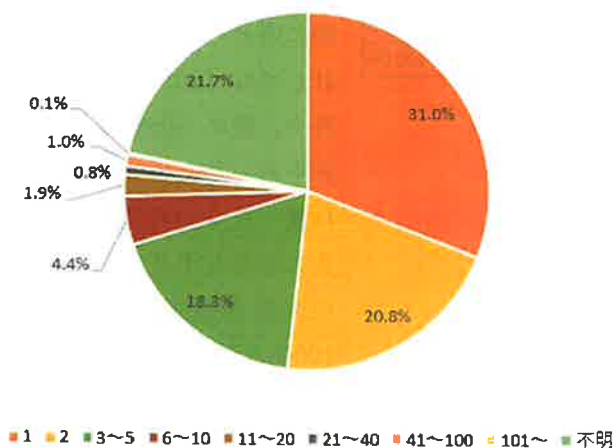
「設問3-1 自社で葬儀場を運営していますか」で「している」という回答は636件（83%）だった。

また、その場合の（保有）施設数は

施設数	全国	東日本	西日本
1	239	148	91
2	160	99	61
3～5	141	74	67
6～10	34	16	18
11～20	15	9	6
21～40	6	6	0
41～100	8	2	6
101～	1	1	0
不明	167	142	25
合計	771	497	274

施設数	全国	東日本	西日本
1	31.0%	29.8%	33.2%
2	20.8%	19.9%	22.3%
3～5	18.3%	14.9%	24.5%
6～10	4.4%	3.2%	6.6%
11～20	1.9%	1.8%	2.2%
21～40	0.8%	1.2%	0.0%
41～100	1.0%	0.4%	2.2%
101～	0.1%	0.2%	0.0%
不明	21.7%	28.6%	9.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

運営している施設数（全国）



1つの施設だけは、239件（31%）、次ぎに2施設では160件（21%）。

この2つで全体の50%をこえる。

5施設以下までも含めた合計では70%を占めるまでになる。

「設問3-2（2. 運営していない場合）葬儀までの遺体安置はどうか（複数回答）」

遺族の自宅	全国	東日本	西日本
～ 20%	63	61	2
～ 40%	18	16	2
～ 60%	8	8	0
～ 80%	13	12	1
～100%	10	9	1
不明	19	12	7
合計	131	118	13

他社の葬儀場・ 安置施設	全国	東日本	西日本
～ 20%	42	41	1
～ 40%	16	15	1
～ 60%	20	19	1
～ 80%	24	23	1
～100%	8	6	2
不明	152	132	20
合計	262	236	26

お寺	全国	東日本	西日本
～ 20%	35	33	2
～ 40%	4	4	0
～ 60%	5	5	0
～ 80%	4	4	0
～100%	2	2	0
不明	81	70	11
合計	131	118	13

公営 葬儀場・ 火葬場	全国	東日本	西日本
～ 20%	21	16	5
～ 40%	6	6	0
～ 60%	7	7	0
～ 80%	8	7	1
～100%	3	1	2
不明	217	199	18
合計	262	236	26

今回の調査では「遺族の自宅」「他社の葬儀場・(遺体) 安置施設」「お寺」「公営葬儀場・火葬場」を主な選択肢として設定し、遺体安置を委託する場合における各々の比率について、これまでの実績に拠る回答を求めた(左表を参照)。

「遺族の自宅」という場合は、遺体安置をしてもらう場合の総数のうち、その比率は「『20%以下』である」という回答が63件(48%)で最も多かった。

この他、「他社の葬儀場・遺体安置施設」では「『20%以下』である」という回答が42件(16%)で最も多かった。「お寺」は「20%以下」が35件(27%)。「公営葬儀場・火葬場」は「20%以下」が21件(8%)だった。

こうした傾向から捉えると、葬儀場(遺体安置施設)を有していない葬儀事業(を行っている)事業者における「ご遺体の安置」は「自宅」>「他社の葬儀場・遺体安置施設」>「お寺」>「公営火葬場・葬儀場」が、安置先になる傾向がうかがえる。

公営 葬儀場・火葬場については、この結果から判断する限りにおいては、葬儀事業者が葬儀を行うにあたり、遺体の安置に際しては、十分な受け皿となっているとは言い難い。

第3 葬儀場の概要について

設問4 葬儀場の所在地等

〔設問4-1〕 主たる葬儀場のある都道府県は

〔設問4-2〕 主たる葬儀場以外にも葬儀場がある場合、何箇所か

設問4-1, 2

東日本			西日本		
主たる葬儀場のある都道府県	件数	主たる葬儀場以外の個所数	主たる葬儀場のある都道府県	件数	主たる葬儀場以外の個所数
北海道	54	19	三重県	7	6
青森県	19	6	滋賀県	5	4
岩手県	22	11	京都府	9	5
宮城県	23	8	大阪府	32	29
秋田県	14	3	兵庫県	11	2
山形県	8	5	奈良県	11	8
福島県	14	9	和歌山県	7	6
茨城県	4	2	鳥取県	6	4
栃木県	14	11	島根県	4	3
群馬県	2	2	岡山県	6	3
埼玉県	14	6	広島県	8	2
千葉県	8	3	山口県	13	7
東京都	43	14	徳島県	4	4
神奈川県	41	17	香川県	9	5
新潟県	11	7	愛媛県	7	3
富山県	3	1	高知県	7	2
石川県	9	3	福岡県	24	10
福井県	5	1	佐賀県	4	2
山梨県	3	3	長崎県	4	4
長野県	5	4	熊本県	25	13
岐阜県	11	5	大分県	7	3
静岡県	9	4	宮崎県	6	3
愛知県	18	6	鹿児島県	19	12
			沖縄県	6	2
			合計	595	292

東日本	354	150
西日本	241	142

主たる葬儀場及び従たる事務所の件数が多かった都道府県は、順に「北海道」が73件(8%)。「大阪府」は61件(7%)。「神奈川県」は58件(7%)。

その他、

「東京都」は57件(6%)。「熊本県」は37件(4%)。「福岡県」は34件(4%)。「岩手県」は33件(4%)。「宮城県」は31件(3%)。「栃木県」は25件(3%)。「愛知県」は24件(3%)といったところが上位10位となる。

〔設問4-3〕 所有形態（複数回答）

設問4-3 所有形態（複数回答）	件数	割合
土地・建物ともに自己所有	434	65.1%
建物のみ自己所有（土地は賃貸）	129	19.3%
土地・建物ともに賃貸	81	12.1%
その他	23	3.4%
（合計）	667	100.0%

土地、建物は何らかの形で「自己所有」が563件(84%)であった。これは現行の墓地などにも求められている条件である。が、ここでの回答は全葬連、全互協加盟事業社の葬儀場（遺体安置施設）の傾向である。

「4」のその他の記述（例示）

<ul style="list-style-type: none"> ・代理店のため他社所有 ・他社 ・自己所有と賃貸が混在 ・民間火葬場 ・葬儀はしないが安置施設を運営 ・市施設 ・定期借地 	<ul style="list-style-type: none"> ・他社所有、公営 ・建物は会社 ・市立聖苑 ・一か所は土地自己所有 ・1箇所土地建物ともに賃貸、後は自己所有 ・他社所有 ・町内の寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の一部賃貸 ・寺院所有 ・駐車場の一部賃貸 ・民営火葬場にある式場 ・民営火葬場 ・土地建物ともに会社所有 ・公営斎場
---	---	---

設問 5 葬儀場の建物の竣工年月

～1980	38	4.9%
1981～1990	71	9.2%
1991～1995	89	11.5%
1996～2000	123	16.0%
2001～2005	115	14.9%
2006～2010	66	8.6%
2011～	72	9.3%
不明	197	25.6%
合計	771	100.0%

1991～1995年間は 89 件（11%）。

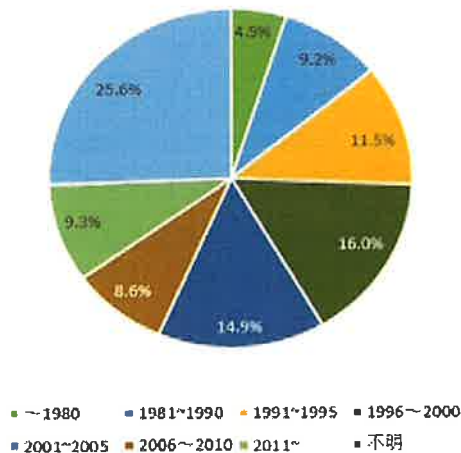
1996～2000年間は 123 件（16%）。

2001～2005年間は 115 件（15%）。

この 1991～2005 年の 15 年の間に、現在ある葬儀場（遺体安置施設）のほぼ 4 割強（42%）、造られたものであることがわかる。

ここで、冒頭 [第 1 - 3] に注目したい。特に回答した葬祭事業者の創業年は、「1951～2000 年」というものが 54%であった。

葬儀場の建物の竣工年月



つまり、この 2 つの回答を比較すると、「遺体安置施設を設けた」とされる設置年次の分布と、葬祭事業者が創業した年次の分布は概ね一致している。

つまり、葬儀場が設けられ、葬儀様態の変化から遺体安置施設が後追いで付設されたのではないと言える（但し、設置時期には微妙な差が認められなくもないが）。これについては後述する「設問 6-2. 葬儀場の付帯設備・機能等（複数回答可）」でも、「遺体安置施設」が主要付帯設備・機能となっていると思料される。

第 4 葬儀場の実績、規模について

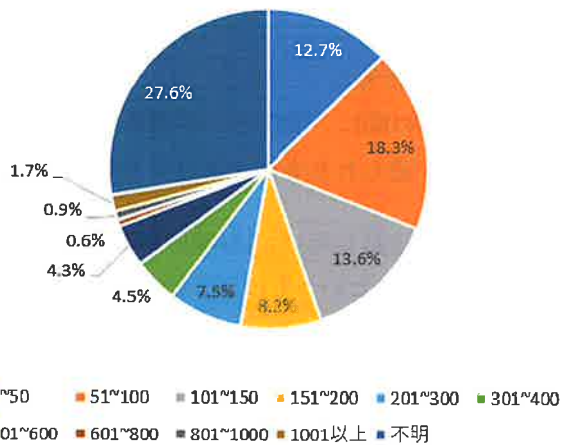
設問 6 葬儀場の付帯設備・機能等（複数回答可）

設問6-1 設問4で回答した葬儀場における年間葬儀施行件数

	全国	東日本	西日本
1~50	98	76	22
51~100	141	90	51
101~150	105	61	44
151~200	63	40	23
201~300	58	24	34
301~400	35	18	17
401~600	33	16	17
601~800	5	1	4
801~1000	7	4	3
1001以上	13	9	4
不明	213	158	55
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
1~50	12.7%	15.3%	8.0%
51~100	18.3%	18.1%	18.6%
101~150	13.6%	12.3%	16.1%
151~200	8.2%	8.0%	8.4%
201~300	7.5%	4.8%	12.4%
301~400	4.5%	3.6%	6.2%
401~600	4.3%	3.2%	6.2%
601~800	0.6%	0.2%	1.5%
801~1000	0.9%	0.8%	1.1%
1001以上	1.7%	1.8%	1.5%
不明	27.6%	31.8%	20.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

年間葬儀施行件数（全国）



設問6-2. 葬儀場の付帯設備・機能等（複数回答可）

式場	639
遺族の控室	630
導師控室	626
会食室	493
遺体安置施設	494
その他	47

葬儀式場における付帯設備・機能については「式場」「遺族の控室」「導師控室」が、必須付帯設備・機能といえる。「遺体安置施設」は「会食室」とほぼ同程度備え付けられていることがわかる。

前述「設問5 葬儀場の建物の竣工年月」においても、「遺体安置施設を設けた」とされる設置年次の分布と、葬儀場が設けられた年次の分布は概ね一致していることと符号するのではないかと思料される。

ちなみに、ひとつの（主要な）葬儀場での「式場」の数の傾向について。

	全国	東日本	西日本
式場の室数	件数	件数	件数
1	186	135	51
2	185	96	89
3	114	66	48
4	58	32	26
5	18	5	13
6~10	30	18	12
11~30	5	3	2
不明	44	32	12
無回答	131	110	21
合計	771	497	274

式場の室数	全国	東日本	西日本
1	24.1%	27.2%	18.6%
2	24.0%	19.3%	32.5%
3	14.8%	13.3%	17.5%
4	7.5%	6.4%	9.5%
5	2.3%	1.0%	4.7%
6~10	3.9%	3.6%	4.4%
11~30	0.6%	0.6%	0.7%
不明	5.7%	6.4%	4.4%
無回答	17.0%	22.1%	7.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

なお、この式場の数は、前述した「設問6-1.（「設問4」で回答した葬儀場における）年間葬儀施行件数」とクロス集計をさせると、ひとつの式場あたりの回転数の把握は可能である。但し、式場が1つしかない葬儀場の場合から、式場が3つある場合まで（あるいは、「4室」58件。「5室」18件を合わせ「4~5室」として86件についてまで）。

それ以上の式場数の場合については、数が少ないので、得られるクロス集計結果は「参考値」となる。

式場の室数

施行件数	1室	2室	3室	4~5室
1~50	53	12	6	2
51~100	65	50	16	2
101~150	24	37	27	7
151~200	9	22	14	13
201~300	6	13	16	13
301~400	1	11	3	7
401~600	0	4	7	11
601~800	0	1	0	2
801~1000	1	2	1	1
1001以上	2	0	2	4
不明	25	33	22	14
合計	186	185	114	76

左表をみると、「1室」より、「2室」、「3室」の葬儀施行件数が「増加」する傾向がある。

「4~5室」では、取り立てた傾向を窺えるまでには至らなかった。

式場「1室」の場合、通夜・葬儀（告別式）で2日使用されるとすると、150件が上限であると思料される。

しかし、ここで見られる「回答」では、葬儀施行件数が「301~400件」「801~1000件」「1001件以上」という回答もあった。

また、「2室」「3室」となれば、「1室」における葬儀施行件数に対して、1.5ないし2倍、3倍も想定され得るところではないかと思料されるのであるが、表の増加程度は

室数に比例したものとなっていない。現行の葬儀場の受け入れにまだゆとりがあるためなのか、とも思われるが、ここではその原因を見いだすことは難しい。後述する「設問7-1 葬儀場としてのご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか。」という問に対しては、「不足していない」という回答が500件であった。

設問7 葬儀場の（ご遺体の受け入れ）規模・体制について

設問7-1 葬儀場としてのご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか。

	全国	東日本	西日本
不足している	206	133	73
不足していない	500	303	197
不明	65	61	4
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
不足している	26.7%	26.8%	26.6%
不足していない	64.9%	61.0%	71.9%
不明	8.4%	12.3%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

「問7-1」については「不足している」のが206件(26.7%)。「不足していない」のは500件(64.9%)である。ここは本来、「設問4で回答した葬儀場における」としている。

設問7-2 「1 不足している」のはどのような理由ですか。(複数回答可)

自社の葬儀施行件数の増加	105
施設の老朽化	19
設備が整っていない・未整備	46
その他	73

「その他」の記述

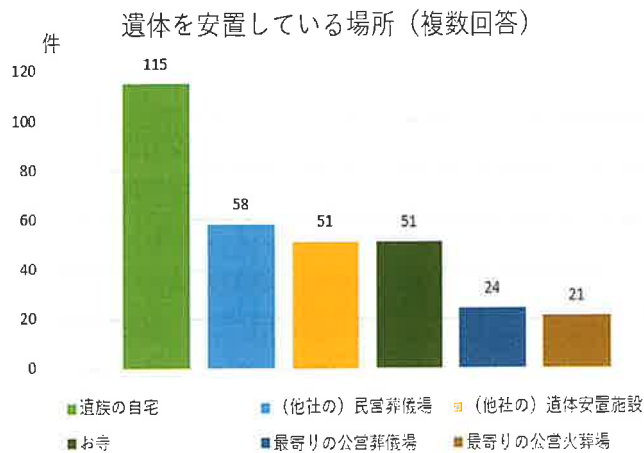
理由	件数
・安置希望の増加	34
・重なった場合	14
・葬儀社の都合	13
・コロナ関連	3
・故人、家の事情	4
合計	68

設問7-3 「不足」の場合、ご遺体の安置は、どのようにしていますか。(複数回答可)

(複数回答可)

	割	パーセント
遺族の自宅	4.66	47%
(他社の)民営葬儀場	3.09	31%
(他社の)遺体安置施設	3.86	39%
お寺	1.90	19%
最寄りの公営葬儀場	2.38	24%
最寄りの公営火葬場	2.00	20%

「設問7-3「不足」の場合、ご遺体の安置については、どのようにしていますか。」についても設問8について後述するように「ここの回答は自身では葬儀場を有していない(おそらくは他者の葬儀場を利用している)葬儀事業者も」回答をしている、という前提となるということとなる蓋然性が高くなる。



この「問 7-3」の複数回答で最も多いのが「遺族の自宅」というケースは 4.7 割。「他社の遗体安置施設」は 3.9 割。「他社の民営葬儀場」3.1 割と合わせると「他社への委託」は 7 割近くを占める。これらは「預けた先（比率）について」なのであって、各々に預けた遗体の件数と割合については、本グラフ以下に掲げた「自宅」「他社の葬祭場・安置施設」「お寺」「公営葬儀場・火葬場」の 4 つの表の通りである。

(不明・無回答656件を除く)

遺族の自宅	全国	東日本	西日本
~20%	64	62	2
~40%	19	17	2
~60%	9	9	0
~95%	23	21	2
合計	115	109	6

遺族の自宅	全国	東日本	西日本
~20%	55.7%	56.9%	33.3%
~40%	16.5%	15.6%	33.3%
~60%	7.8%	8.3%	0.0%
~95%	20.0%	19.3%	33.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(不明・無回答710件を除く)

他社の葬儀場・安置施設	全国	東日本	西日本
(「無し」)	4	3	1
~20%	41	41	0
~40%	16	15	1
~60%	20	19	1
~95%	32	28	4
合計	113	106	7

他社の葬儀場・安置施設	全国	東日本	西日本
(「無し」)	3.5%	2.8%	14.3%
~20%	36.3%	38.7%	0.0%
~40%	14.2%	14.2%	14.3%
~60%	17.7%	17.9%	14.3%
~95%	28.3%	26.4%	57.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(不明・無回答719件を除く)

お寺	全国	東日本	西日本
(「無し」)	1	1	0
~20%	35	33	2
~40%	4	4	0
~60%	6	6	0
~95%	6	6	0
合計	52	50	2

お寺	全国	東日本	西日本
(「無し」)	1.9%	2.0%	0.0%
~20%	67.3%	66.0%	100.0%
~40%	7.7%	8.0%	0.0%
~60%	11.5%	12.0%	0.0%
~95%	11.5%	12.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

前掲「設問 3-2」でも遗体の安置先について尋ねてはいたが、それは「(運営していない場合)葬儀までの遗体安置はどうなされていますか(複数回答)」という恒常的な場合における安置先について尋ねたものであった。しかし、この「設問 7-3」では「『不足』の場合における、ご遗体の安置(先)」について尋ねたものである。

つまりは、不測・仮定の状況に対する対応について尋ねた設問意図であることから、「不明・無回答」が多くなったのは否めない。

なので、ここの集計では、そうした「不明・無回答」については除いて集計を行った。

(不明・無回答745件を除く)

公営葬儀場・火葬場	全国	東日本	西日本
(「無し」)	2	1	1
～20%	21	16	5
～40%	6	6	0
～60%	7	7	0
～100%	11	8	3
合計	47	38	9

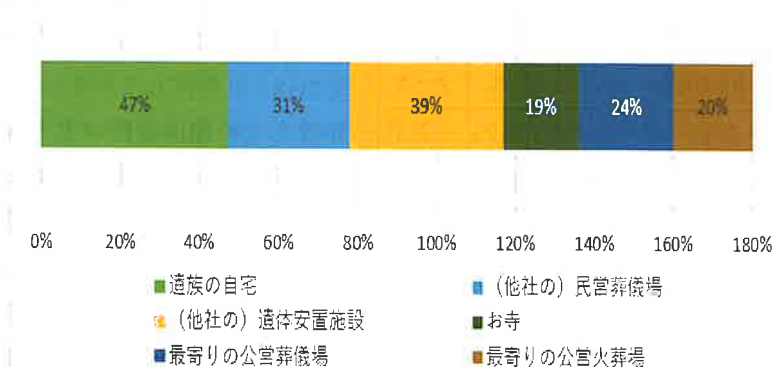
公営葬儀場・火葬場	全国	東日本	西日本
(「無し」)	4.3%	2.6%	11.1%
～20%	44.7%	42.1%	55.6%
～40%	12.8%	15.8%	0.0%
～60%	14.9%	18.4%	0.0%
～100%	23.4%	21.1%	33.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

これら4つの表(回答)をまとめたのが、左下図「遺体安置所別件数比」である。

本来なら、引き受け先別の割合は合計で総葬儀施行件数、100%となるところである。

しかし、実際に寄せられた回答では、合計しても100%に足りない回答や、逆に100%を超える回答もあったため、左上から順に並べた4つの表(回答)をまとめた左下グラフ「遺体安置所別件数比」は100%を超えた。

遺体安置場所別件数比(複数回答)



問7-4 「不足」している場合、「ご遺体の安置について」将来的にはどうお考えですか。(複数回答可)

	全国	東日本	西日本
既存葬儀場の増設・改築の検討	65	38	27
新しい葬儀場の検討	59	36	23
遺体安置施設の設置	100	63	37
その他	23	14	9

「その他の内訳」↓

他社の安置施設	4
増設、新設等	6
予定なし	7
式場の細分化、臨機応変、預か	4
現状維持	2

ここで遺体安置施設・設備が「不足している」場合の将来の対応について尋ねた。

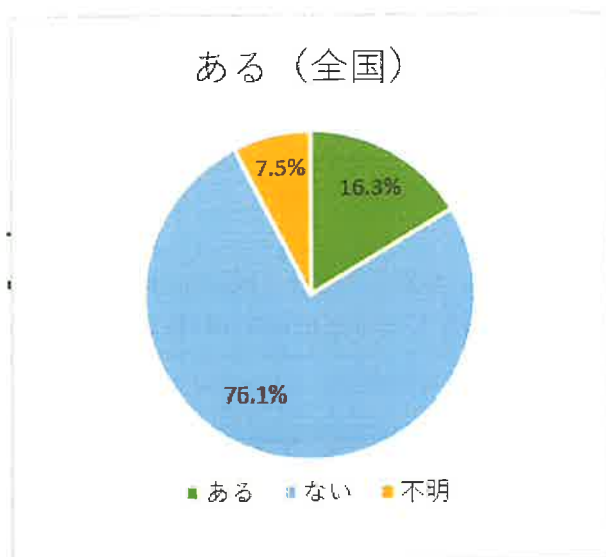
複数回答であることへの配慮は必要であるが、既存葬儀場の増設・改築によって「遺体安置施設・設備が不足」していることに対応する、というよりも、(専用の)遺体安置施設を新たに設けることへの志向がより強いことが分る。

第5 遺体安置施設について

【設問8】 ご遺体を安置するに当たって、特段の問題となった事例はありますか。

	全国	東日本	西日本
ある	126	82	44
ない	587	371	216
不明	58	44	14
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
ある	16.3%	16.5%	16.1%
ない	76.1%	74.6%	78.8%
不明	7.5%	8.9%	5.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%



「ある」という回答における具体的記述例

	件数
対応可能な部屋、設備の不足	34
時間外面会希望・ 面会希望者が重なる	10
コロナ関連	8
長期保存が必要な場合	4
臭い	11
近所とのトラブル、遺族のモ	2

ここでは「第5 遺体安置施設」について。「設問8 ご遺体を安置するに当たって、特段の問題になった事例はありますか」と尋ねている。ここで留意しておきたいのは、前掲で「設問3-1 自社で葬儀場を運営していますか」で、「している」と回答したのは、636件、8割強（82%）であった。しかし、「設問4-1 主たる葬儀場のある都道府県は」を対象とした設問では（複数の施設を有している場合には「主たる施設」について尋ねている）、回答は666件であった。なので、この回答は自身では葬儀場を有していない（おそらくは他者（社）の葬儀場を利用している）葬儀事業者も、ここで「不足」の状況について回答をしていることは留意しておきたい。

その上で、「第5 遺体安置施設」についてである。「設問8 ご遺体を安置するに当たって、特段の問題になった事例はありますか」について、であるが、「問題があった」というのは126件（16.3%）、「（問題は）ない」というのは587件（76.1%）であった。

「問題があった」という126件（16.3%）について、具体的記述で述べられた事例は、「不足」が34件。「臭い」が11件。「遺族面会の重複」が10件。「コロナ関連」が8件。などが主なものである。

設問9 ご遺体の安置について

【設問9-1】 御社において、葬儀・火葬をする前にご遺体を数日安置することがありますか。

	全国	東日本	西日本
している	348	232	116
していない	11	4	7
不明	412	261	151
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
している	45.1%	46.7%	42.3%
していない	1.4%	0.8%	2.6%
不明	53.4%	52.5%	55.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

設問 9-1 御社において、葬儀・火葬をする前にご遺体を数日安置することがありますか（不明を除く）。

（不明412件を除く）

	全国	東日本	西日本
している	348	232	116
していない	11	4	7
合計	359	236	123

	全国	東日本	西日本
している	96.9%	98.3%	94.3%
していない	3.1%	1.7%	5.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

ここでは、回答いただいた全数 771 件の回答状況を見た。

不明、というのは、葬儀場（遺体安置場）を有していない事業者。しかし、前述「設問 3-1」では「自社で葬儀場を運営していますか」と尋ねた際に「している」と回答をしたのは 636 件（83%）であった。

設問 3-1 自社で葬儀場を運営していますか。

	全国	東日本	西日本
運営している	636	376	260
運営 していない	131	118	13
不明	4	3	1
合計	771	497	274

	全国	東日本	西日本
運営している	82.5%	75.7%	94.9%
運営 していない	17.0%	23.7%	4.7%
不明	0.5%	0.6%	0.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

葬儀式場を有していれば、ここでの「設問 9-1 数日間ご遺体を安置することがあるか」について、636 件（82.5%）については「ある」にしる「ない」にしる、何れかの回答を行うと想定しても妥当であろう。しかし、「不明（無回答）」の比率が大きい。葬儀式場を有している回答（636 件（82.5%））のうち、ここでの「設問 9-1 数日間ご遺体を安置することがあるか」に回答をしているのはその半分であった。

設問9-2 遺体安置施設の設備の機能・状況等について（複数回答可）

「複数回答可」とは書いていないが、複数に回答している

「式場」等にて安置	88
「遺族控室」等にて安置	131
遺体安置室であり、部屋に冷蔵機能はない	157
遺体安置室であり、部屋全体が冷蔵機能を持っている	23
遺体冷蔵庫である	90
その他	9

左表の「その他」の事例のうち。

その他の記述

- ・遺族控室・安置室・保冷庫を有している
- ・自宅に安置して過夜の日に移動
- ・火葬場 ・式場の遺体冷蔵庫
- ・エアコンを20℃設定、ドライアイス等に対応 ・献茶室
- ・故人自宅または寺院 ・市営霊安室 ・他施設

この「設問9-2」については「設問9-5 葬儀場での安置（待機）期間は」と関連させてみてゆきたい。改めて詳しく述べるが、「設問9-5 葬儀場での安置（待機）期間は」の回答は、「3日以下」（まで）というものが84.2%を占める。

即ち、対応に特段の配慮が必要とされる遺体ではない「普通の」遺体の場合、3日間程度であれば、特段の遺体安置施設（機能）はなくとも、「式場」「遺族控室」に遺体を安置。室温を低温で調整し、ドライアイスなどを用いれば、対応可能であろう。

設問9-3 遺体安置施設の収容能力は

体分	全国	東日本	西日本
1	69	47	22
2	62	39	23
3	66	36	30
4	45	25	20
5	29	21	8
6～10	48	41	7
11～20	13	10	3
21～50	3	3	0
51～100	3	3	0
250	1	1	0
不明	432	271	161
合計	771	497	274

体分	全国	東日本	西日本
1	8.9%	9.5%	8.0%
2	8.0%	7.8%	8.4%
3	8.6%	7.2%	10.9%
4	5.8%	5.0%	7.3%
5	3.8%	4.2%	2.9%
6～10	6.2%	8.2%	2.6%
11～20	1.7%	2.0%	1.1%
21～50	0.4%	0.6%	0.0%
51～100	0.4%	0.6%	0.0%
250	0.1%	0.2%	0.0%
不明	56.0%	54.5%	58.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

これらのうち、「不明（無回答）」である432件を除いて再集計すると以下の様になる。

(不明432件を除く)

体分	全国	東日本	西日本
1	69	47	22
2	62	39	23
3	66	36	30
4	45	25	20
5	29	21	8
6~10	48	41	7
11~20	13	10	3
21~50	3	3	0
51~100	3	3	0
250	1	1	0
合計	339	226	113

体分	全国	東日本	西日本
1	20.4%	20.8%	19.5%
2	18.3%	17.3%	20.4%
3	19.5%	15.9%	26.5%
4	13.3%	11.1%	17.7%
5	8.6%	9.3%	7.1%
6~10	14.2%	18.1%	6.2%
11~20	3.8%	4.4%	2.7%
21~50	0.9%	1.3%	0.0%
51~100	0.9%	1.3%	0.0%
250	0.3%	0.4%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

回答が寄せられたもののうち、「1体(のみ)」は20.4%。「2体以下」は38.6%(ほぼ4割弱)。「3体以下」は58.1%(ほぼ6割弱)。「4体以下」は71.4%(7割強)。「5体以下」は79.9%(ほぼ8割)。

つまり、前述の「設問9-2 遺体安置施設の設備の機能・状況等」の回答では、「式場」「遺族控室」に遺体を安置するケースが多かった。遺体安置施設(室・機能)がある場合でも、収容数は5体以下が8割であって、「本格的な」遺体安置の受け入れ体制を整えている葬儀場はまだ珍しいと思料される。

この点、後述する、「設問15 ご遺体を安置するにあたって、専用の施設・設備はあるか」に関わるコメントについても併せてご覧いただきたい。

以下に述べる「設問9-4 過去の実績における年間安置ご遺体数」と「設問9-5 葬儀場での安置(平均待機)期間」と「設問11 遺体安置施設の利用料(葬儀施行者・施主・喪家への請求額)」のこれら3つを俯瞰すると、「遺体安置に伴う、いわゆる『市場規模』」が試算出来ると思料される。

設問9-4 過去の実績における年間安置ご遺体数(「不明・無回答」は除く)

(不明・無回答の432件を除く)

体	全国	東日本	西日本
1~20	47	28	19
21~40	37	30	7
41~60	40	29	11
61~80	20	17	3
81~100	36	24	12
101~200	56	30	26
201~300	26	16	10
301~400	15	12	3
401~500	9	5	4
501~1000	5	5	0
1000以上	9	8	1
合計	300	204	96

体	全国	東日本	西日本
1~20	15.7%	13.7%	19.8%
21~40	12.3%	14.7%	7.3%
41~60	13.3%	14.2%	11.5%
61~80	6.7%	8.3%	3.1%
81~100	12.0%	11.8%	12.5%
101~200	18.7%	14.7%	27.1%
201~300	8.7%	7.8%	10.4%
301~400	5.0%	5.9%	3.1%
401~500	3.0%	2.5%	4.2%
501~1000	1.7%	2.5%	0.0%
1000以上	3.0%	3.9%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

回答が寄せられたもののうち、「20体以下」は47体（16%）。「40体以下」は84体（28%）、ほぼ3割弱。「60体以下」は124体（41%）、ほぼ4割強。「80体以下」は144体（48.0%）、5割弱。「100体以下」は180体（60%）、6割。「200体以下」は236体（78.7%）、ほぼ8割弱となる。
つまり、遺体の安置実績は365日で均等に割ると、1日あたり0.5体以下が8割ということになる。

設問9-5① 葬儀場での安置（平均待機）期間

（不明・無回答 422件を除く）

平均/日	全国	東日本	西日本
0.5~1	62	23	39
1.1~2	135	76	59
2.1~3	97	80	17
3.1~4	37	35	2
4.1~5	11	11	0
6~8	7	6	1
合計	349	231	118

平均/日	全国	東日本	西日本
0.5~1	17.8%	10.0%	33.1%
1.1~2	38.7%	32.9%	50.0%
2.1~3	27.8%	34.6%	14.4%
3.1~4	10.6%	15.2%	1.7%
4.1~5	3.2%	4.8%	0.0%
6~8	2.0%	2.6%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

回答が寄せられたもののうち、「1日以下」は17.8%。「2日以下」は56.4%（ほぼ6割弱）。「3日以下」は84.2%（ほぼ8割強）。そして、「4日以下」までとすると、94.8%と、9割を超える。

前述「設問9-4 過去の実績における年間安置ご遺体数」では、遺体の安置実績は365日で均等に割ると、1日あたり0.5体以下が8割であった。これにここで明かになった、「設問9-5 葬儀場での安置（待機）期間」を重ねると、現行の葬儀場（遺体安置施設）では、恒常的には1体ないし2体が施設にて管理をしていることが想定されよう。

ちなみに、「最大」期間は以下の通り。「最大」であっても「8日以下」が、79.4%と8割弱を占める。これは「長くても1週間」ということになる。

設問9-5② 葬儀場での安置（最大待機）期間（不明・無回答の427件を除く）

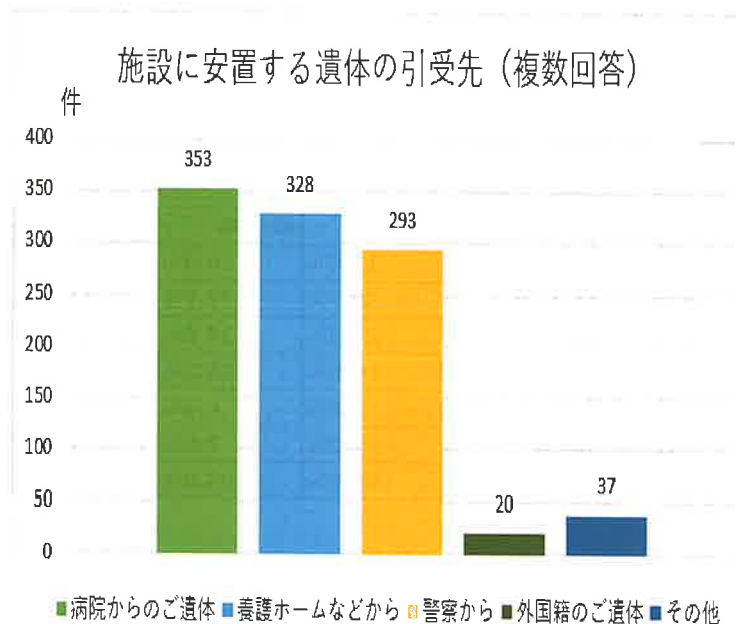
（不明427件を除く）

最大/日	全国	東日本	西日本
1~2	19	7	12
2.1~3	55	19	36
3.1~4	47	25	22
4.1~5	44	28	16
6~8	108	89	19
10	35	30	5
11~20	19	16	3
21~60	10	8	2
61~100	5	4	1
120	1	1	0
180	1	1	0
合計	344	228	116

最大/日	全国	東日本	西日本
1~2	5.5%	3.1%	10.3%
2.1~3	16.0%	8.3%	31.0%
3.1~4	13.7%	11.0%	19.0%
4.1~5	12.8%	12.3%	13.8%
6~8	31.4%	39.0%	16.4%
10	10.2%	13.2%	4.3%
11~20	5.5%	7.0%	2.6%
21~60	2.9%	3.5%	1.7%
61~100	1.5%	1.8%	0.9%
120	0.3%	0.4%	0.0%
180	0.3%	0.4%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

設問 10 遺体安置施設に安置されるご遺体について（771 件のうちの回答数・複数回答可）

【設問 10-1】「遺体安置施設に安置される遺体」が「何処からの遺体なのか」（複数回答）



「病院から」というのが 353 件。「養護ホームから」というのが 328 件。「警察から」というのが 293 件というものが主な「引き取り先」となっている。前掲「設問 2」では、葬儀の施行に際して、その葬儀を行う遺体は何処から引き取られたのかを尋ねていた。ここでは、「自宅から」というものも「病院」「養護ホーム」「警察」に比肩するように「自宅」からというケースが挙げられていたが、ここでは「その他」として 34 件が挙げられているに留まった。

引き取り先別にみた遺体数と、その比率

前述した通り、遺体を引き取る先としては「病院」「警察」「養護ホーム」が主要なものとなっている。

ただし、「病院」をはじめ、「警察」「養護ホーム」各々から引き取る遺体を葬儀する件数、各々の総葬儀施行件数に占める割合は、各々で大きく異なる（左 3 つの表参照）。

たとえば、「安置施設に受け入れている遺体の 61～80% は『病院』からの遺体である」という回答は 168 件（48%）と半数近くを占める。

これに対し、安置している遺体のうち「養護ホーム等からの遺体は 40% 以下」という回答は 312 件（95%）を占め、さらに、安置している遺体のうち「養護ホーム等からの遺体は 20% 以下である」のは 223 件（68%）に及ぶ。警察から引き取って安置している遺体

病院からのご遺体	全国	東日本	西日本
～ 20%	6	4	2
～ 40%	23	16	7
～ 60%	102	72	30
～ 80%	168	108	60
～100%	50	33	17
不明・無回答	4	2	2
合計	353	235	118

病院からのご遺体	全国	東日本	西日本
～ 20%	1.7%	1.7%	1.7%
～ 40%	6.5%	6.8%	5.9%
～ 60%	28.9%	30.6%	25.4%
～ 80%	47.6%	46.0%	50.8%
～100%	14.2%	14.0%	14.4%
不明・無回答	1.1%	0.9%	1.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

養護ホーム等から	全国	東日本	西日本
～ 20%	223	142	81
～ 40%	89	65	24
～ 60%	11	6	5
～ 80%	1	2	-1
～100%	2	2	0
不明・無回答	2	1	1
合計	328	218	110

養護ホーム等から	全国	東日本	西日本
～ 20%	68.0%	65.1%	73.6%
～ 40%	27.1%	29.8%	21.8%
～ 60%	3.4%	2.8%	4.5%
～ 80%	0.3%	0.9%	-0.9%
～100%	0.6%	0.9%	0.0%
不明・無回答	0.6%	0.5%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

警察から	全国	東日本	西日本
～ 20%	261	165	96
～ 40%	13	12	1
～ 60%	8	6	2
～ 80%	4	3	1
～100%	6	5	1
不明・無回答	1	1	0
合計	293	192	101

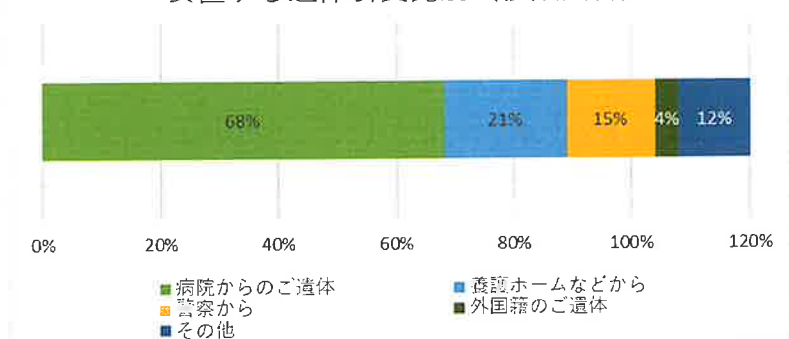
警察から	全国	東日本	西日本
～ 20%	89.1%	85.9%	95.0%
～ 40%	4.4%	6.3%	1.0%
～ 60%	2.7%	3.1%	2.0%
～ 80%	1.4%	1.6%	1.0%
～100%	2.0%	2.6%	1.0%
不明・無回答	0.3%	0.5%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

【参考】

外国籍のご遺体	全国	東日本	西日本
～20%	17	9	8
～30%	1	1	0
不明・無回答	2	2	0
合計	20	12	8

外国籍のご遺体	全国	東日本	西日本
～20%	85.0%	75.0%	100.0%
～30%	5.0%	8.3%	0.0%
不明・無回答	10.0%	16.7%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

安置する遺体引受先別（複数回答）



の割合はさらに低くなる。

これら3つの表（回答）をまとめたのが左下グラフ「安置する遺体引受先別」である。

本来なら、引き受け先別の割合を合計すると総葬儀施行件数、100%となる。しかし、実際に寄せられた回答では、合計しても100%に足りない回答や、逆に100%を超える回答もあったことから、左上から順に並べた4つの表（回答）をまとめた左下図「安置する遺体引受先別」は100%を超えることとなった。

前掲「設問3-2（2. 運営していない場合）葬儀までの遺体安置はどうかされていますか」（複数回答）においては、「遺族の自宅」は、請け負った葬儀の総施行件数のうち、「2割以下」は63件（48%）、5割弱。「他社の葬儀場・遺体安置施設」では「2割以下」というのが42件。2割弱（16%）。「お寺」には「2割以下」が35件。3割弱（27%）。「公営葬儀場・火葬場」というのは「2割以下」が21件（8%）、2割弱であった。

こうした傾向から捉えると、葬儀場（遺体安置施設）を有していない葬儀事業（を行っている）事業者における「ご遺体の安置」については「自宅」>「他社の葬儀場・遺体安置施設」>「お寺」>「公営火葬場・葬儀場」が、安置先になる傾向がうかがえる。

ちなみに、その他、

〔設問7-3〕「不足」の場合。「遺族の自宅」4.7割。「他社へ委託」6.9割。「お寺」1.9割。「公営施設」4.4割。

〔設問10-1〕安置する施設は何処から引き取ったか。では、「病院」6.8割。「自宅」1.2割。「警察」1.5割。「養護ホーム等」2.1割という回答が得られている。

設問 10-2 ご遺体を安置する目的は何ですか。(主な目的をお答え下さい。複数回答可)

安置理由	件数
火葬予約待ち	217
遺族までが揃うまで待機	155
葬儀の日程調整	274
その他	63

⇒

その他の記述	件数
諸事情により自宅に	41
遺族の希望	4
行政からの依頼	3
葬儀社火葬場の都合	6
近所に知られたくな	5
その他	4
合計	63

本研究の問題提起は「今後 20 年間、毎年 15,000 人も死亡者数が増加していくことが想定されている一方で、火葬場の老朽化が進み、新規整備には 10 年単位の長期間を要することが多いことから明らかである。このような状況を受け、近年では御遺体の増加に対応するために、火葬までの期間、御遺体を衛生的かつ安全に管理するための「遺体安置施設」の運用・管理の重要性が増している。」という視座にあったが、「遺族が揃うまで」「葬儀の日程調整」などについても、回答が「火葬の予約待ち」と同程度の回答数であったことは注目される。

設問 10-3 ご遺体に対応する際、利用しているものを挙げて下さい(複数回答可)

手洗い・消毒	345
マスク	316
グローブ	272
ガウン (エプロン)	37
ゴーグル	14
その他	7
不明	410

⇒

その他の内訳

・コロナに関しては防護服
・白衣
・コロナの場合は4, 5を含む
・くつ袋
・警察案件はガウンも着用
・コロナ時は4, 5追加
・病院での搬送は1~3だが、警察扱いの場合は4のガウンも着用

「手洗い・消毒 (の徹底)」「マスク」「グローブ (手袋)」の利用が主たる対応である。ちなみに「その他の内訳」にある「4」とか「5」、「1~3」というのは、アンケート票における選択肢の設定「1. 手洗い・消毒」「2. マスク」「3. グローブ (手袋)」「4. ガウン (エプロン)」「5. ゴーグル」としていることに拠っている。

設問 11 遺体安置施設の利用率（葬儀施行者・施主・喪家への請求額）についてお尋ねします。

（無回答399件を除く）

有料/無料	件数
有料	322
無料	50
無回答	399
合計	771

有料/無料	件数	割合
有料	322	86.6%
無料	50	13.4%
合計	372	100.0%

【再】（無回答399件を除く）

有料/無料	件数	割合
有料	322	86.6%
無料	50	13.4%
合計	372	100.0%

⇒

無料の条件の記述

	件数
条件なし	9
コロナ感染者以外無料	1
宿泊なしの場合無料	1
生活保護や福祉葬など	6
当葬儀社にて葬儀等を施行	23
会員	6
葬儀社都合の場合	4
合計	50

上記「有料」の場合の費用（価格）分布

円/1日	全国	東日本	西日本
3000~5000未満	9	9	0
~10000未満	54	50	4
~20000未満	138	90	48
~30000未満	57	35	22
~40000未満	36	19	17
~50000未満	7	5	2
~80000未満	6	3	3
80000	2	0	2
100000	1	1	0
165000	1	0	1
不明	11	7	4
合計	322	219	103

回答では、「10,000 未満」は 20%（2 割）。
「20,000 未満」は 62%（ほぼ 6 割強）。
「30,000 円未満」は 80%（ほぼ 8 割強）。
そして、「40,000 円未満」までとすると、
91%と 9 割を超える。

前掲「設問 9-4 過去の実績における年間安置ご遺体数」と「設問 9-5 葬儀場での安置（平均待機）期間」、そして、ここでの「設問 11 遺体安置施設の利用率（葬儀施行者・施主・喪家への請求額）」のこれら 3 つを俯瞰すると、「遺体安置に

伴う、いわゆる『市場規模』が試算出来ると思料される」と述べたので、ここで試算してみる。

「設問 9-4 過去の実績における年間安置ご遺体数」は、遺体の安置実績は 365 日で均等に割ると、1 日あたり 0.5 体以下が 8 割であった。そして、「設問 9-5 葬儀場での安置（平均待機）期間」で回答が寄せられたもののうち、「1 日以下」は 18%。「2 日以下」は 56%（ほぼ 6 割弱）。「3 日以下」は 84%（ほぼ 8 割強）。そして、「4 日以下」までも含めるとすると、94.8%と、9 割を超える。

つまり、恒常的には 1 体ないし 2 体を施設にて管理をしていることが分った。

ここで利用率（ここでは「遺体安置料」とする）は 20,000 円とすると、

20,000 円×1 体/日×365 日= 7,300,000 円。

30,000 円とすると、

30,000 円×1 体/日×365 日=10,950,000 円。というのが、ひとつの仮定値となる。

設問 12 遺体安置施設の設置はいつですか。

当該葬儀場の稼働当初から	268
稼働後に設置	60
その他	8
回答無し	435
合計	771

(無回答435件を除く)

当該葬儀場の稼働当初から	268	79.8%
稼働後に設置	60	17.9%
その他	8	2.4%
合計	336	100.0%

(無回答435件を除く)

当該葬儀場の稼働当初から	268	79.8%
稼働後に設置	60	17.9%
その他	8	2.4%
合計	336	100.0%

稼働後何年に設置したか。

年後	全国	東日本	西日本
0.5~5	14	10	4
~10	12	8	4
~15	10	7	3
~20	7	5	2
~30	6	3	3
~40	5	3	2
~50	2	1	1
75	1	0	1
93	1	1	0
不明	2	1	1
合計	60	39	21

【再】 (無回答435件を除く)

当該葬儀場の稼働当初から	268	79.8%
稼働後に設置	60	17.9%
その他	8	2.4%
合計	336	100.0%

その他の記述内容

・ 安置室設置後にホール稼働
・ 専用はない
・ 他社共同
・ 17年後、26年後に増設
・ 2023年三つ目の斎場建設時に設置
・ 昨年ほぼ全体的なりノベーションを行い設置した
・ 設置していない
・ 不明

後述する「設問 16 現在遺体安置施設を持っていない葬儀場で、今後遺体安置施設を整備する予定はありますか。」におけるコメントも併せてご覧いただきたい。

それによれば、現行の遺体安置施設・機能は葬儀場の稼働当初から設けられていたものであり、追加の整備については、検討されてはならず、現状の設備・機能のままで対応するというのが主たる対応だった。

設問 13 現在使用中の遺体安置所の設備について、今後整備する予定はありますか。

(無回答421件を除く)

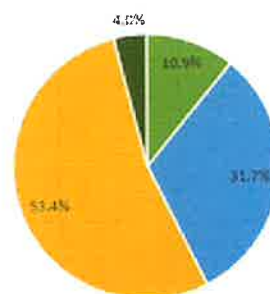
増設を予定	38
増設を検討中	111
整備予定なし	187
その他	14
無回答	421
合計	771

増設を予定	38	10.9%
増設を検討中	111	31.7%
整備予定なし	187	53.4%
その他	14	4.0%
合計	350	100.0%

(「増設を予定」38件の内訳)

	全国	東日本	西日本
1体分	8	6	2
2体分	11	7	4
3体分	6	4	2
4体分	3	0	3
5体分	5	3	2
10体分	3	1	2
14体分	1	1	0
不明	1	0	1
合計	38	22	16

遺体安置施設を今後整備する予定は



● 増設を予定 ● 増設を検討中 ● 整備予定なし ● その他

[再] (無回答421件を除く)

増設を予定	38	10.9%
増設を検討中	111	31.7%
整備予定なし	187	53.4%
その他	14	4.0%
合計	350	100.0%

その他14件の記述内容

新設する葬儀場には設置予定	1
改築新築改装を考慮中	5
冷蔵設備導入を検討	4
2000年に整備	1
整備中	1
今年増設	1
不明(記述なし)	1

⇒

設問 14 遺体安置施設の管理上の基準はありますか。(複数回答可)

件数

室内温度	117
棺内の保冷剤が取り除いてあること	12
故人名を貼りつけ、ご遺体の取違を防止	154
面会の制限	104
その他	27

(室内温度の基準の内訳)

室(装置)温度(°C)	全国	東日本	西日本
-5~0	7	5	2
1~3	25	23	2
4~6	22	20	2
10~19	13	9	4
20~	47	27	20
不明	3	2	1
合計	117	86	31

(その他の内訳)

遺族の対応(故人と共に過ごせるスペース)	2
葬儀社設備関連(セキュリティ、エアコン、増設等)	7
ドライアイス使用(棺内温度調節等)	12
その他ご遺体、喪家の間違いのないように注意	4
不明・無回答	2
合計	27

設問 15 ご遺体を安置するに当たって、専用の施設・設備はありますか。

	全国	東日本	西日本
ある	178	130	48
ない	166	96	70
無回答・不明	427	289	138
合計	771	515	256

	全国	東日本	西日本
ある	23.1%	73.0%	27.0%
ない	21.5%	27.0%	73.0%
無回答・不明	55.4%	40.0%	60.0%
合計	100.0%	66.8%	33.2%

「ない」は166件(21.5%)。対して「ある」という回答は178件(23%)。

これまでの葬儀場、遺体安置施設・機能に関する設問を振り返ると、「設問3-1 自社で葬儀場を運営していますか」で、「している」と回答したのは、636件、8割強(82%)であった。

また、前掲「設問5 葬儀場の建物の竣工年月」の回答を比較すると、「遺体安置施設を設けた」とされる設置年次の分布と、葬儀場が設けられた年次の分布は概ね一致している。

つまり、葬儀場が設けられ、葬儀様態の変化から遺体安置施設が後追いで付設されたのではないと言える(但し、設置時期には微妙な差が認められなくもない)。

これについては後述する「設問6-2 葬儀場の付帯設備・機能等(複数回答可)」においても、「遺体安置施設」が主要付帯設備・機能となっていることと符号する。

(再掲) 設問6-2. 葬儀場の付帯設備・機能等 (複数回答可)

式場	639
遺族の控室	630
導師控室	626
会食室	493
遺体安置施設	494
その他	47

葬儀式場における付帯設備・機能については「式場」「遺族の控室」「導師控室」が、必須付帯設備・機能といえる。「遺体安置施設」は「会食室」とほぼ同程度備え付けられていることがわかる。

これら、「設問3-1 自社で葬儀場を運営していますか」。「設問5 葬儀場の建物の竣工年月」。「設問6-2. 葬儀場の付帯設備・機能等 (複数回答可)」で得られた結果と、ここでの「設問15 ご遺体を安置するにあたって、専用の施設・設備はあるか」では「ある」が178件(23%)に留まる。

これは、そもそも「遺体安置」とはいつても、「設問9-2 遺体安置施設の設備の機能・状況等について (複数回答可)」で明かになった通り、「(対応に特段の配慮が必要とされる遺体ではない) 普通の」遺体の場合、特段の遺体安置施設(機能)はなくとも、「式場」「遺族控室」に遺体を安置。室温を低温で調整し、ドライアイスなどを用いれば、対応していることが窺える。

設問16 現在遺体安置施設を持っていない葬儀場で、今後遺体安置施設を整備する予定はありますか (複数回答可)。

	全国	東日本	西日本
数年中に整備する予定	36	23	13
整備を検討中	143	87	56
整備の予定はない	143	128	15
現行の施設における設備で対応できる	256	155	101
その他	20	13	7
不明	136	100	36

この設問については前掲、「設問12 遺体安置施設の設置はいつか」と併せてご覧いただきたい。

この設問は複数回答(総回答数734件)ではあるものの、「現行の施設における施設で対応できる」「整備の予定はない」は399件(54%)と、過半数を占める。

これに対して、「整備を検討中」「数年内に整備する予定」は179件(24.4%)。わけでも、計画が具体的になっているというのは、36件(4.9%)に留まる。

前掲「設問15 ご遺体を安置するにあたって、専用の施設・設備はあるか」と併せてご覧いただきたい。

遺体安置施設を既に持っている	11
平時は対応できるが大規模災害時	1
整備するには場所がない	1
整備中	2
増設を予定	2
葬儀場を持っていません。また今	1
そもそも自社式場を持っておりま	1
不明	1
合計	20

設問 17 業務上利用されている火葬場について。

行政（直営）							
	全国	東日本	西日本		全国	東日本	西日本
～30%以下	41	30	11	～30%以下	5.3%	6.0%	4.0%
～60%以下	20	15	5	～60%以下	2.6%	3.0%	1.8%
～90%以下	46	35	11	～90%以下	6.0%	7.0%	4.0%
～100%以下	281	150	131	～100%以下	36.4%	30.2%	47.8%
不明	383	267	116	不明	49.7%	53.7%	42.3%
合計	771	497	274	合計	100.0%	100.0%	100.0%

行政（指定管理者）							
	全国	東日本	西日本		全国	東日本	西日本
～30%以下	33	23	10	～30%以下	4.3%	4.6%	3.6%
～60%以下	21	16	5	～60%以下	2.7%	3.2%	1.8%
～90%以下	23	11	12	～90%以下	3.0%	2.2%	4.4%
～100%以下	218	134	84	～100%以下	28.3%	27.0%	30.7%
不明	476	313	163	不明	61.7%	63.0%	59.5%
合計	771	497	274	合計	100.0%	100.0%	100.0%

葬儀事業者が利用している火葬場は、その多く（殆ど）が、公営（直営・指定管理者）の火葬場を利用していることがわかる。

これは我が国における1,393箇所（「令和2年度衛生行政報告例」に拠る）の火葬場について、経営主体別にみた、結果、地方公共団体は1,344箇所（96.5%）。公益法人は3箇所（0.2%）。宗教法人は5箇所（0.4%）。その他（≒株式会社）は41箇所（2.9%）という構成を反映させていると思料される。

【参 考】

PFI（民間資金活用事業による設立）							
	全国	東日本	西日本		全国	東日本	西日本
～30%以下	2	2	0	～30%以下	0.3%	0.4%	0.0%
～60%以下	0	0	0	～60%以下	0.0%	0.0%	0.0%
～90%以下	2	2	0	～90%以下	0.3%	0.4%	0.0%
～100%以下	4	4	0	～100%以下	0.5%	0.8%	0.0%
不明	763	489	274	不明	99.0%	98.4%	100.0%
合計	771	497	274	合計	100.0%	100.0%	100.0%

民営							
	全国	東日本	西日本		全国	東日本	西日本
～30%以下	19	19	0	～30%以下	2.5%	3.8%	0.0%
～60%以下	5	5	0	～60%以下	0.6%	1.0%	0.0%
～90%以下	16	16	0	～90%以下	2.1%	3.2%	0.0%
～100%以下	33	32	1	～100%以下	4.3%	6.4%	0.4%
不明	698	425	273	不明	90.5%	85.5%	99.6%
合計	771	497	274	合計	100.0%	100.0%	100.0%

その他							
	全国	東日本	西日本		全国	東日本	西日本
～30%以下	3	3	0	～30%以下	0.4%	0.6%	0.0%
～60%以下	1	1	0	～60%以下	0.1%	0.2%	0.0%
～90%以下	0	0	0	～90%以下	0.0%	0.0%	0.0%
～100%以下	1	0	1	～100%以下	0.1%	0.0%	0.4%
不明	766	493	273	不明	99.4%	99.2%	99.6%
合計	771	497	274	合計	100.0%	100.0%	100.0%

設問 18 「新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方 及び その疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付 厚労省・経産省)(以下「ガイドラインという。」)についてお尋ねします。

ここでの設問の回答は、以下に述べる「設問 18-1」から「設問 18-4」の回答では、たとえば、「設問 18-1」では、「行われていない」「知らなかった」の他、「不明」も合わせると、109件(15.2%)と2割弱。「設問 18-2」では、22.7%。「設問 18-3」では、30.2%。「設問 18-4」では56.4%であった(設問を重ねる毎に「不明」の回答数が増えていることは、いわゆる「アンケート記入の回答疲れ」によるものと思料される)。

「設問 18-1」から「設問 18-3」では、「アンケート記入の回答疲れ」等による「不明・無回答」が増加することなどの影響から、「行われていない」「知らなかった」の他、「不明」などの回答が漸増する。

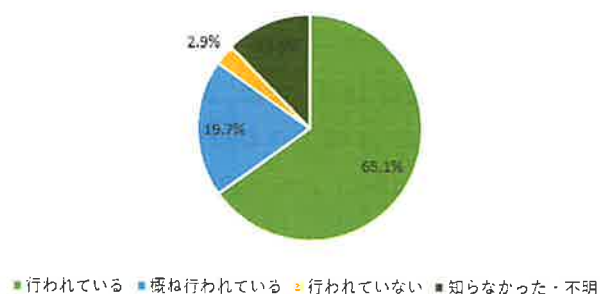
逆に「行われている」「概ね行われている」は、「設問 18-1」から「設問 18-3」では、順に85%。92%。90%と、ほぼ9割で推移しているが、「設問 18-4 「情報共有シート」について」への回答は、54%と、大きく減少する。これは、「情報共有シート」は、という設問は、「設問 18-1」から「設問 18-3」の設問に比べて、抽象度が高かったため、と思料される。

設問 18-1 ガイドラインの「2-4 納棺」「2-5 遺体搬送」「2-6 通夜・葬儀」に基づいた対応は行われていますか。

	全国	東日本	西日本
行われている	466	303	163
概ね行われている	141	87	54
行われていない	21	10	11
知らなかった・不明	88	57	31
合計	716	457	259

	全国	東日本	西日本
行われている	65.1%	66.3%	62.9%
概ね行われている	19.7%	19.0%	20.8%
行われていない	2.9%	2.2%	4.2%
知らなかった・不明	12.3%	12.5%	12.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

ガイドライン2-4, 2-5, 2-6について
(全国)



「行われていない」「知らなかった」は合わせて 5%程度。であるから、かなり周知されている、とも見える。しかし、本調査の対象はそもそも一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会（五十音順）に協力いただき、その会員、組合員に施行をしたことから、こうした団体に所属していない葬儀事業社ではどうなるのか、という点については留意しておきたい。

事実、後述する「設問 18-5 新型コロナウイルス感染症に関する対策の知識はどのように学ばれていますか（複数回答可）」では、対策の知識を得たのは、「業界での研修会・資料」というのが、複数回答ながら半数近く占める。

また、回答総数の 771 件を母数とした場合、「行われていない」「知らなかった」の他、「不明」も合わせると、109 件（15.2%）については、「ガイドラインを認識しているのだろうか」、という状況を窺うことが思料される。

この傾向は以下にまとめた「設問 18-2 現在ガイドラインの「2-8 拾骨」に基づいた処理は行われているか」「設問 18-3 納体袋の取り扱いについてガイドラインに基づいた処理は行われているか」「18-4 「情報共有シート」について、利用をしているか」に対する回答についても同様の傾向である。

設問 18-2 現在ガイドラインの「2-8 拾骨」に基づいた処理は行われていますか？

行われている	459	295	164
概ね行われている	137	90	47
行われていない	37	19	18
知らなかった	12	11	1
無回答	126	82	44
合計	771	497	274

(不明、無回答の126件を除く)

	全国	東日本	西日本
行われている	459	295	164
概ね行われている	137	90	47
行われていない	37	19	18
知らなかった	12	11	1
合計	645	415	230

	全国	東日本	西日本
行われている	71.2%	71.1%	71.3%
概ね行われている	21.2%	21.7%	20.4%
行われていない	5.7%	4.6%	7.8%
知らなかった	1.9%	2.7%	0.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

ガイドライン2-8について
(全国)



設問 18-3 (ご遺体が棺に収納されずに葬儀場に搬入された場合) 納体袋の取扱いについて、ガイドラインに基づいた処理は行われていますか？

	全国	東日本	西日本
行われている	447	290	157
概ね行われている	91	55	36
行われていない	33	19	14
知らなかった	26	18	8
不明、無回答	174	115	59
合計	771	497	274

(不明、無回答の174件を除く)

	全国	東日本	西日本
行われている	447	290	157
概ね行われている	91	55	36
行われていない	33	19	14
知らなかった	26	18	8
合計	597	382	215

	全国	東日本	西日本
行われている	74.9%	75.9%	73.0%
概ね行われている	15.2%	14.4%	16.7%
行われていない	5.5%	5.0%	6.5%
知らなかった	4.4%	4.7%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

納体袋の扱いについて
(全国)



設問 18-4 「情報共有シート」について、利用されていますか？

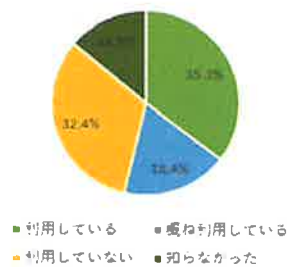
	全国	東日本	西日本
利用している	221	132	89
概ね利用している	115	75	40
利用していない	203	127	76
知らなかった	87	66	21
不明	145	97	48
合計	771	497	274

(不明、無回答の145件を除く)

	全国	東日本	西日本
利用している	221	132	89
概ね利用している	115	75	40
利用していない	203	127	76
知らなかった	87	66	21
合計	626	400	226

	全国	東日本	西日本
利用している	35.3%	33.0%	39.4%
概ね利用している	18.4%	18.8%	17.7%
利用していない	32.4%	31.8%	33.6%
知らなかった	13.9%	16.5%	9.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

情報共有シートについて
(全国)



18-5 新型コロナウイルス感染症に関する対策の知識はどのように学ばれているか (複数回答可)

	全国	東日本	西日本
業界での研修会・	548	363	185
業界以外での研修	109	67	42
自社独自で入手	171	107	64
行政のHP	309	198	111
その他	22	12	10
合計	1159	747	412

⇒ その他の内訳 (複数回答)

研修会等	4
同業者からの情報	4
病院関係から	8
行政の指導等	5
全葬連関係	3
テレビ、新聞など	1
不明	1

「葬儀場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査」ご協力のお願い

今回お送りさせていただきましたアンケートは、厚生労働省科学研究事業として、皆さまから広く葬儀場における遺体安置に関するお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにおいて、主に公衆衛生面で葬儀場におけるご遺体の取扱いのあり方を考えるための基礎資料とするものです。

お伺いした内容は統計的に処理しますので、個別の葬儀場名、回答者である個人名が出たり、特定されたりすることは一切ございませんので、率直なご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本アンケートの実施については、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会（五十音順）のほか経済産業省にもご相談させていただいているところです。

令和4年6月
公益社団法人 全日本墓園協会
理事・主管研究員
厚生労働省科学研究事業
研究代表者 横田 睦

お問い合わせ先

このアンケートについてのお問い合わせは、次の担当までご連絡下さい。

公益社団法人 全日本墓園協会 内「厚労科学研究事業」担当（大和・安孫子）

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル807

TEL:03-5298-3282 FAX:03-5298-0085

◆ アンケート調査の対象について

- ・現在稼働している葬儀場における、ご遺体の取扱いの状況について実施させていただくものです。
- ・遺体安置施設をお持ちの事業者は本アンケート全体の設問に、お持ちでない事業者は設問8～15以外の設問にお答え下さい（設問4～6については、書ける範囲でご記入下さい）。

◆ 調査回答書類の取扱いについて

- ・調査は無記名で、集計は統計的に処理します。
- ・集計した調査結果は、厚生労働省科学研究事業の報告書として取りまとめます。
- ・ご記入いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用しません。

【ご記入にあたって】

※：各設問について、最も適当と思われる番号に○印をつけて下さい。設問によっては複数の回答が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、「その他」などの項目を選択された場合には、後の（ ）内に具体的事項のご記入もお願いいたします。

※：設問選択肢の「その他」「具体的に」など指定欄・枠に書き込めない場合、余白をご利用下さい。

最も代表的な葬儀場について、以下のご質問にご回答下さい。

◆ 調査票の回収

ご記入いただいた調査票は 月 日 () には、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函いただくか、FAX（03-5298-0085）、あるいは、メール（info@zenbokyo.or.jp）によって、ご返送下さい。

なお、アンケート調査票は表裏の両面にわたります。ご注意ください。

本アンケートをご記入いただくに当たって

※：本アンケート票で「葬儀場」とは、主に葬儀を行うことを目的とした施設のことです。「葬儀館」や「(直葬用)ホール」などについてもこれに含めます。

※：本アンケート票で「遺体安置施設」とは、葬儀・火葬する前に、ご遺体を安置することを目的とした部屋・装置のことであり、たとえば、式場など(別室も含む)で、通夜の前後において、ご遺体を数日間安置するような場合についても、「遺体安置施設」に該当します(⇒4～5日間、あるいはそれ以上の中長期間安置する場合も該当します。)

※：葬儀場などを有されない場合、最も利用頻度の高い施設について、分かる範囲でご記入下さい(「設問3」も併せてご参照下さい)。

第1 始めに調査票記入者について伺います。

- [第1-1] 主たる事業所のある都道府県は []
- [第1-1-2] 主たる事業所以外、従たる事業所がある場合 [] 箇所
- [第1-2] 事業の形態について 1. 株式会社 2. 有限会社 3. 個人(事業)
4. その他[具体的に]
- [第1-3] 創業年[西暦 年]
⇒上記のうち、遺体安置施設を設けたのは[西暦]年

第2 御社全体における葬儀施行件数について伺います。

【設問1】御社全体における直近3年間の葬儀施行件数について(概算でも結構です)

2019(1月~12月)年一
2020(1月~12月)年一
2021(1月~12月)年一

【設問2・3】御社全体における葬儀場の運営について

設問2 ご遺体の引き取り先についてお伺い致します(複数回答可。各々の比率・割合については、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いませんのでお答え下さい)。

1. 病院(割) 2. 自宅(割) 3. 警察(割)
4. 養護ホームなどの施設(割) 5. その他()

設問3-1 自社で葬儀場を運営していますか

1. 運営している(施設) 2. 運営していない

設問3-2 (2. 運営していないと回答した場合)葬儀までの遺体安置はどうかされていますか(複数回答可。各々の比率・割合については、ここ数年間を総合して、日常の業務の範囲で感じる概算で構いませんのでお答え下さい)。

1. 遺族の自宅(割) 2. (他社の)民営葬儀場(割)
3. (他社の)遺体安置施設(※1)(割) 4. お寺(の関連施設)(割)
5. 最寄りの公営葬儀場(割) 6. 最寄りの公営火葬場(割)
7. その他(具体的に)

(※1)葬儀・火葬する前に、ご遺体を安置することを目的とした部屋・装置をいいます(冒頭の「本アンケートをご記入いただくに当たって」を参照)。以下同じ。

《お願い》！ 設問3で「運営している」施設が「2施設以上」の方は、主要な、又は最も代表的な葬儀場について、以下のご質問にご回答下さい。
また、ご自身で「運営していない」場合、設問3-2の回答のうち、最も利用頻度の高い施設の状況について、分かる範囲で、以下のご質問にご記入下さい。

第3 葬儀場（※2）の概要について伺います。
（前ページの設問3で「運営している施設」が2箇所以上の方は、主要な、又は最も代表的な葬儀場について、以下のご質問に、ご回答下さい。
また、自身で「運営していない」場合、設問3-2の回答のうち、最も利用頻度の高い施設の状況について、分かる範囲で、以下のご質問について、ご記入下さい。

（※2）主に葬儀を行うことを目的とした施設をいいます。以下同じ。

【設問4】 葬儀場の所在地等

設問4-1 主たる葬儀場のある都道府県は []
設問4-2 主たる葬儀場以外、他に葬儀場がある場合 [] 箇所
設問4-3 所有形態 1. 土地・建物共に自己所有 2. 建物のみ自己所有（土地は賃貸）
3. 土地・建物共に賃貸 4. その他↓
[具体的に]

【設問5】 葬儀場の建物の竣工年月

[(西暦) 年]（「西暦」でご記入下さい）

第4 葬儀場の実績、規模について伺います。

【設問6】 葬儀場の付帯設備・機能等（複数回答可）

設問6-1. 【設問4】で回答した葬儀場における年間葬儀施行件数 [] 件
設問6-2. 葬儀場の付帯設備・機能等（複数回答可）
1. 式場（ 室・ホール）[パーティションなどで分け可能な場合、最大「室」数]
2. 遺族の控室 3. 導師控室 4. 会食室 5. 遺体安置施設
6. その他（葬儀場特有の設備として)

【設問7】 葬儀場の（ご遺体の受け入れ）規模・体制について

設問7-1 葬儀場としてのご遺体を安置するための受け入れ体制はいかがですか。

- 1 不足している 2 不足していない
（「2 不足していない」場合は【設問8へお進みください。】）

設問7-2 「1 不足している」のはどのような理由ですか。（複数回答可）

- 1 自社の葬儀施行件数の増加 2 施設が老朽化している
3 設備が整っていない・未整備 4 その他 ()

設問7-3 「不足」の場合、ご遺体の安置については、どのようにしていますか。（複数回答可）

- 1 有料 1日当り _____円
 その他 (_____)
- 2 無料(「無料」であること条件は _____)

【設問12】遺体安置施設の設置はいつですか。

- 1 当該葬儀場の稼働当初から設置している。 2 稼働後に設置した。⇒稼働後 _____年
 3 その他 (_____)

【設問13】現在使用中の遺体安置施設の設備について、今後整備する予定はありますか。

- 1 増設を予定している。⇒増設数は、ご遺体 _____体分を予定
 2 増設を検討中である。 3 整備予定はない。
 4 その他 (_____)

【設問14】遺体安置施設の管理上の基準はありますか。(複数回答可)

- 1 室(装置)内温度 ⇒ 温度 _____℃ 2 棺内の保冷剤が取り除いてあること。
 3 故人名を貼り付け、ご遺体の取違いを防止すること。 4 面会の制限(人数、時間等)を守ること。
 5 その他 (_____)

【設問15】ご遺体を安置するに当たって、専用の施設・設備はありますか。

- 1 ある 2 ない

※以下、全ての方にお尋ねします。

【設問16】現在遺体安置施設を持っていない葬儀場で、今後遺体安置施設を整備する予定はありますか。

- 1 数年中に整備する予定である。 2 整備を検討中である。
 3 整備する予定はない。
 4 現行の施設(葬儀場)における設備・機能を活用した安置で対応出来る
 5 その他 (_____)

【設問17】業務上利用されている火葬場について。

(火葬場の)運営者(主体)は?

1. 行政(直営) [全体の _____割ぐらい] 2. 行政(指定管理者) [全体の _____割ぐらい]
 3. PFI(民間資金活用事業)による設立 [全体の _____割ぐらい]
 4. 民営 [全体の _____割ぐらい] 5. その他↓ [全体の _____割ぐらい]
 (具体的に _____)

【設問18】「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付け厚労省・経産省)(以下「ガイドライン」という。)についてお尋ねします。

※設問 18-1 ガイドラインの「2-4納棺」「2-5遺体搬送」「2-6通夜・葬儀」に基づいた対応は行われていますか？

- 1.行われている 2.概ね行われている 3.行われていない 4.知らなかった

※設問 18-2 現在ガイドラインの「2-8 拾骨」に基づいた処理は行われていますか？

- 1.行われている 2.概ね行われている 3.行われていない 4.知らなかった

※設問 18-3 (ご遺体が棺に収納されずに葬儀場に搬入された場合) 納体袋の取扱いについて、ガイドラインに基づいた処理は行われていますか？

- 1.行われている 2.概ね行われている 3.行われていない 4.知らなかった

※設問 18-4 「情報共有シート」について、利用されていますか？

- 1.利用している 2.概ね利用している 3.利用していない 4.知らなかった

アンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。

葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究

研究分担者

弁護士 小松初男

I はじめに

わが国の地方公共団体において、条例やその施行規則又は要綱等で葬祭場に関する準則を定めている例は多い。しかしながら、葬祭場とは別に遺体保管施設に関する準則を定めている例は未だ限られている。遺体の保管は、単に葬祭までの冷凍保管庫としての役割のみならず、手厚い最後の別れを希望する遺族の意向に対応する役割を果たすべく、葬祭場とは別個の施設で行なわれる場合が増加しつつある。また、遺体安置施設は、将来想定される震災その他の大規模自然災害時の遺体の収容施設として、その有用性、重要性が改めて認識されつつある。

本調査研究では、葬祭場に加えて遺体安置施設をも対象として比較的詳細な規制を行なっている条例、指導要綱、要綱に関する調査研究結果をまとめたものである。条例による規制例として、世田谷区、練馬区、大田区、足立区の各条例を取り上げたほか、指導要綱ないし要綱（以下総称して「指導要綱等」という。）による規制例として、品川区、荒川区、新宿区、文京区、千葉市、成田市の各指導要綱と川崎市の要綱を取り挙げた。

なお、対象とした条例や指導要綱等では、一般に遺体を安置する施設を「遺体保管所」と表記されている。しかしながら、近時は単なる遺体の保管所としての機能を果たすのみならず、遺族が故人との最後の別れをするための設備を備えた施設も出現してきていることから、本研究では条項の文言を引用する場合を除き、「遺体安置施設」と表記することとした。

本調査研究が、今後、条例等の策定を検討している地方公共団体の参考となれば幸甚である。

II 条例による規制例

1 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53 年 12 月 15 日条例第 51 号、最新改正：令和 16 年 6 月 22 日条例第 36 号）

同施行規則（昭和 53 年 12 月 15 日規則第 65 号）

(1) 条例の目的、概要

本条例は、その目的（第 1 条）に規定するように、「中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築に係る計画の事前公開並びに紛争の斡旋及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資する」ことを目的とする条例であり、この建築物等の「特定建築物」に、広く斎場、納骨堂、遺体保管所、エンバーミング施設を含めることにより、当該目的に従った規制を行なっている。

すなわち、条例第 2 条第 2 号において「特定建築物」の定義規定があり、特定建築

物とは、「商業地域以外の用途地域において、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる用途に供する建築物で規則で定めるものをいう。」と規定する。そして、条例施行規則第2条の2において、条例第2条第2号に規定する規則で定める建築物として、(1) 斎場、(2) 納骨堂、(3) 遺体保管所(遺体を保管すること(運送契約に基づき一時保管する場合を含む。))を目的とした施設(次号に定めるものを除く。))をいう。)、(4) エンバーミング施設(薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。))を規定している。

(2) 建築主等に課される義務

本条例は、建築主等に対して(一部は関係住民らに対しても)要旨以下の通りの義務を課している。なお、「建築主等」とは、「中高層建築物等に関する工事の請負契約の注文者又は契約によらないで自らその工事を行なう者」(建築主)と「建築物の特定建築物への用途の変更(建築基準法第87条1項に該当するものに限る)をしようとする者」(事業者)を含む概念である(第2条(3)(4)(6)ロ)。

ア 建築主等の環境配慮義務

第5条第1項:「建築主等」は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物等の建築又は建築物の特定建築物等への用途変更(以下「建築等」という。))を計画するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

イ 建築主等及び関係住民の自主的紛争解決義務

第5条第2項:建築主等及び関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

* 「特定建築物」に対する「関連住民」とは、「特定建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が100mの地点から当該特定建築物の壁面までの範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者」をいう(条例第2条(5)ハ)。

ウ 建築主等の建築等の標識設置義務

第6条第1項:建築主等は建築等をしようとするときは、関係住民に建築等に係る計画に周知を図るため、当該建築敷地内の見やすい場所に、規則の定まるところにより、標識を設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。

同条第2項:建築主等は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則の定めるところにより、区長に届け出なければならない。

エ 建築主等の建築等の近接住民への計画説明義務

第7条第1項:建築主等は、建築等をしようとするときは、隣接住民に、建築等に係る計画の内容について説明しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。

* 隣接住民とは、特定建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が10メートルの地点から当該建築物の壁面までの範囲内に居住する者をいう(第2条(5)ニ)。

第7条第2項：前項の規定により説明したときは、その旨を規則の定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(3) 紛争解決手段

特定建築物の建築主等と関係住民らの紛争に関しては、以下のあっせんや調停委員会が関与する調停手続き、及び区長による勧告が規定されている。なお、本条例に違反した建築主等に対するペナルティに関する規定は見当たらない。

ア 区長によるあっ旋手続き

第8条：建築主と関係住民の双方から紛争の調整の申出があったとき（第1項）又は建築主と関係住民の一方から紛争の調整の申出があった場合で相当の理由があると区長が認めたとき、あっ旋を行う。

イ 区長による調停手続き

第10条1項：市長は、あっ旋を打ち切った場合で必要と認めるときは、当事者に対して調停に服するよう勧告することができる。

2項：区長は当事者の双方が勧告を受諾したとき又は当事者の一方が勧告を受諾した場合で、相当の理由があると認めるときは、調停を行う。

4項5項：区長は調停を行うに当たって必要があると認めたときは、世田谷区建築紛争調停委員会の意見を聞いたうえで、調停案を作成し、当事者に対し期間を定めてその受諾を勧告することができる。

2 練馬区まちづくり条例（平成7年12月16日公布 条例第95号、最新改正：令和元年7月1日条例第9号）

同施行規則（昭和53年12月15日規則第65号）

(1) 条例の目的、概要

本条例は、「練馬区のまちづくりにおける区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み及び開発事情にあたっての基準等を定めることにより、区民の福祉の向上と良好で魅力的なまちづくりの実現に寄与すること」を目的するものである（第1条）。そして、この開発事業に墓地、納骨堂及び火葬場（第2条(2)ウ）の他に、葬祭場や遺体保管庫、エンバーミング施設を含めることにより、当該目的に則した規制を行なうものである。

すなわち、第2条の定義規定には、要旨以下の通りの記載がある。

第2条

(8) 葬祭場：主として葬儀の用に供する集会施設（共通の目的を持って集会に利用する建築物又は室をいう。）をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

(8) の2 エンバーミング施設：業として薬剤を使った遺体の保存、遺体の修復等の作業を行なう施設をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

(8) の3 遺体保管庫：業として遺体を保管する施設をいう。ただし、寺院、教会等の礼拝の施設の敷地内に設置するものを除く。

(8) の4 葬祭場等：葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管庫及びこれらの施設を併せ有する施設をいう。

なお、これに続く(8)の5及び6は、ペット火葬施設等及びペットの火葬設備等に関する定義規定であり、また、同条(3)の開発事業には「ペット火葬施設等を設置する行為」を含めており(3)カ)、これらの施設・整備も本条例の規制対象となっている。

(2) 事業に関する規制の概要

本条例の当該事業に関する規制の概要は、以下の通りである。

ア 開発事業に係る届出義務

第51条1項：事業者は、・・・次条第1項各号、第61条第1項各号・・・に規定する開発事業を行なおうとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

2項：区長は、前項の届出の概要を記載した台帳を整備し、閲覧に供するものとする。

* 大規模建築物に係る届出

第52条1項4号：葬祭場等の用に供する部分(駐車場の用に供する部分を除く。)の床面積の合計が1,000メートル以上の建築物の建築に関する届出義務。

* 特定用途建築物に係る届出

第61条1項2項：葬祭場等の用に供する部分(駐車場の用に供する部分を除く。)の床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物の建築に関する届出義務。

イ 大規模建築物及び特定用途建築物に係る葬祭場等の規制

a 事業者の大規模建築物に係る標識の設置義務(第53条、第62条)

一定期間、当該開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

b 事業者の大規模建築物に係る説明会の開催義務(第54条、第63条)

標識を設置した日から起算して15日以内に、一定範囲の近隣住民に対して規則で定めるところにより当該建築等の計画及び工事について説明し、近隣住民と協議を行い合意を得るよう誠意をもって対応しなければならない。

c 区長への書面申請と協議義務及び区長の申請概要の公表(第55条、第64条)

次の事項を書面により区長に申請し、建築等につき協議しなければならず、区長は申請の概要を公表する。

- ① 近隣住民への説明に関する事項
- ② 事業計画案の概要に関する事項
- ③ 地域環境に関する事項
- ④ 緑化計画に関する事項
- ⑤ その他区長が必要と認める事項

d 近隣住民の意見書提出権（第 56 条、第 65 条）

第 54 条（第 65 条）に定める近隣住民は、申請の概要について意見書を事業者に提出し、意見書の写しを区長に送付することができる。

e 区の意見書の提示（第 57 条、第 66 条）

区長は、必要に応じて区の意見を当該事業者に対して書面で提示するものとする。

f 事業者の見解書提出義務（第 58 条、第 67 条）

近隣住民の意見書の提出及び区の意見の提示があったときは、事業者は見解書を近隣住民及び区長にそれぞれ提出しなければならない。

g 協定締結義務（第 59 条、第 68 条）

区長及び事業者は、第 55 条 1 項の協議が整ったときは協定書を締結し、区長は協議が終了したときは協議終了通知書を事業者へ通知し、公表する。

(3) 違反に対する区長の権限、制裁

本条例の規制は、広く都市計画方法に規定する開発行為や建築を含め、広く開発事業を規制する性質を有するものである所以か（第 2 条(1) (2) (3)）、区長に広範かつ強力な権限を認めている。その概要は、以下の通りである。

ア 立入検査（第 144 条）

区長は、この条例施行に必要な限度において、職員に開発区域内に立ち入り、工事その他の状況を検査させることができる。

イ 工事の停止、中止等の勧告（第 146 条）

区長は、条例の規定に違反した事業者に対し、期限を定めて開発事業に関する工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

ウ 是正命令（第 147 条 1 項）

区長は、勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、当該事業者に対し、開発事業に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講じることを命じることができる。

エ 公表（第 148 条 1 項）

区長は、違反事業者又は権利取得者の氏名、違反の事実その他の事項を、規則で定めるところにより公表することができる。

オ 罰則（第 152 条）

第 147 条 1 項の規定による区長の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処す。

カ 両罰規定（153 条）

法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が違反した場合には、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 152 条の罰金刑を科す。

3 地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成 22 年 12 月 13 日条例第 44 号、最新改正：令和 2 年 3 月 11 日条例第 24 号）

(1) 条例の目的、概要

本条例第 1 条は条例の目的を定める規定であり、「大田区のまちづくりに関する基

本理念を定め、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、まちづくりに係る区民参画の手續及び開発事業、葬祭場等の設置に係る行政指導の基本事項を定めることにより、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって地域力を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とする、」と定めており、その目的の中で「葬祭場等の設置に係る行政指導の基本事項を定める」ことを明記しているところに第1の特徴がある。そして、第1章「総則」第2条で後述する通りの葬祭場等に関する定義付けを行い、第4章「葬祭業等の設置に関する調整」の章で、第42条から第56条に葬祭場等事業者の責務等の規定をもうけている。

(2) 定義に関する規定

条例第2条で定める、葬祭場等に関する定義規定は、要旨以下の通りである。

- (24) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした施設をいう。
- (25) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。
- (26) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬液を使った遺体の保存、遺体の修復等の処置を行う施設をいう。
- (27) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。
- (28) 葬祭場等の設置 新築、改築、増築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (29) 近隣関係住民等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者又は土地若しくは建築物を所有する者
 - イ 葬祭場等の敷地を包含する地域又はこれに隣接する地域に存する町会若しくは自治会の長又はこれらに準ずる者
 - ウ 葬祭場等の敷地境界から100メートル以内の商店街組織の長又はこれに準ずる者
- (30) 墓地開発事業 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により許可を要する者が行う墓地の設置で事業区域面積が350平方メートル以上のものをいう。

(3) まちづくりの基本理念

条例第3条は、まちづくりの基本理念として、「区民、事業者及び区は、生活の拠点として誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまち、・・・中略・・・、地域の歴史や文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にするまちの実現に向けて互いに連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）とする、と定めている。そして、事業者の責務として、①基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努める責務、②一定規模建設事業や墓地開発事業を行う事業者は、良好な環境を確保し、周辺の区民の理解と協力を得られるよう必要な措置を講ずる責務、③区民と共に災害に強いまちづくりの推進に努め、区が実施する災害に強いまちづくりに関する施策に協力する責務が課されている（第5条）。

(4) 葬祭等事業者の責務

上記基本的責務は、葬祭等を営む事業者に対しても課される一般的な責務であると解されるところ、条例第4章では、特に「葬祭業等事業者」に対する責務が規定されている。その責務は極めて詳細かつ具体的であるが、その主な内容は以下の通りである。

ア 葬祭等事業者の基本的責務

第42条：葬祭場等の建築主、所有者又は賃借により葬祭場等を設置する事業者（以下「葬祭場等事業者」という。）は、この条例に従い、近隣関係住民等と相互理解を深め、紛争を未然に防止し、良好な住環境及び生活環境の形成に努めなければならない。

イ 近隣関係住民との調和を図る責務

第47条：葬祭場等事業者は、葬祭場等を設置するときは、近隣関係住民等に対し設置の計画について、規則で定めるところにより説明会等による周知をするとともに、理解を得よう努めなければならない。

- 2 前項の規定により説明会等を開催したときは、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。
- 3 葬祭場等事業者は、近隣関係住民等と十分に協議し、地域コミュニティの形成に寄与するものとする。
- 4 葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置に係るすべての紛争について、誠意をもって解決に当たらなければならない。

ウ 葬祭場等設置に関する環境整備事項

第48条：葬祭等業者は、葬祭場等を設置する時は、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 葬祭場等の自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の床面積100平方メートル当たり1台以上を葬祭場等の敷地内又は隣接地等に確保すること。ただし、葬祭場等の用に供する部分の面積が300平方メートル未満の場合は、3台以上を葬祭場等の敷地内又は隣接地等に確保すること。
- (2) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車の駐車及びストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。
- (3) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (4) 葬祭場等の敷地の接道部及び敷地内は、樹木による緑化をすること。
- (5) 隣地境界線から葬祭場等の建築物の外壁までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは樹木による緑化をすること。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされていると区長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 葬祭場等の自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。
- (7) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えるこ

と。

- (8) 葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、当事者間で協議の上、必要な措置を講ずること。
- 2 葬祭場等の増築の場合及び使用方法の変更等により葬祭場等の用途に供する部分の床面積が増加した場合については、既存の葬祭場等の用途に供する部分の床面積と増築又は使用方法の変更等により増加した葬祭場等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、前項各号の規定に基づき、整備を行うこと。
- 3 葬祭場等事業者は、病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、診療所（1人以上19人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）及び規則で定める高齢者入所施設の敷地周囲100メートル以内に葬祭場等を設置する場合は、当該施設の理解を得るよう努めなければならない。

エ 施設の管理運営に関する遵守事項

第49条：葬祭場等事業者は、葬祭場等の管理運営について、次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) ストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業は、前条第1項第2号の規定により葬祭場等の敷地内に確保した自動車駐車場内で行うこと。ただし、遺体保管所及びエンバーミング施設において、当該作業を行うときは、当該遺体保管所及びエンバーミング施設の建物内に遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車させて開口部を締め切って行うこと。
- (2) エンバーミング処置により生じる廃棄物は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
- (3) 会葬者の自動車による来場は、自粛を求めること。
- (4) 葬祭場等から発生する音、におい等については、周囲に影響のないよう配慮すること。
- (5) 葬祭場等の周辺地域に商店街等が隣接している場合は、会葬等により営業の妨げになる行為のないよう配慮すること。
- (6) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- (7) 葬祭場等において、深夜及び早朝にストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業を行うときは、特に騒音等で近隣の迷惑にならないように注意すること。
- (8) 葬祭場において、花輪を設置する場合は、葬祭場の敷地内で、かつ、内側に向けて設置すること。ただし、道路に面した部分又は葬祭場の敷地内に花輪を設置する十分な空地がない場合には、花輪を設置しないこと。
- (9) 葬祭場において、通夜、告別式等を行う場合は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- (10) 遺体保管所及びエンバーミング施設において、親族等の面会は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ず面会を認めるときは、深夜及び早朝は禁止すること。

オ 区長との事前協議と標識設置等の責務

第 45 条：葬祭場等事業者は、葬祭場等を設置するときは、次条の標識を設置する前に、葬祭場等の設置の計画の内容並びに第 48 条及び第 49 条に規定する事項について、規則で定めるところにより区長と事前に協議を行わなければならない。

第 46 条 葬祭場等事業者は、葬祭場等を設置するときは、近隣関係住民等に対し、設置の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより葬祭場等の敷地の見やすいところに標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。

カ 区長との協定締結等の責務

第 50 条：区長及び葬祭場等事業者は、第 45 条の協議が合意に達したときは、速やかにその合意内容に基づく協定を締結するものとする。

2 前項の協定を締結した葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置の計画、設置した葬祭場等、土地の所有権等を第三者に譲渡し、又は葬祭場等を賃貸するときは、当該第三者に周辺地域の環境上及び管理運営上の問題点等について周知し、当該第三者が当該協定の内容を遵守するよう引き継ぐとともに、規則で定めるところにより速やかにその旨を区長に届け出なければならない。この場合において、引継ぎを受けた当該第三者は、葬祭場等事業者とみなす。

3 第 1 項の協定を締結した葬祭場等事業者又は前項の規定による引継ぎを受けた葬祭場等事業者は、葬祭場等の設置の計画の内容を変更しようとするときは、当該変更の工事に着手する前に、規則で定めるところにより当該変更をしようとする内容について、区長と協議を行わなければならない。

キ 区及び住民の責務

葬祭等事業者の責務に関する規定は、概ね以上の通りであり非常に詳細かつ具体的であるのに対し、区及び住民の責務に関する規定は以下のとおり極めて簡潔である。

(区の責務)

第 43 条：区は、葬祭場等事業者に対し、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(近隣関係住民等の責務)

第 44 条：近隣関係住民等は、葬祭場等事業者からの葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(5) 実効性確保のための規定

上記(4)の葬祭等事業者に関する責務に関する規定の実効性を確保する方法として、本条例では、概ね以下の措置を定めている。本条例の第 3 章「建築物に係る開発調整」で、開発事業の工事の停止若しくは中止命令に従わない事業者に対しては 6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処すこと、及び両罰規定を定めているが(第 65 条、第 66 条)。しかしながら、第 4 章「葬祭場等の設置にかかる調整」の規定違反に関してはかかる刑事罰の定めは存在しないようである。

① 葬祭場等の設置完了の届出ある場合、区長は職員に本条例に適合しているかどうかにつき調査を行わせることができること(第 52 条、第 53 条)。

② 本条例の責務に関する重要な規定に従わない葬祭等事業者に対して、区長が必

要な措置を講ずるよう指導することができること（第 54 条）。

③ ②の指導に従わない葬祭等業者に対する勧告（第 55 条）

④ ③の勧告に従わない場合の、勧告の内容と当該葬祭等事業者の氏名又は名称の公表（第 56 条）。

4 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例(平成 24 年 10 月 25 日条例第 43 号、最新改正：平成 30 年 3 月 28 日)

同施行規則（平成 17 年 7 月 25 日規則第 66 号）

(1) 条例の目的、概要

本条例は、第 1 条に定める、「ユニバーサルデザインのまちづくりの基本理念及び基本的事項を定めるとともに、区民、事業者、足立区のそれぞれの責務を定めることにより、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、安心して、健やかに暮らすことができるまちづくりを計画的、総合的に推進する」との目的のもと、主として「開発等事業」を行う事業者等に関する規制を行なうものである。しかし、条例ではなく条例の施行規則第 3 条 4 号で、条例の「開発等事業」に「新築、改築、増築、用途変更又は使用方法変更により葬祭施設等を設置する事業」を含むものとし、同規則第 3 条 2 項 5 号で「葬祭施設等」の用語の意義を「斎場、遺体保管所、エンバーミング施設、ペット葬祭施設、移動火葬施設その他区長が特に定める施設をいう。」と定めることにより、これらの施設に携わる事業者への規制を行っている。

また、事業者に対しては、条例第 3 条に規定するユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する基本理念本理念（後述する）に則り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、区長の施策に協力し、貢献するよう努める義務、区長が定める開発等事業の整備に関する基準を順守するよう努める義務、区長が定める地区まちづくり計画に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議する義務等が課されている。また、その実効性を確保する手段としては、かなり緩やかなものではあるが、従わない事業者に対して、区長の必要な指導及び助言を行う権限、必要があると認めるときは、協議に応じ又は指導に従うよう勧告する権限、及び、特に必要があると認めるときにその事実を公表する権限を規定している。

(2) 条例、施行規則の定義に関する規定

条例及び施行規則で、要旨以下の通りの定義を行なっている。

条例第 2 条

1 号：「ユニバーサルデザイン」とは、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が、利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

2 号：「ユニバーサルデザインのまちづくり」とは、全ての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することができるまちづくりをいう。

4 号：「事業者」とは、区内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の者をいう。

6 号：「開発等事業」とは、都市計画法第 4 条 12 項に規定する開発行為、建築基準

法第2条13号に規定する建築行為又はこれに準ずる行為のうち、規則で定めるものをいう。

規則第2条

2項5号：「葬祭施設等」とは、「斎場、遺体保管所、エンバーミング施設、ペット葬祭施設、移動火葬施設その他区長が特に定める施設をいう。

規則第3条

4号：条例第2条6号に規定する規則で定めるものは、次の各号に定めるものとする。(1)・・・(4)新築、改築、増築、用途変更又は使用方法変更により葬祭施設等を設置する事業(5)・・・(9)。

(3) 条例の基本理念

本条例の基本理念は以下の通りであり、この理念のもと葬祭施設等を含めた開発行為の規制を行なっている。

第3条(基本理念)

- 1号：障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、すべての人が、互いの個性と立場を理解し、個人として尊重される社会の実現を目指すこと。
- 2号：安全、安心な環境で自由に暮らし住み続けられるまちの実現を目指すこと。
- 3号：自然環境と調和した、環境にやさしいまちの実現を目指すこと。
- 4号：すべての人が互いを思いやり、人と人との絆を大切にす社会の実現を目指すこと。
- 5号：区民、事業者及び区が協議・協創により推進すること。

(4) 事業者の責務

上記基本理念のもと、事業者に対して以下の責務を課している。ただし、文言上は努力義務にとどまり、何らかのペナルティを伴う法律上の義務とはいえないものである。

第5条(事業者の責務)

- 1項：事業者は、基本理念(第3条)にのっとり、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインへ(第2条1号)の理解を深め、主体的かつ積極的にユニバーサルデザインのまちづくり(第2条2号)の推進に努めるものとする。
- 2項：事業者は障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境の確保に努めるものとする。
- 3項：事業者は、区民及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4項：区内において開発等事業又は公共施設等の整備を行う者(以下「まちづくり事業者」という)は、自らが行う事業活動において、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5項：まちづくり事業者は、第19条1項に規定する地区環境整備計画及び第21条1項に規定する地区まちづくり計画並びに第20条1項に規定する基準を尊重し、開発事業又は公共事業等の整備を行うに当たっては、区民の理解を得るよう努めるものとする。

(5) 区長によるまちづくり計画等の策定

本条例では、区長が①地区環境整備計画の策定、②開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準の策定及び③地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画の策定に務めるべきとし、まちづくり事業者に対しては協議・協創義務を課している。また、これを履践しない事業者に対しては区長による指導・勧告権限と事実の公表権を定めており、実効性を担保する措置としている。

ア 区長による地区環境整備計画の策定

第 19 条 1 項：区長は、都市計画マスタープラン（第 17 条）に定めるまちづくりに関する基本方針及びこの方針に基づき策定された分野別のまちづくり計画を踏まえ、地区環境整備計画（地区（道路、河川、水路等で区画された区長が定める一定の区域をいう。以下同じ。）を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画をいう。以下同じ）を定めるものとする。

イ 区長による開発等事業の整備に関する基準の策定

第 20 条 1 項：区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、良好な都市環境の整備を推進するために、開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準を策定しなければならない。

同条 3 項：まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第 1 項に規定する基準を順守するよう努めなければならない。

ウ 区長による地区まちづくり計画の策定

第 21 条 1 項：区長はユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、地区住民等との協働・協創により、地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画（地区環境整備計画を基本とした、個性豊かで活気のある安全かつ快適なまちをつくるための計画をいう。以下同じ。）の策定に努めなければならない。

エ まちづくり事業者の協議・協創義務

第 23 条 1 項：まちづくり事業者は、開発事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては第 20 条 1 項に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議しなければならない。

同条 2 項：区長は、前項の協議において、基本理念に基づき、安全で良好な市街地の形成並びに地区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のために必要な指導及び助言を行うものとする。

オ 区長の指導・勧告権限

第 24 条：区長は、まちづくり事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該まちづくりに対し、協議に応じ。又は指導に従うよう勧告することができる。

カ 区長の公表権

第 25 条：区長は、まちづくり事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

Ⅲ 指導要綱等による規制例

1 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱（平成5年6月8日 区長決定要綱第48号、最新改正：平成24年1月19日区長決定要綱第1号）

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

品川区では、区長が決定した要綱によって葬祭場等の設置に関する規制を行っている。第1条の目的には、「葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資する」という目的が規定されている。

第2条の定義規定によれば、「葬祭場等」には業として葬儀を行う集会施設のほかに遺体保管所、エンバーミング施設を含むものとし、「葬祭場等の設置」とは新築、増改築、用途変更や使用方法の変更により葬祭場等を設置することをいい、「近隣関係住民等」とは、葬祭場等の敷地境界から150m以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれに準ずるものをいうとされる。

イ 事業主の責務

葬祭場等を設置しようとする事業主の責務として、葬祭場等の設置の計画および管理運営につき、周辺的生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとされ（第3条）、具体的な義務として、①区長に対して事前協議をし、合意に達した事項につき協定書を締結する義務（第4条）、②当該建築物の敷地に標識を設置し区長に届け出る義務、近隣住民等に対し当該建築物の敷地や建物に関する6項目を説明会等の方法により周知して理解を得るよう努め、説明回答報告書を区長に提出する義務（第5条、第6条）、③葬祭場等の敷地の幹線道路への接道義務や外壁から隣地境界までの一定の距離の確保と緑化を行う義務等（第7条）、葬祭場等の管理運営について花環を設置せず、通夜・告別式は当該建物獲物内で行うことや、防音・防臭に配慮することなど8つの項目を遵守することのほか、住民の意向を尊重する義務等を規定している（第8条）。

ウ 実効性の確保

これらの規制の実効性確保の手段としては、要綱に定める協議に応じない事業主や条項を遵守しない事業主に対して区長が事実の公表その他必要な措置を執ること、および葬祭場等を譲渡または転貸する事業主に対してこの要綱に基づき協定した内容及び周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等につき、譲受人または賃借人に周知する義務を課している（第13条）。

なお、本指導要綱のほか、「品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱実施細目」（平成5年6月8日 建築住宅部長決定）が、第4条の事前協議書や協定書の書式を定める等、要綱の細目を規定している。

(2) 指導要綱の条項の抜粋

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等

葬祭場等とは次の施設をいう。

- ア 葬祭場 業として葬儀（骨葬を含む。）を行うことを主たる目的とした集会施設
- イ 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設
- ウ エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復などの作業を行う施設

(2) 葬祭場等の設置

葬祭場等の設置とは、新築、改築、増築、用途変更および使用方法変更により葬祭場等を設置することをいう。

(3) 近隣関係住民等

近隣関係住民等とは、葬祭場等の敷地境界から 150m 以内に居住する者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれらに準ずるものをいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場等の設置の計画および管理運営にあたっては、周辺的生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(事前協議)

第4条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次条に定める標識の設置をする前に、当該事業の基本計画およびこの要綱に定める事項について、事前協議書によりあらかじめ区長に申し出て協議するものとする。

- 2 事業主は、前項の協議の結果、合意に達した事項について、協定書により区長と協定を締結するものとする。

(事前公開)

第5条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（以下「紛争予防条例」という。）の規定に基づき標識を設置する場合を除き、建築に係る計画等の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識を設置し、標識設置・変更届を区長に提出するものとする。

- 2 前項の標識は、建築基準法に基づく建築確認申請、許可または認定申請の手続きを行おうとする日の少なくとも 30 日前から第 10 条に定める工事完了の報告をした日までの間、設置しなければならない。

—中略—

5 事業主は、葬祭場等を設置する場合は標識を設置した日から 10 日以内に、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 当該建築物の敷地の形態および規模ならびに敷地内の建築物および自動車駐車場の位置ならびに付近の建築物の位置の概要
- (2) 当該建築物の規模、構造および用途
- (3) 当該建築物の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響およびその対策
- (4) 当該建築物の工期、工法および作業方法
- (5) 当該建築物の工事による危害の防止策
- (6) 当該建築物の管理運営体制

(説明会等の報告)

第 6 条 事業主は、前条第 5 項に定める説明会を行ったときは、速やかにその内容について説明会等報告書を区長に提出しなければならない。

第 7 条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

- (1) 当該建物の敷地は、原則として起終点が幹線道路と接続する有効幅員 6m 以上の道路に接すること。
- (2) 隣地境界線から葬祭場の外壁等までの間は、次のとおりとすること。ただし、葬祭場等の増築をする場合には、アからウまでの規定は当該増築に係る部分に限り、適用する。

ア 隣地境界線が、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域に位置する場合は、当該隣地境界線からの葬祭場等の外壁等までの距離を 4m 以上とし、隣地境界線に沿って中、高木等により緑化を行うこと。

イ 隣地境界線が、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に位置し、かつ、アの用途地域から 20m 以内に位置する場合は、当該隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離を、次の式により算出した距離以上とし、隣地境界線に沿って中、高木等による緑化を行うこと。

$$A = 4 - 0.1 \times B$$

A は、隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離 (単位 m)

B は、アの用途地域から当該隣地境界線までの距離 (単位 m)

ウ アおよびイ以外の場合は、隣地境界線から葬祭場等までの外壁等までの距離を 2.0m 以上とし、隣地境界線に沿って緑化を行うこと。

- (3) 接道部および敷地内は、「品川区みどりの条例」の規定に基づいて緑化に努めること。
- (4) 自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の延べ面積 100 m²あたり 1 台以上、当該台数が 5 台未満になる場合は 5 台以上を、当該建築物の敷地内に確保すること。
- (5) 「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」の規定に基づき、必要な施

設整備を行うこと。

- (6) 周囲の景観等との調和に配慮した建築物とするとともに、景観を損ねるような広告物を設置しない。

(管理運営事項)

第 8 条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環は、原則として設置しないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。
- (3) 建築物内外の音、臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
- (4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を、自粛するよう指示すること。
- (5) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (6) 当該建築物の管理運営方法等について近隣関係住民等が協定を望むときは当事者間で十分協議し、これを締結し遵守すること。
- (7) その他近隣関係住民等の生活環境に十分配慮すること。
- (8) 葬祭場の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他により、営業の妨害になる行為のないよう努めること。

(工事完了の報告)

第 10 条 事業主は、当該葬祭場等の設置が完了した時点で、遅滞なく事業完了報告書(第 6 号様式)を区長に提出するものとする。

(実効性の確保)

第 12 条 この要綱に基づく協議に応じない事業主または協議事項を遵守しない事業主に対して、区長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

- 2 事業主は、当該設置計画または設置する葬祭場等を譲渡または賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容および周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等について、譲受人または借借人に周知しなければならない。

(例外)

第 14 条 区長は、葬祭場等の設計および管理運営に関する指導について、この要綱の定めによることが適当でないと認めるときは、この要綱の全部または一部を適用しないことができる。

2 荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱(平成 7 年 5 月 18 日制定、最新改正:平成 31 年 4 月 1 日)

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

第 1 条に本指導要綱の目的が定められている。他に指導要綱を定めている品川区や文京区の指導要綱と同様、葬祭場等の設置計画及び管理運営に関し必要な指導内容を

定めるものであるが、「事業主及び近隣関係住民等の相互に協力を求めることにより」紛争の未然防止と良好な住環境及び生活環境等を形成して行く旨を規定するところは特徴的である。また、この第1条で、「葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下「葬祭場等」という。）」と規定しており、「葬祭場」に関する定義規定を第2条に規定している上記両区の指導要綱とは異なる特徴である。

第2条には定義に関する規定があるが、(1)は「葬祭場」の定義となっており、これを「業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。」と規定している。これに続いて(2)「遺体保管所」、(3)「エンバーミング施設」、(4)「葬祭場等の設置」の定義を行っており、その内容は品川区や文京区の指導要綱と同じである。また、文京区と同様(5)に「事業主」に関する定義を行っており、葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいうとし、(6)「近隣関係住民等」の定義も文京区と同じく、葬祭場等の敷地境界から100m以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれに準ずるものをいうとしている。

イ 事業主の責務

第3条には「事業主の責務」として、葬祭場等の設置及び管理運営につき、周辺の住生活環境及び生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努める責務を定めている。葬祭場等を設置しようとする際の事業主の具体的な義務として、①第5条1項で事前申出書を区長に提出することとし、2項に協議を必要とする事項、3項に事前申出書に添付する書類を定め、4項で合意に達した場合には協定書を作成すべきことを定めており、②第6条で、建築に係る計画等の周知を図るため標識を設置して、区長に標識設置届を提出することを規定している。また、③第7条1項・2項で、近隣関係住民等に対し計画内容につき説明会等により理解を得るよう努めること及び区長に報告書を提出する義務に加えて、3項・4項では、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するように努め、その内容等につき近隣住民等と協定書を締結する義務や、事業によって生じた紛争の解決につき誠意を持って当たる義務を定めていることは、荒川区の独自の規定である。そのほか、④第8条で「環境整備事項」として、建物の有効幅員6m以上の道路への接道義務、境界線沿いの緑化と緑化推進義務、一定の駐車場を確保する義務等を規定し、⑤「管理運営事項」として葬祭場等の管理運営について花環を設置せず、通夜・告別式は当該建物獲物内で行うことや、防音・防臭に配慮することなど8つの項目を遵守することのほか、住民の意向を尊重する義務等を規定するのは、品川区の指導要綱と同じである。

以上の各規制の実効性確保の手段に関する規定はみあたらないものの、葬祭場等の設置に関する規制として、コンパクトに必要なかつ十分と思われる事項を規定しておこうとする姿勢がうかがわれる指導要綱となっている。

なお、本指導要綱も、文京区と同様第4条に「近隣住民等の責務」として、事業主から事前説明の申し出があった場合はこれに応じるよう努める旨を定めており、事業主のみならず住民に対しても一定の責務を定めて衡平を図っている。

(2) 指導要綱の条項の抜粋

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下「葬祭場等」という。）の設置計画及び管理運営に関し必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主及び近隣関係住民等の相互に協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な住環境及び生活環境等の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 業として遺体を保管（運送契約に基づき一時保管するものを含む。）する施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
- (3) エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
- (4) 葬祭場等の設置 建築、用途変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (5) 事業主 葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営するものをいう。
- (6) 近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者及び土地又は建築物の権利を有する者並びに関係町会又は自治会等をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営に当たっては、周辺の住環境及び生活環境に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から、葬祭場等の設置に伴う計画内容等について事前に説明の申出等があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める事項について、事前申出書を区長に提出し協議するものとする。

2 前項の計画内容で協議を必要とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する近隣関係住民等との調和
- (2) 第8条に規定する環境整備事項
- (3) 第9条に規定する管理運営事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の重要な計画内容

3 事前申出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画概要書
- (2) 案内図
- (3) 公図写、敷地求積図
- (4) 土地利用計画図、配置図

(5) 各階平面図、立面図、断面図

(6) 管理運営関係書類

(7) その他区長が必要と認め指示する図書等

4 事業主は、区長との協議で合意に達したときは、合意事項について協定書を2通作成し、各々1通ずつ保有するものとする。

(事前公開)

第6条 事業主は、葬祭場等を設置しようとする場合は、「荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の規定に基づき標識を設置するときを除き、建築に係る計画等の周知を図るため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識を設置し、区長に標識設置届を提出するものとする。

(近隣関係住民等との調和)

第7条 事業主は、葬祭場等を設置するときは、標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対しその計画の内容について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の説明会等を行ったときは、その内容について区長に報告書を提出しなければならない。

3 事業主は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとし、その内容等について環境整備及び管理運営事項と共に、近隣関係住民等と協定を締結するものとする。

4 事業主は、事業によって生じた紛争の解決について誠意をもって当たるものとする。

(環境整備事項)

第8条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなければならない。

(1) 当該建物は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。

(2) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木等による緑化に努めること。

(3) 接道部及び敷地内は荒川区みどりの保護育成条例の規定に基づいて緑化の推進に努めること。

(4) 自動車駐車場は、1台以上を当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、葬祭場にあつては、葬祭場の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルまでは5台以上とし、延べ床面積が500平方メートル以上になるときは延べ床面積100平方メートルごとに基準台数に1台を加えた台数とする。

(5) 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例に基づき、敷地内に駐輪場を確保すること。

(管理運営事項)

第9条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

(1) 花環の設置は敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。

(2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。

- (3) 建築物内外の音、臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
- (4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
- (5) 計画地の周辺地域内に商店街等が隣接している場合は、会葬その他により営業の妨げになる行為のないよう努めること。
- (6) 施設及び周辺地域に過大な広告物等の掲示は行わないこと。
- (7) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (8) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮し、事業により影響を及ぼす恐れがある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。

(工事完了の報告)

第10条 事業主は、当該葬祭場等の設置が完了した時点で、区長に対して遅滞なく工事完了の報告をするものとする。

3 新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱（制定 平成24年5月1日）

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

第1条は目的に関する規定であり、区内の葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し必要な行政指導等の内容を定め、事業主に対しその行政指導についての協力を求めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする旨定めている。第2条には定義に関する規定があり、(1)「葬祭施設」については、「業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設又は病院その他の医療施設を除く遺体を保管する施設をいう。」と定義している。遺体保管する施設を葬祭施設に包含して定義していることは、他の指導要綱と異なる点である。また、これに続いて(2)「葬祭施設の設置」、(3)「事業主」、(4)「近隣関係住民等」の定義を行っている。「事業主」については、現に葬祭施設の若しくは葬祭施設の管理運営を行なうものに加えて、これらを行なおうとするものをも含む旨規定し定義としての明確さを期しているものと思われる。また(4)「近隣関係住民等」の定義は、葬祭場等の敷地境界から100m以内に住所を有する者及び当該地域を所掌する町会、自治会、又はこれらの団体に準ずるもののほか、その地域に隣接する地域を所掌するこれらの団体をも含めている。

イ 事業主の責務

まず第4条で、区長は、葬祭施設の設置を行なおうとする事業主に対し、60日前までに葬祭施設の計画概要が記載された書類等を当該施設内に掲示すること、その掲示から10日以内にその計画にかかる説明会の開催等により周知すること、説明会等の開催後その報告書等必要と認めるものを速やかに近隣関係住民等及び区長に提出すること、を指導するものとされている。

更に、第5条では、(1) 葬祭施設の設置に関する基準として、a 葬祭施設は、周辺の幹線道路と接続する有効幅員6m以上の道路に接すること、b 葬祭の受付、参列見送り等のスペースは、葬祭施設内に確保すること、c 湯灌作業車、葬儀場設営作業車、参列者の利用する車両の駐車場を敷地内に確保すること、d 関係者に自転車を利用させる場合には、施設内に駐輪場を確保すること、e 遺体の運搬にあたり、遺体が施設の外部から視認されない措置を講ずること、f 施設内に廃棄物保管場所を設置すること、g 遺体洗浄、遺体保管機器洗浄等に使用する設備は敷地内に設置すること、h 防視、防音、防臭対策を講ずるとともに、周辺の景観と調和するよう配慮すること、i 施設の建築物が新耐震基準に適合する耐震性能を有すること等、他に類を見ないほど詳細な定めを行なっている。本研究で取り上げた指導要綱と異なり、本指導要綱にはエンバーミングを明記した規定は存在しないが、後記(2) cの基準等と相俟って、施設内でエンバーミングが行なわれる場合の準則としても十分機能するものと思われる。次に(2) 葬祭施設の管理運営に関する基準として、a 通夜、告別式及び遺体の搬出入等は、午前9時から午後10時までの間で当該葬祭施設の敷地内で行うこと、b 原則として、葬儀の際に使用する花環及び供花を設置しないこと。やむを得ない事情により設置する場合は、施設内で外部から視認されない場所に設置すること、c 廃棄物は適正に自己処理し、血液その他の体液が付着した布及び洗浄水等は、法令に基づき適切な処理を行うこと、d 施設の管理運営に当たり東京都暴力団排除条例を遵守すること、e 葬儀等の実施又は当該葬祭施設への遺体運搬車等の出入り等により、近隣商店や神社仏閣等の営業行為等を妨げないように配慮すること、f 建築物等について、衛生上及び安全上の管理を適切に行うこと、g 交通渋滞が予想される場合は、交通事故の防止のための措置を講ずること、f 近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すると共に、生活環境に支障が生じないように十分配慮すること、というきめ細やかな準則を定めている。

ウ 実効性の確保

第6条は、区長は、事業主に対して前条に規定する葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準を尊重した上で、施設の設置及び管理運営について近隣関係住民等と十分協議するよう指導し、当該協議が成立した事項について、当該近隣関係住民等との間で協定を締結するよう指導するものとし(第6条)、事業主や近隣関係住民等から申し出があったときは、区長は協議成立に向けた斡旋を行なうものとし、その手続きを定めている(第7条)また、協議の円滑な実施に資するよう、区長が斡旋を行なう為の必要な事項を調査検討する機関として区の職員で構成する葬祭施設対策会議を設置するものとしている(第8条)。なお、本指導要綱とともにその「実施細目」が定められており、その中で所管部署の役割、周知措置、斡旋手続き、葬祭施設対策会議の運営等に関する事項を定めている。

事業主に対して行政指導についての協力を求めるという指導要綱の性質上、特段のペナルティに関する規定こそないものの、その実効性を近隣関係住民らとの協議や協定締結という手段で確保しようとするものである。

(2) 指導要綱の条項の抜粋

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）の区域内における葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し必要な行政指導等の内容を定め、事業主に対しその行政指導についての協力を求めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)葬祭施設 葬祭施設業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設又は病院その他の医療施設を除く遺体を保管する施設をいう。

(2)葬祭施設の設置 葬祭施設の設置建築基準法第2条第13号、第14号及び第15号に規定する建築、大規模の修繕及び大規模の様式替並びに同法第87条第1項に規定する用途の変更（以下「用途の変更」という。）並びに用途の変更に該当しない建築物の使用用途の変更により葬祭施設を新たに設置することをいう。

(3)事業主 現に葬祭施設の設置若しくは葬祭施設の管理運営を行うもの又は葬祭施設の設置若しくは葬祭施設の管理運営を行おうとするものをいう。

(4)近隣関係住民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 葬祭施設の敷地境界線から100メートル以内の地域に住所を有する者及び当該地域をその所掌地域とする町会、自治会、商店会又はこれらの団体に準ずるもの。

イ アの地域に隣接する地域を所掌する町会、自治会又はこれらの団体に準ずるもの。

—第3条 省略—

(葬祭施設の設置に係る周知)

第4条 区長は、別に定めるところにより、事業主（葬祭施設の設置を行おうとするものに限る。）に対し、葬祭施設の設置を行おうとする日の60日前までに、当該葬祭施設の設置に係る計画の概要を周知するため、当該葬祭施設に係る敷地の見やすいところに当該計画の概要が記載された書類等を掲示するよう指導するものとする。

2 区長は、別に定めるところにより、前項の書類等を掲示した日から10日以内に、当該葬祭施設の設置に係る計画の内容のうち次に掲げる事項について、説明会を開催することその他の方法により近隣関係住民等に対して周知を行い、及び近隣関係住民等の理解を得るよう指導するものとする。

—以下省略—

(葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準)

第5条 区長は、第1条に規定する目的のために、事業主に対し、葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するよう指導するものとする。

(1)葬祭施設の設置 次に掲げる基準

ア 当該葬祭施設は、原則として起終点がその周辺の幹線道路と接続する有効幅員6m以

上の道路に接すること。

- イ 葬儀の受付、参列、見送り等のスペースは、当該葬祭施設内に確保すること。
- ウ 湯濯作業車、葬儀場設営作業車又は葬儀関係者及び参列者の利用する車両が路上において駐停車しないよう、当該葬祭施設の敷地内に自動車駐車場を確保すること。また、当該葬祭施設への出入りのため葬儀関係者等に自転車を利用させる場合は、その敷地内に自転車駐輪場を確保すること。
- エ 当該葬祭施設内で遺体又は棺の運搬作業を1丁うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等棺又は遺体が当該葬祭施設の外部から視認されない措置を講ずること。
- オ 当該葬祭施設内に、廃棄物保管場所を設置すること。
- カ 湯濯、遺体洗浄若しくは遺体保存の処理に使用され、又は遺体保管機器の洗浄に使用される洗浄設備や排水設備は、当該葬祭施設の内部に設置すること。
- キ 当該葬祭施設の内部で葬儀又は通夜が行われている様子が外部から視認されないよう、遮光カーテンや遮光窓フィルムを施すこと。また、当該葬祭施設に接する建物又は道路に面する当該葬祭施設の建築物の窓等の開口部は、目隠しを付け、又は植栽等で覆うこと。
- ク 葬儀等に関する音が近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、防音対策を行うこと。
- ケ 線香等の臭気が近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、防臭対策を行うこと。
- コ 当該葬祭施設が、その周辺の景観と調和するよう配慮するとともに、当該葬祭施設には、その景観を損ねるような広告物を設置しないこと。
- サ 当該葬祭施設の建築物が昭和56年5月以前に建築されたものであるときは、新耐震基準に適合する耐震性能を確保すること。
- シ 当該葬祭施設を設置するに当たり、その設置場所に既に存する建築物の増築を計画するときは、その敷地全体に係る計画を示すとともに、その規模に応じた整備を行うこと。

(2) 葬祭施設の管理運営 次に掲げる基準

- ア 前号に掲げる基準（シに掲げる基準を除く。）に継続して適合すること。
- イ 通夜、告別式及び遺体の搬出入等は、午前9時から午後10時までの間において、当該葬祭施設の敷地内で行うこと。
- ウ 原則として、当該葬祭施設内に葬儀の際に使用する花環及び供花を設置しないこと。ただし、やむを得ない事情により花環及び供花等を設置する場合は、当該葬祭施設の外部から視認されない場所に設置すること。
- エ 廃棄物は責任を持って適正に自己処理するとともに、血液その他の体液が付着した布及び洗浄水等は、法令に基づき適切な処理を行うこと。
- オ 当該葬祭施設の管理運営に当たっては、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）を遵守すること。
- カ 当該葬祭施設の周辺地域内に商店や神社仏閣がある場合は、葬儀等の実施又は当該葬祭施設への遺体運搬車等の出入り等により、当該商店等の営業行為等を妨げないよ

うに配慮すること。

キ 当該葬祭施設の建築物等について、衛生上及び安全上の管理を適切に行うこと。

ク 当該葬祭施設に接する道路等の状況により交通渋滞が予想される場合は、葬儀の参列者等に対し自動車による来場の自粛の呼びかけをする等交通事故の防止のための措置を講ずること。

ケ 近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかな対応をとること。

コ その他近隣関係住民等の生活環境に支障が生じないように十分配慮すること。

(近隣関係住民等との協議及び協定)

第6条 区長は、事業主に対し、前条に規定する葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準を尊重した上で当該葬祭施設の設置及び当該葬祭施設の管理運営について近隣関係住民等と十分協議するよう指導するものとする。2 区長は、事業主と近隣関係住民等の間において前項の協議が成立したときは、当該事業主に対し、当該協議が成立した事項について、当該近隣関係住民等との間で協定を締結するよう指導するものとする

(葬祭施設の設置等に関する協議に係るあつせん)

第7条 区長は、事業主及び近隣関係住民等が、その合意に基づき、葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営に関する事項について当該事業主と当該近隣関係住民等との間で発生した問題の解決のための協議の成立に向けたあつせんを行うよう申し出たときは、その申出に応じ、そのあつせんを行うものとする。

(葬祭施設対策会議)

第8条 区長は、あつせんを行うに当たり必要な事項を調査及び検討させるため、区の職員で構成する葬祭施設対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

2 対策会議は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を区長に対して報告する。

(1) 葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し、事業主と近隣関係住民等との間で協議が円滑に行われるための対応策に関すること。

(2) その他区長が必要と認める事項

3 対策会議の組織、その運営方法その他対策会議に関し必要な事項については、別に定める。

－第9条以下省略－

4 文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱（制定 平成26年3月5日 25文都指第10065号）

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

文京区では、品川区同様、区長が決定した指導要綱によって葬祭場の設置に関する規制を行っている。第1条に規定する目的規定は、平成5年に制定された品川区葬祭場の設置に関する環境指導要綱（以下「品川区指導要綱」という。）と同文であり、「この要綱は、区内における葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な事

項を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。」というものである。

第2条に定義に関する規定があるが、品川区指導要綱と表記の仕方は異なるものの、内容はほぼ同じである。すなわち、(1)「葬祭場等」とは葬祭、遺体保管所場及びエンバーミング施設をいうとし、(2)「葬祭場」とは、葬儀（骨葬等を含む、以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいうとし、(3)「遺体保管所」とは業として遺体を保管する（一時保管する場合を含む）施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る）をいうとし、(4)「エンバーミング施設」とは、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る）をいうとしている。

(1)の規定が冒頭にあることで、本指導要綱が、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設を規制する指導要綱であることがより明確に示されているように思われる。その他、(5)「葬祭場等の設置」とは新築、増改築、用途変更や使用方法の変更により葬祭場等を設置することというとしてするのは品川区指導要綱と同様であるが、(6)に「事業主」に関する定義を行なっており、葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいうとしている。また、(7)「近隣関係住民等」の定義は、同指導要綱と異なり荒川区と同様、葬祭場等の敷地境界から100m以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこれに隣接する町会または自治会の長およびこれに準ずるものをいうとしている。

イ 事業主の責務

事業主の責務として、葬祭場等の設置の計画および管理運営につき、周辺的生活環境に及ぼす影響を十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めること（第3条）、具体的な義務として、①区長に対して添付書類を付した事前書を提出し協議をし、合意した事項につき協力書を添付書類と共に取り交わす義務（第5条）、②当該葬祭場等の敷地に一定期間標識を設置し区長に届け出る義務（第6条）、近隣関係住民等に対し当該建築物の敷地や建物に関する6項目を説明会等の方法により周知して理解を得るよう努め、その内容につき区長に報告書を提出する義務（第7条）が規定されている。③葬祭場等を設置する場合の一定の接道義務、一定の壁面後退義務や視認されないような樹木植栽義務、区の緑化基準を満たす義務、一定の駐車場を確保する義務等（第8条）を規定する。また、④葬祭場等の管理運営について花環を設置せず、通夜・告別式は当該建物獲物内で行うことや、防音・防臭に配慮することなど8つの項目を遵守することのほか、住民の意向を尊重する義務等を規定するのは、品川区指導要綱と同じであるが、9項目目に暴力団排除条例の遵守を規定していることが特徴的である（第9条）。

ウ 実効性の確保

これらの規制の実効性確保の手段としては、葬祭場等を譲渡または転貸する事業主に対してこの要綱に基づき協定した内容及び周辺地域の環境上あるいは管理運営上の問題点等につき、譲受人または賃借人に周知する義務を課す（第11条）ほか、要綱に

定める協議に応じない事業主や協議条項を遵守しない事業主に対して区長が事実の公表その他必要な措置を講じるとの規定がある（第13条）。

なお、本指導要綱は、第4条に「近隣住民等の責務」として、事業主から事前説明の申し出があった場合はこれに応じるよう努める旨を定めており、事業主のみならず住民に対しても一定の責務を定めて衡平を図っていることも特徴的である。

（2）指導要綱の条項の抜粋

（目的）

第1条 この要綱は、区内における葬祭場等の設置の計画（以下「設置計画」という。）及び管理運営に関し、必要な事項を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設をいう。
- (2) 葬祭場 葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (3) 遺体保管所 業として遺体を保管する（運送契約に基づき一時保管する場合を含む。）施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る。）をいう。
- (4) エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しない施設に限る。）をいう。
- (5) 葬祭場等の設置 新築、改築、増築、用途変更又は建築物の使用方法変更により葬祭場等を設置することをいう。
- (6) 事業主 葬祭場等の建築主若しくは所有者又は賃借により葬祭場等を設置及び管理運営する者をいう。
- (7) 近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から100メートル以内に居住する者並びに当該葬祭場等が設置される町会又は自治会及び当該町会又は自治会に隣接する町会又は自治会等をいう。

（事業主の責務）

第3条 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営に当たり、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

（近隣住民等の責務）

第4条 近隣住民等は、と事業主から事前説明の申し出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

（事前協議）

第5条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容、第8条に規定する環境整備事項及び第9条に規定する管理運営事項について、事前協議書に別に定める書類を添付の上、区長に提出し、協議するものとする。

- 2 区長及び事業主は、前項の規定による協議が合意に達した場合は、合意した事項について、協力書を取り交わすものとする。

(標識の設置等)

第6条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該葬祭場等の敷地内の見やすい場所に、標識を設置し、標識設置届を区長に提出するものとする。

- 2 前項の標識は、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例施行規則第5条第1項に規定する確認申請等予定日の少なくとも60日前から第10条に規定する設置完了報告書を提出する日までの期間中、設置するものとする。

(住民説明会等)

第7条 事業主は、葬祭場等を設置する場合は、標識を設置した日から10日以内に近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会の開催、戸別訪問その他の方法（以下「住民説明会等」という。）により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物及び自動車駐車場並びに当該葬祭場等の付近の建築物の位置の概要

(2) 葬祭場等の規模、構造及び用途

(3) 葬祭場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策

(4) 葬祭場等の設置に係る工期、工法及び作業方法

(5) 葬祭場等の工事による危害防止策

(6) 葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

- 2 既存寺院等が同一敷地内に葬祭場を設置する場合並びに葬祭場を設置しようとする土地及びその周囲の土地利用状況等に照らし、適正な都市機能及び健全な都市環境の確保に支障がないと区長が認めた場合で、文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第7条第1項に規定する説明会等を行う際に、前項第6号に規定する事項について説明を行ったときは、当該説明会等をもって前項に規定する住民説明会等に代えることができる。ただし、近隣関係住民等から住民説明会等を行うよう申出があったときは、住民説明会等により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- 3 事業主は、葬祭場等の敷地境界から100メートル以内にある土地又は建築物に関して権利を有する者からの申出があったときは、住民説明会等により周知するとともに、当該権利者の理解を得るよう努めるものとする。

- 4 事業主は、前3項の規定により住民説明会等又は説明会等を行ったときは、その内容について区長に報告書を提出するものとする。

(環境整備事項)

第8条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合させるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が200平方メートル以下の場合について

- は、有効幅員 4メートル以上の道路に接すること。
- (2) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離（以下「壁面後退」という。）は 2メートル以上とし、原則として隣地境界線沿いから 1メートルの範囲に周囲から葬祭場等を視認されないように樹木を植栽すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が 200 平方メートルを超える葬祭場を、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域に設置する場合は、壁面後退は 4メートル以上とし、原則として隣地境界線沿いから 1メートルの範囲に周囲から葬祭場を視認されないように樹木を植栽すること。
 - (3) 前項の規定により緑化した部分を除く接道部及び敷地内の緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則別表第 2 に規定する緑化基準を満たすこと。
 - (4) 葬祭場等の自動車駐車場を、2 台以上当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、葬祭場の用に供する部分の延べ面積が 200 平方メートルを超える葬祭場を設置する場合は、葬祭場の用に供する部分の延べ面積 100 平方メートル当たり 1 台以上を当該建築物の敷地内に確保すること。
 - (5) 床面積が 200 平方メートル未満の葬祭場を設置する場合には、文京区福祉環境整備要綱の規定に準じて施設整備を行うよう努めること。
- 6 事業主は、病院、診療所及び高齢者入所施設の敷地の周囲 100 メートル以内に葬祭場等を設置する場合は、当該施設を運営する事業者の理解を得るよう努めるものとする。

（管理運営事項）

第 9 条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するとともに、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環の設置は、葬祭場の敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
- (3) 当該葬祭場等内で遺体又は棺の運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等遺体又は棺が当該葬祭場等の外部から視認されない措置を講ずること。
- (4) 葬祭場等内外の音、臭い等については、できる限り周囲に影響のないよう防音、防臭等に配慮すること。
- (5) 廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (6) 葬祭場等の敷地周辺の道路状況等により交通渋滞等が予想される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
- (7) 葬祭場等の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他の方法により、営業の妨げになる行為等のないよう努めること。
- (8) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- (9) 葬祭場等の管理運営に当たって、東京都暴力団排除条例及び文京区暴力団排除条例を遵守すること。

(葬祭場等の設置完了の届出)

第 10 条 事業主は、当該葬祭場等の設置が完了したときは、速やかに設置完了報告書（別記様式第 6 号）を区長に提出するものとする。

(計画変更および事業主変更)

第 11 条 事業主は、設置計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更届を区長に提出するものとする。

2 事業主は設置計画のある敷地若しくは建物又は設置する葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この要綱に基づき締結した協定の内容等について、譲受人又は賃借人に継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

—中略—

(実効性)

第 13 条 この要綱に基づく協議に応じない事業主又は協議事項を遵守しない事業主に対して、区長は、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

5 千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（施行：平成 27 年 10 月 20 日、最新改正施行：令和 3 年 12 月 20 日）

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

他の指導要綱が「葬祭場等の設置」等に関する指導要綱という名称であるのに対し、本指導要綱は「遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱」という名称となっている。そのためか、第 1 条に定める目的の記載の要旨は、「遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定める」となっている。本指導要綱も、これまで紹介した指導要綱と同じく葬祭場やエンバール施設をも対象とするものであるが、その代表的対象を遺体保管所としている点で、他に見られない特徴といえよう。

本指導要綱第 2 条に定める定義規定は、品川区や文京区の指導要綱の定め方に類似しているが、規制のメイン施設を遺体保管所としているため、それを中心とする定義づけとなっている。すなわち、まず (1) で「遺体保管所」を、葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。」と定義し、(2) で「葬祭場」、(3) で「エンバール等を行なう施設」の各定義を行い、(4) で「遺体保管所等」につき、「遺体保管所、葬祭場及びエンバール等を行う施設その他これらに類する施設をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものを除く。」と定義している。

イ 事業主の責務

本指導要綱の顕著な特徴として、事業主の責務に関し、詳細かつ具体的な規定を置いていることが指摘できる。まず、第 3 条で事業主の責務として、①周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、②良好な近隣関係を損なわないよ

う努めるとともに、③関係法令等を遵守し、④次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所の管理及び運営を行うものとするとし、以下の各号を定めている。

(1) 遺体保管所等の設置に係る事項

- ア 遺体保管所等の敷地は、原則として幅員 6メートル以上の道路に接すること。
- イ 遺体保管所等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は 1メートル以上とすること。ただし、当該遺体保管所等の外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。
- ウ 遺体保管所等の敷地内の緑化の推進に努めること。
- エ 遺体保管所等の駐車場は、遺体保管所等の管理及び運営に係る自動車並びに会葬者の利用する自動車が、路上に駐車されないよう必要な駐車場を確保すること
- オ 遺体保管所等の敷地内に、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車し、ストレッチャー及びつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。
- カ 遺体保管所等の施設や広告物のデザインは、周辺の街並みと調和するように努めること

(2) 遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

- ア 遺体の保管は、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じること
- イ 葬祭場における通夜及び告別式並びに花輪の設置は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- ウ 遺体保管所等の敷地内で遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等、遺体又はひつぎが当該遺体保管所等の外部から視認されないよう努めること。
- エ 葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること。
- オ 廃棄物及び排水を適正に処理すること。
- カ 葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車防止策を講ずること。
- キ 遺体保管所等の管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

以上の責務に加えて、①遺体保管所等設置計画を所定の様式に従って市長に届け出ること(第4条)、②遺体保管所等設置計画の概要を近隣関係住民に周知させるため、当該事業計画の概要を記載した所定の標識を設置し(第5条)、設置した日から10日以内に近隣住民等に対して説明会の開催や戸別訪問により説明して理解を求めるよう務めること等を定めている。

なお、本指導要綱では近隣住民らの責務に関する規定は存在しない。

エ 実効性の確保

事業主の責務に関する規定の実効性の確保に関しては、以下の規定を設けている。

- ① 本要綱に基づく届出をしないで、第5条第1項各号に掲げる手続をし、又は遺体保管所等を設置した事業主や、本要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、市長が、その改善を求めるため勧告すること。
- ② 本要綱の適正な実施を図るため、市長が、遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議を設置すること。

(2) 指導要綱の条項の抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業主に対し協力を求めることにより、遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。
- (2) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする施設をいう
- (3) エンバーミング等を行う施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業を行う施設をいう
- (4) 遺体保管所等 遺体保管所、葬祭場及びエンバーミング等を行う施設その他これらに類する施設をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものを除く。
- (5) 遺体保管所等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により、遺体保管所等を設置することをいう
- (6) 事業主 遺体保管所等を建築し、所有し、若しくは賃借することにより設置する者又は遺体保管所等を管理し、若しくは運営する者をいう。
- (7) 近隣関係住民等 遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。

ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートル以下の場合

100メートル

イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える場合
床面積の数値（単位は、平方メートルとする。）に10分の1を乗じて得た数値
（単位は、メートルとする。）

- (8) 協議関係課等 遺体保管所等の設置に際し、関係する法令等の所処部署として市

長が別に定めるものをいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な、近隣関係を損なわないよう努めるとともに、関係法令等を遵守し、次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。

(1) 遺体保管所等の設置に係る事項

ア 遺体保管所等の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接すること。イ 遺体保管所等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は、

1メートル以上とすること。ただし、当該遺体保管所等の外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。

ウ 遺体保管所等の敷地内の緑化の推進に努めること。

エ 遺体保管所等の駐車場は、遺体保管所等の管理及び運営に係る自動車並びに会葬者の利用する自動車が、路上に駐車されないよう必要な駐車場を確保すること。

オ 遺体保管所等の敷地内に、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車し、ストレッチャー及びつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。

カ 遺体保管所等の施設や広告物のデザインは、周辺の街並みと調和するように努めること。

(2) 遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

ア 遺体の保管は、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じること。

イ 葬祭場における通夜及び告別式並びに花輪の設置は、葬祭場の敷地内で行うこと。

ウ 遺体保管所等の敷地内で遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等、遺体又はひつぎが当該遺体保管所等の外部から視認されないよう努めること。

エ 葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること

オ 廃棄物及び排水を適正に処理すること。

カ 葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車防止策を講ずること。

キ 遺体保管所等の管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(遺体保管所等設置計画の届出)

第4条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、次条第1項の規定により標識を設置する前までに、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画を遺体保管所等設置計画届により市長に届け出るものとする。

(標識の設置)

第5条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日のうち最も早い日の60日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識(様式6号)を設置するものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請
- (2) 建築基準法及び建築基準法施行令の規定に基づく認定又は許可の申請のうち別に定めるもの

(近隣関係住民等への説明)

第6条 事業主は、前条第1項の規定により標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第3条第1項各号に掲げる事項について説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項により説明した、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要及び第3条第1項各号に掲げる事項を変更したときは、近隣関係住民等に対し、その旨を説明会の開催又は戸別訪問の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

—中略—

(勧告)

第9条 市長は、この要綱に基づく届出をしないで、第5条第1項各号に掲げる手続をし、又は遺体保管所等を設置した事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

2 市長は、この要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

6 成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱(施行:平成30年3月30日、最終改正施行:令和3年6月1日)

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

成田市は、市長が定める指導要綱により葬祭場の設置等に関する規制を行なっている。第1条によれば、本要項は「葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業者と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資すること」を目途とする。

第2条で定義規定を定めているが、その条項の形式は(3)で事業主の定義規定を置いていることを除き、品川区の環境指導要綱に類似しており、定義内容もほぼ等しく、「葬祭場等」には業として葬儀を行う集会施設のほかに遺体保管所、エンバール施設を含むものとし、「近隣関係住民等」とは、葬祭場等の敷地境界から150m以内の居住者ならびに当該葬祭場等が設置される町会または自治会およびこ

れに隣接する町会または自治会の長をいうとしている。なお、「葬祭場等の設置」については、新築、増築、改築、使用方法の変更により葬祭場等を設置することをいうと定める点は品川区の環境指導要綱と同じであるが、「増築」と「使用方法の変更」につき、「葬儀又は告別式が行われる部分、遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。」との定義規定を置いていることは特徴的である。

イ 事業主の責務

事業主の責務に関しては相当詳細な規定を置いており、まず第3条で事業主の責務として、①周辺の住環境並びに生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮すること、②第9条に規定する環境整備事項及び第10条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置並びに葬祭場等の管理及び運営を行うこと、③近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めることを定め、第9条「環境整備事項」として敷地の有効幅員6m以上の設置義務施設の外壁面から隣地境界線までの距離を1m以上とすること、敷地の緑化推進に努めること等7項目の責務を定め、第10条「管理運営事項」では、花環等の設置は葬祭場の敷地内のみとすることや、通夜・告別式等は葬祭場等の敷地内で行なうこと、遺体またはひつぎが外部から視認されないよう配慮すること等、9項目の責務を定め、第9条の「環境整備事項」の意向を尊重することとしている。さらに、事業主に対して、葬祭場の設置にあたっては、近隣住民等に周知するため標識を設置して標識その旨を市町届け出ること（第7条）、標識を設置した日から10日以内に近隣住民等に対して説明会を行ない、その理解を得るよう努めることを定めている（第8条）。また、事業主は第7条の標識の設置前の段階で、市町にたいして第8条の「説明会等」、第9条の「環境整備事項」第10条の「管理運営事項」及びその他重要な事業の計画内容に関して事前協議書を提出し、事前協議を行なうこととされ（第5条）、市町と合意に達した場合には協定書を締結する責務が規定されている（第6条）。事業主に首長との事前協議の責務は他の自治体でも多く見られるところであるが、協定書締結の責務を課す旨規定しているのは、文京区の指導要綱のほか、あまり見られないところである。また、本指導要綱では6条関連の第2号様式として協定書の様式まで定められている。

ウ 近隣住民等の責務

以上のとおり、事業主の責務は相当に詳細かつ具体的であるが、事業主の責務のみならず、近隣住民等に関しても、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるべき責務が規定されている（第4条）。

エ 実効性の確保

市長は、事業主が第5条に定める協議を行わない場合、同条の規定による協議で合意に達しなかった場合又は第6条により締結した協定の合意事項を実行しない場合、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができるとし、その実効性の確保を図っている。

(2) 指導要綱の条項の抜粋

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業者と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 葬祭場等

次に掲げる施設をいう。

(ア) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。

(イ) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。

(ウ) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。

(2) 葬祭場等の設置

新築、増築（葬儀又は告別式が行われる部分、遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。建築物の使用方法の変更において同じ。）、改築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。

(3) 事業主

葬祭場等の設置又は管理運営をしようとするものをいう。

(4) 近隣関係住民等

葬祭場等の敷地境界から水平距離が150mの範囲内にある土地又は建築物の所有者及び占有者並びにその範囲に存する自治会等の長をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境並びに生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第9条に規定する環境整備事項及び第10条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置並びに葬祭場等の管理及び運営を行い、近隣関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、第7条に規定する標識を設置する前に事前協議書を市長に提出し、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める事項について協議を行うものとする。

2 前項の規定により協議を必要とする事項は、第8条に規定する「説明会等」、第9

条に規定する「環境整備事項」、第10条に規定する「管理運営事項」及びその他重要な事業の計画内容とする。

(協定の締結)

第6条 事業主は、前条の規定による協議により、市長との合意に達した場合は、協定書により合意事項について市長と協定を締結するものとする。

(標識の設置等)

第7条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、当該建築物の敷地の見やすいところに標識を設置し、その旨を標識設置・変更届により市長に提出するものとする。

2 前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも60日前から設置するものとする。

- (1) 建築基準法に基づく建築確認申請の日
- (2) 確認申請に伴う許可又は認定の手続を行おうとする日
- (3) 葬祭場等の設置に係る工事を着工する日
- (4) 葬祭場等の営業を開始する日

(説明会等)

第8条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、前条第1項に規定する標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会等の方法により周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物、自動車駐車場、自転車駐車場及び付近の建築物の位置の概要
- (2) 葬祭場等の規模、構造及び用途
- (3) 葬祭場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響とその対策
- (4) 葬祭場等の工期、工法及び用途
- (5) 葬祭場等の工事による危害防止策
- (6) 葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

(環境整備事項)

第9条 事業主は葬祭場等の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員6m以上の道路に接すること。
- (2) 葬祭場等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は1m以上とすること。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がされている場合はこの限りでない。
- (3) 葬祭場等の敷地内は樹木等により緑化の推進に努めること。
- (4) 葬祭場等の自動車駐車場は、原則として葬祭場等のように供する部分の床面積100㎡あたり1台以上を、当該台数が5台未満になる場合は、5台以上を、葬祭場等の敷地内又はその近傍地に確保すること
- (5) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については遺体搬送用自動

車又は霊きゅう車のための駐車場とし、ストレッチャー及びひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。

- (6) 葬祭場等の自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。
- (7) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営事項)

第10条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環等の設置は、葬祭場等の敷地内のみとし、道路に面して設けないこと
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと
- (3) 遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、敷地内で行い、遺体又はひつぎが当該葬祭場等の外部から視認されないよう配慮すること
- (4) 葬儀等に関する音が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策を行うこと。
- (5) 線香の臭気等が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防臭対策を行うこと。
- (6) 廃棄物及び排水を適正に処理すること
- (7) 葬儀等の際、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等、路上駐車の防止策を講ずること
- (8) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(勧告)

第13条 市長は、第5条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議において合意に達しなかった事業主（協議中の事業主を含む）又は第6条の規定により締結した協定の合意事項を実行しない事業主に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

7 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（施行：平成27年4月1日、最新改正施行：令和3年4月1日）

(1) 規制の概要

ア 目的と定義規定

本要綱の目的は、「葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することにある（第1条）。

第2条に定める定義規定は、他の指導要綱に見られるように、葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設の定義を行なったうえ、「葬祭場等」については、「葬祭

場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものを除く。」としている。また、「事業者」とは「葬祭場等を設置又は管理運営しようとする者をいう。」と規定している。この要綱で特徴的なのは、(7) (8) で、「土地を所有する者又は建築物の全部もしくは一部を所有し若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線から水平距離で 10 メートル以内にあるものを「近接住民」とし、その敷地の境界線から水平距離で 100 メートル以内にあるものを「近隣住民」としていることである。

イ 事業者の責務

第 4 条で、「事業者は、本要綱の目的が達成されるよう、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な措置を講じるとともに、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。」としている。事業主の責務に関する具体的規定内容は比較的簡潔であり、主な責務としては、①所定の葬祭場等設置事業計画書を市町に提出して協議担当課と事前協議を行なう（第 6 条）、②当該計画書を提出後速やかに所定の標識を設置し、それを届け出ること（第 7 条）③前条の届出を行なったときは、事業の概要につき近接住民に通知した後、近隣住民に対して説明会を開催し当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めること、近隣住民は事業者により意見を述べることができ、事業者はこれに書面で回答すべきこと（第 8 条）、④第 9 条で定める 4 つの設置基準に適合するよう努めること（第 9 条）、⑤葬祭場等の管理運営にあたり、関係法令等を遵守し、所定の維持管理計画書等に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行ない、公衆衛生と地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民との良好な関係を構築するよう努めること（第 11 条）、等が規定されている。

ウ 市及び近隣住民の責務

以上のような事業主の責務のみならず、本要綱では、市の責務として、葬祭場等の設置に関する総合的な調整に努めるとともに、本要綱の目的が達成されるよう、必要な措置を講じること（第 3 条）、近隣住民の責務として、本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならないこと（第 5 条）を定めている。

エ 実効性の確保

市長は、必要あると認めるときは、事業者に対し、葬祭場等の管理の状況等について報告を求めることができるとされる（第 17 条）。また、市長は、第 6 条及び第 8 条に規定する手続を行わずに、葬祭場等の設置又は管理運営を行った事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができるとして（第 18 条）、事業者が本要項に定める責務を果たすよう、その実効性の確保を図っている。

(2) 要綱の条項の抜粋

(目的)

第 1 条 この要綱は、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、

もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀（骨葬を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設をいう。
- (3) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。
- (4) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものを除く。
- (5) 葬祭場等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (6) 事業者 葬祭場等を設置又は管理運営しようとする者をいう。
- (7) 近接住民 土地を所有する者又は建築物の全部もしくは一部を所有し若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線から水平距離で10メートル以内にあるものをいう。
- (8) 近隣住民 土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線からの水平距離で100メートル以内にあるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、葬祭場等の設置に関する総合的な調整に努めるとともに、本要綱の目的が達成されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、本要綱の目的が達成されるよう、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な措置を講じるとともに、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。

(近隣住民の責務)

第5条 近隣住民は、本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、葬祭場等の設置をしようとするときは、あらかじめ葬祭場等の設置に関する事業計画について、協議担当課との協議を行わなければならない。

(標識の設置等)

第7条 事業者は、前条第2項の規定により葬祭場等設置事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、葬祭場等の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、

標識を設置するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、前条第2項に規定する標識設置届を提出したときは、事業の概要について、近接住民に通知した後に、近隣住民に対し、葬祭場等の設置に関する事業計画について説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めるものとする。

—中略—

3 近隣住民は、第1項の規定による説明会終了後14日以内に事業者書面により意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民に対し、書面により回答するものとする。なお、書面によることが困難である場合には、説明会等に替えることができる。

5 近隣住民は、前項の規定による回答に不服があるときは、回答を受けた翌日から起算して14日以内に、事業者書面により協議を申し出ることができる。

(既存建築物の特例)

第9条 この要綱の施行の際現に存する葬祭場等で、この要綱の施行の際における葬祭場等の用途に供する部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲で行う増築又は建築物の使用方法の変更等については、前条の規定を適用しないことができる。

(施設整備基準)

第10条 事業者は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる基準に適合するよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については、遺体搬送用自動車又は霊柩車の駐車及びストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保することとし、外部から見えにくい配慮を行うこと、また、自動車及び自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。

(2) 葬祭場等の敷地は、原則として幹線道路に接続する幅員6メートル以上の道路に接すること。

(3) 葬祭場等の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木による緑化を行うこと。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされてる場合は、この限りでない。

(4) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営上の遵守事項)

第11条 事業者は、葬祭場等の管理運営にあたり、関係法令等を遵守し、所定の維持管理計画書(第2号書式)等に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行ない、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

—中略—

(管理状況の報告)

第 17 条 市長は、必要あると認めるときは、事業者に対し、葬祭場等の管理の状況等について報告を求めることができる。

(勧告)

第 18 条 市長は、次の各号に該当する事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 6 条及び第 8 条に規定する手続を行わずに、葬祭場等の設置又は管理運営を行つた事業者

—以下省略—

海外の葬祭場等を規制する法令等の調査報告

本報告では海外の葬祭などにかかわる法、規制、ルールについてまとめる。

ここでは、FIAT-IFTA 連盟（国際葬儀連盟）¹に加盟している全日本葬祭業協同組合連合会を通して入手することが出来た「オーストラリア [南オーストラリア州]」「イギリス [イングランド・ウェールズ]」「オランダ」「アメリカ合衆国 [オハイオ州]」「台湾」における法、規制、ルールについて研究代表者が和訳したものをまとめた（これらは挙げた順は不同である）。

本研究では、遺体安置、遺体への対応について特に注目している。

「①遺体の管理・保管」「②遺体の運搬・移動」「③感染症罹患遺体の規制等」「④葬儀施行者（事業者）」の関連規定やそれらへの「罰則（の有無）」の内容を中心にとりまとめた。

ここで取り上げた各国における、法の背景にある制度、あるいは、法の目的、規制する対象・方法などについては、様々である。本報告書は、諸外国の法制度の違いについて論ずることが目的ではないので、「背景にある制度の違い」について簡単に述べると以下の通りである。

まず、オーストラリアの司法制度は、自治権を持つオーストラリアの州と特別地域とでそれぞれ構造の異なる、独自の裁判所と議会がある。また、司法制度は他州や他特別区域の司法判断に相互に影響しあうが、法的拘束力は持たない。オーストラリア連邦議会で可決された法律は、全国土に適用される。

イギリスの司法は、単一の司法府によるものではなく、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドそれぞれに議会があるのと同様に、それぞれに司法制度がある。

オランダは、歴史的にフランス、ドイツの永く強い影響下にあったことから、いわゆる大陸法²的な性格が強い。ただ、近時においては英米法³などの影響も強くなっている。

アメリカ合衆国の法制度は、連邦法と各州法から構成されている。アメリカ合衆国は、英米法系の国の一つの代表的存在ではあるが、アメリカ法は、イギリスと異なり成文憲法典を有し、連邦制を採用していることなどから、イギリス（イングランド）法とは異なった独特の発展を遂げている。州ごとの法的独立性が強く、その点、前述したオーストラリアとの共通性が見いだせるといえる。

台湾では、先の戦争の終結を境として、日本時代と中華民国時代に分けられる。中華民国の法体制も、日本統治期の法体制から中華民国の法体制にシフトしたものの、我が国の法制度の影響が濃厚であることは否めないと捉えた方が分かり易い。

¹ FIAT-IFTA（国際葬儀連盟）とは、世界90カ国が加盟する葬祭事業者の唯一の国際組織。

^{2 3} 大陸法系は 公法 中心の体系をとっている。英米法系は 私法 を中心に発展した体系をとっている。大陸法系は個人の意思から出発する 実体法 を中心とした理論的な体系をとっており、抽象的な概念を用いる。英米法系は訴訟中心主義をとっている。

ここで採り上げた法令・規制について、特に「①：遺体の管理・保管」、「②：遺体の運搬・移動」、「③：感染症罹患遺体の規制等」、「④：葬儀施行者（事業者）」に注視して整理した。
詳細は、次ページ以降、各国別に詳述している。併せてご覧いただきたい。

まず、「①：遺体の管理・保管」については、何れの国においても規定が設けられている。ただ、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は、アメリカ（オハイオ州）を除き、確認した限りでは見当たらなかったほか、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的管理を怠った場合や州民の宗教的感情に反することを行った場合の「罰則等」に関する法令も、オーストラリア（南オーストラリア州）を除き、確認した限りでは見当たらない。

「②：遺体の運搬・移動」について規定しているのは、オーストラリア（南オーストラリア州）、オランダであった。イギリス（イングランド・ウェールズ）、アメリカ（オハイオ州）、台湾では確認出来なかった。規定している国であっても、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は、何れの国においても、確認した限りでは見当たらなかった。この他には、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的管理を怠った場合や州民の宗教的感情に反することを行った場合の「罰則等」に関する法令も、オーストラリア（南オーストラリア州）を除き、確認した限りでは見当たらない。

諸外国では、多くの場合において、葬儀から火葬・埋葬に至るまで、ひとつの事業者、あるいは場所（たとえば教会区域内）で「葬送」が行われる。このことから、「②遺体の運搬・移動」への言及はあまりなされていないことに関連している。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については、イギリス（イングランド・ウェールズ）を除く、何れの国においても規定が設けられている。但し、何れの国においても、これに関する「罰則等」は確認出来なかった。

「④：葬儀施行者（事業者）」については、オーストラリア（南オーストラリア州）を除く、何れの国においても規定が設けられている。ただ、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は、アメリカ（オハイオ州）及び台湾を除き、確認した限りでは見当たらなかったほか、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的管理を怠った場合や州民の宗教的感情に反することを行った場合の「罰則等」に関する法令は、何れの国においても、確認した限りでは見当たらない。

なお、本稿は以下の構成により各国ごとに整理している。

- 1 本研究で特に注目した内容の概要（「①：遺体の管理・保管」、「②：遺体の運搬・移動」、「③：感染症罹患遺体の規制等」、「④：葬儀施行者（事業者）」ごとに概要を紹介）
- 2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）
- 3 本研究で特に注目した内容の具体的整理（1の具体的整理）

オーストラリアー南オーストラリア州

「埋葬及び火葬に関する法（2013年）」に基づく「埋葬及び火葬に関する規則（2014年）」

South Australia

Burial and Cremation Regulations 2014

under the Burial and Cremation Act 2013

1 本研究で特に注目した内容の概要

「①：遺体の管理・保管」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらないが、「第2部—遺体の処分」における「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」「10.登録官に提出する身元証明文書」といった項目が、この「遺体の管理・保管」に該当している。

「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」については、「本条に従い、故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、以下の場合を除き、死亡地において遺体を移動させ、死亡地から遺体を移動させてはならない。違反した場合は10000ドル以下の罰金に処す。」とある。

「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」については、「法第12条(1)において、いずれかの理由により故人の遺体の身元を確認できない場合、遺体を検死した医師は、身元が不確かな者の遺体であることを証明する識別票を発行することができる。」とある。

「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」については、「以下のすべての身元情報（「(a) 死亡診断書又は処分許可書」「(b) 身元証明文書」「(c) 棺又は遺体の上に取り付けられた名札」）が確認され、一致していることが判明しない限り、遺体の一部を埋葬又は遺体全てを埋葬させたり、埋葬を許可した場合は10000ドル以下の罰金に処す。」とある。

「10.登録官に提出する身元証明文書」については、「遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、遺体の処分後28日以内に、遺体に関する身元証明文書を登録官へ提出するものとする。違反した場合は1250ドル以下の罰金に処す。」とある。

「②：遺体の運搬・移動」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらないものの、「第2部—遺体の処分」において、「5身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」について定めている。

加えて、「14.遺体の運搬」として、「遺体を車両に載せて運搬してはならず、運搬させたり、運搬を許可してはならない」とある。具体的には「運搬車として設計された車両の一部が、運転手及び乗客から物理的に分離され、容易に清掃でき、消毒できる」「遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質が漏出しないよう棺又は埋葬布、その他の容器、包装材に納められている場合」として「本条に従い、故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、以下の場合を除き、死亡地において遺体を移動させ、死亡地から遺体を移動させてはならない。」としている。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については「第2部—遺体の処分」において、「13—特定の状況における死亡診断書の交付の禁止(法第14条)」が、この「感染症罹患遺体の規制等」に該当している。具体的に

は、「他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後 24 時間以内に診断書を発行するため、医師は、(必要な) 項目を記載した宣誓書を死亡診断書に添付するものとする。」とある。

「④：葬儀施行者(事業者)」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、「第 2 部—遺体の処分」について、「10—登録官に提出する身元証明文書」として「遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、遺体の処分後 28 日以内に、遺体に関する身元証明文書を登録官へ提出するものとする。**違反した場合は 1250 ドル以下の罰金に処す。**」とある。

「**罰則(の有無)**」については、ここまでで、触れられている通りである。

2 関連法令の全体構成(関連法令の目次等)

「第 1 部—前文」(「1.略称」「2.施行日」「3.解釈」から成る)

「第 2 部—遺体の処分」(「4.墓地又は自然埋葬地以外の定められた区画における遺体の埋葬」「5. **身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止**」「6. **身元が確認されていない場合の遺体の身元確認**」「7. **埋葬又は火葬前の身元確認の実施**」「8.火葬許可書の発行のために提出すべき文書」「9.遺体の処分前に提出すべき文書」「10. **登録官に提出する身元証明文書**」「11.拡張手続き」「12.墓地内における遺体の納骨堂への移転」「13. **特定の状況における死亡診断書の交付の禁止**」「14. **遺体の運搬**」「15.埋葬の深さ」「16.沈下した埋葬区画の盛土」「17.遺体のネームプレートの埋葬」「18.霊廟及び地下墓所での埋葬」「19.霊廟及び地下墓所に関する関係当局の権限」「20. 棺」「21.火葬前の棺からのネームプレート等の撤去及び処分」から成る)

「第 3 部—墓地及び自然埋葬地、火葬場」(「22.柵に囲まれた墓地」「23.危険な運転」「24.運転手による関係当局の命令の遵守」「25.禁止行為」「26.埋葬区画の物品に関する関係当局の権限」「27.墓地又は自然埋葬地からの退去を命じる関係当局の権限」「28.墓地又は自然埋葬地の閉鎖」「29.閉鎖された墓地の公園又は庭園への転用」「30.埋葬権の更新」「31.埋葬権の放棄」「32.埋葬権の行使」「33.埋葬地の再利用」「34.権利者のいない墓碑の処分」「35.放置された墓地及び自然埋葬地」「36.関係当局の保管する登録及び記録、計画」から成る)

以上、36 項目と「第 4 部—雑則」と 2 つの「付属書」からなる。

3 本研究で特に注目した内容

本研究では**遺体安置、遺体への対応について注目していることから**、上記のうち、「第 1 部—前文」と「第 2 部—遺体の処分」の該当項目に注目してまとめる。

「第 1 部—前文」について。「1.略称」「2.施行日」「3.解釈」から成る。「1.略称」「2.施行日」については、「2014 年埋葬及び火葬に関する規則」と称するとし、「本規則は、2013 年埋葬及び火葬に関する法が施行される日より施行される」というのが「施行日」となる。

「3.解釈」については、いわゆる「用語」の定義、本取締規則の範囲・対象について触れている。

具体的には、「法」とは、2013年埋葬及び火葬に関する法を意味する。

「死亡診断書」は「法」が定める部分的な死亡診断書を含む。

「身元証明文書」とは、登録官に承認された書式の身元を証明する文書を意味する。

「識別票」とは、登録官に承認された識別票を意味する。

「納骨堂」とは、遺骨を最終的に安置する場所として設計された建築物又は構造物を意味する。

「場所（地）」には、土地又は敷地も含む。

「報告義務のある死亡」とは、2003年検死官法におけるのと同様の意味を有するとされている。

また、「第2部―遺体の処分」のうち、遺体安置、遺体への対応について注目する。

すなわち、「第2部」の項目のうち、これらに該当する「5.身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」「6.身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」「7.埋葬又は火葬前の身元確認の実施」「8.火葬許可書の発行のために提出すべき文書」「9.遺体の処分前に提出すべき文書」「10.登録官に提出する身元証明文書」「13.特定の状況における死亡診断書の交付の禁止」「14.遺体の運搬」「17.遺体のネームプレートの埋葬」「20.棺」「21.火葬前の棺からのネームプレート等の撤去及び処分」の11項目である。以下、項目別にまとめる。

「第2部―遺体の処分」―「5. 身元確認前の遺体を死亡した場所から移動させることの禁止」

故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者による（死亡地からの）遺体の移動の可否について定めたもの。「死亡直前に故人の医療を担当していた医師」「個人的に故人を知っていた他の者」「故人の身元を確認することができるその他の者」によって、故人の姓名及び死亡地を改ざん防止インクで記載した耐久性のある識別票が（原則「遺体の左腕」に取り付け）、遺体に確実に取り付けられている場合。**違反した場合には、10000ドル以下の罰金。**

そして、故人の遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、死亡地から遺体を移動させる前に、遺体に取り付けられた識別票に照らして身元証明文書（ある場合）を確認、身元情報が一致していることを確認する。**違反した場合には、10000ドル以下の罰金。**

なお、事故・事件、特定感染症に起因した場合など、「報告義務のある死亡」の場合、公衆衛生又は治安への危険を防止するため、若しくは遺体の安全又は尊厳を守るために移動する必要がある場合、遺体を死亡地から移動できる。

「第2部―遺体の処分」―「6. 身元が確認されていない場合の遺体の身元確認」

いずれかの理由により故人の遺体の身元を確認できない場合、遺体を検死した医師は、身元が不確かな者の遺体であることを証明する識別票を発行することができる。

「第2部―遺体の処分」―「7. 埋葬又は火葬前の身元確認の実施」

「死亡診断書又は処分許可書（など）」「身元証明文書」「棺又は遺体の上に取り付けられた名札（など）」などにより、身元情報が確認され、一致していることが判明しない限り、遺体の一部を埋葬又は遺体全てを埋葬、埋葬を許可した場合の禁止・罰則の規定（罰金10000ドル）。

「火葬許可」「身元証明文書」「棺に取り付けられた名札」などにより身元情報が確認され、一致していることが判明しない限り、遺体を一部又は遺体全てを火葬、火葬を許可した場合の禁止・罰則の規定（罰金 10000 ドル）。

「第 2 部—遺体の処分」—「8.火葬許可書の発行のために提出すべき文書」

死亡直前に故人の医療を担当した医師が、「法」により義務付けられた二種の証明書のうち一通に署名できない場合、「死後に故人の検死を行った医師の署名した証明書のうち一通」あるいは「他の医師の署名したその他の証明書」を義務付けることが適用される。

「第 2 部—遺体の処分」—「9.遺体の処分前に提出すべき文書」

「法」に基づいて記録が必要な死因の部分証明書に関する詳細事項は以下の通り。

「(a)故人の姓名」「(b)故人の死亡日」「(c)故人が自然死であるか否か」

「法」に基づいて記録が必要な許可に関する詳細事項は以下の通り。

「(a)故人の姓名」「(b)故人の死亡日」「(c)許可者」

「第 2 部—遺体の処分」—「10.登録官に提出する身元証明文書」

遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、遺体の処分後 28 日以内に、遺体に関する身元証明文書を登録官へ提出するものとする。違反した場合は罰金 1250 ドルに処す。

「第 2 部—遺体の処分」—「13.特定の状況における死亡診断書の交付の禁止」

「法」において、都市圏外において、他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後 24 時間以内に診断書を発行するため、医師は、以下の項目を記載した宣誓書を死亡診断書に添付するものとする。

以下のいずれかの詳細。

「医師又は配偶者、事実婚関係にある共同生活者の遺言又は無遺言に基づく財産（「金銭又は財産」「生命保険証券又は退職年金に基づく財産」として利益を受ける権利）」

「死亡後 24 時間以内に他の医師が死亡診断書の発行のために合理的に対応できないことを明らかにした陳述書」

「医師が死亡診断書を発行することを適切又は必要であると判断したこと、並びにそれが適切又は必要であると判断した理由を記載した陳述書」

宣誓書の作成後 24 時間以内に、宣誓書の登録官及び検視官に送付するものとする。

「第 2 部—遺体の処分」—「14.遺体の運搬」

以下の場合を除き、墓地又は自然埋葬地内で遺体を運搬してはならず、運搬させ、運搬を許可してはならない。

(a) 遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質の漏出しない棺又はその他の堅牢な容器に、遺体が入れている場合。

または、

(b) 遺体が、

(i) 動かないように堅牢な土台に固定又はその他の方法で安置されている場合で、

- (ii) 遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質が漏出しない埋葬布又はその他の包装材で覆われている場合。

以下の場合を除き、遺体を車両に載せて運搬してはならず、運搬させたり、運搬を許可してはならない。

- (a) 車両内で遺体が動かないよう安置され、固定されている場合で、かつ、
- (b) 遺体が、次（『⇒』先）のような個室に安置されている場合（⇒）「運搬車として設計された車両の一部が、運転手及び乗客から物理的に分離され、容易に清掃でき、消毒できる」
「遺体の分泌物又は汚染物質、感染性物質が漏出しないよう棺又は埋葬布、その他の容器、包装材に納められている場合」

「第2部—遺体の処分」—「17.遺体のネームプレートの埋葬」

所管行政長の承認を受けた方法で、故人の姓名及び死亡日が刻印又は印刷、押印された耐久性のある材料で作成されたネームプレートが、以下の通り取り付けられている場合を除き、墓地又は自然埋葬地に遺体を埋葬し、又は埋葬させ、埋葬を許可してはならない。

違反した場合は **2500 ドル以下の罰金**に処す。

- (a) 遺体が棺に納められている場合、ネームプレートが棺に取り付けられている。
または、
- (b) 遺体が棺に納められていない場合、ネームプレートが遺体上部に取り付けられている。

墓地又は自然埋葬地の関係当局の承認を受けた方法で、故人の姓名及び死亡日が刻印又は印刷、押印された耐久性のある材料で作成されたネームプレートが、遺体を収めた容器の外側又は内部に取り付けられている場合を除き、墓地又は自然埋葬地に火葬済みの遺体を埋葬し、又は埋葬をさせたり、埋葬を許可してはならない。

違反した場合は **2500 ドル以下の罰金**に処す。

容器を使用せず、地中に火葬済みの遺体を埋葬には、上記の規定は適用しない。

「第2部—遺体の処分」—「20.棺」

遺体の処分を手配する葬儀管理者又はその他の者は、使用される棺が以下の条件を必ず満たすようにしなければならない。

- (a) 遺体の体液又は汚染物質、感染性物質が棺から漏出するのを防ぐ特性のある必要とされる厚さの不浸透性材料を内張りに使用していること。
かつ、
- (b) 埋葬又は火葬に至るまでの通常の過程において、棺がさらされる可能性のある取り扱いによって、棺が変形又は破損することのないように組み立てられていること。
または、
- (c) 棺が火葬に使用される場合（以下に掲げた条件を全て満たすこと）、
 - (i) 火葬場での焼却時に有機塩素物質を放出しない木材又は木材に由来する原料で組み

立てられていること。

(ii) 底から突出した横木がないこと。

(iii) 火葬において燃焼に適した原料のみを使用していること。

(iv) 棺に入れて火葬される遺体の故人の姓名及び死亡日を記載したネームプレート又は銘が付されていること。

以上、違反した場合は **5000 ドル以下の罰金**に処す。

[例外規程] 一以下の場合、不浸透性材料を棺の内張に使用する必要はない。

(a) かかる不浸透性材料の使用を認めていない文化又は宗教の慣習に従って、遺体の埋葬に棺が使用される場合、

または、

(b) 棺に納めるときに、100 μm 以上の厚さの不浸透性材料で製造された袋に遺体が完全に封入され、当該袋が、遺体の体液が棺に漏出しないよう、効果的に密封されている場合。

火葬時の燃焼に適さない原料を、火葬前に容易に除去することができる場合、棺の外装にこれを使用することができる。

「第2部—遺体の処分」—「21.火葬前の棺からのネームプレート等の撤去及び処分」

火葬場の関係当局は、以下の物を処分することができる。

(a) 火葬前に、故人の遺体が納められた棺の外装から取り外されたネームプレート、金属又はプラスチック製の付属品。

(b) 火葬の結果、関係当局が所有することになるその他の物。

但し、火葬場の関係当局は、以下に掲げる場合を除き、棺から取り外されたネームプレートを処分してはならない。

(a) 当該火葬の許可を得た者又はかかる者より文書で許可された者が、ネームプレートを請求しなかった場合。

(b) 火葬を執り行った日から14日以上が経過した場合。

火葬場の関係当局は、火葬前に棺から取り外したネームプレートを、本条「(a) 当該火葬の許可を得た者又はかかる者より文書で許可された者が、ネームプレートを請求しなかった場合」に定める者のみに与えることを保証。違反した場合は **2500 ドル以下の罰金**に処す。

罰則については「第2部」における各々の規定において示した。

総じて、違反した場合は1250～10000 ドル以下の罰金に処す旨が定められている。

以 上

イギリスの埋葬法

Burial Rights Reform Bill

本法は、埋葬及び関連事項に関し、召集された今議会における聖職上院議員および下院の助言と承認により、この上なく優れた女王陛下により、その権限にて、以下のとおり制定される。

- (1)本法は、2017年埋葬権改正法と称される。
- (2)本条は、本法が可決された日に施行される。
- (3)他のすべての条項は、行政委任立法により国務長官が指定した日に施行される。
- (4)本法は、イングランド及びウェールズで施行される。

1 本研究で特に注目した内容の概要

本法（イギリスの埋葬法）は、埋葬及び関連事項に関し、個人が遺産管理人又は受益者を拘束する指示を行うことを可能にし、存命中に入手した埋葬スペースの埋葬後の利用に関して定めることを可能にする目的のものであり、故人による生前に表明した意志の権利保護的性格が強い内容となっている。

「①：遺体の管理・保管」については「第2部一遺体の処分」における「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要求の登録申告」にて（1）から（9）までの項目が挙げられているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない

「②：遺体の運搬・移動」について、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、直接の言及ではないが「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」においては、その「葬儀」「埋葬」の義務を履行するためには当然、遺体の運搬・移動を伴うものであるが、本法令のなかでは具体的なその手段や、基準等についての言及はなされていない。

「③：感染症罹患遺体の規制等」について、本法令のなかでは言及がなされていない。

「④：葬儀施行者（事業者）」について、「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」が包括的に定められており、これらの者が「葬儀及び埋葬の登録申告の登録を調査する義務を負う。」こととされているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない

「罰則」については、特に明示されていない。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要請の登録申告」「2 墓所に関する登録申告」「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」「5 「葬

儀代行」の義務」「6 義務違反」「7 規則」「8 解釈」「9 財政上の定め」「10 簡略標題、施行日及び範囲」である。

3 本研究で特に注目した内容

本法（イギリスの埋葬法）は、埋葬及び関連事項に関し、個人が遺産管理人又は受益者を拘束する指示を行うことを可能にし、存命中に入手した埋葬スペースの埋葬後の利用に関して定めることを可能にし、関連する目的のためのものである。

法令では「8」とされている「解釈」が、いわゆる「用語」の定義、本取締規則の範囲・対象について触れているので、ここではまず、「8 解釈」について触れた上で、「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要請の登録申告」「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」についてまとめる。

「8 解釈」

本法において、

「埋葬」には、火葬された遺体の埋葬を含み、「埋葬権(right of burial)」には「土葬権(right of interment)」を含む。

「埋葬当局」とは、1936年公衆衛生法第6条、若しくは墓地の提供及び維持のための地方自治法に基づいて設置された独立委員会、公共の委員会、合同委員会であるかを問わず、ロンドン自治区、小教区又は地区の地区議会、ロンドン市議会、教区議会を持たない教区の教区会議を意味する。

「指示」とは、行為を行うための指示、若しくは行為又は事件を防止するための指示を意味し、葬儀代理人を拘束する。但し、本法に定めるものを除く。

「墓所」には、墓所となるスペース、埋葬区画、クリプト、地下墓所、カタコンベ、アーチ、れんが墓所、霊廟、納骨堂、その他の埋葬場所を含む。

「墓碑」とは、モニュメント、墓石等を意味し、墓所又は墓所となる空間、若しくは墓碑（その上の恒久的な覆いを含む）を保護し、囲み、印となる壁、縁、レール、若しくは花瓶又は花器、その他のこれに類似するものを含む墓地に設置されたその他の追悼となる物品を含む。

「要求」とは、葬儀代理人を拘束しない見解又は好みの表現を意味する。

「1 葬儀及び埋葬に関する指示及び要求の登録申告」

死後の自己決定について触れた内容である。

具体的には、「(1) 16歳以上の者は、遺言以外で、自己の葬儀及び埋葬の手配に関する指示及び要求を申告することができる。」[(2)、(3) 略]「(4) 申告がイングランド及びウェールズ登録長官に提出され、受理された場合、かかる申告は、葬儀及び埋葬の指示及び要求の登録申告となる（以下「登録申告」とする）。」「(5) 修正済みの申告を提出することで、登録申告を修正し又は差し替えることができ、登録長官がこれを受理して、既に登録された申告と差し替えられる。」「(6) 登録申告は、登録長官に通知を送付することにより、撤回することができる。」「(7) 申告を行う者は、申告において指名された者（以下「葬儀代理人」とする）が、申告における一部又はすべての指示又は要求を実行することを指示

又は要求することができる。」「(8) 申告は、葬儀代理人がその役割を果たすことができない場合、指名された者に代わる代理の葬儀代理人を定めることができる。」とされている。

上記の「申告」に関連して「(9) 国務長官は、以下を定める規則を制定しなければならない。」とした。

- (a) 申告に含むことができる事項と含むことのできない事項を含む宣言の書式及び内容。
- (b) いずれの事項が指示に含まれ、いずれの事項が要求に含まれるか。
- (c) 申告が真正であることを証明する方法及び取り決め。
- (d) 電子的方法を含むイングランド及びウェールズ登録長官に申告を提出する方法。
- (e) 登録申告の修正及び差し替えのための取り決め。
- (f) 登録申告の撤回のための取り決め。
- (g) 申告の提出及び修正、差し替え、撤回のための手数料。
- (h) 申告の提出を受理する前に、イングランド及びウェールズ登録長官が適用する基準及び取り決める。

「3 葬儀及び埋葬の申告の登録」

- (1) イングランド及びウェールズ登録長官は、以下の義務を負う。
 - (a) イングランドの登録申告の登録を管理する。
 - (b) 登録を一般に閲覧可能とする。
 - (c) 以下に関する案内を公表する⇒
 - (i) 申請を行うことについて
 - (ii) 登録の作用について
 - (iii) 登録を調査し、登録申告に関する対策を講じる者の第4条における義務について
- (2) 国務長官は、規則により、
 - (a) 登録長官が本条(1)の義務を果たすために執り行う義務を定めることができる。
 - (b) 登録申告のすべて又は一部の閲覧を制限することができる。

「4 遺体を管理し、死亡を登録し、葬儀又は埋葬を組織し又は請け負う者の義務」

- (1) 以下の者は、葬儀及び埋葬の登録申告の登録を調査する義務を負う。
 - (a) 遺体を管理する者
 - (b) 死亡を登録する者
 - (c) 遺言執行人又は遺産代理人、管財人を含む、故人の遺言又は遺産を取り扱う責任を負う者
 - (d) 故人の葬儀及び埋葬を手配し、支払いをしようとする者
 - (e) 葬儀又は埋葬を行う葬儀請負人又は葬儀業者
 - (f) 以下の場合、現地当局。
 - (i) 合法的に遺体を管理する者がいない場合
 - (ii) 合法的に管理する者に、葬儀及び埋葬の費用を支払う資金がない場合、若しくはかかる者が遺体について、合法的なことを一切行わない、又は遺体を遺棄した場合
 - (g) 故人が提出した登録申告のため、規則において国務長官が定めるその他の者

- (2)本条(1)の要件を満たすためには、調査担当者が、故人が提出した登録申告が存在することを明らかにし、かかる申告に他の者が実行の責任を負うとする要件及び要求が含まれていた場合、調査担当者は申告について他の者に通知するため、合理的な措置を講じる義務を負う。
- (3)本条(1)の要件を満たすために調査に当たった者が、登録申告を発見しなかった場合、担当者は、故人の遺言の在処を特定するのに許容された時間内に、遺言の中に埋葬と葬儀の手配に関し、故人による指示及び要求が含まれているか否かを明らかにするため、合理的な取り調べを実施する義務を負う。
- (4)故人が、 (a)登録申告を提出していた場合で、
(b)埋葬及び葬儀の手配に関する指示及び要求を含む遺言又は遺言補足書を作成していた場合、最新の署名のある文書の指示及び要求に従うものとする。

以 上

1 本研究で特に注目した内容の概要

冒頭で述べた通り、本研究で注目している「**遺体の管理・保管**」「**遺体の運搬・移動**」「**感染症罹患遺体の規制等**」「**葬儀施行者（事業者）**」へ言及されている法令、規制、ルール。そして、それらへの「**罰則（の有無）**」は以下の通り。

「①：**遺体の管理・保管**」については「**第2章 葬儀の一般的な規則**」における「**§ 3. 期間**」として「**第16条 埋葬または火葬は、死後36時間以内、遅くとも死後6営業日以内に行われる。（罰則-第80条 次の者は、3か月以下の拘留または第3類の罰金に処する。）**」という形で遺体の「保管期間」を定めているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、遺体の同一性（取違えの防止）にかかわる第一義的責任者は墓地、火葬場の「所有者」に求めている。

「②：**遺体の運搬・移動**」については事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。医師の死亡診断書、検案書については詳しく言及されており、その書面が移動の際の確認すべき要諦とされている。

「③：**感染症罹患遺体の規制等**」については「**第2章 葬儀の一般的な規則**」における「**§ 5. 公的ケア**」として、「**第22a条-1 市長は、死体が感染性若しくは有毒な病原体又は感染性若しくは有毒な物質に汚染され、又はその疑いが十分にあり、公衆の健康に重大な危険を及ぼすおそれがあるときは、市長の助言を受けて、公衆衛生法第17条で言及されている市町村保健サービスは、この危険を回避するための措置を講じている。**」と定めている。

「④：**葬儀施行者（事業者）**」については「**第2章 § 4. 葬儀サービスの提供**」における「**第18条-1 葬儀は、第11条の休暇を申請した者、またはその者に代ったと合理的に認められる者によって提供される。葬儀は、合理的に要求できない場合を除き、故人の希望または推定される希望に従って行われる。**」と定めているが、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。

この11条とは「**第2章 § 2. 埋葬または火葬のための書類**」における「**第11条 死体の埋葬または火葬は、無料で発行される出生、婚姻および死亡の登録官からの書面による許可なしには行われぬ。**この書類の様式は、内務大臣および王国関係大臣によって決定される」を指す。（**罰則-第80条 次の者は、3か月以下の拘留または第3類の罰金に処する。**）

「**罰則**」については「**第7章 刑法規定**」で包括的に言及している。具体的な罪科としては、拘留または罰金が定められている。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

「第1章 総則」 「目的」 や「定義」 について規定している。

「第2章 葬儀の一般的な規則」

「§ 1. 解剖と身元確認」 (第3条から第10条)。

「§ 2. 埋葬または火葬のための書類」 (第11条から第15条)。

「§ 3. 期間」 (第16条から第17条)。

「§ 4. 葬儀サービスの提供」 (第18条のから第19条)。

「§ 5. 公的ケア」 (第20条から第22条)。

「第3章 埋葬」 (墓地にかかわる規程)

「§ 1. 一般規定」「§ 2. 市営墓地」「§ 3. 特別墓地」「§ 4. 墓地の閉鎖と閉鎖」について定められている。ちなみに、「§ 3. 特別墓地」とは、「第37条 特別墓地は、宗派または私法に基づく法人または自然人によってのみ設立および維持することができる」とあり、これは我が国で言う、「個人墓地」「集落(共同・共有)墓地のことである。

「第4章 火葬」 (火葬にかかわる規程)

「セクション 1. 総則」「セクション 2. 火葬場」「セクション 3. 遺灰の保管、送付先および保管」
「§ 1. 一般」「§ 2. シャフトスリーブ(薬品や石油等の液体移送用ポンプに組み込まれる重要部品)の再取り付け」「§ 3. 灰をまき散らす(散骨)」

「第5章 葬儀の特殊な方法」第60条～第70条。いわゆる「死体解剖保存法」に該当するものである。

「第6章 例外規定」第71条～第79条。臓器移植に関連する規程、犯罪等に伴う死体検案等についてまとめられている。

「第7章 刑法規定」

「第8章 経過規定および最終規定」「§ 1. 経過規定」罰則、及び法運用の制定経過。となる。

3 本研究で特に注目した内容の具体的整理

「第1章 総則」 「目的」 や「定義」 について。

第2条では「1 この法律およびそれに基づく規定では、次の定義が適用される。」として、「a. 死体: 故人または死産の遺体。」 「b. 死産: 妊娠期間が少なくとも 24 週経過した後の死産児。」とされている。

また、「2 この法律は、在胎週数が 24 週未満に生まれた胎児には適用されない」として「a. 生命を失って生まれた」、または「b. 生後 24 時間以内に死亡。」としている。墓理法第2, 3条に準じる。

「第2章 葬儀の一般的な規則」

「§ 1. 解剖と身元確認」

検死の対象、行う者(検視官)の適格性(条件)、方法等について第3条から第10条にかけて述べられている。

第3条から第5条の記述は、法医名簿に法医として登録されている医師のなかから任命された市

検死官による部検（解剖）は、死後できるだけ早く行われることが定められている。

但し、第6条では検死対象となる遺体の縁故者である場合には、検死官としての適格性はないこと。第7条では一般的な「死亡診断書」で対応出来る範囲と、検死官が対応すべき範囲について定め、第8条から第10条では死体検案書、死亡診断書の書式についてなどが定めている。

これらに関する罰則は「1か月以下の拘留または第2類の罰金に処する」とある（第81条）。

「§ 2. 埋葬または火葬のための書類」

第11条から第15条で、死亡診断書（死体検案書）の取り扱い方などについて述べている。

第11条では死亡診断書（死体検案書）に対し、行政がこれを受理し、認めた上でないと死体の埋葬、火葬の許可がなされないこと。第12条は「死亡診断書（死体検案書）」の代わりに「主治医からの陳述書が提出されることを条件として、埋葬または火葬することができる」としている。第13条～第15条にかけて、「提出された書類（死亡診断書 [死体検案書]）は、埋葬または火葬の場所の登録官によって保管される」として、行政庁において許可に際して提出された書類の保管、統計化することなどについて、まとめられている。

これらに関する罰則は「3か月以下の拘留または第3類の罰金に処する。」とある（第80条）。

「§ 3. 期間」

第16条は「死後36時間以内、遅くとも死後6営業日以内に、埋葬または火葬が行われる」ということが定められている。

第17条では「1」として、「医師の診察の上、遺体の所在する市区町村長が埋葬または火葬の期間を定めることができる。しかし、検察官との合意がない限り、医師は死後36時間以内の埋葬または火葬を許可」しないこと。「2」として、「市長の決定は、24時間以内に州の第三者委員会に上訴することができ、第三者委員会は直ちに埋葬または火葬の許可の可否について決定する」ということが述べられている。

これらに関する罰則は「3か月以下の拘留または第3類の罰金に処する。」とある（第80条）。

「§ 4. 葬儀サービスの提供」

第18条では「1」として、葬儀は、法医として登録されている医師のなかから、検死官として任命された者、またはその者に代った者によって提供されるとされ、葬儀は、合理的に要求できない場合を除き、故人の希望または推定される希望に従って行われる。「2」として、この段落の目的（故人の希望または推定される希望に従った葬儀の施行）のための、「葬儀」というのは、火葬された死体の灰の取扱いについてまでも含むことを意味する。

第19条では「1」として、成人、または16歳に達した者は、公証人による証書または書面による日付と署名のある自筆の宣誓書による遺言書を作成する能力がない場合でも、死後に意思決定を行うことができる。「2」として、一般的な用語で述べられた最後の遺言と遺言の取り消しは、以前に表明された希望の取り消しを意味するものではないと見なされる。

「§ 5. 公的ケア」

第20条では、「法に基づいて検死又は埋葬の措置を講じない者がいる場合、死体を保管する者は、遅くとも死後3日目までに市長に通知しなければならない。」として、第21条では、「法に基づく

検死・埋葬を行う者がいない場合」や、身元不明の場合などについて規定している。具体的には、検死又は埋葬の措置について「1 法に基づく検死・埋葬を行う者がいない場合は、市長が処理する。」「2 死体が家屋にある場合、市長又は警察官は、居住者の許可がなくとも、その家屋に立ち入ることができる。」「3 死体の身元を特定できない場合における、その行方不明者の特定および追跡について」「4 必要に応じて、医師または医師の責任の下で身体を検査を実施したり、認定警察官が歯科記録を作成したり、身体部位の撮影することが出来る」「5 ここでいう「3」および「4」は、検察官が既に行われたことを認識している場合には適用されない」「6 「3」でいう死体とは、埋葬されている場合も含む」ことを規定している。

第 22 条では次のとおり海外からの遺体や、感染症死亡者について述べられている。

第 22 条「市長は、死体が感染性若しくは有毒な病原体又は感染性若しくは有毒な物質に汚染され、又はその疑いが十分にあり、公衆の健康に重大な危険を及ぼすおそれがあるときは、市長の助言を受けて、公衆衛生法で言及されている市町村保健サービスは、この危険を回避するための措置を講じている」

「第 7 章 刑法規定」罰則に関しては各々の規定に示したとおり、「第 80 条 3 か月以下の拘留または罰金に処する。」または「第 81 条 次の者は、1 か月以下の拘留または罰金に処する。」が適用対象となる。

以 上

アメリカ合衆国一オハイオ州の葬儀法

Chapter 4717: EMBALMERS, FUNERAL DIRECTORS, CREMATORIES

1 本研究で特に注目した内容の概要

「①：遺体の管理・保管」について、葬儀事業者、エンバーマーは、免許の取得に当たり、下記の要件を満たすことが求められている。

[管理ルール] (要 旨) (1) 申請者は 18 歳以上であり、道徳的性格が良好である。(2) 申請者が有罪を認めた場合、裁判官または陪審員により有罪とされた場合(は、除く)。(3) 申請者は、学位を授与する権限を与えられた大学から少なくとも学士号を取得していること。(4) 申請者は、所定のコースで少なくとも 12 か月の指導を十分に完了していること。(5) 申請者は、エンバーマーの見習いを開始する前に理事会に登録している。(6) 申請者は、この州の住民。少なくとも 25 人の死体の防腐処理の補助の経験を積んでいること。(7) 申請者は、規定されている教育基準を満たしている場合。理事会が要求する防腐剤の取扱いに関する免許を取得していること。

また、葬儀場は下記の要件を満たすことが求められている。

[葬儀場または防腐処理の認可申請] (要 旨) (A) (1) 葬儀場を運営するための免許を取得したい、免許を持った葬儀事業者、免許を持ったエンバーマーが在籍すること。防腐処理施設を運営するための免許を取得したい人、防腐剤および葬儀の理事会に適用されるものとする。取締役会が規定する形式の申請書。審査については、防腐処理施設の下で理事会によって採択された規則に準拠することとする。理事会によって採用された規則、および他のすべての連邦政府、および施設の安全性に関する地域の要件を満たさなくてはならない。(2) 免許申請に関連する葬儀場、防腐処理施設、または火葬施設が法人または有限責任会社が所有する申請書には、任命された法人または有限責任会社の法定代理人または外国法人の場合、法人の指定代理人。葬儀場、防腐処理施設の場合には、関係する申請書は各々の名前と住所が含まれる。(B) (2) 葬儀場は、敷地内に次のいずれかを備えているものとする。(a) 葬儀場で防腐処理が行われる場合、適切に設備が整った防腐処理室として維持される。防腐処理室は清潔で衛生的な方法で保管し、防腐処理にのみ使用するものとする。準備、または死体の保持。防腐処理室には、物品、設備、およびそれらの目的に必要な機器。(b) 葬儀場で防腐処理が行われない場合は、十分な設備が整った保管室と維持される。保管室は清潔で衛生的な方法で保管し、準備のためにのみ使用するものとする。防腐処理、および死んだ人体の保持以外。保管室には、物品とそれらの目的に必要な設備。(3) 各葬儀場は、この章に基づき認可された葬儀事業者が監督。場合により複数の葬儀場を監督。

「②：遺体の運搬・移動」については特に定められてはいない。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については、「[免除] (要 旨) (A) 以下の者は、この章の規定から免除される。(1) 規則または保健省もしくは保健委員会の命令により、死亡した人の遺体、特に病原性の伝染病が死因の遺体の処置にあたる、保健省もしくは保健委員会の役員または職員」と述べられているのが感染症にかかわるオハイオ州法の規程となる。

「④：葬儀施行者（事業者）」については、「[管理ルール]（要旨）行政への手続き、事業の取引、および理事会の業務の管理のための葬儀事業者とエンバーマーは、これらの規則には、以下のすべてが含まれるものとする。」と定められている。

「罰則」については事業者が適切に事業を行うように事業者における不正に対しては、[懲戒処分]（要旨）として、その適用を指し示している。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

全体構成の概要（要旨）は以下の通り。11 のカテゴライズ化されている。

[定義]（要旨）。	[(葬儀事業者における) 理事会・取締役会の組織]（要旨）。	
[管理ルール]（要旨）。	[葬儀場または防腐処理の認可申請]（要旨）。	
[ライセンス申請者]（要旨）。	[継続教育] [要旨]。	
[施設の所有権または場所の変更]（要旨）。	[免除]（要旨）。	
[禁止されている行為]（要旨）。	[懲戒処分]（要旨）	となる。

これらは概ね、葬儀に関わる事業者、団体に対する規制内容となっている。

具体的には理事会・組織の在り方。職員の資質向上を目的とした研修。施設（環境・衛生的な基準ではなく）経済的な運用・所有にかかわる規制について。葬儀業・エンバーマーのサービス提供者としての振る舞い。取り扱う商品について。というような点、つまりは「葬儀事業の規制。葬儀業における適正な、必要な事務。仕事の規範」についての「規制」となっている。

3 本研究で特に注目した内容の具体的整理

[定義]（要旨）

- (A) 「防腐処理（エンバーミング）」とは、死んだ人体を化学的に処理するプロセスを意味する。
- (B) 「葬儀事業」とは、営利目的で、または認可された1つ以上の葬儀場から葬儀を行う事業者による事業になる。個人事業主、パートナーシップ、法人、有限責任会社、またはその他によっておこなわれる事業を意味する。
- (C) 「葬儀事業社」とは、葬儀を1つまたは認可されたより多くの葬儀場の経営、葬儀サービスの手配または販売、記入または葬儀契約の締結、死体を埋葬する準備をする事業または職業。防腐処理以外の手段、死んだ人体の処分、場所の提供または維持。死んだ人体の準備、世話、または処分、用語のビジネスに関連した使用。
- (D) 「葬儀場」とは、死体の世話、埋葬の準備、または処分のための固定された場所を意味する。または葬式の実施。各事業所は、共有または所有権に関係なく、葬儀場である。
- (E) 「エンバーマー」もしくは「防腐処理業者」とは、全体的または部分的に防腐処理に従事し、これに

基づいて免許を取得している人を意味する。

(F)「葬儀屋」とは、葬儀の指揮に全体的または部分的に従事し、免許を取得している人を意味する。

(G)「最終処分」⇒「J」参照。

(H)「監督」とは、葬儀の指揮または防腐処理の事業のすべての段階の運営を意味する。

(I)「直接監督」とは、認可された葬儀屋または認可された防腐剤が物理的に存在することを意味する。
葬儀や防腐処理の特定の機能が実行されている。

(J)「防腐処理施設」とは、葬儀場とは別の、この下で認可された固定された場所を意味する。その唯一の機能が死んだ人体の防腐処理と準備となる。

[(K) から (S) ⇒ 火葬場関連事項 のため略]

(T)「葬儀契約」とは、書面による合意、契約、または販売またはその他の方法による一連のこと。

(U)「購入者」とは、必要な葬儀契約を購入して資金を提供した個人を意味する。または、契約の受益者ではない場合がある。

(V)「契約受益者」とは、葬儀用品および葬儀サービスが提供される個人を意味する。必要な葬儀契約に従う。

(W)「売り手」とは、購入者と葬儀の前契約を結び、葬儀用品、葬儀サービス、またはその両方。

(X)「重罪」とは、この州、その他の州、または連邦法で重罪として分類される犯罪行為を意味する。

[(葬儀事業者における) 理事会・取締役会の組織] (要旨)

取締役会の組織—理事会の開催は過半数の同意が必要。理事会の議題としては、事業計画。会長および幹事及び会計の報告 など。理事会は、取締役会のメンバーではない個人を取締役会の常務取締役として任命することが出来る。

[管理ルール] (要旨)

行政への手続き、事業の取引、および理事会の業務の管理のための葬儀事業者とエンバーマーは、これらの規則には、以下のすべてが含まれるものとする。

- (1) 記入しなければならない申請書の性質、範囲、内容、形式、および葬儀事業者の免許またはエンバーマーの免許を取得する必要がある。
 - (a) 葬儀事業者の免許審査試験少なくとも包括的な知識による申請者の知識。
 - (b) 葬儀事業者免許審査は、包括的な法令の知識、オハイオ州の州法、および衛生法規に拠る。
- (2) ライセンスを取得するために必要な最小ライセンス審査スコアを獲得していること。
- (3) 葬儀事業者およびエンバーマーの免許試験の日付を決定するための手順について。少なくとも年に1回、各検査の時間と場所、および監督を実施する。
- (4) 理事会が申請者の免許の遵守を受け入れるかどうかを決定するための手順について。申請者にライセンスを付与する理由としての登録、または別の州の認証要件。
- (5) 全国的に認められた葬儀業者またはエンバーマーであるかどうかの決定 ⇒ 試験は、いずれかの防腐剤の包括的なセクションのライセンス要件を十分に満たしているか否かについてが問われる。
- (6) 認可された葬儀事業者およびエンバーマーに対する継続した教育制度 ⇔ 要件。

- (7) 葬儀場の認可と運営に関する要件。
- (8) 防腐処理施設の認可と運用に関する要件。
- (9) 指定するスケジュールの設定。
- (10) 火葬施設の認可および運営に関する要件。
- (11) 理事会が未請求の火葬を所有し、合法的な処分を手配するための手続き。閉鎖された葬儀場または火葬場に保管または保管された遺骨。
- (12) 重複ライセンスの発行手順。
- (13) 申請者の前科チェック。
- (14) 理事会が要求する是正措置コースの量と内容について。

葬儀事業者、エンバーマーとしての免許を希望する人は、防腐剤および葬儀の理事会に申請するものとする。申請者は、次のすべての要件を満たしている。

- (1) 申請者は 18 歳以上であり、道徳的性格が良好である。
- (2) 申請者が有罪を認めた場合、裁判官または陪審員により有罪とされた場合（は、除く）。
- (3) 申請者は、学位を授与する権限を与えられた大学から少なくとも学士号を取得していること。
- (4) 申請者は、所定のコースで少なくとも 12 か月の指導を十分に完了していること。
- (5) 申請者は、エンバーマーの見習いを開始する前に理事会に登録している。
- (6) 申請者は、この州の住民。少なくとも 25 人の死体の防腐処理の補助の経験を積んでいること。
- (7) 申請者は、規定されている教育基準を満たしている場合。理事会が要求する防腐剤の取扱いに関する免許を取得していること。

葬儀事業者またはエンバーマーは、各々の免許を表示しなくてはならない。仮に葬儀事業者またはエンバーマーが理事会と良好な関係でも、該当する継続教育は必須要件として例外としてはならない。これに葬儀事業者またはエンバーマーの免許が必要な活動に参加することは禁ずる。葬儀事業者またはエンバーマーは、以下の条件をすべての完了時に免許取得・有資格者に戻る申請することができる。

- (1) 葬儀屋またはエンバーマーは、アクティブなステータスを求める理事会によって規定されたフォームを理事会に提出する。取締役会が要求する可能性のあるその他の情報を提供する。
- (2) 葬儀屋またはエンバーマーは、各免許のオハイオ州法試験に合格する。
- (3) 葬儀屋またはエンバーマーは、再活性化料金を理事会に支払う。

[葬儀場または防腐処理の認可申請] (要 旨)

(A)

- (1) 葬儀場を運営するための免許を取得したい、免許を持った葬儀事業者、免許を持ったエンバーマーが在籍すること。防腐処理施設を運営するための免許を取得したい人、防腐剤および葬儀の理事会に適用されるものとする。

取締役会が規定する形式の申請書。審査については、防腐処理施設の下で理事会によって採択された規則に準拠することとする。理事会によって採用された規則、および他のすべての連邦政府、および施設の安全性に関する地域の要件を満たさなくてはならない。

(2) 免許申請に関連する葬儀場、防腐処理施設、または火葬施設が法人または有限責任会社が所有する申請書には、任命された法人または有限責任会社の法定代理人または外国法人の場合、法人の指定代理人。葬儀場、防腐処理施設の場合には、関係する申請書は各々の名前と住所が含まれる。

(B)

(1) 防腐処理業者および葬儀事業社の理事会は、葬儀場を運営するための免許を取得する。最終的には葬儀事業社として指名された、認可された葬儀事業者、葬儀場の責任者。理事会は、葬儀場の住所に対してのみ免許を発行するものとする。

葬儀場で雇用されている者は、葬儀場内の目立つ場所に示すものとする。葬儀場免許が交付された葬儀事業社を目立つように表示する（一般の人が利用する葬儀場の正面玄関のすぐ外側または内側）。

(2) 葬儀場は、敷地内に次のいずれかを備えているものとする。

(a) 葬儀場で防腐処理が行われる場合、適切に設備が整った防腐処理室として維持される。防腐処理室は清潔で衛生的な方法で保管し、防腐処理にのみ使用するものとする。

(b) 葬儀場で防腐処理が行われない場合は、十分な設備が整った保管室と維持される。保管室は清潔で衛生的な方法で保管し、準備のためにのみ使用するものとする。

(3) 各葬儀場は、この章に基づき認可された葬儀事業者が監督。場合により複数の葬儀場を監督。

(C)

(1) 理事会は、実際に防腐処理施設に認可された防腐処理業者にのみ防腐処理施設を運営する認可を発行する。防腐処理施設の責任と最終的な責任を負う。ライセンスは、施設内の目立つ場所。防腐処理施設のエンバーマーの名前。発行されたライセンスは、防腐処理施設の主要な入り口の外側または内側に目立つよう表示が求められる。

(2) 防腐処理施設は、衛生的な方法で適切に装備および維持されなければならない。防腐処理をするような施設の部屋には、その定められた目的に必要な物品、施設、および器具のみを収容する。防腐処理室は清潔で衛生的な状態に保たれ、その手入れと準備のために使用されなければならない。

【ライセンス申請者】（要旨）

(A) 「ライセンス」および「初期ライセンスの申請者」は、セクションと同じ意味を持つ。

(B) 葬儀事業者の役員は、葬儀者、エンバーマーとしての免許の申請は業務基準に準拠しない限り、初期（仮）免許、免許を申請者に付与してはならない。

【継続教育】〔要旨〕

(A) 一定期間毎に、認可されたエンバーマーと葬儀者は1日から2日の間に教育プログラムに出席しなければならない。ライセンス更新の条件としての教育プログラム。この継続教育要件の管理と施行を管理する規則を採用する。理事会は、専門家組織、協会、またはその他の第三者と契約して、理事会を支援する場合も認められる。

(B) エンバーマーの免許と葬儀事業者の免許の両方を持っている人は、継続を満たす必要がある。

(C) 改訂に基づいて発行された認可を保持している人は、更新の条件として、予め指定されている継続教育の要件を満たしている認可証に代えることが出来る。

(D) 理事会は、継続教育の要件を満たさない資格取得のライセンスを更新してはならない。

(E) 不当な理由により、この継続教育要件を満たさない場合、困難または障害、または葬儀の指示または防腐処理の実践に積極的に従事していない人。州は、免除を理事会に申請することができる。

[施設の所有権または場所の変更] (要 旨)

(A)

(1) 葬儀場の運営を認可された者は、次のいずれかについて、変更がなされた後は、30日以内に遺体は一旦、自宅に戻す。

(a) 葬儀場の場所。

(b) 葬儀場を実際に担当し、最終的に責任を負う人。

(c) 葬儀場を所有する葬儀場事業の所有権。単独でまたは他の人と組み合わせて行った1人または複数の人によって行われている葬儀事業の所有権。所有権が変更される直前に葬儀事業の過半数を所有していない。

(2) このセクションの区分(A)(1)の記載事項について、変更後30日以内に、更新の申請後、実際に責任を負い、最終的に葬儀場の責任を負う。葬儀場の免許。免許を持った葬儀事業者が葬儀場免許を申請すると、葬儀場は、理事会が葬儀場の申請を拒否するまで運営を続けられる。

(B)

(1) 防腐処理施設の運営を認可された者は、次のいずれかの変更がなされた後は、30日以内に、更新の申請後、実際に責任を負い、最終的に防腐処理施設の責任を負う。

(a) 防腐処理施設の場所。

(b) 防腐処理施設を実際に担当し、最終的に責任を負う人。

(c) 所有権の過半数を有する防腐処理施設を所有する事業体。単独でまたは他の人と組合せて所有していない1人または複数の人が所有している事業体の所有権の変更直前の事業体の大部分。

(2) 本条(B)(1)の記載の変更が生じてから30日以内に、変更後の防腐処理施設を担当し、最終的に責任を負うものは、新しいものを申請するものとする。防腐処理施設を運営するための免許。防腐処理を行うための免許の申請時に認可された防腐剤による施設の場合、防腐処理施設は、理事会の防腐処理施設のアプリケーションとなる。

[免 除] (要 旨)

(A) 以下の者は、この章の規定から免除される。

(1) 規則または保健省もしくは保健委員会の命令により、死亡した人の遺体、特に病原性の伝染病が死因の遺体の処置にあたる、保健省または保健委員会の役員または職員

(2) 医師会の役員、従業員、または資格のある医師(いずれかが代理で行動している場合)。

(3) 遺体の引き受け手がない場合、解剖学的研究の対象とされている遺体を取扱う者

(4) 葬儀事業社または葬儀事業社に所属している葬儀事業者またはエンバーマーとして別の州で免許を取得している人、または公の機関によって宣言された状態での災害または緊急時。

(B) この章は、次のいずれかを妨げたり妨害したりするものではない。

(1) 儀式、慣習、宗教的権利、またはあらゆる人々、宗派、または宗派の宗教。

- (2) 宗教的な宗派または宗派、あるいは宗派のメンバーで構成される団体。
- (3) 死体を埋葬する準備をする教会またはシナゴーク委員会。
- (4) 儀式または権利に基づく葬儀の実施および死体の埋葬

ただし、死因が特定の伝染病による場合を除く病気の場合、管轄権を有する保健省または保健委員会の規則は、申し込み。

[禁止されている行為] (要 旨)

(A) 次のことを行ってはならない。

- (1) 葬儀事業者としての免許を持たず、葬儀の指揮をとる事業または職業に従事すること。
- (2) エンバーマーとして認可されていない限り、防腐処理に従事し、採用された規則に準拠した見習いエンバーマーであり、認可されたエンバーマーの監督、または死体科学の大学の学生である理事会によって承認、理事会によって認可されたエンバーマー直接の監督下にあること。
- (3) その人（たとえば「有名人」など）が葬儀事業社を提供しているという印象を広告またはその他の方法で提供または伝達すること。その人が葬儀事業者として認可されているか、あるいは雇用されている場合を除き、認可された葬儀場と契約し、ある方法でその葬儀場の葬儀指示サービスを実行すること。広告、提供サービス内容は一致してはならない。
- (4) その人が防腐処理サービスを提供しているという印象を宣伝または提供または伝達を申し出ること。その人が認可された防腐剤を使用しており、認可された葬儀場または認可された防腐処理施設であり、葬儀場または広告、提供サービス内容は一致してはならない。
- (5) 理事会による「葬儀場を運営する認可」なしに葬儀場を運営してはならない。
- (6) 葬儀場以外の場所からの葬儀事業者の業務または職業を実践しなくてはならない。
- (7) 人が認可されている葬儀場または防腐処理施設以外の場所から防腐処理を練習してはならない。

(B) 葬儀場を所有する葬儀事業の閉鎖または所有権の変更後 30 日以内に、閉鎖または変更時に、認可証に変更の経緯について明確に列挙すること。

(C)

- (1) 閉鎖された葬儀場の葬儀場免許を所持している者は、過失により送金を怠ってはならない
- (2) 葬儀場の閉鎖から 30 日以内に、葬儀場の免許を保持者がいない、あるいは閉鎖された葬儀場の運用を前提とした、すべての必要な契約を譲渡してはならない。

事前契約の義務を引き受けるように指定されているもの。葬式をする者が居る場合、後継の葬儀場または葬儀場が必要な葬儀契約の義務を引き受ける場合、理事会はそのような指定を行い、指定された葬儀場または葬儀場への必要な葬儀契約の譲渡をしなくてはならない。

[懲 戒 処 分] (要 旨)

(A) 防腐処理業者および葬儀事業者の理事会は、次のいずれかに該当する場合、認可または更新を拒否するか、または一時停止または取り消すことが出来る。この章に基づいて発行されたライセンスまたは認可証、またはライセンスまたは認可証の所有者が是正措置を取ることを要求する場合がある。

- (1) ライセンスまたは認可証の所有者は、詐欺または不実表示のいずれかによってライセンスま

たは認可証を取得。または試験に合格した場合。

- (2) 申請者、ライセンサー、または認可証保有者が、重罪またはその他の罪で有罪判決を受けた場合、または有罪を認めた。道徳的混乱を伴う犯罪。
- (3) 申請者、ライセンサー、または認可証保有者が、本規程の条項に故意に違反。または、これらのセクションのいずれかで採用されたルールに違反した場合には、保健省または保健地区の保健委員会の規則または命令。死んだ人体の処分を管理する。または他のルールや順序や申請者またはライセンサーに適用される。
- (4) 申請者、ライセンサー、または認可証保有者が不道徳または非専門的な行為を行った。
- (5) 申請者、ライセンサーは、無免許の者を故意に認可した。
- (6) 申請者、ライセンサー、または認可証保有者は、習慣的に飲酒、または薬物の依存、またはその他の習慣がある者。
- (7) 申請者、ライセンサー、または認可証保有者が、死亡した人体の監護権を迅速に提出することを拒否した。または火葬された遺体は、遺体または火葬された遺体に法的に権利を与えられた人の明示的な命令に基づいている。
- (8) ライセンサーまたは認可証保有者が他者に、その資格を貸与した場合。あるいは、他人のライセンスまたは認可証を借用または使用、または故意に不適切なライセンスまたは認可の付与を支援または支援した。
- (9) 申請者、ライセンサー、または認可証の所有者が、虚偽または欺瞞的な広告を使用して一般大衆を誤解させた場合。「偽と欺瞞的な広告」には、次のいずれかが含まれる。
 - (a) 一般の人々を以下のような場合、葬儀事業者、従業員に従事していると信じている。
 - (b) 葬儀場が認可されている名前以外の任意の名前を葬儀場を使用すること。
 - (c) 葬儀場の名前に、直接、積極的、または現在ではない個人の名前を使用する。そのような名前が以前にそして継続的に葬儀によって使用されていない限り、葬儀場に関連付けられている。

(B)

- (1) 防腐処理業者および葬儀事業者の理事会は、付与または更新を拒否するか、本規則に則って、従ってのみライセンスまたは認可される。
- (D) 防腐処理業者および葬儀事業者の理事会が葬儀事業者の免許または葬儀事業社の免許を一時停止または取り消す場合。葬儀場を運営するため、理事会は異議を申立てることが出来る。
- (E) 治療の適格性について司法上の認定を受けた、または有罪を認めた者は、別の管轄区域では、個人に対する適格性の認定を改めて受けなくてはならない。
- (F) 本条の運用により、または本条の運用により、免許または認可が一時停止または取り消された場合、施設、または火葬施設は、理事会はその人の免許または認可を回復するまで、防腐処理、葬儀、火葬、葬儀場を運営し、防腐処理を行ってはならない。

以 上

1 本研究で特に注目した内容の概要

「①：遺体の管理・保管遺体の管理・保管」については、事業を行う上での「届出・許可等」を義務づけている法令は確認した限りでは見当たらない。なお、葬儀施設の設置及び管理については、「第2章 葬儀施設の設置 及び 管理」において「第6条 葬儀施設の設置、拡充、増築及び改築は、許可を得るための書類。かかる書類は、直轄市、縣（市）主管機関で処理、中央主管機関に報告される」として、以下、設置基準等を示し規制下においている。特に「第13条」では「斎場（葬儀場）には、次の設備が含まれていなければならない。」として、「(i)冷凍室」「(ii)遺体処理施設」「(iii)解剖室」「(iv)消毒設備」「(v)廃水（汚水）処理施設」「(vi)遺体安置室」などが明示されているが、各々の「室」ないし「施設」の具体的基準については、ここでは述べられてはいない。

「②：遺体の運搬・移動」については、特に定められてはいない。

「③：感染症罹患遺体の規制等」については、「第2章 葬儀施設の設置 及び 管理」における設置基準等で間接的ながら規制下においているともいえる。特に「第13条」では「斎場（葬儀場）には、「(x)公衆衛生設備」「(xiv)法律に基づき設置しなければならないその他の設備」が挙げられているので、この適用をもって対応する。

「④：葬儀施行者（事業者）」については、「第4章 殯葬管理及び相談」の第42条で、「葬儀屋は、直轄市、縣（市）主管機関に、法律に基づき会社もしくは事業を登記し、殯葬業協会に加盟する事業者許可を申請して初めて営業を開始するものとする。」とされており、「許可の法域外で直轄市、縣（市）の施設を経営する葬儀屋」については、「所在する直轄市、縣（市）主管機関に参考までに元々の事業運営許可を添えて報告した後に、営業を開始する」とされ、「営業許可を有する事業者は、直轄市、縣（市）の地元殯葬業協会の加盟後初めて営業を開始しなければならない。」とされている。

「罰則」については「第6章：罰則」（第73条から第99条）において包括的に言及している。特に上記6条にかかわるものは「第73条 許可なしに葬儀施設を設置、拡充、追加または変更した、許可条件に従わずに上記いずれかの行為を行った（略）殯葬業者は、300,000台湾ドル以上1,500,000台湾ドル以内の罰金刑が科され、決められた期限内の改善もしくは追加手続きが完了するよう命じられるものとする。当該期限前に改善もしくは追加手続きを完了しない者は、再度罰金が科されるものとする。重大な違反に関わった者または規則遵守を拒むものは、墓地及び遺灰（遺骸）貯蔵施設の開発、工事、運営もしくは販売の停止を命じられるかまたは工事を解くかもしくは現状回復を強いられる。」

第42条にかかわるものは「第84条 第42条第1項から第5項の規定に違反した殯葬業者は、60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以内の罰金刑が科されるものとし、営業活動の停止命令が併科される。その命令に従わず営業を継続する者は、再度罰金刑が科されるものとする。が適用される。」とある。

2 関連法令の全体構成（関連法令の目次等）

「第1章：総則」（第1条から第3条）⇒「目的」「定義」「所管部署・行政機関」について。

「第2章：葬儀施設の設置及び管理」（第4条から第20条）。

「第3章：葬儀施設の運用と管理」（第21条から第41条）。

「第4章：殯葬（死者を葬ること）管理及び相談」（第42条から第60条）。

「第5条：殯葬（死者を葬ること）行動の管理」（第61条から第72条）。

「第6章：罰則」（第73条から第99条）。

「第7章：附則」（第100条から第105条）である。

3 本研究で特に注目した内容の具体的整理

■【第1章 総則】■

第1条 本法は、葬儀業界の環境保護、適切な管理、刷新、向上及び質の高いサービスに関する葬儀施設の遵守促進のために制定された。葬送儀礼は、市民の生活の質の向上のために個人の威厳と公共の利益の双方を勘案しつつ、現代的ニーズに適合するものでなければならない。

第2条 本法の重要語句の定義は、以下のとおりである。（なお、多項目にわたるので、本研究に関連する重要語句の定義のみ挙げることにした。項目番号が飛んでいるのはその為である）

- 1.葬儀施設とは、墓地、斎場、礼廟、霊堂、火葬場及び納骨堂をいう。
- 3.斎場とは、遺体の処分及び棺を埋葬地に運び、据え付け、病院以外で供物の儀式を行う施設をいう。
- 4.礼廟及び霊堂とは、斎場とは分離されるかまたは斎場に附属し、安置と供物の儀式を行う施設をいう。
- 5.火葬場とは、遺体や骨を焼却する場所をいう。
- 7.遺灰再処理設備とは、焼却された遺灰をさらに細かくし、量を減らすよう再処理される設備をいう。
- 8.拡充とは、葬儀施設の面積を増やすことをいう。
- 9.建増しとは、葬儀施設の元々の建物の面積を増やすか高さを上げることをいう。
- 10.改築とは、葬儀施設の元々の建物の一部を取り除き、高さを上げたり面積を増やしたりすることなく、元々の基礎の範囲内で再建することをいう。
- 12.移動式火葬施設とは、遺体や遺骨の焼却のため、車両、船舶またはその他の運送手段の中で組み立てられた施設をいう。
- 13.葬儀業とは、葬儀施設の運営及び葬送業界をいう。
- 14.葬儀施設管理業界とは、墓地、斎場、礼廟及び霊堂、火葬場及び納骨堂を運営する業界をいう。
- 15.葬送儀礼サービス業とは、葬儀事項を扱うための契約を有する業界をいう。
- 16.生前葬送業務サービス契約とは、当事者が死後当事者のいずれかによって葬送業を提供してもらうことに合意した契約をいう

第3条（では）「本法にいう「主管機関」とは、中央政府の内政部、地方自治体レベルの直轄市政府、縣（市）にある縣（市）政府、郷（鎮・市）にある郷（鎮・市）公所をいう」として、次項で「主管機関の権限・責任は、以下のとおり分類」する（以下、略）。

■【第2章 葬儀施設の設置及び管理】■

第4条 (直轄市、縣(市)及び郷(鎮、市)主管機関が設置できる施設の範囲

—墓地、斎場、礼廟及び霊堂、火葬場及び納骨堂)

(縣主管機関が設置できる施設の範囲—斎場、礼廟・霊堂及び火葬場)

(郷(鎮、市)主管機関が設置できる施設の範囲—墓地及び遺灰(遺骨)貯蔵施設)

第5条 1. (民間で施設を設置する場合の適格性、法人、修道院、寺院または教会にのみ認められる)。

2. (改正に伴う移行期間)

3、4. (民間墓地の設置の開発規制)

第6条 1. 葬儀施設の設置、拡充、増築及び改築は、許可を得るための書類。かかる書類は、直轄市、縣(市)主管機関で処理、中央主管機関に報告される。

2. 前記葬儀施設が直轄市、縣(市)行政区域に跨る場合、葬儀施設の土地面積の大部分を占める直轄市、縣(市)主管機関が申請を受理・審理し、さらに許可を発給するものとする。

3. 設置、拡充、増改築が承認され、承認されて事項を変更する必要がある葬儀施設は、関連書類を作成し、直轄市、縣(市)主管機関にこれらの書類を提出しなければならない。

第7条 1. 前条1項に従って葬儀施設の設置、拡充、増改築の申請を受理した直轄市、縣(市)主管機関は、6か月以内に決定を下さなければならない。(以下、「2」～「4」項にかけて、「決定」の期限、「決定」に伴う工事期間などについての定め)

第8条 (墓地の設置及び拡充は、土壌及び治水、環境保護及び、公衆衛生の点で適切な場所とする定め)

第9条 (斎場、火葬場及び納骨堂の設置及または拡充の基準についての定め)

第10条 都市計画にて墓地、斎場、礼廟及び霊堂、火葬場もしくは納骨堂用に設計された土地は、その特定の目的に基づいて使用されるものとする。

第11条 私有地で本法に従って行われた公立葬儀施設の設置または拡充は、購入価格で合意がない場合、本法に従って収用することができる。

第12条 (墓地に関わる点。第1項：必要とする付帯施設・設備。第2項は園内通路幅。第3、4項：園内植栽。第5項：開発規制)

第13条 斎場には、次の設備が含まれていなければならない。

「(i)冷凍室」「(ii)遺体処理施設」「(iii)解剖室」「(iv)消毒設備」「(v)廃水(汚水)処理施設」

「(vi)遺体安置室」「(vii)礼廟及び霊堂」「(viii)グリーフ・カウンセリング室」「(ix)サービス

センター及び家族ラウンジ」「(x)公衆衛生設備」「(xi)非常時電力供給設備」「(xii)駐車場」「(xiii)

墓地外に通じる道路」「(xiv)法律に基づき設置しなければならないその他の設備」

第14条 (礼廟及び霊堂〔納骨堂〕に関わる点。必要とする施設・設備)

第 15 条 (火葬場に関わる点。必要とする施設・設備)

第 16 条 (遺灰(遺骨)貯蔵をするために必要とされる設備の例示)

- 第 17 条 1. 合併葬儀設備は、第 12 条から前第 16 条にいう設備を共用するものとする。拡充または増改築もまた葬儀設備後に同様とする。
2. 第 12 条から前第 17 条までの設備設置の自治法規は直轄市、縣(市)主管機関で定める。

- 第 18 条 1. 葬儀設備は、周囲の環境上の景観と協調して、人間性の原則に基づいて企画され、また広々とした空間に多くの植物や花が植えられていなければならない。
2 から 5. (墓地等の緑地基準)。

第 19 条 (散骨の規制)

- 第 20 条 1. 葬儀施設の設置、拡充、または増改築が完了後、適合性審査のために直轄市、縣(市)主管機関に書類を提出する。葬儀施設は、葬儀施設の名称、場所、宗教、申請人および事業者が公表された後に初めて使用することができる。直轄市、縣(市)主管機関により行われる設置、拡充または増改築は、中央主管機関にも報告され、審査される。
2. 前項にいう関連の必要書類は、直轄市、縣(市)主管機関がこれを定める。

■【第 3 章 葬儀施設の運営と管理】■

- 第 21 条 1. 葬儀施設の運営のため、直轄市、縣(市)または郷(鎮、市)主管機関は、葬儀施設管理機関を設置するかまたは葬儀施設管理団体を有することができる。
2. 前項の葬儀施設は、必要な場合、委託を受けた私的団体により運営することが認められる。

第 21 条の 1 (低所得者などへの使用料の減免、もしくは無料にかかわる措置についての定め)。

- 第 22 条 1. 民間の葬儀施設の事業者または公立葬儀施設の委託事業者は、関連書類を作成し、許可を得るため、葬儀施設の直轄市、縣(市)主管機関にこれらの書類を提出しなければならない。
2. 運営許可は、葬儀施設運営の事実がない場合またはその営業が直轄市、縣(市)主管機関により停止された場合、取り消されるものとする。
3. 前項 1 にいう必要な関連書類は、中央主管機関が定めるものとする。

第 23 条、第 24 条 (火葬場の設備の設置基準、管理機能、設備及び管理マニュアルについて及び、礼廟及び霊堂〔納骨堂〕における目的以外使用の規制)

第 25 条 (火葬許可証が必要とされる業務と申請方法)

第 26 条～第 30 条 (公立墓地における墓所区画面積基準について、と、深さ基準。使用期間の取り決め。期限終了後の取扱い。改葬に関わる規制。改葬した後の遺灰等についての管理について)

- 第 31 条 1. 下記状況にある公立葬儀施設は、リニューアル、移転及び更新を計画し、直轄市、縣(市)主管機関の許可を得たうえで、移転しなければならない。
2. 設置、拡充、増改築に関わるそれらの葬儀施設は、第 6 条の規定に従って処理される。

3. 民間葬儀施設の更新もしくは移動計画は、第1項に状況に対応するものでなければならず、また直轄市、縣(市) 主管機関に提出されるものとする。

第32条 1. 状況の変化または特殊事情によりもはや使用できない公立葬儀施設は廃止計画を起案し、それを直轄市、縣(市) 主管機関に許可を得るために提出しなければならない。直轄市、縣(市) 主管機関により処理されるそれらの事項は、今後の参考のために中央主管機関に報告される。

第33条 (公立の墓地及び納骨堂の管理すべき帳簿)

- 第34条 1. 葬儀施設内のすべての設備は、事業者により適切に保管されなければならない。
2. 墓地内の墳墓または納骨堂の遺灰(遺骸) 櫃に損傷がある場合、事業者は墓主または保存者に知らせるものとする。

第35条 (民間の墓地、納骨堂の事業者が、使用者に請求する料金の取扱いについて)

第36条、第37条 (私有地、公有地の墓地または納骨堂に支障が生じた場合の対応)

- 第38条 1. 直轄市、縣(市) 主管機関は、所轄する葬儀施設を、評価及び報酬付きで定期的に監査する。
2. 前項の監査、評価及び報酬に関する規則は、直轄市、縣(市) 主管機関により定められる。

第39条 (民営墓地〔個人墓地〕の移転補償)

第40条 (公立墓地の廃止の公告方法と、その後の新たな埋葬などの禁止)

第41条 ([無縁] 改葬に関わる手続)

■【第4章 殯葬管理及び相談】■

- 第42条 1. 葬儀屋は、直轄市、縣(市) 主管機関に、法律に基づき会社もしくは事業を登記し、殯葬業協会に加盟する事業者許可を申請して初めて営業を開始するものとする。
2. 本法施行以前に会社法または事業登記法に基づいて存在し、かつ今後の参考のために直轄市、縣(市) 主管機関に報告を行っていた斎場設置、開発レンタル業界及び殯葬業は、前項の許可を取得したものと見なされる。
3. 上記許可の法域外で直轄市、縣(市) の施設を経営する葬儀屋は、所在する直轄市、縣(市) 主管機関に参考までに元々の事業運営許可を添えて報告した後に、営業を開始する。ただし、営業許可を有する事業者は、直轄市、縣(市) の地元殯葬業協会の加盟後初めて営業を開始しなければならない。
4. 葬儀施設管理会社も、地元殯葬業協会の加盟後初めて営業を開始するものとする。
5. 第1項以外の設立目的で殯葬業に従事する他の者は、直轄市、縣(市) 主管機関に運営許可を申請し、それを取得し、かつ殯葬業協会に加盟した後に、営業を開始するものとする。
6. 第1項の運営許可申請の遵守に関する手続、事項、資格及びその他の事項は、中央主管機関が定めるものとする。

第 43 条、第 44 条 (葬儀事業者による、事業登記の申請、または法律による運営許可を取得等)

第 45 条、第 46 条 (葬儀事業者が業務を行う上での有資格者〔専任禮儀師〕の雇用することの義務と「専任禮儀師」が行い得る業務・裁量範囲)

第 47 条 1. 次のいずれかの状態にある者は、殯葬業の責任者を務めてはならない。
(法的な行為無能力者または限定的行為無能力者、破産宣告された者、犯罪を犯した者などが該当。その他、本法令の「罰則」が適用された者も含む)
2. 前項にいう状態のいずれかに該当する殯葬業の事業者は、直轄市、縣(市) 主管機関が定める期限内に責任者の交代を行う者とする。

第 48 条 葬儀屋は、許可証、商品もしくはサービスの項目、及び価格もしくは料金基準を 料金基準表とともに事業敷地の見える場所に掲示するものとする

第 49 条 (葬儀事業者が提供するサービスもしくは商品に関する契約にかかわる規定)

第 50 条～第 52 条 (葬儀屋及び消費者により署名された生前殯葬契約に関する規定)

第 53 条～第 55 条 (葬儀事業者の信託に関わる規定)

第 56 条、第 57 条 (葬儀業者による契約の販売業務など、関連する業務も含めての委託のあり方について。及び、葬儀業者の営業・事業の中止の届出と、その解除にかかわる規定)

第 58 条 1. 直轄市、縣(市) 主管機関による定期的評価で高い評価を受けた殯葬業者は、報奨される。
2. 前項の評価及び報奨の自治法規は、直轄市、縣(市) 主管機関が定めるものとする。

第 59 条 殯葬業協会は、殯葬業会議及び研修コースを開催するかまたは学校、機構及び学会に開催するよう委託しなければならない。

第 60 条 (葬儀事業者に対する職員・従業員の資質向上の義務 ワークショップまたは研修への参加するよう任命にかんする規定)

■【 第 5 章 殯葬行動の管理 】■

第 61 条 (存命中における死後の葬儀事項に関する基本合意書に関する監査)

第 62 条、第 63 条 (葬儀事項を扱う際の公道利用に関する届出義務 及び、違法な葬儀施設の使用・宣伝の禁止。病院で営業行為の禁止。具体的には殯葬業者は、病院で事業を勧誘、あるいは病院または遺族から遺体を移動してはならない。)

第 64 条～第 66 条 (病院における殯葬設備の設置もしくは提供に関する規定。納棺、埋葬、葬儀設備の設置もしくは提供に関する規定)

第 67 条、第 68 条 (葬儀のための葬列を公道で行う場合の事前の届出義務。「葬儀」を理由にした秩序

素乱（例：過度の騒音、深夜の騒音など）の禁止）

第 69 条 （いわゆる「不審死」した遺体の取扱いに関する規定）

第 70 条 （遺体の火葬、埋葬、遺灰の取扱いに関する規定）

第 71 条、第 72 条 （「墳墓」の変更に関する規定）

【 第 6 章 罰則（略）】

第 73 条 ～ 第 99 条で包括的に述べている。具体的な罪科は、罰金が定めている。金額は 300,000 台湾ドル以上 1,500,000 台湾ドル以内。罰金刑を受けても改善等がみられない場合、再度罰金刑が科される。たとえば、「①：遺体の管理・保管」等については「第 2 章 葬儀施設の設置 及び 管理」において「第 6 条 葬儀施設の設置、拡充、増築及び改築は、許可を得るための書類。かかる書類は、直轄市、縣（市）主管機関で処理、中央主管機関に報告される」として、以下、設置基準等を示し規制下においている。これについての罰則は「第 73 条 許可なしに葬儀施設を設置、拡充、追加または変更した、許可条件に従わずに上記いずれかの行為を行った（略）殯葬業者は、300,000 台湾ドル以上 1,500,000 台湾ドル以内の罰金刑が科され、決められた期限内の改善もしくは追加手続きが完了するよう命じられるものとする。当該期限前に改善もしくは追加手続きを完了しない者は、再度罰金が科されるものとする。重大な違反に関わった者または規則遵守を拒むものは、墓基及び遺灰（遺骸）貯蔵施設の開発、工事、運営もしくは販売の停止を命じられるかまたは工事を解くかもしくは現状回復を強いられる。」としている。

また、「④：葬儀施行者（事業者）」については、「第 4 章 殯葬管理及び相談」の第 42 条で、「葬儀屋は、直轄市、縣（市）主管機関に、法律に基づき会社もしくは事業を登記し、殯葬業協会に加盟する事業者許可を申請して初めて営業を開始するものとする。」として、これについての罰則は「第 84 条 第 42 条の規定に違反した殯葬業者は、60,000 台湾ドル以上 300,000 台湾ドル以内の罰金刑が科されるものとし、営業活動の停止命令が併科される。その命令に従わず営業を継続する者は、再度罰金刑が科されるものとする。が適用される。」とある。

■【 第 7 章 附則（略）】■

以 上

【総括—まとめ】

本研究における、アンケート、ヒアリング（「見学会」など）等の調査を通して、明かになったことをまとめると。

1 火葬場へのアンケート分析結果について

本研究における火葬場のアンケートでは、比較的遺体安置機能を持っていると思われる火葬炉 4 基以上を保有する火葬場を対象とした。

火葬場の処理能力（「設問 9-1」）については、全体的には「不足していない」が多くを占めているが、より大規模な施設で処理能力の不足感が多い。能力不足の理由（「設問 9-2」）は、「死亡者数の増加」、「施設の老朽化」が多くなっており、その対応（「設問 9-3」）は「新施設の検討」、「増設の検討」が主になっている。

遺体安置機能を有する火葬場（「設問 11-1」）は 70%であり、収容能力は平均 2.3 体であるが、多くは 1 体又は 2 体である。各施設の遺体安置の収容能力（「設問 11-3」）では、能力が高い火葬場が東日本、特に首都圏に集中している。能力が高い施設は、東日本では東京都大田区臨海斎場 24 体分、千葉県船橋市馬込斎場 16 体分、千葉県習志野市しおかぜホール茜浜と神奈川県川崎市南部斎苑 12 体分であり、西日本では高知県高知市斎場、宮崎県延岡市斎場の 10 体分である。遺体安置の機能（「設問 11-2」）は、遺体冷蔵庫がほとんどであるが、他に遺体安置室に冷蔵機能を持たせたものもある。ただし、施設の建設年代が古くなると遺体安置室に冷蔵機能の無い施設があり、西日本にやや多い傾向にある。

令和 2 年度の遺体の安置を行った実績（「設問 11-4」）は平均約 120 体であるが、多くは 0 体（実績なし）又は 1～50 体である。安置時間（「設問 11-5」）は平均 1.7 日間であり、多くは 2 日以下である。東日本と西日本を比べると、収容能力が多い東日本は実績が多く、安置時間が長くなっている。安置時間の近年の変化（「設問 11-6」）については「あまり変わらない」が 84%であるが、「増加している」が 10%を占めている。

安置時間が長い場合のトラブル（「設問 11-7」）については、「ある」が 1.6%と少ない。トラブルの原因は臭気に関するものであり、トラブルが非常に少ないと言える。

遺体安置の目的（「設問 12-2」）は、「火葬の順番待ち」が最も多くなっている。

遺体安置の設置時期（「設問 14」）は、「稼働当初から」がほとんどであり、今後の整備予定（「設問 15」、「設問 18」）については、現在遺体安置機能の有無にかかわらず「整備予定なし」がほとんどを占めているが、一部「現状設備の増設を予定」、「増設や整備を検討中」があった。

遺体安置の管理上の基準（「設問 17」）は、「室（装置）内の温度」、「故人名の貼り付け」、「面会の制限の厳守」となっている。「室（装置）内の温度」（「設問 17-1」）は、平均 2.8℃であり、2.1～5℃が多くを占めている。「室（装置）内の消毒、清掃等の衛生基準」（「設問 17-4」）は、いずれも使用後で、清掃、消毒、アルコール消毒、オゾン消毒等となっている。

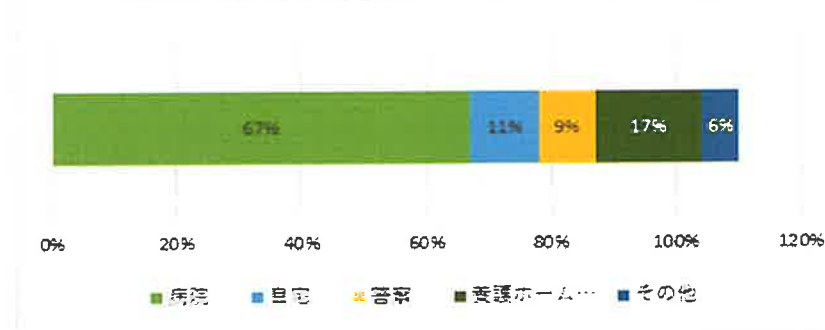
ガイドラインの「2-7 火葬」に基づいた処理（「設問 10-1」）は、「行われている」が 74.1%、「概ね行われている」が 23.7%、「行われていない」が 2.2%、「知らなかった」が 0（0.0%）であり、「行われている」「概ね行われている」で 97.8%を占めている。

本研究の結果、遺体の安置時間は平均 1.5 日であり、多くは 2 日以下であることが分かり、安置時間が長い場合のトラブルも非常に少ないことなどが分かったが、10%の火葬場が安置時間が増加していると回

答しているほか、今後の死亡者数の増加に伴う火葬件数の増加に伴い、遺体安置機能の必要性も増すと考えられることには留意する必要がある。

2 葬儀場(遺体安置施設)へのアンケート分析結果について

遺体引取先別 葬儀施行件数比 (複数回答)



葬儀事業者が「ご遺体をどこから引き取っているのか」([設問2])については、「病院」からは総じて7割程度。「自宅」からは1割強。「警察」からは1割弱。「養護ホーム等」からは2割弱(複数回答)であった。「葬儀までの遺体安置はどうか」では(複数回答)、「遺族の自宅」は、請け

負った葬儀の施行件数のうち、「20%以下」が63件、48%。「他社の葬儀場・遺体安置施設」では「20%以下」は42件、16%。「お寺」は「20%以下」が35件、27%。「公営葬儀場・火葬場」は「20%以下」が21件、8%であった([設問3-2])。

葬儀場による遺体を安置するための受け入れ体制について([設問7-1])、「不足している」は206件(27%)。「不足していない」は500件(65%)である。そして「不足」している場合の対応は([設問7-4])、「既存葬儀場の増設・改築」により(専用)の遺体安置施設を新たに設けることが検討されている。

遺体を安置するにあたって、特段の問題となった事例の有無について尋ねると([設問8])、「問題があった」のは126件(16.3%)、「(問題は)ない」のは587件(76.1%)。重ねて、「問題があった」という126件(16.3%)について、具体的記述で述べられた事例は、「不足」が34件、「臭い」が11件、「遺族面会の重複」が10件、「コロナ関連」が8件、などが主なものである。

現状における葬儀場での遺体の安置(平均待機)期間は([設問9-5①])、「1日以下」は17.8%。「2日以下」は56.4%(ほぼ6割弱)。「3日以下」は84.2%(ほぼ8割強)。そして、「4日以下」までとすると、94.8%と9割を超える。ちなみに、「最大」期間は「8日以下」が79.4%と8割弱を占めるため、現状での遺体安置は基本的には「長くても1週間」といえることになろう。ただし、火葬場における遺体安置と同様に、今後の死亡者数の増加に伴う火葬件数の増加に伴い、遺体安置機能の重要性も増すと考えられることには留意する必要がある。

本研究では死亡者数の増加する一方、火葬場は老朽化等が進み、新規整備には長期間を要するため、火葬までの期間、遺体を衛生的かつ安全に管理する「安置施設」に注目した。他方、遺体安置の目的について尋ねたところ([設問10-2])、「遺族が揃うまで」「葬儀の日程調整」などという回答が「火葬の予約待ち」と同程度の回答数であったことは注目される。

「新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方 及び その疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付 厚労省・経産省)について尋ねた(「設問18-1」)。ガイドラインの「2-4 納棺」「2-5 遺体搬送」「2-6 通夜・葬儀」に際してガイドラインに基づいた対応の履行がなされているか尋ねたところ、「行われていない」「知らなかった」「不明」の合計は、109件(15.2%)。協会や団体に所属している葬儀事業者(葬儀場)でも、こうした回答であることを考えるなら、未組織の葬儀事業者における周知状況には懸念される。

3 葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究について

総括と今後の課題

(1) 施設に対する規制の態様

①条例により、葬祭場及び遺体安置施設(以下総称して「葬祭場等」という。)について規制を行うケースについては、現状、都市計画的な視点から、良好な近隣関係の保持や健全な生活環境の維持及び向上、区民の福祉の向上や魅力のあるまちづくり等の目的のもとに制定された条例の中にこれらの施設を取り込むことにより、一定の規制が行なわれている。この場合、地方公共団体は、この条例の定めに従い建築主が作成・提出した計画書により、その施設の規模や業務の概要を把握できることになる。しかしながら、建築に関する規制を主眼としている場合、事業の具体的内容の把握という点に関しては限界がある。

②これに対して、指導要綱等により葬祭場等について規制を行うケースについては、現状、葬祭場等、さらにはエンバーミングを営む施設自体を対象として規制を行なおうとするものであり、事業主による区長への事業計画の提出と事前協議等を通じ、より直截に当該葬祭場等の事業の規模内容等を把握することができていると考えられる。そうした手法は、施設建物の建築主と施設の事業主が一致しない場合があり得ることに照らしても、その事業の実態把握にはより適した手法である。

(2) 規制の内容に関する検討

①条例による規制を行うケースでは、葬祭場等の用途に供する建物の建築やそのような目的の用途変更に対して届出を求め、区長のまちづくりへの事業者の協力や近隣周辺住民との調和を図ることを事業者の義務として定めている。

それらの義務は多くの場合「努力義務」であり、その実効性確保のための手段は、区長による指導、勧告、助言に留まるか、あるいは勧告に従わない事業者の事実の公表という比較的穏当なものに止まっている。但し、練馬区まちづくり条例は、「遺体保管庫」を含む葬祭場等に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満の建築物の建築をする場合であっても区長に届け出ることとし、区長は、これを怠った事業者に対して、工事の停止、中止その他必要な措置をするよう勧告し、これに従わない事業者に対しては違反事実の公表をする権限を規定し、更には是正命令を発しても従わない事業者に対しては、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することを定めている。

他の条例に比べ、非常に厳しい姿勢で臨んでいることが窺われる。

②指導要綱等による規制を行うケースでは、概ね「葬祭場等の設置に伴う近隣住民との紛争の未然防止

と良好な住環境の形成に資する」という目的を掲げ、a 施設の設置に関する事項と、b 施設の管理及び運営に関する事項を定めている。

a に関する定めは、①一定の幅員の道路への接道義務、②施設外壁（ないしは柱）と隣地境界線と一定の距離を保つ義務、③敷地内の緑化推進義務、④駐車場の確保義務、⑤施設と周辺町並みとの調和を図る義務、等である。

また、b に関する定めとしては、①花輪の設置や通夜・告別式は施設の範囲内で行なう義務、②敷地内の棺や遺体の運送作業の際に、施設の外部から視認されないように努める義務、③管理及び運営を適切に行ない近隣住民等からの苦情に対して速やかに誠意を持って対応する義務を定めるほか、④葬儀の際の音、線香の臭いその他の臭気が近隣住民等への生活環境に支障を及ぼさないよう、設備等に対策を講じる義務、⑤廃棄物及び排水を適正に処理する義務、など多くの義務が定められている。

なお、大田区のまちづくり条例第4章には、葬祭場等事業者の施設の設置、管理及び運営に関する遵守事項が上記指導要綱等と同程度ないしはそれ以上に詳細に定められており、今後条例により葬祭事業者等に関する準則を定めようとする場合には非常に参考になる。

指導要綱等は、条例のように法的性質をもって直接国民の自由を制約しうるものではない。そのため、葬祭等の事業者に課された上記の義務違反に対してはペナルティを伴うものではなく、その実効性の確保という点では条例には及ばない。一方で、事業者の責務に関しては条例に比べて相当詳細かつ幅広く規定されている。

しかしながら、遺体に関する取扱いや保管方法に関する注意事項を具体的に定めている例は極めて少なく、新宿区の指導要綱が「遺体洗浄、遺体保管機器洗浄等に使用する設備は敷地内に設置する」旨を規定し、千葉市の指導要綱が「遺体の保管は遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じる」旨規定している例が見られるに過ぎず、そのほかの事例を確認することはできなかった。

また、葬祭場等の管理、運営に携わる職員に関して、何らかの専門的な知識の具備や資格要件を定めている例はこの度の調査では見出すことができなかった。今後、葬祭場等の実態の把握とあるべき姿の分析や検討が進むにつれて、より踏み込んだ準則が策定されてくるものと思われるが、現状においては、廃棄物処理法や医療・公衆衛生、良好な環境を維持するための法令、条例による規制を念頭に、事業者に対して適正な処理を求めることにとどまっているのではないかと思料される。

（参考）各条例・要綱等の概要一覧表

	法形式		対象施設			規律の内容					名称	
	条例・規制	要綱等	葬祭場	遺体保管所	エンバール施設	長との事前協議	住民への説明	環境整備事項	管理運営事項	罰則		具体的注意事項
世田谷区	○		○	○	○		○	○	○			世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に

												関する条例
練馬区	○		○	○	○	○	○	○		○		練馬区まちづくり条例
大田区	○		○	○	○	○	○	○	○		○	地域力を生かした大田区まちづくり条例
足立区	○		○	○	○	○	○	○	○			足立区ユニバーサルデザイン のまちづくり条例
品川区		○	○	○	○	○	○	○	○		○	品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱
荒川区		○	○	○	○	○	○	○	○		○	荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱
新宿区		○	○	○			○	○	○		○	新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱
文京区		○	○	○	○	○	○	○	○		○	文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱
千葉市		○	○	○	○		○	○	○		○	千葉市遺体保管所の設置、管理及び運営に関する指導要綱
成田市		○	○	○	○	○	○	○	○		○	成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱
川崎市		○	○	○	○		○	○	○		○	川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱

(3) 今後の課題

葬祭場等の施設は、周辺地域の環境に一定の影響を及ぼし近隣住民との軋轢を生じさせる可能性のある施設である反面、大規模自然災害の発生時には地方自治体と連携しつつ公衆衛生や地域環境の維持に有用な役割を果たすことが期待される施設でもある。

それ故、各地方自治体がその地域における遺体安置施設の実態を把握し、その設置、管理及び運営が適法、適切に行なわれるための準則を定めることの重要性は増加しつつある。

現状ではその手法は、まちづくり条例の中に当該準則を盛り込むか、それに特化した指導要綱等を策定するかの二通りがあることは既述の通りであるが、新たに条例を定めるという手法も考えられる。

いずれの手法をとるにせよ、遺体安置等の実態を的確に把握するとともに、適切な設置、管理及び運営を実現させた上で、ここに紹介した内容が地方自治体にとって参考となれば幸いである。

4 海外の葬祭場等を規制する法令・規制等の調査報告

この研究では、「オーストラリア [南オーストラリア州]」「イギリス [イングランド・ウェールズ]」「オランダ」「アメリカ合衆国 [オハイオ州]」「台湾」における法、規制、ルールについてまとめた。その結果を整理すると、次のとおりとなる。

(各国対照表)

水分類	小分類	南オーストラリア 埋葬及び火葬に関する規則	イギリス (イングランド・ウェールズ) 埋葬法	オランダ 埋葬法	アメリカ (オハイオ州) 葬儀法	台湾 殯葬管理法
遺体の管理・保管	遺体の管理・保管	埋火葬の身元保証書の交付 (違反した場合は1万ドル以下の罰金)、遺体の後遺者が排出するのを防ぐ等の要件を満たす旨の書面 (違反した場合は5000ドル以下の罰金) が定められている。 但し、遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。	「遺体の処分」における「探検及び埋葬に関する指示及び埋葬の埋葬申請」にて (1) から (9) までの項目が盛り込まれている。 しかし、遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「葬儀の一時的な規則」のほか「探検」として「埋葬または火葬は、死後 36 時間以内、遅くとも死後 6 営業日以内に行われる。(規則第80条 次者は、3 か月以下の期間または第 3 種の罰金に処する。)」という形で遺体の「保管期間」を定めている。 しかし、遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	葬儀事業又はエンバマーは、申請者の入札要件 (例: 所定のコースで少なくとも12か月の指値を完了、25人の遺体の防腐処理補助経験)、その他要件 (例: 保証書又は保証金の発行者の在籍、施設要件) を満たしている必要がある。その要件を満たしている場合には、許可が与えられる。 また、施設整備を受けなければならない。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。葬儀事業に際しては、許可なしに当該事業を行うことは禁止されている。	遺体の管理・保管の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。
遺体の運搬・移動	遺体の運搬・移動	身元保証書の遺体を死亡した場所から移動させること (違反した場合は1万ドル以下の罰金)、車庫内で遺体が動かないように固定されている場合を除き、遺体を車両に乗せて運搬してはならない、とされている。 但し、遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	遺体の運搬・移動の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。
感染症罹患者 (遺体)	感染症罹患者 (遺体)	感染症罹患者である場合を含め、他の医師が合理的に対応できない状況下の死亡について、医師が死亡診断書を発行する場合、死亡後24時間以内に死亡診断書を発行するため、医師は「必要」項目を記載した埋葬書を死亡診断書に添付するものとする、とされている。	「埋葬執行者 (事業者)」については「埋葬サービスの手引の意見」(遺体を管理し、死を登録し、葬後に又は埋葬を延期し又は届けあう者の葬儀) が包括的に定められており、これらの場が「探検及び埋葬の申請」の発行者を規定する規定を導く。このこととされているが、探検の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「探検及び埋葬の申請」(遺体を管理し、死を登録し、葬後に又は埋葬を延期し又は届けあう者の葬儀) が包括的に定められており、これらの場が「探検及び埋葬の申請」の発行者を規定する規定を導く。このこととされているが、探検の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	感染症罹患者の埋葬は、確認した限りでは見当たらないが、公衆衛生上求められる殯葬場の設備として、「公衆衛生設備」(他の) 法律に基づき設置しなければならない。その設置基準等によって具体的な規則が定められている。 また、その設置基準等によって具体的な規則が定められている。	感染症罹患者の埋葬は、確認した限りでは見当たらないが、公衆衛生上求められる殯葬場の設備として、「公衆衛生設備」(他の) 法律に基づき設置しなければならない。その設置基準等によって具体的な規則が定められている。 また、その設置基準等によって具体的な規則が定められている。
葬儀 (業)	葬儀 (業)	葬儀の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「葬儀執行者 (事業者)」については「埋葬サービスの手引の意見」(遺体を管理し、死を登録し、葬後に又は埋葬を延期し又は届けあう者の葬儀) が包括的に定められており、これらの場が「探検及び埋葬の申請」の発行者を規定する規定を導く。このこととされているが、探検の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	「探検及び埋葬の申請」(遺体を管理し、死を登録し、葬後に又は埋葬を延期し又は届けあう者の葬儀) が包括的に定められており、これらの場が「探検及び埋葬の申請」の発行者を規定する規定を導く。このこととされているが、探検の事業を行う上で特に届出等を義務付けている法令は、確認した限りでは見当たらない。 また、当該事業の経営者やその従業員が、遺体の衛生的衛生管理を怠った場合や国民の宗教的感情に反することを怠った場合の行政処分や罰金に関する法令は、確認した限りでは見当たらない。	この規則に違反した場合は、60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金刑罰科されるものとし、重篤な活動の停止命令が科される。その命令に従わずに葬儀を執る者は、再度罰金刑罰科されるものとして、確認した限りでは見当たらない。	この規則に違反した場合は、60,000台湾ドル以上300,000台湾ドル以下の罰金刑罰科されるものとし、重篤な活動の停止命令が科される。その命令に従わずに葬儀を執る者は、再度罰金刑罰科されるものとして、確認した限りでは見当たらない。

統 括

今回の調査では葬儀場（葬儀事業者）の調査は（一社）全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会に協力いただき、その会員、組合員に施行をしたものである。

こうした団体に所属していない葬儀事業者等については今回の調査で把握していない点についてはご留意いただきたい。

そうした留意点はあるものの、本研究による調査の結果の解析・取りまとめを通じて、人が死亡してから火葬されるまでの遺体の取扱いの現状等を把握した。もとより遺体の取扱いについては、地域の慣習や住民の宗教的感情等によって異なることから、こうした課題への対応自体は、各々の地方公共団体で地域の実情に応じ検討がなされるべきものであり、あるいは葬儀事業者における自律性ある対応が求められるが、そうした検討にあたって参考となるものを取りまとめた。

取りまとめた報告書を葬祭事業者や火葬場等、事業者に周知することにより、その適切な対応の促進に資することが期待できると考えている。

最後に。

本研究の遂行にあたり、まず、「葬儀場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査」の施行にあたっては、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び全日本葬祭業協同組合連合会（五十音順）のほか経済産業省にもご相談させていただきました。回答については、多くの葬儀事業者等の皆さま方からのご協力をいただきました。深謝致します。

また、遺体安置施設の見学では、「想送庵カノン」の運営主体である「あなたを忘れない株式会社」。「ハース・ジャパン東京営業所」の「株式会社ハース・ジャパン」。「ステーション町田」の「株式会社吉澤企画」。「ラステル新横浜」の「株式会社ニチリョク」より、ご協力いただきました。感謝いたします。

そして、「火葬場における遺体安置に関するアンケート調査」の施行にあたっては、多くの地方公共団体をはじめとする火葬場の運営主体、ご担当者からのご協力をいただきました。ありがとうございました。

その他、多くの関係者の皆さま方からのご協力をいただくことで、本研究をまとめることが出来ました。改めて深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

厚生労働行政推進調査事業費補助金
厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、
墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究

令和3年度 総括・分担研究報告書

令和5（2023）年3月

研究代表者 横田 睦
公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員

公益社団法人 全日本墓園協会

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル

TEL 03-5298-3282

FAX 03-5298-0085

info@zenbokyo.or.jp

特になし

「COI（利益相反）管理委員会」議事録

日時：2022年1月24日 10時15分～11時15分

場所：ZOOM形式にて

参加者：①委員メンバー・・・浦川 道太郎 ・北村 喜宣 ・奥村 龍一 ・山田 慎也

②事務局・・・ 公益社団法人全日本墓園協会専務理事 村上 恵一

同協会事務局長 大和 義彦 同協会事務局長補佐 安孫子 順子

③ その他・・・横田 睦 （オブザーバー）

1) 定刻となりましたので第1回委員会を開催致します。（大和）

2) 村上より挨拶

本日は、ご多忙の折、お集まりいただきまして、有難うございます。

新型コロナウイルスの感染急拡大の状況を考慮し、リモートによる会議とさせていただきましたこと、ご了承下さいますようお願いいたします。

このCOI委員会では、令和3年度の厚生労働科学研究事業「新型コロナウイルスに感染したご遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究」につきまして、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」に基づいてお諮りいただきたく存じます。

今回は、その第1回であります。まず、委員会の構成、委員長、副委員長を選出しいただき、その後、委員長より、委員会設置要綱について、お諮りいただきます。

その後で、本研究の概要説明をさせていただきます。

その概要説明を踏まえて、研究代表者及び分担者の利益相反自己申告書についてご精査いただき、本研究会の適格性をご確認いただきたく存じます。

では、この後、事務局より、資料の確認と委員のご紹介をさせていただきます。

3) 大和事務局長より資料確認

① 委員会次第②委員名簿③厚生労働科学研究におけるCOI（利益相反）管理委員会 設置要綱④研究概要（目的、構成、スケジュール表）（「令和3年度厚労科研事業補助金交付申請書（令和4月1月12日付）」より）」

4) 大和よりCOI委員の略歴を紹介する。

- ・浦川道太郎 早稲田大学法学部名誉教授 弁護士
- ・北村 喜宣 上智大学 法科大学院 教授
- ・奥村 龍一 公益社団法人東京都ペストコントロール協会 専務理事
- ・山田 慎也 国立歴史民俗博物館 広報連携センター長 研究部 民俗研究系教授

5) 大和より委員長選出をお願い致します。

まず、本委員会の委員長を選出致したく存じます。委員の皆様方、自薦、他薦など、ご意見ございませんでしょうか。

（複数委員より「事務局としてはどう考えているのか」と発言）

事務局案としては浦川先生に委員長をお願いしたいと思っておりますと提案。

委員一同より賛同を頂き委員長に浦川先生が就任。

次に副委員長の選任に移る。委員長と同様に委員の自薦、他薦を求めるものの、特に意見はなく、浦川委員長と事務局が合議した上で、副委員長に北村先生をお願いすることを、事務局より提案。これについて委員4名が合議をした上で、事務局案を各委員は異議無く了承した。

委員長：浦川 道太郎 氏 副委員長：北村 喜宣 氏

6) 委員会設置要綱については既に事務局より「案」を委員会に諮り、了承・承認を頂きました。

7) 村上から「本研究の概要説明」の説明

まず、私の方から、本研究の目的について、その概要を説明させていただきます。 その後、横田より補足説明を致します。

(これについては、本来、委員会に諮られる側である研究代表者である本協会の理事・主管研究員であり、本研究の研究代表者である横田からのオブザーバー参加をお認めいただきたく存じます。)(各委員より承認)

超高齢社会であるわが国の死亡者数は年々増加しており、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化しております。そのため、ご遺体から公衆衛生上の問題が生じております。その一方で、火葬場は老朽化が進み、ご遺体の増加に対応するために、火葬までの期間、ご遺体を衛生的かつ安全に管理するための「遺体安置施設」の運用・管理の重要性が増しております。特に今般の新型コロナウイルスは、強い感染力があることから、配慮すべき課題が多々あることが浮き彫りになりました。東京都や大阪市など、感染が急拡大している自治体では、様々な応急策を講じているようですが、現行の「墓地埋葬に関する法律」では、何らの規制がないことから、地方自治体や葬祭業者等においては、対応に苦慮している状況であります。

そこで、本研究において、公衆衛生上の観点から、国内外におけるご遺体の取扱い状況について明らかにするため、国内外の関連施設の運用事例や関連ルール等の実態を調査するとともに、関係者からの意見を聴取し、それを踏まえた上で、その対応策を検討することを目的としております。

つづきまして横田より補足説明

横田が「令和3年度厚労科学研究事業補助金交付申請書(令和4年1月12日付)」の「【流れ図】を『2研究計画・方法』について。なお、当該「申請書」については、本委員会開催前に事前に各委員には報告済みである。

8) 利益相反申告書(横田・小松・森山)について事務局より概要説明

事務局より既にお送りしております「利益相反申告書」をご覧ください。

同申告書にある「4. 倫理審査の状況」のうち「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」については、何れの研究者においても、「該当性が『有』」でありました。

よって、横田氏と森山氏については、既に昨年の厚労科学研究事業において日本環境斎苑協会倫理審査委員会にて「審査済み」となっております。

小松氏については、既に「研究倫理教育の受講」については、受講を済ませており、利益相反の管理については、本倫理審査(COI)委員会にて、お諮りいただきたく存じます。特に指導・管理が必要でしょうか。

浦川委員長 — さて、皆さん、いかがでありましょう。ご意見ございませんでしょうか。

北村副委員長 — 小松氏は弁護士でもあり、特にここで求められている「人に関する倫理」という意味では、特に医学系研究に留まらず見識はお持ちでありましょう。特に本委員会において指導・管理の必要ないと思えます。

(他の委員もこれに同意)

浦川委員長 — では、横田研究代表者、森山研究分担者について、日本環境斎苑協会倫理審査委員会にて「審査済み」とのことですし、小松研究分担者については、本委員会において、「申告書」を精査、特に利益相反する事実は認められず、「8) 利益相反申告書について概要説明」にある「指導・管理」について

ても、特に必要はないというのが本委員会の結論と致します。

9) 質疑

① 浦川より研究会の進捗状況についての質問あり

横田より先の「令和3年度厚労科学研究事業補助金交付申請書（令和3年1月12月付）」を敷衍しつつ、1月28日開催予定の研究会における打ち合わせ内容について説明。

② 浦川より利益相反申告書で妥当性の「有る」「無し」で内部審査及び外部審査について先ほどの「利益相反申告書」でのご説明では不足していますとの質問があり

横田より回答 同申告書にある「4. 倫理審査の状況」のうち「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」については、何れの研究者においても、「該当性が『有』」でありました。

よって、横田と森山については、既に昨年の厚労科学研究事業において日本環境斎苑協会倫理審査委員会にて「審査済み」となっております。

小松氏については、既に「研究倫理教育の受講」についての受講を済ませており、利益相反の管理については、先ほどの「8) 利益相反申告書について概要説明」において、特に指導・管理が必要とはされないとのご見解をいただいているところです。

10) 閉会宣言

以上

COI 委員（順不動）

奥村 龍一 元東京都多摩小平保健所生活環境安全課 課長補佐
→ 現 公益社団法人東京都ペストコントロール協会 専務理事
101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目九番八号 サトービル二階 03-3254-0014

浦川 通太郎 早稲田大学法学部 名誉教授・弁護士
156-0044 東京都世田谷区北鳥山1-2-4~205（自宅）03-3308-6066(兼F) 090-1802-7090

北村 喜宣 上智大学 法科大学院 教授
133-0052 東京都江戸川区東小岩5-1-8-3（自宅） 03-5668-9611
hello.kitamura@jcom.home.ne.jp

山田 慎也 国立民俗博物館 准教授・総合研究大学院大学准教授 博士
〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117 国立歴史民俗博物館 0434-86-0123（内線1）
民俗研究系 総合研究大学院大学 教授

以 上

厚生労働科学研究におけるCOI（利益相反）管理委員会 設置要綱

（名 称）

第1条 本委員会は、「厚生労働科学研究におけるCOI（利益相反）管理委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 公益社団法人 全日本墓園協会（以下「当協会」という）が実施する厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するために、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応し、利益相反について、透明性が確保され、適正に管理することを目的とする。

（任 務）

第3条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。なお、以下の第4条に規定する委員会の構成員は、公正かつ中立に任務を遂行しなければならない。

- (1) 当該研究のCOIに関する情報収集
- (2) 当該研究がCOIに抵触する恐れがある場合の当協会理事長への報告
- (3) その他、COIを判断するための説明請求

（組 織）

第4条 委員会は、当協会理事長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代行する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が退任した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第6条 会議は、必要に応じて当協会理事長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者を招致して意見を聞くことができる。
- 4 会議は、これを構成する委員の過半数の出席をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、代理人に委任することができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、当協会に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、当協会理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。